

令和5年度
教師の採用等の改善
に係る取組事例



文部科学省

令和7年5月

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課

はじめに

文部科学省では、67都道府県・指定都市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計68）が実施した公立学校教員採用選考試験を対象として、その実施状況及び実施方法について、調査を行っています。

令和5年度に調査を実施した公立学校教員採用選考試験の実施方法の調査結果の概要については、以下のとおり公表しました。

令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施方法について
（令和5年12月25日公表）

【公表資料】

- ・ 令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施方法のポイント
- ・ （参考資料）令和5年度公立学校教員採用選考試験の実施方法（第1～10表）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1416039_00010.html

このたび、上記の調査結果においては掲載していない詳細な集計表について取りまとめましたので公表いたします。

令和5年度 教師の採用等の改善に係る取組事例

目次

○ はじめに

令和5年度（令和4年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施方法について

- 1 試験実施区分・実施時期等
 - 1.1 試験区分
 - 1.1.1 試験区分①（小学校における特定の教科を対象とした選考）
 - 1.1.2 試験区分②③（小中一括及び中高一括募集）
 - 1.1.3 試験区分④⑤⑥（小中高一括及び特別支援学校及び特別支援学級）
 - 1.2 地域枠を設けた選考の実施
 - 1.3 学校種間または特定教科に関する併願受験の実施（養護教諭・栄養教諭を除く）
 - 1.4 出願受付期間・受付方法・試験実施日・採用内定等時期
 - 1.5 秋募集の特別選考等を別途実施
 - 1.6 採用説明会・採用選考試験の実施場所
 - 1.7 広報活動の取組①②
- 2 採用選考試験の内容
 - 2.1 小学校専門教科試験、筆記試験の評価方法
 - 2.2 実技試験の実施状況
 - 2.2.1 実技試験の実施状況（小・外国語）
 - 2.2.2 実技試験の実施状況（中・英語）
 - 2.2.3 実技試験の実施状況（高・英語）
 - 2.3 面接1次
 - 2.3.1 面接1次（個人・教職以外担当）
 - 2.3.2 面接1次（個人・面接内容）
 - 2.3.3 面接1次（集団・教職以外担当）
 - 2.3.4 面接1次（集団・面接内容）
 - 2.4 面接2次
 - 2.4.1 面接2次（個人・教職以外担当）
 - 2.4.2 面接2次（個人・面接内容）
 - 2.4.3 面接2次（集団・教職以外担当）
 - 2.4.4 面接2次（集団・面接内容）
 - 2.5 面接3次
 - 2.5.1 面接3次（個人・教職以外担当）
 - 2.5.2 面接3次（個人・面接内容）
 - 2.5.3 面接3次（集団・教職以外担当）
 - 2.5.4 面接3次（集団・面接内容）
- 3 特別の選考
 - 3.1 英語の資格等による特別の選考による特別の選考
 - 3.2 スポーツの技能や実績による特別の選考
 - 3.3 芸術の技能や実績による特別の選考

- 3.4 国際貢献活動経験等やグローバル社会に対応した教育経験による特別選考
 - 3.5 民間企業等経験による特別の選考
 - 3.6 教職経験による特別の選考
 - 3.7 前年度採用選考試験での実績による特別の選考
 - 3.8 いわゆる「教師養成塾」の実施と特別の選考
 - 3.9 大学・大学院推薦による特別選考
 - 3.10 教職大学院修了による特別の選考
 - 3.11 博士号取得による特別の選考
 - 3.12 複数の教員免許状の所持による特別の選考
 - 3.13 専修免許状の所持による特別の選考
 - 3.14 情報処理技術等の資格の所持による特別の選考
 - 3.15 司書教諭任用資格の所持による特別の選考
 - 3.16 臨床心理士、公認心理士等の所持による特別の選考
 - 3.17 社会福祉士、精神保健福祉士等の所持による特別の選考
 - 3.18 社会教育士の取得による特別の選考
 - 3.19 手話通訳士の所持による特別の選考
 - 3.20 特別支援（自立活動）による特別の選考 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等
 - 3.21 外国語堪能（英語以外）
- 4 大学院在学者・進学者に対する特例
 - 4.1 大学院在学者・進学者に対する次年度以降の採用選考試験における特別の選考（対象校種・教科、受験資格、特別の選考の内容）
 - 4.2 大学院在学者・進学者に対する採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延長（対象校種・教科、備考）
- 5 障害のある者への配慮
 - 5.1 障害のある者を対象とした特別の選考
 - 5.1.1 選考の実施内容
 - 5.1.2 障害のある者の採用促進に向けた取組
 - 5.2 試験時における障害のある者への配慮
 - 5.2.1 試験時における配慮の有無、障害のある者への配慮の周知方法
 - 5.2.2 筆記試験における配慮（視覚障害）
 - 5.2.3 筆記試験における配慮（聴覚障害）
 - 5.2.4 筆記試験における配慮（肢体不自由）
 - 5.2.5 実技試験・面接試験時の配慮
 - 5.2.6 筆記試験・実技試験・面接試験時以外の配慮
 - 5.2.7 備考
- 6 受験年齢制限
- 7 採用選考の内容・基準等の公表
 - 7.1 試験問題、解答、配点
 - 7.2 公表範囲、公表時期、公表方法、公表事項
 - 7.3 成績の本人への開示（1次試験）
 - 7.4 成績の本人への開示（2次試験）
 - 7.5 成績の本人への開示（3次試験）

8 提出書類等

8.1 提出書類

8.2 志願書や自己アピール等の提出書類において記載を求める社会体験等

8.3 願書等における賞罰の記載、備考

8.4 願書等における懲戒処分歴の記載

9 不正防止のための措置

9.1 問題作成、面接、採点、データ入力、集計等の業務段階ごとのチェック体制

9.2 各受験者の筆記試験の答案や面接の判定等の元データと選考後の確定データとの突合チェック

9.3 業務における受験者の匿名化

9.4 公正な面接試験の確保

9.5 教員免許状の有効性の確認

9.6 その他の不正防止措置

1.1 試験区分①

区分 区市名	小学校における特定の教科を対象とした選考の実施																
	○の場合の特定の教科											○の場合の受験資格					
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	「小学校」と「左記の特定の教科の両方を」所持	「小学校」の所持	「左記の特定の教科」の所持	その他	具体的に		
01 北海道																	
02 青森県																	
03 岩手県																	
04 宮城県	○									○	○						
05 秋田県																	
06 山形県	○									○				○	「小学校」と「左記の特定の教科の中学校又は高等学校」の教員免許状の両方を所持		
07 福島県																	
08 茨城県	○		○	○							○						
09 栃木県	○									○	○						
10 群馬県																	
11 埼玉県																	
12 千葉県																	
13 東京都	○			○						○				○	「小学校」と「左記の特定教科の中学校又は高等学校」の教員免許状を所持		
14 神奈川県																	
15 新潟県																	
16 富山県																	
17 石川県																	
18 福井県																	
19 山梨県																	
20 長野県																	
21 岐阜県																	
22 静岡県																	
23 愛知県																	
24 三重県																	
25 滋賀県																	
26 京都府																	
27 大阪府																	
28 兵庫県																	
29 奈良県	○									○	○			○	次のいずれかの資格を取得 ・実用英語技能検定(日本英語検定協会) 準1級以上 ・TOEFL(国際教育交換協議会) PBT550点以上 ・ " CBT213点以上 ・ " iBT 80点以上 ・TOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会) 730点以上(公開テストに限る)		
30 和歌山県																	
31 鳥取県	○									○	○			○	実用英語技能検定準一級程度以上の資格の基準を満たす者		
32 島根県	○		○	○						○	○			○	外国語は、中学校教員免許状「英語」または2年以上のALT経験か海外留学・勤務経験のある者		
33 岡山県	○		○	○						○	○			○	外国語については、英検等の資格取得又は中・高の英語教諭免許状を条件としている。		
34 広島県																	
35 山口県																	
36 徳島県																	
37 香川県																	
38 愛媛県																	
39 高知県																	
40 福岡県																	
41 佐賀県	○		○	○						○	○			○	特別支援教育		
42 長崎県																	
43 熊本県																	
44 大分県	○		○	○		○				○	○			○			
45 宮崎県	○									○	○			○	「小学校」と「左記の特定の教科の中学校又は高等学校」の教員免許状の両方を所持		
46 鹿児島県																	
47 沖縄県																	
48 札幌市																	
49 仙台市																	
50 さいたま市	○					○				○	○	○	○				
51 千葉市																	
52 横浜市																	
53 川崎市																	
54 相模原市	○									○				○	中・高の英語の免許、もしくはCEFR-B2レベルの英語の資格を有するものを募集		
55 新潟市																	
56 静岡市																	
57 浜松市																	
58 名古屋市																	
59 京都市	○			○						○	○			○	・「理科・外国語(英語)」ともに、取得見込でも受験可。 ・併せて、外国語については「高等学校英語の免許の保有もしくは取得見込」でも可。また、免許を保有していなくても、「TOEFL・TOEIC」等の資格保有者であれば、受験可。		
60 大阪市																	
61 堺市	○									○	○						
62 神戸市	○									○	○						
63 岡山市																	
64 広島市																	
65 北九州市																	
66 福岡市																	
67 熊本市																	
68 豊能地区																	
合計	17	0	0	5	7	0	2	0	0	2	16	12	2	1	9		

(注)合計については、実施した区市の実数である。

1.1 試験区分②③

区分 区市名	中学校の全てまたは一部の教科について『小・中一括』で募集を行っている											中学校の全てまたは一部の教科について『中・高一括』で募集を行っている														
	○の場合の特定の教科											○の場合の特定の教科														
	全教科	国語	社会	算数(数学)	理科	音楽	図工(美術)	家庭	体育	外国語(英語)	その他	具体的に	全教科	国語	社会(地歴公民)	数学	理科(物化生地)	音楽	美術	家庭	体育	外国語(英語)	その他	具体的に		
01 北海道																										
02 青森県																										
03 岩手県																										
04 宮城県												○						○	○	○	○					
05 秋田県																										
06 山形県																										
07 福島県																										
08 茨城県																										
09 栃木県																										
10 群馬県	○	○																								
11 埼玉県	○				○					○																
12 千葉県												○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 東京都	○						○	○				○		○	○	○	○	○	○			○	○			
14 神奈川県																										
15 新潟県												○	○													
16 富山県												○	○													
17 石川県												○	○													
18 福井県												○	○													
19 山梨県																										
20 長野県																										
21 岐阜県																										
22 静岡県																										
23 愛知県																										
24 三重県																										
25 滋賀県																										
26 京都府																										
27 大阪府	○										○	小中いきいき連携(小学校と中学校の両方の免許所有者を対象とする校種枠)														
28 兵庫県																										
29 奈良県																										
30 和歌山県												○						○	○	○	○					
31 鳥取県																										
32 島根県																										
33 岡山県																										
34 広島県																										
35 山口県																										
36 徳島県																										
37 香川県																										
38 愛媛県																										
39 高知県																										
40 福岡県																										
41 佐賀県																										
42 長崎県																										
43 熊本県																										
44 大分県																										
45 宮崎県																										
46 鹿児島県																										
47 沖縄県																										
48 札幌市												○	○													
49 仙台市												○		○		○		○	○	○	○	○	○			
50 さいたま市												○	○													
51 千葉市												○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
52 横浜市												○	○													
53 川崎市												○	○													
54 相模原市																										
55 新潟市												○	○													
56 静岡市																										
57 浜松市																										
58 名古屋市												○		○		○	○	○	○	○	○	○	○			
59 京都市																										
60 大阪市																										
61 堺市																										
62 神戸市												○	○													
63 岡山市																										
64 広島市																										
65 北九州市	○	○																								
66 福岡市												○		○		○	○		○	○	○	○				
67 熊本市												○	○													
68 豊能地区																										
合計	5	2	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	19	11	6	3	5	5	8	7	7	8	6	0		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

1.1 試験区分④⑤⑥

区分 県市名	中学校の一部の教科について『小・中・高一括』で募集を行っている								特別支援学校種とは別に募集を行っている	募集の際に特別支援学校教諭免許状の所持または取得見込みであることを条件としている	特別支援『学級』について別の区分で募集を行っている。						
	○の場合の特定の教科										○の場合の区分						
	音楽	図工(美術)	家庭	体育	外国語(英語)	その他	具体的に	含めて募集を行っている			特別支援学校の区分に	各学校種(小・中・高)の中で別の区分を設けている	その他	具体的に			
01 北海道									○	○							
02 青森県									○	○							
03 岩手県									○	○							
04 宮城県																	
05 秋田県									○	○							
06 山形県									○	○							
07 福島県									○	○							
08 茨城県									○	○							
09 栃木県									○	○	○			○	(小・中)の中で別の区分を設けて特別選考を実施。		
10 群馬県									○	○							
11 埼玉県									○	○							
12 千葉県									○	○							
13 東京都	○								○	○							
14 神奈川県			○						○	○							
15 新潟県									○	○							
16 富山県									○	○							
17 石川県									○	○							
18 福井県									○	○							
19 山梨県									○	○							
20 長野県									○	○							
21 岐阜県									○	○							
22 静岡県									○	○							
23 愛知県									○	○							
24 三重県									○	○							
25 滋賀県									○	○							
26 京都府									○	○							
27 大阪府									○	○							
28 兵庫県									○	○							
29 奈良県									○	○							
30 和歌山県									○	○							
31 鳥取県									○	○							
32 島根県									○	○	○			○	小・中学校で特別支援教育を担当する教員を募集		
33 岡山県									○	○							
34 広島県									○	○							
35 山口県									○	○							
36 徳島県									○	○							
37 香川県									○	○							
38 愛媛県									○	○							
39 高知県									○	○							
40 福岡県									○	○							
41 佐賀県									○	○							
42 長崎県									○	○							
43 熊本県									○	○							
44 大分県									○	○							
45 宮崎県									○	○	○			○	「小学校特別支援」については、特別支援学校普通免許状を所持する者が対象で、小学校において主に特別支援教育に専門的に携わる		
46 鹿児島県									○	○							
47 沖縄県									○	○							
48 札幌市									○	○	○	○					
49 仙台市									○	○							
50 さいたま市									○	○	○			○	「特別支援教育担当教員」という志願区分を設定して募集を行っている。		
51 千葉市									○	○							
52 横浜市									○	○							
53 川崎市									○	○							
54 相模原市									○	○	○			○	小・中学校に特別支援の枠を設けて募集を行っている。		
55 新潟市									○	○							
56 静岡市									○	○							
57 浜松市									○	○	○			○	発達支援推進教員(小・中)区分(小・中学校において主に発達支援教育(特別支援教育)に携わる教員。通常級の学級担任を行うこともある)を設けている。		
58 名古屋市									○	○							
59 京都市									○	○							
60 大阪市									○	○				○	中学校のみ、特別支援学級の募集を行っている。		
61 堺市									○	○							
62 神戸市									○	○							
63 岡山市									○	○							
64 広島市									○	○							
65 北九州市									○	○							
66 福岡市									○	○							
67 熊本市									○	○	○	○					
68 豊能地区									○	○							
合計	1	0	0	1	0	0	0		58	38	8	1	1	7			

(注)合計については、実施した県市の実数である。

1.2 地域枠を設けた選考の実施

区分 区市名	小	中	高	特支	養教	栄教	いずれかが○の場合、地域枠の具体的な内容
01 北海道	○	○					採用後、特定の地域での勤務を条件とする。(ただし、原則として採用後4年間は、当該地域以外の地域で勤務する。)
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県	○						東日本大震災の被災地を含む地域(気仙沼教育事務所管内及び東部教育事務所管内)や講師不足が特に顕著な地域(北部教育事務所管内)で採用後10年程度同地区に勤務することを希望する方を対象とした選考
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県	○	○	○		○		「奥会津採用枠」と「相双採用枠」を設定。採用後は同地区に10年程度勤務する。
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県	○	○					(回答なし)
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県	○	○			○		・長野県内を4つのブロックに分け、ブロック毎の採用数を設定し、新規採用者を募集。 ・志願者は、4つのブロックのいずれかを「採用地ブロック」として選択。 ・新規採用者は、原則として「採用地ブロック」へ配置。
21 岐阜県			○	○			・採用後、郡上地域・恵那地域・飛騨地域のいずれの地域の学校でも10年程度勤務することが可能な者
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府	○	○	○	○			北部採用枠・・・10年間程度は北部地域で勤務
27 大阪府							
28 兵庫県	○						播磨西(ただし、姫路市を除く)、但馬、丹波の各地域で、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、地域の教育課題を十分認識するなど、子どもたちのふるさと意識醸成にむけた教育を推進できる教員を確保するため、「小学校・特別支援学校区分」において、「採用地域希望優先制度」を実施している。出願時にこの制度を希望し、一定の成績で合格した者は、希望した地域の市町組合立学校での採用となる。(採用後において、当該地域で原則10年以上勤務することが採用の条件となる。) ※ この制度は、配置にあたって希望を優先するものであり、選考方法は一般選考と同様で、選考に際して有利となるものではない。また、「小学校・特別支援学校区分」の「小学校」で合格した場合のみ適用となる。
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県	○	○	○				石見地域(大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡) 隠岐地域(隠岐郡)
33 岡山県	○	○			○		指定した地域で採用後10年以上勤務可能な者であることを条件としている。
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県	○	○					中山間地域
40 福岡県							
41 佐賀県	○	○			○		採用から8年間は離島のある唐津市での勤務とし、その間に離島配置を行う。
42 長崎県	○						採用してから10年連続して、原則同一離島市町に勤務する制度。
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県	○	○			○	○	採用時から、指定するエリア内での異動希望者は、その後、そのエリア内での異動が可能となるよう考慮する。
46 鹿児島県							
47 沖縄県							

区分 区市名	小	中	高	特支	養教	栄教	いずれかが○の場合、地域枠の具体的な内容
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	13	10	4	2	5	1	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

1.3 学校種間または特定教科に関する併願受験の実施(養護教諭・栄養教諭を除く)

区分 区市名	中学校の受験者のうち併願を希望し得る	特別支援学校の受験者のうち併願を希望し得る	その他	具体的に
01 北海道			○	小学校と特別支援学校 小学部 中学校と特別支援学校 中学部(同一教科) 高等学校と特別支援学校 高等部(同一教科)
02 青森県			○	・小学校又は特別支援学校小学部の受験者は、第二志望としてそれぞれ特別支援学校小学部または小学校の併願を可能としている。 ・中学校又は特別支援学校中学部(高等学校又は特別支援学校高等部)の受験者は、同一教科(科目)について受験する場合に限り、第二志望としてそれぞれ特別支援学校中学部又は中学校(特別支援学校高等部又は高等学校)の併願を可能としている。
03 岩手県	○		○	小学校の受験者のうち希望した者について中学校の併願を可能としている
04 宮城県			○	中学校及び高等学校の国語、数学、英語で中学校出願者が高等学校を、高等学校出願者が中学校を第二志望することができる。中、中・高、高等学校出願者で、免許取得または見込の者が小学校配置を希望することができる。
05 秋田県				
06 山形県			○	小学校及び特別支援学校小学部の両方を志願する者は併願を可能としている。 中学校及び特別支援学校中学部の両方を志願する者は、同一教科について受験する場合に限り、併願を可能としている。
07 福島県	○		○	・中学校の国語、数学、英語の志願者は、高等学校の同一教科の併願を認めている。 ・高等学校の国語、数学、英語の志願者は、中学校の同一教科の併願を認めている。 ・小学校、中学校の志願者の志願者で、特別支援学校教諭免許を有している場合、特別支援学校を第二志望とすることを認めている。
08 茨城県	○			
09 栃木県			○	小学校の受験者のうち希望した者について中学校の併願を可能としている。中学校の受験者のうち希望した者について小学校の併願を可能としている。
10 群馬県				
11 埼玉県				
12 千葉県	○	○	○	全ての学校種受験者について、小学校及び特別支援教育の併願を可能としている。
13 東京都			○	特別支援学校小学部の受験者のうち希望した者について小学校全科の併願を可能としている。
14 神奈川県				
15 新潟県				
16 富山県				
17 石川県			○	・小学校教諭又は特別支援学校教諭等(小学部)の志願者で、両方の受験資格を有する者は、第2希望としてそれぞれ特別支援学校教諭等(小学部)又は小学校教諭等を併願することができる。 ・中学校教諭等及び高等学校教諭等又は特別支援学校教諭等(中学部・高等部)の志願者で、両方の受験資格を有する者は、第2希望としてそれぞれ特別支援学校教諭等(中学部・高等部)又は中学校教諭等及び高等学校教諭等を併願することができる。
18 福井県	○	○		
19 山梨県	○		○	小学校の受験者のうち希望した者について中学校(全教科)の併願を可能としている
20 長野県				
21 岐阜県	○			
22 静岡県	○		○	小学校の受験者のうち希望した者について、特別支援学校の併願を可能としている。
23 愛知県				
24 三重県				
25 滋賀県	○		○	小学校教員に出願し、中学校教員を第2希望とすることを可能とする。高等学校教員に出願し、特別支援学校教員を第2希望とすることを可能とする。特別支援学校教員に出願し、高等学校教員を第2希望とすることを可能とする。
26 京都府	○		○	高等学校受験者のうち、希望者について中学校の同一教科の併願を可能としている(高等学校の地歴・公民と中学校の社会は同一教科とみなす)。中学校受験者のうち、希望者について高等学校の同一教科の併願を可能としている(美術、家庭のみ)。
27 大阪府			○	『小学校』と『小中いきいき連携』『中学校』と『中学部』:募集教科のすべてで『支援学校』併願可。『高等学校』と『高等部』:『書道』『工業(機械、電気)』『看護』を除くすべての教科(科目)で併願可。『中学校』と『高等学校』:『中学部』と『高等部』:『国語』『数学』『音楽』『美術』『家庭』『英語』のみ併願可。
28 兵庫県		○	○	『中学校・特別支援学校区分(国語・数学・保健体育・音楽・美術・英語・家庭)』および『高等学校区分(国語・数学・保健体育・音楽・美術・英語・家庭)』の受験者のうち当該免許を持つ者は、第2希望として『高等学校区分(国語・数学・保健体育・音楽・美術・英語・家庭)』または『中学校・特別支援学校区分(国語・数学・保健体育・音楽・美術・英語・家庭)』を希望することができる。また、『養護学校区分』の受験者のうち高等学校看護の免許を持つ者は、第2希望として『高等学校区分』の看護を希望することができる。
29 奈良県				
30 和歌山県				
31 鳥取県	○	○	○	上記以外に、 ・小学校の受験者のうち希望した者について中学校又は特別支援学校の併願 ・特別支援学校の受験者のうち希望した者について中学校又は高等学校の併願 ・小学校、中学校又は高等学校の受験者のうち希望した者について特別支援学校の併願を可能としている。
32 島根県				
33 岡山県			○	中学校と高等学校の国語、数学、英語、保健体育、音楽、美術、家庭の教科(科目)において、同一の教科(科目)について併願受験を認めている。
34 広島県				
35 山口県	○		○	・特別支援学校(小学部、中学部)の受験者のうち希望した者について小学校の併願可 ・中学校音楽の受験者のうち希望した者について特別支援学校中学部音楽の併願可 (校種を逆にした組合せによる併願可、また音楽の他に美術も同様に実施) ・高等学校芸術(音楽)の受験者のうち希望した者について特別支援学校高等部芸術(音楽)の併願可 (校種を逆にした組合せによる併願可、また音楽の他に美術も同様に実施) ・スポーツ・芸術特別選考において、中学校保健体育の受験者のうち希望した者について高等学校保健体育の併願可 (校種を逆にした組合せによる併願可、また保健体育の他に音楽、美術も同様に実施)
36 徳島県			○	中学校「英語」に出願する者のうち、小学校教諭の免許状を有する者は小学校を併願できる。高等学校の各教科に出願する者のうち、高等学校「情報」の免許状を有する者は、高等学校「情報」に併願できる。
37 香川県	○			
38 愛媛県				
39 高知県			○	高等学校教諭「数学」は、中学校教諭「数学」を、また、高等学校教諭「理科」は、中学校教諭「理科」を、それぞれ第2希望とすることができます。ただし、「2 受審資格」に定める中学校教諭の該当教科の普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者に限ります。高等学校教諭「数学」又は「理科」については、特別支援学校中学部・高等部教諭「数学」又は「理科」を第2希望とすることができます。ただし、「2 受審資格」(1)⑤を満たす者に限ります。
40 福岡県	○		○	高等学校の受験者のうち希望した者について中学校の併願を可能としている。
41 佐賀県	○			
42 長崎県	○			
43 熊本県	○		○	高等学校の受験者のうち希望した者について特別支援学校(学級)の併願を可能としている
44 大分県			○	国語、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、英語において中学校と高等学校の併願可 特別支援学校教諭において小学部、中学部、高等部のうち2つの併願可 算数・数学、理科、音楽、保健体育、英語において小中学校連携と中学校の併願可
45 宮崎県	○	○	○	小学校英語、小学校特別支援、小学校体育と小学校全教科の併願を可能としている。
46 鹿児島県	○	○	○	全ての校種において、出願時に、小・中・高・特支の校種を第3希望まで記述している。
47 沖縄県				

区分 縣市名	中学校の受験者のうち希望し可能としている併願を	特別支援学校の受験者のうち併願を可能としている	その他	具体的に
48 札幌市				
49 仙台市				
50 さいたま市				
51 千葉市	○	○	○	全ての学校種受験者について、小学校及び特別支援教育の併願を可能としている。
52 横浜市				
53 川崎市				
54 相模原市				
55 新潟市				
56 静岡市			○	特別支援学級担任、又は、通級指導教室担当を採用する特別支援教育推進枠「小学校教員B、中学校教員B」受験者は、通常学級を担当する「小学校教員A、中学校教員A」との併願受験が可能です。
57 浜松市			○	小学校と中学校、小学校と発達支援推進教員(小学校)、中学校と発達支援推進教員(中学校)の各併願を可能としている。
58 名古屋市	○			
59 京都市	○	○	○	<p>【出願区分】</p> <p>ア 小学校教諭(小学校英語教育推進コース小学校理科教育推進コースを含む)うち、幼稚園 若干名</p> <p>イ 中学校教諭 国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語</p> <p>ウ 高等学校教諭 国語・地理歴史・数学・理科(物理、化学、生物)・音楽・英語・情報・工業(機械、電気・電子、土木)</p> <p>エ 総合支援学校教諭(小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級を含む)</p> <p>オ 養護教諭</p> <p>カ 栄養教諭</p> <p>【併願について】</p> <p>ア～エの出願区分について、「各出願区分(イ、ウは教科の区分)に相当する普通免許状を現に有するか令和5年4月1日までに取得見込みの方」は、該当する出願区分のうち、1校種又は2校種までの併願が可能。エは、「採用日時点で特別支援学校の普通免許状を有しない方」でも併願が可能。ただし、受験者本人の責に帰さないやむを得ない事由を除き、採用後3年以内に必ず特別支援学校の普通免許状(知的・肢体不自由・病弱の3領域のうち、いずれかの領域)を取得することを出願条件とする。</p>
60 大阪市				
61 堺市				
62 神戸市				
63 岡山市				
64 広島市				
65 北九州市	○	○	○	<p>・複数免許所有者特別選考を実施している。小学校教員の志願者のうち中学校免許、特別支援学校免許を所有するものは、それぞれ中学校(特別選考の対象となる免許状の教科)、特別支援学校(小学部)に併願可能。中学校教員の志願者のうち、小学校免許、特別支援学校免許を所有するものは、それぞれ小学校、特別支援学校(中学部)に併願可能。特別支援学校(小学部)志願者のうち、中学校免許を所有するものは、中学校(特別選考の対象となる免許状の教科)に併願可能。</p> <p>特別支援学校(中学部)志願者のうち、小学校免許を所有するものは、小学校に併願可能。・特別支援学校の志願者は、学部に相当する試験区分(小学校又は中学校)を併願することができる。</p>
66 福岡市				
67 熊本市				
68 豊能地区				
合計	23	9	31	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

1.4 出願受付期間・受付方法・試験実施日・採用内定時期

区分 区市名	出願期間												試験実施日												採用内定等時期					出願受付方法														
	3月			4月			5月			6月			6月			7月			8月			9月			9月	10月	11月	12月	その他	Web受付のみ	書類郵送のみ	Web受付もしくは書類郵送	Web受付(一部書類郵送)	その他										
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																							
01 北海道													①										○												○									
02 青森県																①								○											○									
03 岩手県																①								○											○									
04 宮城県																							○												○									
05 秋田県																								○											○									
06 山形県																								○											○									
07 福島県																								○											○									
08 茨城県																								○											○									
09 栃木県																								○											○									
10 群馬県																								○											○									
11 埼玉県																								○											○									
12 千葉県																								○											○									
13 東京都																								○											○									
14 神奈川県																								○											○									
15 新潟県																								○											○									
16 富山県																								○											○									
17 石川県																								○											○									
18 福井県																								○											○									
19 山梨県																								○											○									
20 長野県																								○											○									
21 岐阜県																								○											○									
22 静岡県																								○											○									
23 愛知県																								○											○									
24 三重県																								○											○									
25 滋賀県																								○											○									
26 京都府																								○											○									
27 大阪府																								○											○									
28 兵庫県																								○											○									
29 奈良県																								○											○									
30 和歌山県																								○											○									
31 鳥取県																								○											○									
32 島根県																								○											○									
33 岡山県																								○											○									
34 広島県																								○											○									
35 山口県																								○											○									
36 徳島県																								○											○									
37 香川県																								○											○									
38 愛媛県																								○											○									
39 高知県																								○											○									
40 福岡県																								○											○									
41 佐賀県																								○											○									
42 長崎県																								○											○									
43 熊本県																								○											○									
44 大分県																								○											○									
45 宮崎県																								○											○									
46 鹿児島県																								○											○									
47 沖縄県																								○											○									
48 札幌市																								○											○									
49 仙台市																								○											○									
50 さいたま市																								○											○									
51 千葉市																								○											○									
52 横浜市																								○											○									
53 川崎市																								○											○									
54 相模原市																								○											○									
55 新潟市																								○											○									
56 静岡市																								○											○									
57 浜松市																								○											○									
58 名古屋市																								○											○									
59 京都市																								○											○									
60 大阪市																								○											○									
61 堺市																								○											○									
62 神戸市																								○											○									
63 岡山市																								○											○									
64 広島市																								○											○									
65 北九州市																								○											○									
66 福岡市																								○											○									
67 熊本市																								○											○									
68 豊能地区																								○											○									
合計	1次試験												0	4	12	34	6	12	0	0	0	0	0	0	25	44	5	4	1	14	7	21	25	2										
	2次試験												0	0	0	0	1	0	18	34	7	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3次試験												0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 1次試験は「①」、2次試験は「②」、3次試験は「③」で表記している。
(注2) 枠内での①②③の位置は、それぞれ「上旬」「中旬」「下旬」の中での前半または後半であることを示している。
(注3) 1日から10日を「上旬」、11日から20日を「中旬」、21日から月末を「下旬」としている。
(注4) 試験を複数月にわたり実施している区市については、開始日が属する月で表記している。
(注5) 採用内定等時期については、複数回答可としている。
(注6) ()内は前回調査の数値である。

1.5 秋募集の特別選考等を別途実施

区分 区市名	秋募集の特別選考等を別途実施している場合	
	実施の有無	具体的に
01 北海道	○	選考名「追加選考検査」 対象者：(小学校)小学校教諭の普通免許状を所有し、令和5年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)第1次検査に合格した者で、第2次検査のいずれか又は全部を受検しなかった者 (高等学校・特別支援学校)該当教科の普通免許状を所有し専門的知識・技術がある者又は該当の資格を所有し実務経験がある者など 受付期間：10/31～11/18 検査実施日：12/4 結果発表：1/6 検査内容：適性・論文・面接
02 青森県		
03 岩手県		
04 宮城県		
05 秋田県		
06 山形県		
07 福島県		
08 茨城県	○	選考名「スペシャリストを対象とした特別選考」Ⅱ期 郵送受付期間：10/3(月)～10/7(金)試験日：11/6(日) 試験内容：小論文・個人面接 結果発表：11/24(木)
09 栃木県		
10 群馬県		
11 埼玉県	○	「民間企業経験者特別選考試験(高校教員・英語)」 受付期間：8/12～9/16 対象者：英語を使用した業務に従事した勤務経験有、CEFR B2相当以上の英語の語学力有、免許不要(特別免許状) 試験内容：論文・面接 「ALT・CIR経験者特別選考」 受付期間：9/29～10/14、対象者：英語が母語、ALT・CIRとしての経験有試験内容：面接
12 千葉県		
13 東京都		
14 神奈川県		
15 新潟県		
16 富山県		
17 石川県		
18 福井県		
19 山梨県		
20 長野県		
21 岐阜県	○	育児退職等をした者を対象とした再採用試験
22 静岡県		
23 愛知県		
24 三重県	○	令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験(令和4年12月11日(日)実施) 令和5年度の三重県立特別支援学校自立活動教員の採用にあたり、教員としての資質に富み、心身ともに健康で、特別支援学校における医療的ケアをはじめとする専門的な教育を、情熱と使命感をもって継続的に実施しようとする意欲をもつ人材を選考するために実施
25 滋賀県		
26 京都府		
27 大阪府		
28 兵庫県	○	令和5年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験(追加募集)高等学校工業(電気・電子・建築) 受付期間：10/13～10/26 受験対象者：令和5年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験を受験していない者 試験内容：第1次選考試験(集団面接試験及び筆記試験)、第2次選考試験(模擬授業・個人面接試験及び実技試験)
29 奈良県		
30 和歌山県	○	選考名「追募集」 受付期間：9/26～10/7。受験対象者①：今年度実施の当県採用試験(本試験)を受験していない者で、公立学校の教諭または、常勤講師として在職し、在職期間が通算3年以上の者。受験対象者②：今年度実施の当県採用試験(本試験)において、2次試験を欠席した者。試験内容：小論文・面接
31 鳥取県		
32 島根県	○	特別選考試験(年2回) 実施日：第1回5/4、第2回12/29 受験対象者：5年以上県外正規教員・通算5年以上県内外過去正規教員 試験内容：面接(場面指導含む)
33 岡山県		
34 広島県		
35 山口県		
36 徳島県		
37 香川県	○	令和4年10月15日(土)東京、10月16日(日)香川、10月23日(日)大阪 「秋募集」は、以下のいずれにも該当するものを募集する。 ・現に他の都道府県 ・指定都市の公立学校の教諭等(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭を含む)の職にある者で、小学校又は中学校(全教科)の教諭を志願する者。ただし、出願時の職と同一の校種、教科に限り出願できることとする。 ・教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者・昭和38年4月2日以後平成7年4月1日以前に生まれた者 ・令和5年度香川県公立学校教員採用選考試験(令和4年7月～8月実施)を受験していない者
38 愛媛県	○	選考名「後期選考試験」 受付期間：8/29～9/14 試験実施日：10/8～10/9 合格発表：10月下旬 受験対象者：他県市現職経験者 試験内容：(小中)適性検査・小論文・面接、(高校)適性検査・模擬授業・面接 (特支)適性検査・場面指導・面接
39 高知県	○	選考名：「現職教員等特別選考」(年2回) 実施日：第1回9/3、9/10、9/11 第2回1/7、1/8 対象者：現職で職務歴が通算3年以上ある者、又は元職で職務歴が通算5年以上ある者 試験内容：面接審査
40 福岡県	○	選考名「現職教員特別選考」 受付期間：9/1～9/22 試験日：11月27日 受験対象者：県外在住の現職教員 試験内容：面接
41 佐賀県	○	選考名「佐賀県公立学校教員採用選考試験(秋選考)」 受付期間：9/26～10/21 募集：小学校教諭等 試験内容：筆記試験、面接(模擬授業を含む)
42 長崎県	○	名称：令和5年度長崎県公立学校教員採用特別選考試験 募集教科：高校水産、高校英語 試験日：令和4年12月18日(日) 試験内容：専門教科筆記試験及び個人面接 合格発表：令和5年1月13日(金)
43 熊本県		
44 大分県		
45 宮崎県	○	他県現職、本県・他県元職、障がいのある方を対象とした特別選考試験(追加選考試験)を1月に実施。
46 鹿児島県		
47 沖縄県		

区分 縣市名	秋募集の特別選考等を別途実施している場合	
	実施の有無	具体的に
48 札幌市		
49 仙台市		
50 さいたま市	○	現職高等学校教員特別選考 試験日:7月23日(日) 試験内容:プレゼンテーション試験
51 千葉市		
52 横浜市		
53 川崎市		
54 相模原市	○	選考名「市外正規教員特別選考試験」 ・11月10日面接試験を実施 ・本市の受験資格に加え、次の3つを満たすもの。 (1)採用時から引き続き令和4年度末まで相模原市外の国公立学校で正規採用(任期付採用を除く)の小中学校教員として勤務する予定の者。 (2)令和5年3月31日現在で3年以上受験する区分での相模原市外の国公立学校正規教員としての勤務実績があり、該当教科の授業を主に 行っている者。 (3)相模原市立学校教員として令和5年度から勤務することが第1希望であり、令和5年4月1日付で相模原市立学校に勤務できる者。
55 新潟市		
56 静岡市		
57 浜松市		
58 名古屋市		
59 京都市		
60 大阪市		
61 堺市		
62 神戸市	○	選考名「特別選考」 受付期間:令和4年11月25日～12月19日 選考期間:令和5年1月6日～1月9日 選考結果:令和5年1月末 選考対象者:①一定の正規教員経験を有し出願時において教職についていない者 ②今年度の本市及び他都市の教員採用選考において、新 型コロナウイルス感染等を理由に最終選考を受験できなかった者。 選考内容:小論文・面接・実技(実技のある科目のみ)
63 岡山市		
64 広島市		
65 北九州市	○	選考名「教職経験者特別選考(現職教員枠)」 受付期間:8/15～9/9、試験実施日:10/23、10/30 受験対象者:現職教員 試験内容:・面接
66 福岡市	○	・選考名「教職経験特別選考」 受付期間:2/14～3/7 受験対象者:本市講師等経験者 選考方法:講師等としての勤務成績・面接・選考名「大学連携特別選考」 受付期間:4/4～4/25 受験対象者:協定締結大学在学者で、一定の基準を満たす教育実習を実施した者 選考方法:書類選考・面接
67 熊本市		
68 豊能地区		
合計	20	

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

1.6 採用説明会・採用選考試験の実施場所

区分 区市名	採用説明会				採用選考試験を 自らの都道府県外 においても実施
	自らの都道府県内 において実施	近隣の都道府県 において実施	近隣の都道府県以外 の主要都市において実施	オンラインにて実施	
01 北海道				○	○
02 青森県	○		○	○	○
03 岩手県	○	○	○	○	
04 宮城県	○			○	○
05 秋田県					
06 山形県	○			○	
07 福島県					○
08 茨城県					○
09 栃木県	○	○		○	○
10 群馬県	○	○			
11 埼玉県	○	○	○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	○
13 東京都				○	○
14 神奈川県	○		○		
15 新潟県	○				
16 富山県	○	○	○	○	
17 石川県	○	○	○	○	
18 福井県	○	○		○	
19 山梨県	○				
20 長野県				○	
21 岐阜県	○	○			
22 静岡県					
23 愛知県	○				
24 三重県	○	○	○	○	
25 滋賀県	○	○		○	
26 京都府				○	
27 大阪府	○	○		○	
28 兵庫県	○			○	
29 奈良県					
30 和歌山県					
31 鳥取県				○	○
32 島根県	○			○	○
33 岡山県	○	○	○	○	
34 広島県	○	○	○	○	
35 山口県	○	○		○	○
36 徳島県	○	○		○	
37 香川県	○	○	○	○	
38 愛媛県	○			○	○
39 高知県	○			○	○
40 福岡県	○	○		○	○
41 佐賀県		○			○
42 長崎県				○	○
43 熊本県	○	○	○	○	○
44 大分県				○	
45 宮崎県	○	○	○		○
46 鹿児島県	○	○			
47 沖縄県				○	
48 札幌市	○			○	○
49 仙台市	○			○	○
50 さいたま市	○	○		○	
51 千葉市	○	○	○	○	○
52 横浜市	○		○	○	
53 川崎市	○	○	○	○	○
54 相模原市				○	
55 新潟市	○				
56 静岡市	○	○			
57 浜松市	○				
58 名古屋市	○	○	○		
59 京都市	○			○	
60 大阪市				○	
61 堺市				○	
62 神戸市	○	○		○	
63 岡山市	○	○	○	○	
64 広島市	○	○	○	○	
65 北九州市	○	○		○	○
66 福岡市	○				
67 熊本市	○	○		○	○
68 豊能地区	○	○		○	
合計	50 (39)	33 (21)	19 (10)	48 (25)	24 (14)

(注1) 合計については、実施した区市の実数である。

(注2) ()内は前回調査の数値である。

区分 区市名	PR動画の作成		学校見学会(1~2日インターンシップ)の実施		いわゆる「教師養成塾」の実施				学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等として教職課程を置く大学等の学生を活用			
	具体的な内容		具体的な内容		具体的な内容	対象校種			具体的な内容			
48 札幌市	<input type="checkbox"/>	札幌市と札幌の教育の魅力を発信するPR動画をYouTubeで配信。							<input type="checkbox"/>	市立小中高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、主に授業時間を対象として学習支援や安全確保を行う有償ボランティアに教員を志望する大学生を活用している。		
49 仙台市	<input type="checkbox"/>	採用選考の主な変更点、特別選考、加点措置の説明	<input type="checkbox"/>	出身校等における最大5日間の学校インターンシップ								
50 さいたま市	<input type="checkbox"/>	さいたま市、さいたま市教育の魅力紹介・採用選考試験概要の説明			<input type="checkbox"/>	さいたま市教師塾『夢』講座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
51 千葉市										<input type="checkbox"/>	「たまごプロジェクト」を実施し、大学3・4年生が現場で教師の補助をしながら実践的に学べるようにしている	
52 横浜市	<input type="checkbox"/>	【動画】「先生になりたい」～高校生の教師体験記～			<input type="checkbox"/>	よこはま教師塾「アイ・カレッジ」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	教員の養成を目的とした「よこはま教育実践ボランティア」の実施(教室でのT2として、個別の学習支援、特別な支援が必要な子どものサポート、行事等の支援等)
53 川崎市	<input type="checkbox"/>	Twitter、説明会/パワーポイント動画、現場取材動画			<input type="checkbox"/>	かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
54 相模原市	<input type="checkbox"/>	現職教員のコメントを動画で配信した。	<input type="checkbox"/>	学校の様子をスライド動画で配信した。	<input type="checkbox"/>	さがみ風っ子教師塾	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
55 新潟市	<input type="checkbox"/>											
56 静岡市					<input type="checkbox"/>	しずおか教師塾	<input type="checkbox"/>					
57 浜松市	<input type="checkbox"/>	現職教員のインタビュー動画を教員採用ホームページに掲載。										
58 名古屋市	<input type="checkbox"/>	名古屋市の魅力と教育の特色を紹介									<input type="checkbox"/>	名古屋市立小学校における新たな運動・文化活動指導者や土曜学習いきいきサポーター等への参加を学生に紹介し、実際に活動を行っている。
59 京都市	<input type="checkbox"/>	現職教諭へのインタビュー動画の公開			<input type="checkbox"/>	京都教師塾	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
60 大阪市	<input type="checkbox"/>	採用テストにおける加点制度や教員になった後の研修制度等の説明			<input type="checkbox"/>	大阪市教師養成講座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
61 堺市	<input type="checkbox"/>	堺市の教育全般にかかわる動画と現職へのインタビュー動画			<input type="checkbox"/>	堺・教師ゆめ塾セミナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
62 神戸市											<input type="checkbox"/>	教員を目指す大学生・大学院生・短期大学生が、神戸市立学校学生スクールサポーターとして、神戸市立の小・中・義務教育学校において、学校教育活動の支援に取り組むもの。
63 岡山市												
64 広島市					<input type="checkbox"/>	ひろしま未来教師セミナー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
65 北九州市	<input type="checkbox"/>	教員の魅力・やりがい等を紹介			<input type="checkbox"/>	北九州教師養成みらい塾	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
66 福岡市											<input type="checkbox"/>	学習指導員、学生サポーター
67 熊本市	<input type="checkbox"/>	ホームページに県外出身の教職員のPR動画を掲載										
68 豊能地区	<input type="checkbox"/>	豊能地区の求める人物像に関するもの			<input type="checkbox"/>	マチカネ先生塾(豊中市)、ふくまる教志塾(池田)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
合計	42		6		26		26	21	12	14	11	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

1.7 広報活動等の取組 ②

区分 県市名	教育公務員特例法第22条の7第1項に 規定する協議会の活用	教職課程を置く大学等との連携	高校生を対象とした取組	その他の広報活動の取組
	具体的な内容	具体的な内容	具体的な内容	具体的な内容
01 北海道	○ 協議会において、選考検査の主な変更内容や受検状況、登録状況等について情報提供し、意見聴取している。	○ 本免実習では体験が難しい「へき地・小規模校」での多様な体験活動を通じて、教員のやりがいや地域の魅力を再発見することで質の高い教職人材を確保することを目的に「草の根教育実習」を実施。	○ 高校生を対象とした小中学校等でのインターンシップの実施。高校生向け教員養成セミナーの実施。令和4年度から北海道札幌北陵高等学校に「北海道教員基礎コース」を設置。	○ 養成大学からの求めに応じ、本道の教育の現状や教員養成指標による「求める教員像」等を説明する出前授業を実施。
02 青森県				○ 例年4月下旬に、県内の大学や教職課程を置く大学を中心に、実施要項及びPR用のポスターを配布している。
03 岩手県				○ 大学訪問
04 宮城県	○ 定期的に協議会を実施し、情報交換を行なっている。	○ 包括連携協定を締結して連携している。	○ 高校教育課主催の「教師を志す高校生支援事業」での動画とメッセージ配信	
05 秋田県		○ 次年度の受験対象者に向けたオンラインによる説明会を実施		○ ポスター、リーフレットの作成・配付。
06 山形県			○ 高校生向けインターン事業を実施(高校教育課主催)	○ SNSによる情報発信、県内コンビニエンスストアへのポスター掲出
07 福島県		○ 福島大学と福島県教育委員会による連絡協議会を設置し、教員の養成・採用・研修の一体化や教職大学院の運営に係る研究及び協議を行う。	○ 教育プログラムとしてのコース制(教育コース)を導入。令和4年度導入校：橋、安積黎明	○ ポスター、パンフレット、チラシの作成及び配布、各大学訪問及びオンラインによる採用試験説明会の実施。また、教員採用関係雑誌への広告掲載、Twitterでの情報発信。
08 茨城県		○ 県内大学(3校)との連携講座を実施		○ 教員PRマンガを県教委ホームページに掲載、採用試験情報誌やSNSを利用した広報活動の実施
09 栃木県		○ 県内の大学等での説明会の実施	○ 高校生を対象とした説明会を実施	○ ホームページ、ツイッター、募集ポスター作成等による情報発信
10 群馬県		○ 採用説明会の際、教職についての啓発		○ 県の広報誌への掲載
11 埼玉県		○ 教職課程講座に県教委職員を派遣、大学生向けに説明を実施など	○ 県内公立高校に出向き、主として高校2年生を対象に教員志望者説明会の実施。	
12 千葉県			○ 千葉女子高校(H26)、安房高校(H26)、我孫子高校(H30)、君津高校(H30) 4校とも「教員基礎コース」	
13 東京都		○ 大学と連携した講義の実施		○ 大学説明会、個別相談会、PR冊子の発行、マイページの開設
14 神奈川県		○ 大学推薦の実施	○ 高校生のための教職セミナー	○ 大学説明会の実施、個別相談会の実施
15 新潟県		○ 採用ガイダンスの実施	○ 教員の魅力を伝える説明会の実施(予定)	○ 教職課程を置かない大学での採用ガイダンスの実施
16 富山県		○ 教師養成塾における講師として教職大学院生を活用		
17 石川県				○ ILAC(いしかわ就職・定住サポートセンター)を通じて、学生や既卒の民間等就職者に、実施案内配付開始の案内を配信
18 福井県				
19 山梨県	○ 県総合教育センターが主催者となり、高校生、大学生を対象に教員の魅力の発信と教員採用検査の広報をオンライン方式により開催。	○ 春秋の2回、教員の魅力の発信と教員採用検査の広報を大学を訪問し開催。		○ 県内及び、隣接県の教員養成課程を置く大学に教員採用検査のポスター、パンフレットの送付
20 長野県		○ 大学訪問による説明会	○ ・県内4地区において高校生と若手教員のグループトーク、魅力説明、採用選考方法の説明・パンフレット「信州の先生になろう」の配付	
21 岐阜県		○ ガイダンスの実施	○ 高校生のための教職説明会の実施。高校生によるミニ教育実習の実施	○ パンフレットの作成・配付
22 静岡県		○ ガイダンスの実施 大学1年生を対象とした若手教員による講話	○ 中・高校生のための教職セミナー 静岡大学オープンキャンパスでの教職セミナー	
23 愛知県			○ 愛知県立半田東高等学校・教育コース・平成30年度 愛知県立豊橋南高等学校・教育コース・平成30年度	
24 三重県		○ 情報交換を年に複数回実施		
25 滋賀県		○ 近隣府県の大学において、教員採用選考試験の説明会を開催。		○ 教員募集のリーフレットを作成し、大学等に送付したり、説明会にて配布。
26 京都府		○ 春と秋に説明会を実施(出前orオンライン)	○ 教職を目指す高校生に、小学校や中学校の授業サポートや放課後の個別指導の機会を提供する取組	○ ポスター、リーフレットの配付
27 大阪府				
28 兵庫県				○ 大学生向け説明会(対面・オンライン、春と秋の2回)の実施、大学担当者向け説明会(対面・オンライン)の実施、一般受験者向け採用試験説明会(対面・オンライン、県内2会場、当日の様子をHPに動画掲載)の実施
29 奈良県				○ 受験者数の多い大学での説明会、ホームページへのスライド掲載
30 和歌山県				○ 教員募集案内パンフレットを各大学に配布。
31 鳥取県		○ 鳥根大学との連携		○ ポスター、リーフレットの作成、新規採用職員をとり教員アンバサダーとして委嘱しSNS等を活用したPR、Youtubeに教員採用試験の説明動画を投稿
32 島根県		○ 説明会の開催	○ 説明会の開催	○ SNS、新聞等での教員募集の広報
33 岡山県		○ 先輩教員との座談会	○ 高校生向けに広報ポスターを配布、県教委ホームページに教職紹介のページを作成。	○ 採用試験に関するホームページの充実、ポスター・チラシの作成及び配付
34 広島県		○ 出前講座	○ 出前講座	○ 採用パンフレットの作成
35 山口県	○ 大学等と連携した教員の養成や採用及び現職教員の育成のあり方に関する事について協議	○ 山口県の教育、子どもたちの状況、採用試験の状況等について情報提供するガイダンスを実施	○ 教員の仕事の特色、免許状の取得方法、採用試験の状況等の説明、現職教員との意見交換	
36 徳島県		○ 大学訪問による説明会の実施		○ リーフレット配付
37 香川県			○ ・県内17校で教職説明会を実施 ・坂出高等学校 教育創造コース 平成29年度設置	○ ・パンフレットを作成し、配付、県教委HPにも掲載。 ○ ・大学訪問による説明会を実施 ○ ・高校生を対象とした教員採用の説明会を実施
38 愛媛県				○ 大学訪問
39 高知県		○ 高知県公立学校教員採用候補者選考審査 解説・勉強会【高知大学】、教員採用説明会		○ 雑誌、テレビ・ラジオ番組、コンビニ等へのポスター掲示
40 福岡県				
41 佐賀県		○ 資料の送付および対面による説明会を実施	○ 教師を志願する高校生を対象とした講話	○ WEBでの広報、SNSの利用、雑誌の企画広告 等
42 長崎県		○ 県内及び近隣県の大学を訪問し、広報を行う。	○ 高校主催の企業説明会等に参加し、教職のPR活動を行っている。	○ リーフレット、新聞、ラジオ、SNS(Facebook, twitter)、店舗へのポスター掲示
43 熊本県		○ 大学を訪問し説明会を実施		○ ポスター・パンフレットの作成・配付、ラジオ放送
44 大分県			○ 県立普通科高校5校にて、希望生徒を対象にガイダンスを実施	
45 宮崎県			○ 高校に出向き、就職ガイダンスの一環として説明を行っている。	○ 大型商業施設での試験案内イベント、採用試験特設HPの作成
46 鹿児島県		○ 大学訪問		○ 市町村教育委員会の協力を得ながら、受験対象者を探して、直接受験を勧めたり、商業施設等、広く一般の方々に周知できるような箇所へのポスター掲示を行ったりする。
47 沖縄県		○ 沖縄県内に所在する7大学での説明会(対面、On-line)		○ 教員選考試験ポスターを県内大学へ配布

区分 区市名	教育公務員特例法第22条の7第1項に 規定する協議会の活用	教職課程を置く大学等との連携	高校生を対象とした取組	その他の広報活動の取組
	具体的な内容	具体的な内容	具体的な内容	具体的な内容
48 札幌市		○ 道内の教員免許状が取得可能な大学と連携し、学内説明会を随時実施している。	○ 教職に興味がある市立高校生を対象に、札幌市の教員の現状や魅力を伝える説明会を年に1回開催している。	○ 動画の配信のほか、パンフレット・ポスターによるPRを行っている。
49 仙台市				○ 市内公所や大学へのポスターの掲示依頼や、募集パンフレットの送付、ホームページやSNSを使っでの周知等
50 さいたま市				○ 教育長定例記者会見による広報
51 千葉市		○ 大学生向けの出前講座を実施し、教師の魅力や教員採用選考について話をしている		
52 横浜市	○ 養成・採用・研修の一体化に向けた取組、教員の魅力を伝える取組の構築等	○ 上記項目の具現化に向けた取組、学校体験活動や教育実習の受入等		○ パンフレット配布、大学等へのポスター掲示依頼
53 川崎市				
54 相模原市		○ 大学説明会を実施した。	○ 教員の魅力に関する説明会を相模原市内の高等学校を対象に実施した。	○ 駅の掲示板や市内の広報誌に採用選考試験についての情報を掲載した。
55 新潟市	○ 新潟市教職員育成協議会で教員の養成・採用・研修の一体的改革を進めるための意見交換を実施した。		○ 高等学校で教職を希望する生徒に教員の魅力などをプレゼンした。	○ 県内の教職課程をもつ大学での教員採用ガイダンスの実施
56 静岡市		○ 静岡大学オープンキャンパスにおいて、「若手先生が語る教職の魅力」を大学・静岡市・浜松市・静岡県と連携して実施した。		
57 浜松市		○ 県内外の大学を訪問し、ガイダンスを実施。	○ 市内の高校を訪問し、ガイダンスを実施。	○ 市公式ホームページ掲載やLINEにより、教員採用に関する情報を発信。現任教員のパネルディスカッション等、教員採用イベントの開催。ポスター・リーフレットの作成、市広報誌への掲載。ジオターゲット広告。駅構内のデジタルサイネージ広告。
58 名古屋市		○ 教員採用選考試験のパンフレットを送付	○ 名古屋市立高校へ訪問し、教師という仕事について説明している。	
59 京都市		○ 近畿圏を中心とした大学へ訪問し、就職担当者や学生向けの説明会を実施		○ 公式LINEアカウントを活用した情報発信
60 大阪市				○ Twitterの活用
61 堺市		○ 大学内で説明会を実施		○ YouTubeチャンネルを作成し、動画をアップしている。
62 神戸市				
63 岡山市		○ OB,OGを大学に招き、学生と交流		○ 駅周辺にあるデジタルサイネージの活用、パンフレット、ポスターの作成と掲示
64 広島市	○ 教師養成塾の取組紹介	○ 出前講座	○ 教職及び採用試験に関する説明会	○ 採用パンフレットの作成
65 北九州市		○ 大学訪問を実施し、教員採用試験等の説明会を行っている。大学と協定を締結し、市立学校において学生ボランティアの受け入れを行っている。		○ 専用サイトを随時更新。SNS(Facebook、メルマガ)配信。
66 福岡市			○ パンフレット、クリアファイルの作成	○ パンフレットの作成
67 熊本市				
68 豊能地区		○ 大学等推薦者対象の選考について、連携協定大学は推薦可能人数を増やしている。		○ 教員採用や受験説明会のポスター・リーフレットの作成・掲出
合計	7	44	30	49

(注)合計については、実施した区市の実数である。

2.2.1 実技試験の実施状況(小・外国語)

区分 区市名	外国語													
	言語				試験内容									
	1次	2次	3次	実施無	英語	それ以外の外国語			リスニング	スピーチ	簡単な会話	その他		
						具体的に						具体的に		
01 北海道				○										
02 青森県				○										
03 岩手県				○										
04 宮城県				○										
05 秋田県				○										
06 山形県		○			○					○	○	簡単な自己紹介		
07 福島県	○				○			○						
08 茨城県				○										
09 栃木県				○										
10 群馬県				○										
11 埼玉県				○										
12 千葉県				○										
13 東京都		○			○			○	○					
14 神奈川県				○										
15 新潟県	○				○			○						
16 富山県				○										
17 石川県				○										
18 福井県				○										
19 山梨県				○										
20 長野県		○			○			○	○	○				
21 岐阜県				○										
22 静岡県				○										
23 愛知県				○										
24 三重県		○			○			○						
25 滋賀県		○			○					○				
26 京都府				○										
27 大阪府				○										
28 兵庫県				○										
29 奈良県	○				○			○						
30 和歌山県				○										
31 鳥取県				○										
32 島根県		○			○						○	小学校英語枠のみ英語面接		
33 岡山県				○										
34 広島県				○										
35 山口県				○										
36 徳島県		○			○				○	○				
37 香川県		○									○	面接試験の一部に簡単な英語による受け答えを取り入れている。		
38 愛媛県				○										
39 高知県				○										
40 福岡県		○								○				
41 佐賀県	○	○			○			○		○				
42 長崎県				○										
43 熊本県				○										
44 大分県		○			○				○					
45 宮崎県		○			○					○				
46 鹿児島県		○			○				○					
47 沖縄県				○										
48 札幌市				○										
49 仙台市				○										
50 さいたま市		○			○			○		○				
51 千葉市				○										
52 横浜市				○										
53 川崎市				○										
54 相模原市				○										
55 新潟市				○										
56 静岡市				○										
57 浜松市				○										
58 名古屋市				○										
59 京都市				○										
60 大阪市		○			○					○	○	自己紹介		
61 堺市				○										
62 神戸市				○										
63 岡山市				○										
64 広島市				○										
65 北九州市		○			○					○				
66 福岡市				○										
67 熊本市				○										
68 豊能地区				○										
合計	4	16	0	49	17	0		8	5	10	4			

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

2.2.2 実技試験の実施状況(中・英語)

区分 区市名	試験内容									
	1次	2次	3次	実施無	募集無	リスニング	プレゼンテーション スピーチ	ディスカッション ディベート	英語面接 インタビュー	その他
										具体的に
01 北海道		○							○	
02 青森県		○				○				○ リーディング、スピーキング試験
03 岩手県		○					○			
04 宮城県		○					○	○		
05 秋田県		○						○		
06 山形県	○							○	○	
07 福島県	○					○				
08 茨城県		○					○	○		
09 栃木県		○						○		
10 群馬県		○								○ 英語の指導に関する基礎的実技
11 埼玉県		○						○	○	音読
12 千葉県		○								○ ALTとチームティーチング
13 東京都		○				○		○		
14 神奈川県		○								○ 英語コミュニケーション能力試験
15 新潟県	○					○	○	○		
16 富山県	○					○				
17 石川県	○							○		
18 福井県	○					○		○		
19 山梨県		○						○		
20 長野県	○	○				○	○	○		
21 岐阜県				○						
22 静岡県	○							○		
23 愛知県		○						○		
24 三重県		○						○		
25 滋賀県	○	○				○				○ 指導実技(模擬授業)後に英語による応答
26 京都府		○								○ 口頭試問
27 大阪府			○			○	○	○		
28 兵庫県		○						○	○	
29 奈良県	○	○				○		○		
30 和歌山県				○						
31 鳥取県		○						○		
32 島根県		○						○		
33 岡山県		○								○ 模擬授業・口頭試問
34 広島県		○						○		○ 英文の音読
35 山口県	○					○		○		
36 徳島県				○						
37 香川県	○	○				○		○		
38 愛媛県		○					○	○		
39 高知県		○					○	○		
40 福岡県	○	○				○		○		
41 佐賀県	○	○				○		○		
42 長崎県	○					○		○		
43 熊本県	○	○				○		○		
44 大分県		○						○		
45 宮崎県	○	○				○		○		
46 鹿児島県		○						○		
47 沖縄県		○						○		
48 札幌市		○						○		
49 仙台市	○						○	○		
50 さいたま市		○						○		
51 千葉市		○								○ ALTとチームティーチング
52 横浜市		○					○			
53 川崎市		○					○	○		○ マイクロティーチング
54 相模原市		○						○		
55 新潟市	○						○			
56 静岡市	○									○ スピーキング(英語で質問、英語で解答)
57 浜松市	○						○	○		
58 名古屋市		○						○		
59 京都市	○	○				○		○		
60 大阪市		○				○		○		
61 堺市		○				○	○	○		
62 神戸市		○								○ 英作文、英語による質疑応答、授業場面のロールプレイング
63 岡山市		○		○		○				
64 広島市		○						○	○	英文の音読
65 北九州市	○	○				○		○		
66 福岡市				○						
67 熊本市		○						○		
68 豊能地区		○				○		○		
合計	23	50	1	5	0	23	14	11	39	14

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

2.2.3 実技試験の実施状況(高・英語)

区分 区市名	試験内容									
	1次	2次	3次	実施無	募集無	リスニング	プレゼンテーション スピーチ	ディスカッション ディベート	英語面接 インタビュー	その他
										具体的に
01 北海道		○							○	
02 青森県		○				○				○ リーディング、スピーキング試験
03 岩手県		○							○	
04 宮城県		○					○		○	
05 秋田県		○							○	
06 山形県	○							○	○	
07 福島県	○					○				
08 茨城県		○						○		
09 栃木県		○							○	
10 群馬県		○								○ 英語の指導に関する基礎的実技
11 埼玉県		○							○	
12 千葉県		○								○ ALTとチームティーチング
13 東京都		○				○			○	
14 神奈川県		○								○ 英語コミュニケーション能力試験
15 新潟県	○					○	○		○	
16 富山県	○					○				
17 石川県	○								○	
18 福井県	○					○			○	
19 山梨県		○							○	
20 長野県	○	○				○	○		○	
21 岐阜県				○						
22 静岡県	○	○				○			○	
23 愛知県		○							○	
24 三重県		○							○	
25 滋賀県	○	○				○				○ 指導実技(模擬授業)後に英語による応答 ○ 口頭試問
26 京都府		○								
27 大阪府			○			○	○		○	
28 兵庫県		○						○	○	
29 奈良県	○	○				○			○	
30 和歌山県				○						
31 鳥取県		○							○	
32 島根県		○							○	
33 岡山県		○								○ 模擬授業・口頭試問
34 広島県		○							○	○ 英文の音読
35 山口県	○					○		○		
36 徳島県				○						
37 香川県	○	○				○			○	
38 愛媛県		○						○	○	
39 高知県		○					○	○		
40 福岡県	○	○				○			○	
41 佐賀県	○	○				○			○	
42 長崎県	○					○		○		
43 熊本県	○	○				○			○	
44 大分県		○							○	
45 宮崎県	○	○				○			○	
46 鹿児島県		○						○		
47 沖縄県		○							○	
48 札幌市										
49 仙台市	○						○		○	
50 さいたま市		○						○		
51 千葉市		○								○ ALTとチームティーチング
52 横浜市					○					
53 川崎市		○				○	○			○ マイクロティーチング
54 相模原市					○					
55 新潟市	○					○				
56 静岡市					○					
57 浜松市					○					
58 名古屋市		○							○	
59 京都市	○	○				○	○			
60 大阪市					○					
61 堺市					○					
62 神戸市		○								○ 英作文、英語による質疑応答、授業場面のロールプレイング
63 岡山市					○					
64 広島市		○							○	○ 英文の音読
65 北九州市					○					
66 福岡市		○								ディクテーション
67 熊本市					○					
68 豊能地区										
合計	20	43	1	3	9	19	8	11	33	12

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

2.3.1 面接1次(個人・教職員以外面接担当)

区分 区市名		1次試験・個人面接																																			
		教職員以外の面接担当者																																			
		民間企業人事担当者						経営者						臨床心理士						スクールカウンセラー						保護者						その他					
小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教		
01 北海道																																					
02 青森県																																					
03 岩手県																																					
04 宮城県																																					
05 秋田県																																					
06 山形県																																					
07 福島県																																					
08 茨城県																																					
09 栃木県																																					
10 群馬県																																					
11 埼玉県																																					
12 千葉県																																					
13 東京都																																					
14 神奈川県																																					
15 新潟県																																					
16 富山県																																					
17 石川県																																					
18 福井県																																					
19 山梨県																																					
20 長野県																																					
21 岐阜県																																					
22 静岡県																																					
23 愛知県																																					
24 三重県																																					
25 滋賀県																																					
26 京都府																																					
27 大阪府																																					
28 兵庫県																																					
29 奈良県																																					
30 和歌山県																																					
31 鳥取県																																					
32 島根県																																					
33 岡山県																																					
34 広島県																																					
35 山口県																																					
36 徳島県																																					
37 香川県																																					
38 愛媛県																																					
39 高知県																																					
40 福岡県																																					
41 佐賀県																																					
42 長崎県																																					
43 熊本県																																					
44 大分県																																					
45 宮崎県																																					
46 鹿児島県																																					
47 沖縄県																																					
48 札幌市																																					
49 仙台市																																					
50 さいたま市																																					
51 千葉市																																					
52 横浜市																																					
53 川崎市																																					
54 相模原市																																					
55 新潟市																																					
56 静岡市																																					
57 浜松市																																					
58 名古屋市																																					
59 京都市																																					
60 大阪市																																					
61 堺市																																					
62 神戸市																																					
63 岡山市																																					
64 広島市																																					
65 北九州市																																					
66 福岡市																																					
67 熊本市																																					
68 豊能地区																																					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

2.3.4 面接1次(集団・面接内容)

区分 区市名	1次試験・集団面接																								備考														
	面接内容																																						
	集団討論、討議					集団活動、グループワーク					模擬授業					指導案作成					場面指導					教員としての適格性を判断する質問					その他								
小	中	高	特支	栄教	小	中	高	特支	栄教	小	中	高	特支	栄教	小	中	高	特支	栄教	小	中	高	特支	栄教	小	中	高	特支	栄教	小	中	高	特支	栄教	具体的に				
01 北海道																																							
02 青森県																																							
03 岩手県																																							
04 宮城県																																							
05 秋田県				○																																			
06 山形県																																				スポーツ特別選考の受験者のみ実施。			
07 福島県																																							
08 茨城県																																							
09 栃木県																																							
10 群馬県																																							
11 埼玉県																																							
12 千葉県	○	○	○	○	○	○																																	
13 東京都																																							
14 神奈川県																																					1次試験では面接試験を実施していない		
15 新潟県																																							
16 富山県	○	○	○	○	○	○																																	
17 石川県																																					1次、2次の区別なく、全員に個人面接を実施。		
18 福井県																																							
19 山梨県																																							
20 長野県	○	○		○	○	○																															1次試験の集団面接について、高等学校養護教諭は実施しない。		
21 岐阜県																																							
22 静岡県																																							
23 愛知県																																							
24 三重県																																							
25 滋賀県	○	○	○	○	○	○																																職務に対する意欲等	
26 京都府																																							
27 大阪府																																							
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○																																	
29 奈良県	○	○	○	○	○	○																																	
30 和歌山県																																							
31 鳥取県																																							
32 島根県																																							
33 岡山県																																						調査対象年度は栄養教諭の募集がないため、全てに回答しない。	
34 広島県																																							
35 山口県	○	○	○	○	○	○																																	
36 徳島県																																						今回実施分より、集団面接を廃止。	
37 香川県	○	○	○	○	○	○																																	
38 愛媛県																																							1次試験の面接は集団面接の形式をとるが、質問内容は志望動機、自己PR等、個人に向けた内容で実施する。
39 高知県																																							
40 福岡県																																							
41 佐賀県																																						一次試験での面接の実施はなし	
42 長崎県																																							
43 熊本県																																							
44 大分県																																							
45 宮崎県																																							
46 鹿児島県																																							
47 沖縄県																																							
48 札幌市																																							
49 仙台市																																							
50 さいたま市																																							
51 千葉市	○	○	○	○	○	○																																	
52 横浜市																																							
53 川崎市	○	○	○	○	○	○																																特別選考Ⅰ(正規教員経験者)、特別選考Ⅱ(臨時的任用職員・非常勤講師・一般任期付職員等経験者)において集団討論を実施	
54 相模原市																																							
55 新潟市																																							
56 静岡市																																							
57 浜松市																																							
58 名古屋市																																							
59 京都市																																							
60 大阪市																																							
61 堺市																																							
62 神戸市																																							
63 岡山市								○	○																														
64 広島市																																							
65 北九州市																																							
66 福岡市																																							
67 熊本市																																							
68 豊能地区																																						社会人として望ましい態度であるか、望ましい対人関係を築ける資質を備えているかを主な評価の観点として、集団面接を実施	
合計	10	10	9	11	10	8	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

2.4.3 面接2次(集団・教職員以外面接担当)

区分 区市名	2次試験・集団面接																																					
	教職員以外の面接担当者																																					
	民間企業人事担当者						経営者						臨床心理士						スクールカウンセラー						保護者						その他							
	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	具体的に	
01 北海道																																						
02 青森県																																						
03 岩手県																																						
04 宮城県																																						
05 秋田県																																						
06 山形県																																						
07 福島県																																						
08 茨城県																																						
09 栃木県	○	○	○	○	○																															行政関係者		
10 群馬県																																				県の教育委員、市町村 教育委員会教育長		
11 埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
12 千葉県																																						
13 東京都																																				一部民間企業の面接担 当者を起用している		
14 神奈川県																																						
15 新潟県																																						
16 富山県																																						
17 石川県																																						
18 福井県																																						
19 山梨県																																						
20 長野県																																						
21 岐阜県																																						
22 静岡県				○	○																																PTA連絡協議会	
23 愛知県																																						
24 三重県																																						
25 滋賀県																																						
26 京都府																																						
27 大阪府																																						
28 兵庫県																																						
29 奈良県																																						
30 和歌山県																																						
31 鳥取県																																					教育委員会事務局職員 (行政職)	
32 島根県																																						
33 岡山県																																						
34 広島県																																						
35 山口県																																					教育委員、スクールソ シヤルワーカー、PTA関 係者、行政関係者	
36 徳島県																																						
37 香川県																																						
38 愛媛県																																						
39 高知県																																						
40 福岡県																																						
41 佐賀県																																						
42 長崎県																																						
43 熊本県																																						
44 大分県																																						
45 宮崎県																																					教育委員、県庁知事部 局職員	
46 鹿児島県																																					NPO法人, 教育委員	
47 沖縄県																																						
48 札幌市																																						
49 仙台市																																						
50 さいたま市																																						
51 千葉市																																						
52 横浜市																																						
53 川崎市																																						
54 相模原市																																						
55 新潟市																																						
56 静岡市																																						
57 浜松市																																						
58 名古屋市																																						
59 京都市																																						
60 大阪市																																						
61 堺市																																						
62 神戸市																																						
63 岡山市																																						
64 広島市																																						
65 北九州市																																						
66 福岡市																																						
67 熊本市																																						
68 豊能地区																																						
合計	2	2	3	3	2	1	2	2	2	2	2	2	2	3	1	1	1	1	4	5	3	3	3	1	2	2	2	2	2	2	2	2	8	8	7	7	7	3

(注)合計については、実施した区市の実数である。

2.5.1 面接3次(個人・教職員以外面接担当)

区分 区市名	3次試験・個人面接																																								
	教職員以外の面接担当者																																								
	民間企業人事担当者						経営者						臨床心理士						スクールカウンセラー						保護者						その他										
	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	具体的に				
01 北海道																																									
02 青森県																																									
03 岩手県																																									
04 宮城県																																									
05 秋田県																																									
06 山形県																																									
07 福島県																																									
08 茨城県																																									
09 栃木県																																									
10 群馬県																																									
11 埼玉県																																									
12 千葉県																																									
13 東京都																																									
14 神奈川県																																									
15 新潟県																																									
16 富山県																																									
17 石川県																																									
18 福井県																																									
19 山梨県																																									
20 長野県																																									
21 岐阜県																																									
22 静岡県																																									
23 愛知県																																									
24 三重県																																									
25 滋賀県																																									
26 京都府																																									
27 大阪府																																				【臨床心理士】障がい者対象の選考において、知的障がい・精神障がいにより該当する者の場合のみ					
28 兵庫県																																									
29 奈良県																																									
30 和歌山県																																									
31 鳥取県																																									
32 島根県																																									
33 岡山県																																									
34 広島県																																									
35 山口県																																									
36 徳島県																																									
37 香川県																																									
38 愛媛県																																									
39 高知県																																									
40 福岡県																																									
41 佐賀県																																									
42 長崎県																																									
43 熊本県																																									
44 大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
45 宮崎県																																									
46 鹿児島県																																									
47 沖縄県																																									
48 札幌市																																									
49 仙台市																																									
50 さいたま市																																									
51 千葉市																																									
52 横浜市																																									
53 川崎市																																									
54 相模原市																																									
55 新潟市																																									
56 静岡市																																									
57 浜松市																																									
58 名古屋市																																									
59 京都市																																									
60 大阪市																																									
61 堺市																																									
62 神戸市																																									
63 岡山市																																									
64 広島市																																									
65 北九州市																																									
66 福岡市																																									
67 熊本市																																									
68 豊能地区																																									
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

2.5.3 面接3次(集団・教職員以外面接担当)

区分 区市名	3次試験・集団面接																																											
	教職員以外の面接担当者																																											
	民間企業人事担当者						経営者						臨床心理士						スクールカウンセラー						保護者						その他													
	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	小	中	高	特支	養教	栄教	具体的に							
01 北海道																																												
02 青森県																																												
03 岩手県																																												
04 宮城県																																												
05 秋田県																																												
06 山形県																																												
07 福島県																																												
08 茨城県																																												
09 栃木県																																												
10 群馬県																																												
11 埼玉県																																												
12 千葉県																																												
13 東京都																																												
14 神奈川県																																												
15 新潟県																																												
16 富山県																																												
17 石川県																																												
18 福井県																																												
19 山梨県																																												
20 長野県																																												
21 岐阜県																																												
22 静岡県																																												
23 愛知県																																												
24 三重県																																												
25 滋賀県																																												
26 京都府																																												
27 大阪府																																												
28 兵庫県																																												
29 奈良県																																												
30 和歌山県																																												
31 鳥取県																																												
32 島根県																																												
33 岡山県																																												
34 広島県																																												
35 山口県																																												
36 徳島県																																												
37 香川県																																												
38 愛媛県																																												
39 高知県																																												
40 福岡県																																												
41 佐賀県																																												
42 長崎県																																												
43 熊本県																																												
44 大分県																																												
45 宮崎県																																												
46 鹿児島県																																												
47 沖縄県																																												
48 札幌市																																												
49 仙台市																																												
50 さいたま市																																												
51 千葉市																																												
52 横浜市																																												
53 川崎市																																												
54 相模原市																																												
55 新潟市																																												
56 静岡市																																												
57 浜松市																																												
58 名古屋市																																												
59 京都市																																												
60 大阪市																																												
61 堺市																																												
62 神戸市																																												
63 岡山市																																												
64 広島市																																												
65 北九州市																																												
66 福岡市																																												
67 熊本市																																												
68 豊能地区																																												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 区市名	小学校								
	一部試験免除を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC & SEIIC	GTETC	IELTS	(具体的に) その他
57 浜松市									
58 名古屋市	1級			95		1845	1350	7	ケンブリッジ英語検定180以上、TEAP375以上、TEAPCBT800以上、
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市	2級	440点		42点	550点				
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	7	3	0	7	5	2	2	3	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.2 英語の資格等による特別の選考の実施状況: 加点を実施している場合の受験資格(小学校)

区分	小学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
区市名	実用英語技能検定	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC S&W	GTEC CBT	IELTS	(その他)
01 北海道	準1級			72点					・TOEIC L&R/TOEIC S&W 1560点以上 ・英語を使用した海外勤務又は留学経験2年以上
02 青森県									
03 岩手県	準1級			80点	730点				
04 宮城県	2級			60	550				
05 秋田県									
06 山形県	2級			65	600				
07 福島県	2級以上			42点以上					※TOEIC L&RのスコアとTOEIC S&Wを2.5倍にして合算したスコアが1150点以上
08 茨城県	2級			53	540	710	925		
09 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県	2級			42	550		960	4	①ケンブリッジ英語検定 140、②TEAP 225、③TEAP CBT 420
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県	準1級以上			72点以上	785点以上		1190点以上	5.5点以上	ケンブリッジ英語検定 160点以上 TEAP 309点以上 TEAP CBT 600点以上 中学校または高等学校教員普通免許状(外国語(英語)を所有している人または令和5年3月31日までに取得見込みの人
15 新潟県	準1級(2級)			72	730(540)	1560(1150)		5.5(4)	TEAP309(225)、TEAP CBT600(420)、ケンブリッジ英語検定160(140)、GTEC1190(960)
16 富山県	準1級	550点以上		80点以上	730点以上				
17 石川県	準1級以上			80点以上	730点以上				英語の中学校又は高等学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得する見込みの者。
18 福井県	2級(準1級)			42(72)	550(785)				
19 山梨県	2級			61点	550点				
20 長野県	準1級			80点以上	730点以上				
21 岐阜県	2級			42	550				
22 静岡県	2級			60点	600点				
23 愛知県	2級	470点		52点	500点				小学校教諭について、加点項目小学校英語として実施。
24 三重県	2級			54	550				
25 滋賀県	1級(準1級)	600(550)		105(80)	945(785)				
26 京都府	準1級			72点	785点			5.5点	TOEIC S&W 310点 ケンブリッジ英検 160点 GTEC advanced 1,190
27 大阪府	2級			42			960	4	・ケンブリッジ英語検定 140以上(オーバーオールスコア) ・TOEIC L&R+TOEIC S&W×2.5=1,150 点以上 ・TEAP 225 以上 ・TEAP CBT 420 以上 ・中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状の所有(見込みを含む)
28 兵庫県	準1			72	785	1095	1190	5.5	左記の他に、以下の①及び②に該当する一定の英語力を有する者に対しても加点を行っている。 ① 中学校または高等学校「英語」の免許状を有する者(免許状授与予定も含む→都道府県教育委員会発行の免許状授与予定証明書または、同等の証明書が必要) ② 海外大学または在外教育施設等における2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験を有する者
29 奈良県	準1級	550	213	80	730				
30 和歌山県									英語普通免許状所有者(取得見込み含む。)に対して校種専門筆記の得点に加点を実施する。
31 鳥取県	準2級	400点		38点	450点	925点			TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコアは、次により算出する。(合算スコア)=(L&Rトータルスコア)+(Sスコア)×2.5+(Wスコア)×2.5
32 島根県	準1級			80点	785点				
33 岡山県	準1級			72		1560		5.5	ケンブリッジ英検160、GTEC1190、TEAP309、TEAP CBT600、
34 広島県	2級			55	550			5	
35 山口県									CEFR(外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠)において、B1相当
36 徳島県	CSEスコア: 2300			72		1560	1190	5.5	①中学校又は高等学校外国語(英語)の免許状を有する者又は取得見込みの者 ②英検準1級などのCEFR B2相当以上の英語力を有する者 ③海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
37 香川県									
38 愛媛県	準1級	550		80	730				
39 高知県	2級			42点	550点				
40 福岡県	準1	550		80	730				
41 佐賀県	2級合格	470点以上	150点以上	52点以上	500点以上				それぞれの試験のスコアによって加点の点数に段階をおいている。記載は、5点加点の場合
42 長崎県	2級			61	550				
43 熊本県	2級			52	550				
44 大分県									
45 宮崎県									英検準1級などCEFR B2相当(文部科学省の示したCEFR対照表による)以上の英語力を有する者
46 鹿児島県	2級			42点	790点				・TOEICは、L&R550点以上、S&W240点以上
47 沖縄県	準1級			72	785				
48 札幌市	準1級			72		1560			教育職員免許状(中学校又は高等学校の英語)、海外の大学で2年以上の英語を使用した留学経験
49 仙台市	準1級(2級)			80(55)	730(550)				
50 さいたま市									CEFR B2以上
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市	準1級(2級)			72(42)	785(550)				
54 相模原市	2級			42	550				加点は2段階で設定している。 他に、実用英語技能検定準1級、TOEIC785点、TOEFL iBT72点も加点している。
55 新潟市	準1級			72	730	1560	1190	5.5	ケンブリッジ英語検定 160 TEAP 309 TEAP CBT 600
56 静岡市	準1級2300			72	730	1560		5.5	CFER B2相当以上の英語力を有する者

区分	小学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOPEFTL	TOBEFTL	TOiBEFTL	TOEIC	TOEICS & W	GTETC CBT	IELTS	(具体的に) その他
区市名									
57 浜松市	2級			60	600				TOEFL、TOEICは、令和2年7月以降の得点に限る。
58 名古屋市	2級			42		1150	960	4	ケンブリッジ英語検定140以上、TEAP225以上、TEAPCBT420以上、英語の免許状を所有(または令和3年3月31日までに取得見込)
59 京都市	2級以上	500点以上		42点以上	550点以上	790点以上	960点以上	4.0以上	
60 大阪市	2級			42点	550点		960点	4	
61 堺市	準1級			72	785		1190	5.5	・ケンブリッジ英語検定160点 ・TEAP 309点 ・TEAP CBT 600点
62 神戸市	準1級			72		1560	1190	5.5	TEAP 309 TEAP CBT 600 ケンブリッジ英語検定 160
63 岡山市									
64 広島市	2級			55	550			5	
65 北九州市									
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上	・出願時点で中学校教諭(英語)又は高等学校教諭(英語)の免許状を有する者 ※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。
67 熊本市	準1級以上			72点以上	1095点以上		1190点以上	5.5点以上	ケンブリッジ英語検定160点以上
68 豊能地区									
合計	51	9	2	51	42	13	14	19	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.3 英語の資格等による特別の選考の実施状況：特別免許状を活用した選考を実施している場合の受験資格（小学校）

区分	小学校								
	特別免許状を活用した選考を実施している場合の受験資格								
区市名	実用英語技能検定	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC & S W	GTEC CBT	IELTS	(その他) (具体的に)
1 北海道									
2 青森県									
3 岩手県									
4 宮城県									
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県									
8 茨城県	1級			1		1216	1338		①～③の条件をすべて満たす方 ①大学又は大学院を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得している方 ②左記のいずれかの資格を有し、正規職員として民間企業や官公庁において、英語を使った業務に出勤時に継続して3年以上の勤務経験がある方 ③教育職員免許状を有していない場合は、特別免許状の授与条件を満たす方
9 栃木県									
1 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県									
18 福井県									・英語を母語とする外国籍を有し、教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する者 ・5年以上の英語圏在住経験もしくは民間企業、研究機関等における3年以上の英語を用いた実務経験を有する英語の堪能な日本人 ※日本国籍を有しない者を採用する場合、任用の期限を付さない常勤講師とする。
19 山梨県									
2 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
3 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									職務上必要とされる日本語能力を有し、英語を母語とする者で、国内の国公立学校で英語の指導を3年以上又は2年以上で出勤時に勤務している者
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
4 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
5 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
6 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	1	0	0	1	0	1	1	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.4 英語の資格等による特別の選考の実施状況：一部試験免除を実施している場合の受験資格（中学校）

区分 県市名	中学校									
	一部試験免除を実施している場合の受験資格									
	実用英語技能検定	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC S&W	GTEC CBT	IELTS	(具体的に) その他	
01 北海道	1級			95						TOEIC L&R/TOEIC S&W 1845点以上
02 青森県	準1級以上	550	213	80	730					<専門教科試験の免除> 左記の最低級・スコア以上の資格を持つこと
03 岩手県										
04 宮城県										
05 秋田県										
06 山形県										
07 福島県										
08 茨城県	準1級			80		1028	1197			
09 栃木県										
10 群馬県	1級			100	900					
11 埼玉県										
12 千葉県										CEFR C1相当の資格取得者
13 東京都	1級			100点以上	TOEIC L&Rで900点以上かつSpeaking※で160点以上 ※Speakingは、S&Wで受験したスコアでも可能			7.0以上（アカデミック・モジュールで受験したもので、オーバーオール・バンドスコアが7.0以上）		
14 神奈川県	準1級以上			80点以上	730点以上					
15 新潟県										
16 富山県	1級	600		100	860					教諭普通免許状を所有するか、令和5年3月31日までに取得見込みであること。
17 石川県	1級以上			100点以上	900点以上					
18 福井県										・英語を母語とする外国籍を有し、教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する者 ・5年以上の英語圏在住経験もしくは民間企業、研究機関等における3年以上の英語を用いた実務経験を有する英語の堪能な日本人 ※日本国籍を有しない者を採用する場合、任用の期限を付さない常勤講師とする。
19 山梨県										
20 長野県	1級			100点以上	900点以上					
21 岐阜県	準1級			72	785					
22 静岡県										
23 愛知県	1級			92点	860点					中学校教諭・英語について、英語有資格者特別選考として実施。ただし、令和2年7月以降の得点及び取得に限る。
24 三重県										
25 滋賀県										
26 京都府	1級			92点	860点					中学校の外国語（英語）、高等学校の外国語（英語）の受験者のみ
27 大阪府										
28 兵庫県										
29 奈良県	一級	600	250	100	860					【中学校・高等学校英語教育推進特別選考】 英語科受験者のみを対象としている。左記資格に該当すれば、1次試験の教科専門を免除している。
30 和歌山県	1級	570		88	800					英語科以外の受験者は小の欄の級・スコアに準ずる。
31 鳥取県										
32 鳥根県										
33 岡山県	1級			95		1845		7		ケンブリッジ英検180、TEAP375、TEAP CBT800、GTEC1350
34 広島県										
35 山口県										
36 徳島県	CSEスコア：2300			72		1560	1190	5.5		CEFR B2相当の資格を有する者、又は原則1年以上の英語を使用した海外活動経験を有する者
37 香川県	1級合格			92点以上	850点以上			7.0点以上		
38 愛媛県										
39 高知県										
40 福岡県	準1級	550		80	730					
41 佐賀県										
42 長崎県	準1級			72	785		1190	5.5		ケンブリッジ英語検定（160点以上） TEAP（309点以上） TEAP CBT（600点以上）
43 熊本県										
44 大分県										
45 宮崎県										実用英語技能検定1級合格者などCEFR C1（文部科学省の示したCEFR対照表による）以上取得者

区分 区市名	中学校									
	一部試験免除を実施している場合の受験資格									
	実用英語技能検定	TOPEFL	TOCBFL	TOiBFL	TOEIC	TOEIC S&W	GTEC CBT	IELTS	(具体的に) その他	
46 鹿児島県										
47 沖縄県										
48 札幌市	1級			95		1845				
49 仙台市										
50 さいたま市										
51 千葉市										CEFR C1相当の資格取得者
52 横浜市										
53 川崎市	準1級			80	730					
54 相模原市										
55 新潟市	1級			95	945	1845	1350	7		ケンブリッジ英語検定 180 TEAP 375 TEAP CBT 800
56 静岡市										
57 浜松市	準1級			72	785					
58 名古屋市	1級			95		1845	1350	7		ケンブリッジ英語検定180以上、TEAP375以上、TEAPCBT800以上、
59 京都市	準1級以上	550点以上		80点以上	730点以上	1095点以上	1190点以上	5.5以上		<p>●英語ネイティブコース 一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①から④のいずれにも該当する方。</p> <p>①英語を第一言語とする方 ②大学卒業（学士号取得）以上 ③平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間で、国公立私立学校での勤務歴が通算3年以上（実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない）ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程（TESOL、CELTA）を修了（又は令和5年3月31日までに修了見込みであること）されている方 ④教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方 ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。</p>
60 大阪市										
61 堺市										
62 神戸市										
63 岡山市										
64 広島市										
65 北九州市	準1級	550点		80点	730点					
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上		※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。
67 熊本市										
68 豊能地区										
合計	27	7	2	27	20	8	7	9		

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.5 英語の資格等による特別の選考の実施状況：加点を実施している場合の受験資格（中学校）

区分 区市名	中学校									
	加点を実施している場合の受験資格									
	実用 英語 技能 検	T O E F L	T O E F L	T i E F L	T O E I C	T O E I C & S W I C	G T E C	I E L T S	（ 其 他 に ） （ 具 体 的 に ）	
01 北海道	1級			95点						・TOEIC L&R/TOEIC S&W 1845点以上 ・英語を使用した海外勤務又は留学経験2年以上
02 青森県										
03 岩手県	準1級			80点	730点					
04 宮城県	準1級			80	730					
05 秋田県										
06 山形県	準1級			80	730					
07 福島県	準1級以上			72点以上						※TOEIC L&RのスコアとTOEIC S&Wを2.5倍にして合算したスコアが1560点以上
08 茨城県	2級			53	540	710	925			
09 栃木県	準1級	550点以上		80点以上	730点以上					
10 群馬県										
11 埼玉県	準1級			72	785		1190	5.5		①ケンブリッジ英語検定 160、②TEAP 309、③TEAP CBT 600
12 千葉県										
13 東京都										
14 神奈川県										
15 新潟県	1級			95	945	1845		7		TEAP375、TEAP CBT800、ケンブリッジ英語検定180、GTEC1350
16 富山県	準1級	550点以上		80点以上	730点以上					
17 石川県										小学校の教育職員普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得する見込みの者。
18 福井県	準1級(1級)			72(95)	785(945)					
19 山梨県	1級			100点	870点					
20 長野県										
21 岐阜県										
22 静岡県	準1級			80点	800点					
23 愛知県										
24 三重県	準1級			80	730					
25 滋賀県	1級(準1級)	600(550)		105(80)	945(785)					
26 京都府	準1級			72点	785点			5.5点		TOEIC S&W 310点 ケンブリッジ英検 160点 GTEC advanced 1,190
27 大阪府	準1級			72			1190	5.5		・ケンブリッジ英語検定 160以上（オーバーオールスコア） ・TOEIC L&R+TOEIC S&W×2.5=1,560 点以上 ・TEAP 309 以上 ・TEAP CBT 600 以上
28 兵庫県	1			95	945	1305	1350	7		出願資格：以下の①～④のいずれかの視覚を出願時に有している者であること。 ① 英語検定2級以上 ② TOEIC (L&R) 550点以上 ③ TOEFL (iBT) 60点以上 ④ 国連英検B級以上 ※1 ②については、TOEIC (IP) は対象外。 ※2 ③については、有効期限内のものに限る。また、TOEFL(CBT)は2006年に廃止されているため対象外
29 奈良県	準1級	550	213	80	730					英語科受験者のみを加点対象としている。
30 和歌山県										
31 鳥取県	準1級	550点		80点	730点	1405点				TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコアは、次により算出する。（合算スコア）=（L&Rトータルスコア）+（Sスコア）×2.5+（Wスコア）×2.5
32 島根県										
33 岡山県	準1級			72		1560		5.5		ケンブリッジ英検160、GTEC1190、TEAP309、TEAP CBT600、
34 広島県	準1級			80	730			6.5		
35 山口県										C E F R（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）において、B1相当。ただし、外国語（英語）受験者はC1相当
36 徳島県										
37 香川県										
38 愛媛県	準1級	550		80	730					
39 高知県	準1級			72点	785点					
40 福岡県										
41 佐賀県	2級合格	470点以上	150点以上	52点以上	500点以上					
42 長崎県	準1級			72	785		1190	5.5		ケンブリッジ英語検定（160点以上） TEAP（309点以上） TEAP CBT（600点以上）
43 熊本県										
44 大分県										
45 宮崎県										英検1級などC E F R C1相当（文部科学省の示したC E F R対照表による）以上の英語力を有する者 ※英語が対象
46 鹿児島県	準1級			79点	1095点					・TOEICは、L&R785点以上、S&W310点以上
47 沖縄県	1級			95	945					
48 札幌市	1級			95		1845				海外の大学で2年以上の英語を使用した留学経験

区分 区市名	中学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
	実用 英語 定語 技能 検	T P O B E T F L	T C O B E T F L	T i O B E T F L	T O E I C	T O E I C & S E I C & W	G T E C C B T	I E L T S	(具 体 的 に) そ の 他
49 仙台市	準1級			80	730				
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市	準1級			72	785				
55 新潟市	準1級			72	730	1560	1190	5.5	ケンブリッジ英語検定 160 TEAP 309 TEAP CBT 600
56 静岡市									
57 浜松市	準1級			72	785				TOEFL、TOEICは、令和2年7月以降の得点に限る小学校の受験者がこの英語資格を所有の場合は、更に加点。
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市	準1級			72点	785点		1,190点	5.5	
61 堺市	準1級			72	785		1190	5.5	・ケンブリッジ英語検定160点 ・TEAP 309点 ・TEAP CBT 600点
62 神戸市	準1級(1級)			72(95)		1560(1845)	1190(1350)	5.5(7.0)	TEAP 309(375) TEAP CBT 600(800) ケンブリッジ英語検定 160(180) ※ ()内は教科「英語」での受験時の最低ライン
63 岡山市									
64 広島市	準1級			80	730			6.5	
65 北九州市									
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上	※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	38	7	2	38	31	9	10	14	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 区市名	小学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOPEFL	TOCEFL	TOiBFL	TOEIC	TOEIC S&W	GTEC CBT	IELTS	(具体的に)
59 京都市									<p>●英語ネイティブコース 一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①から④のいずれにも該当する方。 ①英語を第一言語とする方 ②大学卒業(学士号取得)以上 ③平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間で、国公立学校での勤務歴が通算3年以上(実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない)ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程(TESOL、CELTA)を修了(又は令和5年3月31日までに修了見込みであること)されている方 ④教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方 ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。</p>
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									<p>一般選考の項に掲げる要件のうち①及び②の要件を満たす者であって、次のア～エまでの要件を満たす者が受験できます。 ア 出願時に、外国国籍を有する者であること、又は、出願時に、日本国籍を有する者のうち過去に外国国籍を有した者であること。 イ 母語が英語であること、又は、それと同等の英語の語学力を有していること。 ウ 外国での居住経験があり、大学(日本国内の4年制大学、又は、それと同等の外国の教育機関とする。)を卒業していること。 エ 広島県・広島市の公立学校で養休任期付職員、随時的任用職員、会計年度任用職員等又は外国語指導助手等として、平成3年4月から令和4年8月までの期間に通算36月以上の英語の指導に関する教職経験があること。</p>
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	2	0	0	2	1	1	2	1	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 県市名	高等学校								
	一部試験免除を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOEFL PBT	TOEFL CBT	TOEFL iBT	TOEIC	TOEIC S&W	TOEIC CBT	IELTS	(具体的に) その他
36 徳島県	CSEスコア：2300			72		1560	1190	5.5	CEFR B2相当の資格を有する者、又は原則1年以上の英語を使用した海外活動経験を有する者
37 香川県	1級合格			92点以上	850点以上			7.0点以上	
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県	1級	600		100	900				
41 佐賀県									
42 長崎県	準1級			72	785		1190	5.5	ケンブリッジ英語検定 (160点以上) TEAP (309点以上) TEAP CBT (600点以上)
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									実用英語技能検定1級合格者などCEFR C1 (文部科学省の示したCEFR対照表による) 以上取得者
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									CEFR C1相当の資格取得者
52 横浜市									
53 川崎市	準1級			80	730				
54 相模原市									
55 新潟市	1級			95	945	1845	1350	7	ケンブリッジ英語検定 180 TEAP 375 TEAP CBT 800
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市	1級			95		1845	1350	7	ケンブリッジ英語検定180以上、TEAP375以上、TEAPCBT800以上、
59 京都市	準1級以上	550点以上		80点以上	730点以上	1095点以上		5.5以上	●英語ネイティブコース 一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①から④のいずれにも該当する方。 ①英語を第一言語とする方 ②大学卒業(学士号取得)以上 ③平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間で、国公私立学校での勤務歴が通算3年以上(実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない)ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程(TESOL、CELTA)を修了(又は令和5年3月31日までに修了見込みであること)されている方 ④教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方 ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上	※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	24	6	2	24	18	7	6	9	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

区分	高等学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC S&W	GTEC CBT	IELTS	(その他 具体的に)
区市名									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市	準1級(1級)			72(95)		1560(1845)	1190(1350)	5.5(7.0)	TEAP 309(375) TEAP CBT 600(800) ケンブリッジ英語検定 160(180) ※ ()内は教科「英語」での受験時の最低ライン
63 岡山市									
64 広島市	準1級			80	730			6.5	
65 北九州市									
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上	※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	34	7	2	34	28	8	8	12	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 区市名	高等学校								
	特別免許状を活用した選考を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOEFL PBT	TOEFL CBT	TOEFL iBT	TOEIC	TOEIC & S W	GTEC CBT	IELTS	(具体的に) その他
50 さいたま市									①出願時に外国籍を有している又は、過去に外国籍を有していた。 ②英語を母語とする又は同等の英語力を有する。 ③日本国内において、英語教育関係の職の勤務経験が1年以上ある。 ④教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有する。 ⑤特別免許状の授与条件を満たす。
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋									
59 京都市									●英語ネイティブコース 一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①から④のいずれにも該当する方。 ①英語を第一言語とする方 ②大学卒業(学士号取得)以上 ③平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間で、国公私立学校での勤務歴が通算3年以上(実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない)ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程(TESOL、CELTA)を修了(又は令和5年3月31日までに修了見込みであること)されている方 ④教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方 ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									一般選考の項に掲げる要件のうち①及び②の要件を満たす者であって、次のアからエまでの要件を満たす者が受験できます。 ア 出願時に、外国籍を有する者であること、又は、出願時に、日本国籍を有する者のうち過去に外国籍を有した者であること。 イ 母語が英語であること、又は、それと同等の英語の語学力を有していること。 ウ 外国での居住経験があり、大学(日本国内の4年制大学、又は、それと同等の外国の教育機関とする。)を卒業していること。 エ 広島県・広島市の公立学校で専任任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等又は外国語指導助手等として、平成30年4月から令和4年8月までの期間に通算36月以上の英語の指導に関する教職経験があること。
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	4	2	2	4	2	2	2	1	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.10 英語の資格等による特別の選考の実施状況：一部試験免除を実施している場合の受験資格（特別支援学校）

区分	特別支援学校									
	一部試験免除を実施している場合の受験資格									
区市名	実用英語技能検定	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC S&W	TOEIC CBT	IELTS	(具体的に)	
01 北海道	1級			95					TOEIC L&R/TOEIC S&W 1845点以上 (中学部英語及び高等部英語のみ)	
02 青森県	中学部：準1級 高等部：1級	中学部：550 高等部：600	中学部：213 高等部：250	中学部：80 高等部：100	中学部：730 高等部：860				＜専門教科試験の免除＞特別支援学校中学部は中学校、特別支援学校高等部は高等学校の最低級・スコアと同様	
03 岩手県										
04 宮城県										
05 秋田県										
06 山形県										
07 福島県										
08 茨城県										
09 栃木県										
10 群馬県										
11 埼玉県										
12 千葉県										
13 東京都	1級			100点以上	TOEIC L&Rで900点以上かつSpeaking※で160点以上 ※Speakingは、S&Wで受験したスコアでも可能			7.0以上(アカデミック・モジュールで受験したもので、オーバーオール・バンドスコアが7.0以上)		
14 神奈川県										
15 新潟県										
16 富山県										
17 石川県	1級以上			100点以上	900点以上					
18 福井県									・英語を母語とする外国籍を有し、教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する者 ・5年以上の英語圏在住経験もしくは民間企業、研究機関等における3年以上の英語を用いた実務経験を有する英語の堪能な日本人 ※日本国籍を有しない者を採用する場合、任用の期限を付さない常勤講師とする。	
19 山梨県										
20 長野県										
21 岐阜県										
22 静岡県										
23 愛知県	1級			92点	860点				特別支援学校教諭・英語について、英語有資格者特別選考として実施。ただし、令和2年7月以降の得点及び取得に限る。	
24 三重県										
25 滋賀県										
26 京都府										
27 大阪府										
28 兵庫県										
29 奈良県										
30 和歌山県	準1級	550		80	730					
31 鳥取県										
32 島根県										
33 岡山県										
34 広島県										
35 山口県										
36 徳島県										
37 香川県	1級合格			92点以上	850点以上			7.0点以上		
38 愛媛県										
39 高知県										
40 福岡県	1級	600		100	900					
41 佐賀県										
42 長崎県										
43 熊本県										
44 大分県										
45 宮崎県										
46 鹿児島県										
47 沖縄県										
48 札幌市										
49 仙台市										
50 さいたま市										
51 千葉市										
52 横浜市										
53 川崎市										
54 相模原市										
55 新潟市										
56 静岡市										
57 浜松市										
58 名古屋市	1級			95		1845	1350	7	ケンブリッジ英語検定180以上、TEAP375以上、TEAPCBT800以上、	
59 京都市										
60 大阪市										
61 堺市										
62 神戸市										
63 岡山市										
64 広島市										
65 北九州市									小学部は小学校と同様。中学部は中学校と同様に免除を行う。	
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上	・出願時点で中学校教諭(英語)又は高等学校教諭(英語)の免許状を有する者(小学部のみ) ※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。	
67 熊本市										
68 豊能地区										
合計	10	3	1	10	7	2	2	4		

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.11 英語の資格等による特別の選考の実施状況：加点を実施している場合の受験資格（特別支援学校）

区分 県市名	特別支援学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOEFL PBT	TOEFL CBT	TOEFL iBT	TOEIC	TOEIC S&W	GTEC CBT	IELTS	(具体的に) その他
01 北海道									小学部は小学校と同一の基準。 中学部及び高等部は中学校及び高等学校と同一の基準。
02 青森県									
03 岩手県	準1級			80点	730点				
04 宮城県									
05 秋田県									
06 山形県	準1級			80	730				小学部は「小」と同じ。 中学部英語は左記のとおり。
07 福島県									小学部、中学部、高等部志願者は、それぞれ小学校、中学校、高等学校と同様。
08 茨城県	2級			53	540	710	925		
09 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県	準1級	550点以上		80点以上	730点以上				
17 石川県									
18 福井県	2級(準1級)			42(72)	550(785)				
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県	準1級			80	730				
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									支援学校(『幼稚部・小学部共通』、『小学部』)は小学校と同様。 支援学校(『中学部』、『高等部』)は中学校・高等学校と同様。
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県	準2級	400点		38点	450点	925点			TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコアは、次により算出する。(合算スコア)=(L&Rトータルスコア)+(Sスコア)×2.5+(Wスコア)×2.5
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									CEFR(外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠)において、B1相当
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県	準1級	550		80	730				
39 高知県									小学部については小と同じ その他の校種については中高と同じ
40 福岡県									
41 佐賀県	2級合格	470点以上	150点以上	52点以上	500点以上				
42 長崎県	2級			61	550		1190	5.5	ケンブリッジ英語検定(160点以上) TEAP(309点以上) TEAP CBT(600点以上)
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県	2級			42点	790点				・左記入力は小学部受験者 (TOEICは、L&R785点以上、S&W310点以上) ・特支英語受験者は、 英検 準1級、TOEFL iBT 79点、TOEIC 1095点(TOEICは、L&R785点以上、S&W310点以上)
47 沖縄県	準1級			72	785				小学部のみ

区分 区市名	特別支援学校								
	加点を実施している場合の受験資格								
	実用英語技能検定	TOEFL PBT	TOEFL CBT	TOEFL iBT	TOEIC	TOEIC S & W	GTEC CBT	IELTS	(その他 具体的に)
48 札幌市	準1級			72		1560			小学部の受検者であれば、左記の要件に加えて、教育職員免許状(中学校又は高等学校の英語)。中学部・高等部の英語の受検者であれば、中学校区分と同じ要件となる。
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市	準1級(1級)			72(95)		1560(1845)	1190(1350)	5.5(7.0)	TEAP 309(375) TEAP CBT 600(800) ケンブリッジ英語検定 160(180) ※()内は教科「英語」での受験時の最低ライン
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市	準1級以上			72以上		1560以上※	1190以上	5.5以上	・出願時点で中学校教諭(英語)又は高等学校教諭(英語)の免許状を有する者(小学部のみ) ※TOEICについては、S&Wのスコアを2.5倍にして、L&Rと合算したスコアで判定するもの。
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	15	4	1	15	12	5	4	3	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.12 英語の資格等による特別の選考の実施状況：特別免許状を活用した選考を実施している場合の受験資格（特別支援学校）

区分	特別支援学校								
	特別免許状を活用した選考を実施している場合の受験資格								
区市名	実用英語技能検定	TOEFL	TOEFL	TOEFL	TOEIC	TOEIC & S W	GTEC CBT	IELTS	(その他) (具体的に)
01 北海道									
02 青森県									
03 岩手県									
04 宮城県									
05 秋田県									
06 山形県									
07 福島県									
08 茨城県									
09 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県									
18 福井県									・英語を母語とする外国籍を有し、教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する者 ・5年以上の英語圏在住経験もしくは民間企業、研究機関等における3年以上の英語を用いた実務経験を有する英語の堪能な日本人 ※日本国籍を有しない者を採用する場合、任用の期限を付さない常勤講師とする。
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.1.13 英語の資格等による特別の選考の内容

区分 区市名	対象校種				一部試験免除を実施している場合の免除される試験						特別免許状を活用した選考で免除される試験							
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)		加点・その他の特別の選考を実施している具体的内容	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)
01 北海道	○	○	○	○							実技検査(英語)	第1次検査の総合点に加点。						実技検査(英語)、教科等指導法検査
02 青森県	○	○	○	○									○	○	○			
03 岩手県	○	○	○	○								出願時に該当資格を有する者については、「加点申請」をすることにより第1次選考の得点に20点(小学校、特別支援学校 中学部・高等部の外国語(英語)受験者は10点)を加点する。						
04 宮城県	○	○	○									小学校:英検(2級→2点,準1級以上→5点 加点),TOEIC(550~729点→加点2点,730点以上→加点5点),TOEFL iBT(60~79点→2点加点,80点以上→5点加点) 中学校・高等学校:英検(準1級→2点 加点,1級以上→5点加点),TOEIC(730~879点→2点加点,880点以上→5点 加点),TOEFL iBT(80~95点→2点 加点,96点以上→5点 加点)						
05 秋田県																		
06 山形県	○	○	○	○								③(イ)の要件を満たす者に対し、一次試験の得点に10点を加算する。						
07 福島県	○	○	○	○								・校種:小→2点 加点 ・校種:中→12点 加点 ・校種:高12点 加点 ・校種:特支→小学部、中学部、高等部志願者は、それぞれ小学校、中学校、高等学校と同様。						
08 茨城県	○	○	○	○			○				2次試験のうちの口述試験	全校種(高校英語を除く)・・・(1)③(イ)の高校欄に記載のいずれかの資格を有する方 20点加算 小・中・特(英語を除く)・・・(1)③(イ)の小・中・特支の欄に記載のいずれかの資格を有する方 10点加算	○	○				
09 栃木県		○	○									第1次試験の専門科目の得点に5点を加点。						
10 群馬県		○	○															
11 埼玉県	○	○	○									第1次試験の合計点に5点又は10点加算						
12 千葉県		○	○				○											
13 東京都	○	○	○	○							○ 実技							
14 神奈川県	○	○	○				○					「小学校」の全選考区分受験者を対象に、第1次試験の筆記試験に5点を加点する。						
15 新潟県	○	○										最低級・スコアは10点加算、カッコは5点加算						
16 富山県	○	○	○	○	○	○						第1次検査に限り、総合点(250点満点)に5点加算して選考を行う。						
17 石川県	○	○	○	○			○					総合点(400点満点)に加点を行う。(10点)						
18 福井県	○	○	○	○	○	○	○					対象資格を複数有する場合は、上位の資格に対するものを1回加算。 ・中高英語受験者 <15点加算>TOEIC 945 以上, TOEFL iBT 95 以上, 英検1級 <10点加算>TOEIC 785 以上, TOEFL iBT 72 以上, 英検準1級 ・中高英語を除く校種・教科の受験者 <10点加算>TOEIC 785 以上, TOEFL iBT 72 以上, 英検準1級 <5点加算>TOEIC 550 以上, TOEFL iBT 42 以上, 英検2級	○	○	○			
19 山梨県	○	○	○									●小については、 ・英検準1級、TOEIC740点、TOEFL80点以上→5点加算 ・英検2級、TOEIC550点、TOEFL61点以上 上記条件未滿→2点加算 ●中高は一律5点加算						
20 長野県		○	○		○	○	○				○ 小論文	5点加算						
21 岐阜県	○	○	○				○					一次試験で20点または25点加算						
22 静岡県	○	○	○				○					筆記試験合計点に加点	○	○	○			
23 愛知県	○	○	○	○							○ 英語有資格者特別選考において、第2次試験の実技試験を免除。	小学校教諭について、加点項目小学校英語として実施し、第1次試験の成績に加点している。						
24 三重県	○	○	○	○								申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合は選考に際して、申込校種等に応じて加点。						
25 滋賀県	○	○	○									【10点加算】下記いずれかの資格 英検1級以上, TOEFL iBT 105点以上, TOEFL PBT 600点以上, TOEIC(L&R) 945点以上 【5点加算】下記いずれかの資格 英検準1級以上, TOEFL iBT 80点以上, TOEFL PBT 550点以上, TOEIC(L&R) 785点以上						
26 京都府	○	○	○				○					専門試験に10点加算						
27 大阪府	○	○	○	○								原則、第1次選考に10点加算 『小学校』、『小中いきいき連携』、支援学校(『幼稚園部』、『小学部共通』、『小学部』)の出願者のうち、下記のいずれかの要件を満たす者は第1次選考に20点加算 ・中学校教諭の英語もしくは高等学校教諭の英語の普通免許状を所有(見込みを含む。) ・『中学校』、『高等学校』、支援学校(『中学部』、『高等部』)の「英語」で出願する場合の加点要件を満たしている。						
28 兵庫県	○	○	○									(1)③(イ) →20点	○				○	集団面接

区分 縣市名	対象校種				一部試験免除を実施している場合の免除される試験						特別免許状を活用した選考で免除される試験							
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的)	加点・その他の特別の選考を実施している具体的内容	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的)	
29 奈良県	○	○	○				○				資格取得者については、【小学校一般選考】では6点、【小学校英語教育推進特別選考】および【中学校・高等学校一般選考】では10点を加点する。	○	○					
30 和歌山県	○	○	○	○	○		○		○	英語の志願者は専門教科を免除。他の受験者は一般教養を免除。								
31 鳥取県	○	○	○	○							小・中・高・特支25点加点(実用英語技能検定1級 TOEFL iBT 100点以上又はPBT 600点以上 TOEIC L&R80点以上 TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコア1680点以上)小・中・高・特支20点加点(実用英語技能検定準1級 TOEFL iBT 80点以上又はPBT550点以上 TOEIC L&R730点以上 TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコア1405点以上)小・特支10点加点(実用英語技能検定2級 TOEFL iBT 45点以上又はPBT470点以上 TOEIC L&R550点以上 TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコア1100点以上)小・特支5点加点(実用英語技能検定準2級 TOEFL iBT 38点以上又はPBT 400点以上 TOEIC L&R450点以上 TOEIC L&RとTOEIC S&Wの合算スコア925点以上)							
32 島根県	○										第1次試験への加点							
33 岡山県	○	○	○			○	○				1次試験の教科専門試験(100点満点)に10点加点する。	○	○		○		グループワーク、口頭試問	
34 広島県	○	○	○								一次選考試験の筆記試験の得点に加点する。	○	○					
35 山口県	○	○	○	○							○③(イ)記載の英語資格所有者 選考に当たって考慮 ○英語資格等による加点(小学校(小学校を第二志願とする者を含む)受験者対象)次の①～③のいずれか一つを教科専門(130点満点)の得点に加点 ①中学校又は高等学校の外国語(英語)の普通免許状を所持 10点 ②CEFRにおいてB2相当以上の英語資格を有している者 10点 ③CEFRにおいてB1相当の英語資格を有している者 5点							
36 徳島県	○	○	○		○	○	○		○	2次審査の実技審査	小学校教諭に出願する者で、文部科学省が示す「一定の英語力」を有する者には、第1次審査の総合点に15点加算する。中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」に出願する者で、CEFR B2相当の資格を有する者には第1次審査の総合点に15点加算する。	○	○					
37 香川県		○	○	○														
38 愛媛県	○	○	○	○							上記③(イ)について、小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、特に高い英語力を有するもので次のいずれかに該当するものに加点(重複して願い出た場合は、評価点の高い一項目で加点する。) ア 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級合格者に50点を加点 イ 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の準1級合格者に30点を加点 ウ 平成31年4月1日以降に次の試験を受験した者で、当該試験においてそれぞれ次に掲げる成績を収めたもの (ア)一般社団法人CIEE国際教育交換協議会又はETS Japan合同会社が実施するTOEFL(ITPを除く。)iBT100点(PBT600点)以上に50点を加点 (イ)一般社団法人CIEE国際教育交換協議会又はETS Japan合同会社が実施するTOEFL(ITPを除く。) iBT80点～99点(PBT550点～599点)に30点を加点 (ウ)一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC(公開テストにより行われたものに限る。)860点以上に50点を加点 (エ)一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC(公開テストにより行われたものに限る。)730点～859点に30点を加点							

区分 区市名	対象校種				一部試験免除を実施している場合の免除される試験						特別免許状を活用した選考で免除される試験							
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	加点・その他の特別の選考を実施している具体的内容	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
39 高知県	○	○	○	○							中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校 中学部・高等部教諭の英語の受審者 英検1級合格者、TOEFL iBT95点以上取得者又はTOEIC945点以上取得者(加点20点)、英検準1級合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者(加点10点) 小学校教諭、特別支援学校 小学部教諭の受審者 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者(加点20点)、英検2級合格者、TOEFL iBT42点以上取得者又はTOEIC550点以上取得者(加点10点) 上記以外の受審者 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者(加点15点)							
40 福岡県	○	○	○	○						○ 実技試験	一次試験の専門教科の点数に15点を加算							
41 佐賀県	○	○	○	○							加点の申請をした者の、それぞれの該当試験のスコアによって加点の点数に段階をおいている。							
42 長崎県	○	○	○	○	○	○	○			○ 英会話力テスト	第1次試験に3点加点する。 ただし、中学、高校、特別支援の加点対象者はそれぞれ次の者に限る。 中学校：中学英語志願者、高校：高校英語志願者、特支：特支志願者のうち、第1次試験の専門試験を英語で受験する者。 また、特支の加点基準は、小学部志願者は小学校、中高等部志願者は中高の級又はスコアに準ずる。	○	○	○			○ 英会話力テスト	
43 熊本県	○										第一次考査において、3点を加点する。							
44 大分県																		
45 宮崎県	○	○	○							○ リスニング	申請があった場合、4点加点。							
46 鹿児島県	○	○	○	○		○					○中学校・高等学校・特別支援学校「外国語(英語)」の受験者で、③の(イ)の資格を保有する者 15点を加点 ○小学校及び特別支援学校小学部の受験者で、③の(イ)の資格を保有する者 9点を加点							
47 沖縄県	○	○	○	○							・小学校、特支小学部の受験者で④の(イ)の資格に該当する者には、第1次試験の専門試験の得点に15点を加点する。 又、中学校、高等学校英語を受験者するもので、 ・ 実用英語技能検定1級、TOEFL iBT® 95点以上又はTOEIC® Listening & Reading Test 945点以上のいずれかに該当するものには、第1次試験の専門試験の得点に20点を加点する。 ・ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT® 72点以上又はTOEIC® Listening & Reading Test785点以上のいずれかに該当するものには、第1次試験の専門試験の得点に5点を加点する。							
48 札幌市	○	○	○							○ 第2次検査の実技検査	各受検区分における要件を満たす場合、申請により第1次検査の総合点に10点を加点する。							
49 仙台市	○	○	○								【20点加点】 小学校：実用英語技能検定 準1級または TOEIC 730点以上 または TOEFL iBT 80点以上 【10点加点】 小学校：実用英語技能検定 2級 または TOEIC 550点以上 または TOEFL iBT 55点以上 中学校：実用英語技能検定 準1級 または TOEIC 730点以上 または TOEFL iBT 80点以上 高等学校：実用英語技能検定 準1級 または TOEIC 730点以上 または TOEFL iBT 80点以上							
50 さいたま市	○	○	○		○	○					免許資格による加点を行う。	○	○	○				
51 千葉市		○	○															
52 横浜市																		
53 川崎市			○								【加点4点の場合】実用英語技能検定準1級 TOEIC785点以上 TOEFL-iBT72点以上 【加点2点の場合】実用英語技能検定2級および1級 TOEIC550点以上785点未満 TOEFL-iBT42点以上72点未満							
54 相模原市	○	○									CEFR B2レベルの英語の資格を持っている受験者が小学校全科(英語コース)で受験する場合、第1次試験において、教科専門試験及び一般教養・教職専門試験を受験する場合は、最大20点の加点とする。同じ条件で小学校全科または小学校全科(特別支援)で受験する場合は、最大10点の加点とする。また、CEFR B1レベルの英語の資格を持っている受験者が小学校全科または小学校全科(特別支援)で受験する場合は、最大6点の加点とする。							
55 新潟市		○	○		○	○	○				小学校教諭、中・高共通「英語」の受験者で、上記④(イ)の基準のいずれかを満たしている者について、1次検査の合計点数に3点又は5点を加点。							

区分 区市名	対象校種				一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容	特別免許状を活用した選考で免除される試験					
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的)		一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的)
56 静岡市	○																
57 浜松市	○	○							○	実技							
58 名古屋市	○	○	○	○			○		○	2次試験の実技							
59 京都市	○	○	○		○	○	○		○	【英語資格所有者】 中学校・高等学校の英語志願者のうち、出願時点で、実用英語技能検定準1級、TOEFL550点以上(iBTの場合は80点以上)、TOEIC730点以上(S&Wを含む場合は1095点以上)、GTEC(GBT)1,190点以上、IELTS5.5以上のいずれかの資格を有する方は、英語の第1次試験の実技試験を免除。 【英語ネイティブコース】 一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験(日本語記述)を実施。実技試験(リスニング)を免除。	【小学校英語教育推進コース】 第1次試験の個人面接において、通常の小学校教諭区分と異なる配点(最大15点加点)を行う。	○	○	○		○	【英語ネイティブコース】 一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験(日本語記述)を実施。実技試験(リスニング)を免除。
60 大阪市	○	○									取得している資格や、取得しているスコアにより、加点内容が異なる。 小学校の場合、最低級・最低スコアの要件におけるの加点は、1次選考で30点、2次選考で10点の加点。 中学校の場合、最低級・最低スコアの要件におけるの加点は、1次選考で20点、2次選考で10点の加点。						
61 堺市	○	○									全資格共通で1次試験において、満点の10%にあたる得点を加点。						
62 神戸市	○	○	○	○							上記基準を満たす英語資格を有する者で、出願時に加点を希望した受験者に対し、第2次選考の合計点(300点満点)に3点を加点する。						
63 岡山市																	
64 広島市	○	○	○								一次選考試験の筆記試験の得点に加点する。	○	○				
65 北九州市	○	○	○						○	小学校「英会話実技」 中学校「リスニングテスト」「英語口述」							
66 福岡市	○	○	○	○					○	実技試験(備考欄参照)	・小学校教諭及び特別支援学校教諭(小学部)の採用区分において、第1次試験の専門教科の得点に、配点の1割程度を加点。 ・中学校教諭(英語)、特別支援学校教諭(中学部・英語)及び高等学校教諭外国語(英語)の採用区分において、第1次試験の専門教科を免除し、配点に応じた点数を加点。						
67 熊本市	○										上記の英語資格等所有者に対しては、第1次選考試験の合計点に5点を加点する。						
68 豊能地区																	
合計	54	59	51	29	11	12	24	0	16		56	9	12	11	0	5	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.2.1 スポーツの技能や実績による特別選考

区分	対象校種				試験区分	受験資格
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
県市名					対象校種を設けて募集を行う別の区分	加（ア）点を実施している他の試験免除・選考
01 北海道	○	○	○	○	○	スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者。
02 青森県	○	○	○	○	○	国民体育大会の正式・特別競技、全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の競技種目において、以下のいずれかの実績を有する者 ①国際的又は全国的規模の大会で優秀な実績を有する者 ②上記①の者を指導育成した実績を有する者
03 岩手県		○	○		○	優れた競技実績又は指導実績を有し、志願する校種、教科の教諭普通免許状所有者（取得見込み含む）又は特別免許状の取得要件を満たす者で、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を有する者
04 宮城県						
05 秋田県						
06 山形県			○		○	指定する競技において、高等学校卒業後に国際大会に日本代表で出場した者、国際大会に日本代表で出場した者を直接指導した実績を有する者、全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者に対して「スポーツ特別選考」を実施している。
07 福島県			○		○	募集するスポーツ分野において、国際規模の大会（オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会及びこれらに準じる国際大会）に出場した者又は全国規模の大会（国民体育大会、全日本選手権大会及びこれらに準じる全国大会）でベスト8以上の成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者。 出願時に免許状を有する者又は取得見込みの者以外でも、上記（ア）の受験資格を満たせば出願することができる。ただし、選考の結果採用内定となった者は、年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状の交付を受けなければならない。
08 茨城県	○	○	○	○	○	【一部試験免除】中学校・高等学校の保健体育・専門教科試験を免除 対象：国際大会に日本代表として出場した方、全国大会において、団体又は個人で優勝又は準優勝の成績を収めた方 【加（ア）点】全校種：合計20点まで（優勝20点、3位以内15点、8位以内10点） 対象：第74回国民体育大会（本大会）における成績優秀者
09 栃木県		○	○		○	次のア、イ、ウのいずれかに該当し、かつ、エの要件を満たす者。ア 国際大会（オリンピック競技大会、アジア競技大会、及びこれに準ずる大会）に日本代表として出場した者。イ 全国大会（全日本選手権大会、アジア競技大会、及びこれに準ずる大会）において、競技者（団体競技の場合は正選手）として出場し、団体又は個人でベスト4以上の成績を収めた者。ウ 第77回国民体育大会の成年種別において、本県代表選手として、入賞した者。エ 競技種目は、国民体育大会実施競技（特別競技も含む）とする。 次のア、イ、ウのいずれかに該当し、かつ、エの要件を満たす者。ア 国際大会（オリンピック競技大会、アジア競技大会、及びこれに準ずる大会）に日本代表として出場した者。イ 全国大会（全日本選手権大会、アジア競技大会、及びこれに準ずる大会）において、競技者（団体競技の場合は正選手）として出場し、団体又は個人でベスト4以上の成績を収めた者。ウ 第77回国民体育大会の成年種別において、本県代表選手として、入賞した者。エ 競技種目は、国民体育大会実施競技（特別競技も含む）とする。
10 群馬県		○	○		○	高等学校卒業後（平成24年4月1日以降）、国際規模の競技会に日本代表での出場、もしくは、全国規模の競技会で4位（指導者は8位）以上の実績を収めた競技者、もしくは、指導者。
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都		○	○		○	スポーツ分野において、国際大会又は全国大会で優秀な実績（国際大会出場又は全国大会8位以内）。または、これらの者を指導育成した実績を有する者
14 神奈川県		○	○		○	高等学校以降の特別に優秀な実績（平成26年4月1日以降の実績に限る）があり、学校教育活動に活かすと神奈川県教育委員会が認める人。「特別に優秀な実績」とは国際大会（オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア大会及びこれらに準じる国際大会）に日本代表として出場、全国大会の個人成績3位以上又は団体成績2位以上。
15 新潟県						
16 富山県		○	○		○	特別選考「スポーツ実績」対象教科：保健体育 資格要件：受検種目・受検教科（科目）の教諭普通免許状を所有するか、令和5年3月31日までに取得見込みであり、以下の①又は②に該当する者 ①国際規模の競技会（オリンピック大会、世界選手権、アジア大会等）に日本代表として出場した競技者またはその指導者 ②全国規模の競技会（国民体育大会、全日本選手権大会、全日本社会人選手権大会、全日本学生選手権大会、及びこれに準ずる大会）で4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者 ただし、団体種目については正選手として登録された者に限る。
17 石川県						

区分 県市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科を募集している区分に含む	対象校種・教科とは別の区分	加点（ア～エ）を実施している場合、選考	た（イ）を特別実施している場合、活用し
18 福井県		○	○			○	次に掲げる事項の1～2を満たし、3または4を満たす者 1 民間企業、研究機関等で3年以上の競技経験または指導経験を有する者 2 保健体育の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有する者 3 国民体育大会の正式競技および硬式野球において、平成29年4月1日以降に次に掲げる①または②の実績を収め、それ以降も引き続き活動を続けている者 ①国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会およびこれに準ずる大会）に日本代表として出場した者 ②全国レベルの大会（日本選手権大会およびこれに準ずる大会）において団体種目はベスト4以上、個人種目はベスト8以上の成績を収めた者（ただし、団体種目については正選手として出場した者に限る。また、教職員の全国大会や全国大会の2部は除く） 4 指導者として上記3の①または②に該当する選手を輩出した者	次に掲げる事項の1～2を満たし、3または4を満たす者 1 民間企業、研究機関等で3年以上の競技経験または指導経験を有する者 2 保健体育の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有する者 3 国民体育大会の正式競技および硬式野球において、平成29年4月1日以降に次に掲げる①または②の実績を収め、それ以降も引き続き活動を続けている者 ①国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会およびこれに準ずる大会）に日本代表として出場した者 ②全国レベルの大会（日本選手権大会およびこれに準ずる大会）において団体種目はベスト4以上、個人種目はベスト8以上の成績を収めた者（ただし、団体種目については正選手として出場した者に限る。また、教職員の全国大会や全国大会の2部は除く） 4 指導者として上記3の①または②に該当する選手を輩出した者
19 山梨県			○	○	○		・世界大会レベルのスポーツの競技会に日本代表として出場した者 ・全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者	
20 長野県	○	○	○	○	○	○	・年齢制限を49歳以下とする。 ・国際規模の競技会に日本代表選手として出場した競技者、全国規模の競技会において8位以上の成績を収めた競技者、またはその指導者	
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県	○	○	○	○	○	○	スポーツ競技者実績加点。下表に掲げる競技において、次のいずれかに該当する人を加点。 (1) 国際大会（オリンピック競技大会、世界選手権、アジア競技大会及びそれらと同等の国際的な規模のスポーツの競技会）に日本代表として出場した競技者 (2) 全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツの競技会）に出席し、個人3位以上、あるいは団体8位以上の成績を収めた競技者 ※競技実績は高校卒業後かつ平成24年4月以降のものに限る。 【表】 アーチェリー、ウエイトリフティング、カヌー、空手道、弓道、クレー射撃、剣道、硬式野球、ゴルフ、サッカー、山岳（スポーツクライミング）、自転車、銃剣道、柔道、少林寺拳法、水泳、相撲、セーリング（ヨット）、ソフトテニス、ソフトボール、体操、卓球、テニス、トリアスロン、なぎなた、軟式野球、馬術、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、ハンドボール、フェンシング、ボウリング、ボート、ホッケー、アイスホッケー、ラグビーフットボール、陸上競技、レスリング	
25 滋賀県	○	○	○	○	○	○	(a) スポーツの分野において競技者または指導者としての実績が、次の①、②の要件のいずれかを満たす者。ただし、競技者としての実績は、高等学校卒業後に正選手として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、当該競技指導における「監督」として出場したものに限る。① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会および原則としてオリンピック・パラリンピック実施競技を統括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等。② 全国規模の競技会等において8位以上の成績を収めた競技者またはその指導者 「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会および（公財）日本スポーツ協会または（公財）日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。出場者の職種等を限定するもの（教職員大会等）や地方大会、親善大会等を除く。 (b) 平成29年4月1日以降の競技者としての実績（第79回国民スポーツ大会（令和7年開催予定）の正式競技・種目に限る。）により出願した者のうち、現在も競技者としての活動を続けており、第79回国民スポーツ大会で本県選手として活躍することが期待できる者	
26 京都府		○	○			○	①～②の要件を満たし、③又は④のいずれかの要件を満たす方 ①保健体育分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方 ②特別免許状の授与条件を満たす方 ③選手として国際規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において選手として極めて優秀な成績を収めた方 ④指導者として上記③に該当する選手を輩出した方	
27 大阪府								
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○	・一芸、一能に秀でた者（高校在学中及び卒業後） 体育分野 国際大会・選手として参加（アジア大会、ユニバーシアード、オリンピック等）、全国大会・選手として全日本選手権6位以内、団体、インカレ、インターハイ等3位以内 ・部活動に関する指導者資格を有する者 日本スポーツ協会公認競技別指導者資格、各種団体が認める審判資格	
29 奈良県								
30 和歌山県	○	○	○	○	○	○	・国際大会に日本代表として出場した人又はその指導者であること。 ・全国規模の大会で特に優秀な成績を収めた人又はその指導者であること。	教員免許状を有しない人で、スポーツ分野で社会人として5年以上の活動実績があり、上記（ア）の資格要件を満たし、かつ特別免許状の授与条件を満たす人。

区分 県市名	対象校種				試験区分	受験資格	受験資格
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			
31 鳥取県		○	○		○	一般選考受験資格に加え、平成24年4月1日以降(高等学校卒業後に限る)にスポーツの分野で国際的な大会(オリンピック、パラリンピック、ユニバーシアード大会、世界選手権大会、アジア大会、及びこれらと同等の国際的な規模の大会)に日本代表として出場した者若しくは全国的な大会(国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会、及びこれらと同等の全国的な規模の大会)でベスト4以上に入賞した者	
32 島根県	○	○	○	○	○	過去5年程度の期間に、陸上競技、ホッケー、ソフトボールにおいて、①または②の要件を満たす者。 ① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者 ② 全国規模の競技会等において4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者	
33 岡山県		○	○		○	平成31年4月1日以降、国際レベルの大会に日本代表として出場し、8位以上、全国規模の大会においてベスト4以上。 ただし、いずれの場合も団体種目は正選手であった者に限る。	
34 広島県							
35 山口県		○	○		○	高等学校卒業以降、次のいずれかに該当する者。ただし、成績及び実績は、平成29年4月1日以降のものに限る。 【スポーツ分野】 ○オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者 ○日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者(ただし、団体戦の場合には、正選手であった者)又はその者を指導育成した実績を有する者	高等学校卒業以降、次のいずれかに該当する者。ただし、成績及び実績は、平成29年4月1日以降のものに限る。 【スポーツ分野】 ○オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者 ○日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者(ただし、団体戦の場合には、正選手であった者)又はその者を指導育成した実績を有する者
36 徳島県		○	○		○	アの要件を満たす者については、第1次審査を免除する。 イの要件を満たす者については、第1次審査の筆記審査(専門)を免除する。 ア高等学校卒業後、平成29年4月1日以降に、国際レベルの大会(オリンピック大会・アジア大会・世界選手権大会等)において日本代表として出場、又は日本選手権大会やこれに準ずる全国レベルの大会において優勝又は準優勝した者で、今後も現役選手として活躍できる者。 ただし、学生大会やジュニア選手権大会等、参加年齢制限を加えた大会を除く。また、団体種目の場合は、その大会に選手として登録されていた者とする。 イ高等学校卒業後、日本選手権大会又はこれに準ずる全国レベルの大会において、 (個人種目)8位以内に入賞した者 (団体種目)4位以内で、かつ、その大会に選手として登録されていた者	
37 香川県							
38 愛媛県	○	○	○		○	(一部試験免除)スポーツ指導者特別選考 中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、愛媛県教育委員会が指定する競技の指導者として、当該競技の拠点におけるスポーツ振興に貢献できるもので、次の(ア)又は(イ)の要件を満たすものは、申請により、前期第1次選考試験の筆記試験の一部(教職専門科目)を免除する。 (ア)平成24年4月1日以降に愛媛県教育委員会が指定する競技の選手又は指導者として、全国的な規模の競技会に出場した者(高等学校卒業後の実績に限る。) (イ)愛媛県教育委員会が指定する競技の選手又は指導者としての経験を令和4年6月8日時点で10年以上有する者でその証明が得られるもの (加)点 小学校教員、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、スポーツの分野で次のいずれかに該当すると認められるもの(高等学校卒業後の実績に限る。)。ただし、対象となる競技は国民体育大会(冬季大会を含む。の)正式競技、公開競技及び野球とする。 ア 平成24年4月1日以降に、国際競技大会(オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会及びこれらと同等の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。)に日本代表として選ばれた者 イ 平成24年4月1日以降に、全国大会(国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会及びこれらと同等の全国的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)において選手として出場し、8位以内に入賞したこと ウ 平成24年4月1日以降に、全国大会において選手として出場したこと	
39 高知県	○	○	○	○	○	高等学校卒業以降、オリンピック大会(又はパラリンピック)、世界選手権(又は世界選手権に相当する障害者の大会)に日本代表として出場、高等学校卒業以降、アジア大会(又はアジア大会に相当する障害者の大会)に日本代表として出場、高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞、中学校教諭の保健体育の受審者については、剣道、柔道及び相撲のうちの1つ以上について三段以上の段位取得者	
40 福岡県			○		○	国際的規模の競技大会に日本代表として出場した者 全日本選手権又はこれに準ずる全国規模の大会において優勝又は準優勝の実績を有する者(団体競技の場合は、正選手として大会に出場した者に限る)	
41 佐賀県	○	○	○	○	○	【スポーツ加】点受験者全員 【スポーツ特別選考】特定の要件を満たしたものに受験資格を認めている。	
42 長崎県		○	○		○	国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者、あるいはそれらの者の指導者。	

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・募集を行っている区分に含む	対象校種・募集を行っている区分	加（ア）を（イ）を実施している場合、他の試験免除・選考	た（イ）を特別実施している場合活用し
43 熊本県			○			○	<p>一般の受験資格に加えて、以下の以下のアからエのいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>【競技者としての実績】 ア 国際レベルの大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会及びそれらの大会と同等レベルの国際大会）に日本代表として出場した者。 イ 全国大会（国民体育大会「成年の部」、全日本選手権大会及びそれらの大会と同等レベルの全国大会）において、団体ベスト4または個人ベスト4以上の成績を有する者。なお、ここでいう全国大会は大学及び小・中等学校の大会を除く。</p> <p>【指導者としての実績】 ウ 国際レベルの大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会及びそれらの大会と同等レベルの国際大会）に出場した日本代表選手の直接の指導者（当該大会の登録監督等に限り）。 エ 全国大会（国民体育大会「成年の部」「少年の部」、全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、中・高等学校の全国大会「日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟の主催・共催大会」及びそれらの大会と同等レベルの全国大会）において、ベスト4以上の成績を収めた団体又は個人の直接の指導者（当該大会の登録監督等に限り）。</p>	
44 大分県			○			○	<p>国際レベルの大会に日本代表として出場した団体又は個人を指導した実績を有する者 全国規模の大会でベスト8以上の成績を収めた団体又は個人を指導した実績を有する者</p>	
45 宮崎県	○	○	○	○		○	<p>水泳（水球）、サッカー、テニス、ボート、バレーボール、バスケットボール、セーリング、ハンドボール、卓球、馬術、フンシング、バドミントン、ラグビーフットボール、アーチェリー、なぎなた、の分野において特に秀でた技能・実績を有する者。</p>	
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	○	<p>【保健体育特別選考】次の各号のいずれかに該当する者 ア 国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した実績を有する者及び その指導者 イ 日本選手権大会あるいはこれに準ずる全国大会において、団体3位以内（メンバー）、個人3位以内の実績を有する者及びその指導者 ※ ただし、選考対象者については、学校教育における指導上の効果等を考慮した上、決定します。</p> <p>【実技免除】高等学校卒業以降、全国レベルの評価を受けている者や実績を有する者について、書類審査の上、次の基準をもとに実技試験を免除 過去3年間に出場した全国レベルの競技大会における実績で、原則として次の基準を満たす者 （個人種目） 8位以内の入賞及びそれと同等の記録等 （団体種目） 4位以内でメンバーとして出場した者 対象とする競技種目については、原則として、第77回国民体育大会正式競技とします。ただし、学校教育における指導上の効果等を考慮します。</p>	
47 沖縄県			○	○		○	<p>中学校教諭等又は高等学校教諭等「保健体育」を受験する者で、学校教育活動に資すると認められる種目において秀でた技能・実績を持ち、国際的規模の競技会（オリンピック、ワールドカップ、世界選手権、IOCに加盟している国際競技団体が主催するアジア競技大会（OCA主催））に日本代表として出場し、優秀な成績を収めた者やその指導者</p>	
48 札幌市	○	○			○		<p>スポーツの分野において、国際的規模の協議会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者。</p>	
49 仙台市								
50 さいたま市	○	○	○	○	○		<p>スポーツの分野において ①国際大会に日本代表として出場 ②全国大会において、団体又は個人で8位以内入賞の成績</p>	
51 千葉市								
52 横浜市	○	○	○	○	○		<p>剣道、サッカー、柔道、水泳（競泳種目）、ソフトボール、卓球、テニス（硬式、軟式）、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、野球、陸上競技、吹奏楽において、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間にオリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード、全日本吹奏楽コンクール全国大会に出場し、入賞の実績（スポーツは8位以内、吹奏楽は金賞）がある方</p>	
53 川崎市								
54 相模原市		○			○		<p>対象種目の全国的規模の競技会において、個人又は団体成績ベスト4（相当）以上の実績を収めた者（ただし、いずれも高等学校以降の実績とする。また、種目・大会規模・参加者人数等によっては、資格要件に該当しない場合もある。）。</p>	
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市	○	○	○	○	○		<p>国際規模の競技会などに日本代表として出場した人 文部科学省、（財）日本スポーツ協会またはその加盟団体の主催する全国規模の大会において登録選手として出場し、団体競技3位以内、個人競技8位以内の優秀な成績を収めた人</p>	

区分	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科を募集している区分	対象校種・教科とは別の区分	加（ハ）点（ア）を実施している場合	た（イ）を特別実施している場合
県市名								
59 京都市		○				○	一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれにも該当する方。 ① 保健体育の分野における高度の専門的な知識・経験又は技能を有する方 ② 高等学校卒業以降に、国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において4位以内の成績を収めた方（ただし、団体競技は正選手として登録された大会等における実績に限る。）又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する方（高校卒業以前の指導実績は除く） ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。	一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれにも該当する方。 ① 保健体育の分野における高度の専門的な知識・経験又は技能を有する方 ② 高等学校卒業以降に、国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において4位以内の成績を収めた方（ただし、団体競技は正選手として登録された大会等における実績に限る。）又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する方（高校卒業以前の指導実績は除く） ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市		○				○	スポーツの分野（選考対象とする競技に限る）において、下記ア又はイのいずれかに該当する者。 ア 国際的規模の競技会に日本代表として出場した者 イ 日本選手権大会、これに準ずる全国的規模の競技会で特に優秀な成績を収めた者（高校生以下のみを対象とした競技会、大会等を除く。）	
67 熊本市			○			○	高等学校教諭免許状を所有または取得見込の者で、さらに次の①又は②の要件を満たす者 ① 高等学校卒業後、国際レベルの大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会等）に日本代表として出場若しくは、全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会等）へ通算3回以上出場した実績を有する選手 なお、全国大会について、国民体育大会は少年の部を除き、全日本選手権大会等はジュニアの大会を除く。 ② 国際レベルの大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード大会等）に日本代表の選手を出場若しくは、全国大会（国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会等）へ通算3回以上選手を出場させた実績を有する指導者（指導者は監督に限る）	
68 豊能地区								
合計	18	36	38	18	28	14	41	8

(注)合計については、実施した県市の実数である。

3.2.2 スポーツの技能や実績による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					（具体的に）	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
01 北海道	○	○	○		○	技能・実績の内容に密接に関連する実技検査	
02 青森県	○	○	○				スポーツの実績について書類審査を実施し、書類審査の結果、面接審査の対象となった者について、スポーツの実績や教員としての資質・能力・適性等に関する資料を得るため、面接審査を行う。面接審査の結果、最終選考の対象となった者について、一般選考の第二次試験と同じ内容の試験を行う。なお、小学校の受験者は体育の実技試験を、中学校・高等学校の保健体育の受験者は実技試験の全部を免除する。（特別支援学校についても、同様に取り扱う。）
03 岩手県	○	○	○				
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県	○	○	○		○	実技	
07 福島県		○	○				
08 茨城県			○				第74回国民体育大会（本大会）における成績優秀者への加点 ※合計20点以上の場合は20点とする 団体又は個人競技において優勝された方20点、上位入賞（3位以内）された方15点、上位入賞（8位以内）された方10点
09 栃木県	○	○					
10 群馬県	○	○					実績に応じて、第2次選考で加点している。
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都	○				○	英語以外の教科は実技免除	
14 神奈川県			○				
15 新潟県							
16 富山県	○	○					
17 石川県							
18 福井県	○	○	○				
19 山梨県			○				
20 長野県	○	○			○	小論文、高等学校保健体育の実技	
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							スポーツ競技者実績加点：申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合は選考に際して、申込校種等に応じて加点。
25 滋賀県	○	○			○	小論文、専門実技	
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							・一芸、一能に秀でた者（高校在学中及び卒業後） →20点 体育分野 国際大会：選手として参加（アジア大会、ユニバーシアード、オリンピック等）、全国大会：選手として全日本選手権6位以内、国体、インカレ、インターハイ等3位以内 ・部活動に関する指導者資格を有する者 日本スポーツ協会公認競技別指導者資格 →10点、各種団体が認める審判資格 →5点
29 奈良県							
30 和歌山県	○	○	○				
31 鳥取県	○	○	○				
32 島根県							第1次試験への加点
33 岡山県		○	○				
34 広島県							
35 山口県	○	○	○		○	実技	
36 徳島県	○	○	○				
37 香川県							
38 愛媛県		○					上記③（ア）（加点）のAに100点、イに50点、ウに30点を加点
39 高知県							高等学校卒業以降、オリンピック大会（又はパラリンピック）、世界選手権（又は世界選手権に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（30点加点）、高等学校卒業以降、アジア大会（又はアジア大会に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（20点加点）、高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞（10点加点）、中学校教諭の保健体育の受審者については、剣道、柔道及び相撲のうちの1つ以上について三段以上の段位取得者（5点加点）
40 福岡県		○	○		○	体育実技試験	
41 佐賀県	○	○	○				【スポーツ加点】 ・加点については、スポーツ分野の実績に応じて、加点申請を行うことができる。 ・加点対象競技と加点項目（加点規準）を要項に示している。
42 長崎県	○	○	○		○	実技試験	
43 熊本県		○	○				
44 大分県	○	○	○		○	2次試験（模擬授業、個人面接、実技）	
45 宮崎県		○	○				
46 鹿児島県		○			○	実技	
47 沖縄県		○	○				
48 札幌市							選考の上、受験資格を満たすと認められた場合は、第1次検査の総合点に5点又は10点を加点する。
49 仙台市							
50 さいたま市	○	○	○	○			
51 千葉市							
52 横浜市	○	○	○				
53 川崎市							
54 相模原市			○				

区分 県市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的 に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市			○		○	1次試験の実技	
59 京都市	○	○	○		○	第2次試験で体育実技を免除	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次試験 一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。また、個人面接において、最大10点の加点を行う。 ●第2次試験 体育実技は免除。
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市	○	○	○				
67 熊本市		○	○		○	論文試験(二次試験)	
68 豊能地区							
合計	22	30	28	1	13	22	

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

3.2.3 スポーツの技能や実績による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					(具体的に)	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県	○	○	○				要件を満たす者に対し、普通免許状所有の有無に関わらず、同一の特別選考(第1次選考 書類審査、第2次選考 面接(口頭試問を含む))を実施。
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							・免除される試験に代わり小論文及び個人面接を課す。 ・専門教科試験には実技が含まれる。
07 福島県		○	○				選考は出願書類審査及び個人面接によるものとし、これらについて経験と実績を重視した上で、一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考する。
08 茨城県							
09 栃木県	○						一般教養は、教職専門を含む。 保健体育で出願した者は1次試験の全て(一般教養、専門科目、実技)を免除。
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							一般教養が免除され、特別選考「スポーツ実績」の選考内容となる。選考方法・試験内容は、 1次検査…小論文、専門教科筆答検査、個人面接、集団面接 2次検査…教養、適性検査、個人面接
17 石川県							
18 福井県	○	○	○				・特別の選考については代替として実績等に関する提出書類、適性検査、小論文、個人面接を実施 ・特別の選考については教員免許状の有無は問わない。教員免許状を所有していない内定者には特別免許状を授与
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							「一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合」の受験資格をもつ者の免除される試験は、一般教養と教職教養。 「一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合」の受験資格を持ち、さらに「特別免許状を活用した選考を実施している場合」の受験資格をもつ者は、第一次選考の「小論文」に代えて「課題作文」とする。あわせて、中学校教員・高等学校教員の「保健体育」の受験者で第一次選考に合格した者は、第二次選考の「専門実技」を免除する。
26 京都府		○	○	○	実技	○	スペシャリスト特別選考として実施 1次試験において、小論文と個人面接を実施。2次試験において、個人面接と教育実践カテスト(模擬授業)を実施
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県	○	○					
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							1次試験において筆記試験を免除し、特別面接を実施している。
34 広島県							
35 山口県	○	○	○	○	実技	○	教職専門、教科専門、実技の試験を行わず、個人面接(口述試験)を行う。 一部試験免除を実施している場合、特別免許状を活用した選考を実施した場合とともに、教職専門(一般教養+教職教養)、教科専門、実技の試験を行わず、個人面接(口述試験)を行う。
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							下記2つの選考について記入している。 【スポーツ加点】受験者全員対象とし、スポーツ分野の実績に応じて加点(加点対象競技と加点項目(加点規準)を要項に示している) 【スポーツ特別選考】一般選考とは別日程で実施。一部試験を免除代わりに面接試験等を実施することにより選考を行っている。一次は書類審査、二次で小論文と面接を実施。
42 長崎県							
43 熊本県							書類提出後に審査を行い、実考員等を満たす場合、第二次実考員を免除している。
44 大分県							
45 宮崎県							書類選考試験合格者のみ試験が免除される
46 鹿児島県							一部試験免除を実施している場合について 【保健体育特別選考】教職教養と実技の免除 【実技免除】実技のみの免除
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							免除される試験の代わりに指導案試験を実施
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)	備考
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他			
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市	○	○	○		○	第2次試験で体育実技を免除	○ ●第1次試験 一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験 に替えて、論文試験を実施。また、個人 面接において、最大10点の加点を行う。 ●第2次試験 体育実技は免除。	
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	6	7	6	0	3		3	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 区市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集・教科の区分に含	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	加 点 (ア)一部試験免除・選考を実施している場合 (イ)その他の特別の選考	た(イ)特別免許状を活用し
41 佐賀県	○	○	○	○	○		芸術特別選考については、特定の要件を満たしたものに受験資格を認めている。	
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県	○	○	○	○	○		芸術の分野において特に秀でた技能・実績を有する者	
46 鹿児島県		○	○	○	○		高等学校卒業以降、全国レベルの評価を受けている者や実績を有する者について、書類審査の上、次の基準をもとに実技試験を免除 ・過去4年間の全国レベルのコンクールや展覧会等で入選以上の個人実績(原則、高校生対象のコンクールや展覧会は除く)	
47 沖縄県		○	○			○	中学校教諭等又は高等学校教諭等「音楽」、「美術」を受験する者で、受験する教科に関連する分野において秀でた技能・実績を持ち、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者やその指導者	
48 札幌市	○	○			○		音楽、芸術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者。	
49 札幌市	○	○			○		音楽、芸術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者。	
50 さいたま市	○	○	○	○	○		音楽、美術、書道等の芸術等の分野において ①国際レベルのコンクール、展覧会等に日本代表もしくはこれに準じる資格により出場 ②全国レベルのコンクール、展覧会等において上位入賞するなど、優秀な実績を有する	
51 千葉市								
52 横浜市	○	○	○	○	○		剣道、サッカー、柔道、水泳(競泳種目)、ソフトボール、卓球、テニス(硬式、軟式)、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、野球、陸上競技、吹奏楽において、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間にオリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード、全日本吹奏楽コンクール全国大会に出場し、入賞の実績(スポーツは8位以内、吹奏楽は金賞)がある方	
53 川崎市								
54 相模原市		○			○		受験教科に関する分野における全国的規模のコンクール、展覧会において、個人又は団体成績3位(相当)以上の実績を収めた者(ただし、高等学校以降の実績とする。また、部門、コンクールの規模・参加人数によっては、資格要件に該当しない場合もある。)	
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市	○	○	○	○	○		国際レベルのコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた人、または、全国レベルのコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた人	
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市		○			○		音楽、美術等の分野において、下記ア又はイのいずれかに該当する者。 ア 国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者 イ 全国レベルのコンクール、展覧会等で特に優秀な成績を収めた者(高校生以下のみを対象としたコンクール、展覧会等を除く。)	
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	12	21	17	14	18	3	21	3

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.3.2 芸術の技能や実績による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加點・その他の特別の選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道	○	○	○		○	技能・実績の内容に密接に関連する実技検査	
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							実績に応じて、第2次選考で加點している。
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都	○				○	英語以外の教科は実技免除	
14 神奈川県			○				
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県	○	○	○				
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							・一芸、一能に秀でた者(高校在学中及び卒業後) →20点 芸術分野 国際大会:参加、全国大会:3位以内(日展、吹奏楽コンクール等) ・部活動に関する指導者資格を有する者 各種団体が認める文化部活動に関する指導者(師範等)資格 →5点
29 奈良県							
30 和歌山県	○	○	○		○	音楽・美術受験者は一般・教職・専門教科を免除。他の受験者は一般・教職を免除。	
31 鳥取県	○	○	○				
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県	○	○	○		○	実技	
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							30点を加點
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県	○	○	○				
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県		○	○				
46 鹿児島県					○	実技	
47 沖縄県	○	○	○				
48 札幌市							選考の上、受験資格を満たすと認められた場合は、第1次検査の総合点に5点又は10点を加點する。
49 仙台市							
50 さいたま市	○	○	○	○			
51 千葉市							
52 横浜市	○	○	○				
53 川崎市							
54 相模原市			○				
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
58 名古屋市			○		○	1次試験の「実技」	
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市	○	○	○				
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	11	11	14	1	6		

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

3.3.3 芸術の技能や実績による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					（具体的に）	その他	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他			
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県	○	○	○					・特別の選考については代替として実績等に関する提出書類、適性検査、小論文、個人面接を実施 ・特別の選考については教員免許状の有無は問わない。教員免許状を所有していない内定者には特別免許状を授与
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県	○	○						
31 鳥取県								全教科志願できるが、実績に直接関係する教科のみ試験免除あり
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県	○	○	○	○	実技		○ 教職専門、教科専門、実技の試験を行わず、個人面接（口述試験）を行う。	一部試験免除を実施している場合・特別免許状を活用した選考を実施した場合ともに、教職専門（一般教養＋教職教養）、教科専門、実技の試験を行わず、個人面接（口述試験）を行う。
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								芸術特別選考は、一般選考とは別日程で実施。一部試験を免除し代わりに面接試験等を実施することにより選考を行っている。 一次は書類審査、二次で小論文と面接を実施。
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								書類選考試験合格者のみ試験が免除される
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								スポーツ・芸術分野のほか、双方の受検資格に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できる者も選考の対象となる。
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								免除される試験の代わりに指導案試験を実施
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	3	3	2	0	1		1	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.4.1 国際貢献活動経験等やグローバル社会に対応した教育経験による特別選考

区分 区市名	対象校種				試験区分	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に 含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を 設けて募集を行っている
01 北海道	○	○	○	○	○	
02 青森県						
03 岩手県						
04 宮城県						
05 秋田県						
06 山形県						
07 福島県						
08 茨城県	○	○	○	○	○	
09 栃木県	○	○	○	○	○	
10 群馬県						
11 埼玉県	○	○	○	○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	○	
13 東京都	○	○	○	○	○	○
14 神奈川県	○	○	○	○	○	
15 新潟県						
16 富山県	○	○	○	○	○	
17 石川県						
18 福井県	○	○	○	○	○	
19 山梨県	○				○	
20 長野県	○	○	○	○	○	
21 岐阜県						
22 静岡県	○	○	○	○	○	
23 愛知県	○	○	○	○	○	
24 三重県						
25 滋賀県	○	○	○	○	○	
26 京都府	○	○	○	○	○	
27 大阪府	○	○	○	○	○	
28 兵庫県	○	○	○	○	○	
29 奈良県						
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県						
33 岡山県						
34 広島県						
35 山口県	○	○	○		○	
36 徳島県	○	○	○		○	
37 香川県						
38 愛媛県	○	○	○	○	○	
39 高知県	○	○	○	○	○	
40 福岡県	○	○	○	○	○	
41 佐賀県	○	○	○	○	○	
42 長崎県	○	○	○	○	○	
43 熊本県	○	○	○	○	○	
44 大分県						
45 宮崎県						
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	
47 沖縄県	○	○	○	○	○	
48 札幌市	○	○		○	○	
49 仙台市						
50 さいたま市	○	○	○	○	○	
51 千葉市	○	○	○	○	○	
52 横浜市	○	○	○	○	○	
53 川崎市	○	○	○	○	○	
54 相模原市	○	○			○	
55 新潟市						
56 静岡市						
57 浜松市	○	○			○	

区分 区市名	対象校種				試験区分	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に 含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を 設けて募集を行っている
58 名古屋市						
59 京都市	○	○	○	○		○
60 大阪市	○	○			○	
61 堺市	○				○	
62 神戸市	○	○	○	○	○	
63 岡山市						
64 広島市						
65 北九州市	○	○		○	○	
66 福岡市	○	○	○	○	○	
67 熊本市	○	○	○		○	
68 豊能地区						
合計	41	39	34	33	39	2

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

区分 区市名		(ア)一部試験免除の特別の選考を実施している場合																			
		小				中				高				特支							
		青年海外協力隊	在外教育施設	外国人児童生徒等への対応に係る経験・専門性	その他	青年海外協力隊	在外教育施設	外国人児童生徒等への対応に係る経験・専門性	その他	青年海外協力隊	在外教育施設	外国人児童生徒等への対応に係る経験・専門性	その他	青年海外協力隊	在外教育施設	外国人児童生徒等への対応に係る経験・専門性	その他				
62	神戸市	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○					
63	岡山市																				
64	広島市																				
65	北九州市	○			○	○			○					○			○				
66	福岡市	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○		○				
67	熊本市	○	○			○	○			○	○										
68	豊能地区																				
合計		27	26	11	0	11	26	25	11	0	11	23	23	10	0	10	20	19	9	0	10

(注1) 合計については、実施した区市の実数である。

3.4.3 国際貢献活動経験等やグローバル社会に対応した教育経験による特別選考

区分 県市名	(イ)加点の特別の選考を実施している場合																			
	小				中				高				特支							
	青年海外協力隊	在外教育施設	への外国人児童生徒等に係る経験・専門性	その他（具体的に）	青年海外協力隊	在外教育施設	への外国人児童生徒等に係る経験・専門性	その他（具体的に）	青年海外協力隊	在外教育施設	への外国人児童生徒等に係る経験・専門性	その他（具体的に）	青年海外協力隊	在外教育施設	への外国人児童生徒等に係る経験・専門性	その他（具体的に）				
01 北海道	○	○	○	在外教育施設は2年以上の英語を使用した勤務経験がある者のみ	○	○	○	在外教育施設は2年以上の英語を使用した勤務経験がある者のみ	○	○	○	在外教育施設は2年以上の英語を使用した勤務経験がある者のみ	○	○	○	在外教育施設は2年以上の英語を使用した勤務経験がある者のみ				
02 青森県																				
03 岩手県																				
04 宮城県																				
05 秋田県																				
06 山形県																				
07 福島県																				
08 茨城県																				
09 栃木県																				
10 群馬県																				
11 埼玉県	○	○			○	○			○	○			○	○						
12 千葉県																				
13 東京都																				
14 神奈川県																				
15 新潟県																				
16 富山県																				
17 石川県																				
18 福井県																				
19 山梨県	○	○		平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に青年海外協力隊・日系社会青年海外協力隊で学校での教育ボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験を有する者																
20 長野県																				
21 岐阜県																				
22 静岡県																				
23 愛知県	○	○			○	○			○	○			○	○						
24 三重県																				
25 滋賀県																				
26 京都府	○	○	○	日系社会青年ボランティア	○	○	○	日系社会青年ボランティア	○	○	○	日系社会青年ボランティア	○	○	○	日系社会青年ボランティア				
27 大阪府	○	○			○	○			○	○			○	○						
28 兵庫県	○	○	○	※在外教育施設については、2年以上英語を使用した勤務経験がある場合のみ加点対象となる。	○	○			○	○			○	○						
29 奈良県																				
30 和歌山県																				
31 鳥取県																				
32 島根県																				
33 岡山県																				
34 広島県																				
35 山口県																				
36 徳島県	○	○	○	海外大学留学																
37 香川県																				
38 愛媛県	○	○		日系社会青年ボランティア	○	○		日系社会青年ボランティア	○	○		日系社会青年ボランティア	○	○		日系社会青年ボランティア				
39 高知県	○	○		シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、シニア日系社会ボランティア	○	○		シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、シニア日系社会ボランティア	○	○		シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、シニア日系社会ボランティア	○	○		シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、シニア日系社会ボランティア				
40 福岡県																				
41 佐賀県	○	○	○	日系社会青年ボランティア	○	○	○	日系社会青年ボランティア	○	○	○	日系社会青年ボランティア	○	○	○	日系社会青年ボランティア				
42 長崎県																				
43 熊本県																				
44 大分県																				
45 宮崎県																				
46 鹿児島県	○	○			○	○			○	○			○	○						
47 沖縄県	○	○			○	○			○	○			○	○						
48 札幌市	○	○	○	海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者	○	○	○	海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者	○	○	○	海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者	○	○	○	海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者				
49 仙台市																				
50 さいたま市																				
51 千葉市																				
52 横浜市																				
53 川崎市																				
54 相模原市																				
55 新潟市																				
56 静岡市																				
57 浜松市																				
58 名古屋市																				
59 京都市																				
60 大阪市																				
61 堺市																				
62 神戸市																				
63 岡山市																				
64 広島市																				
65 北九州市																				
66 福岡市																				
67 熊本市																				
68 豊能地区																				
合計	14	14	6	0	9	12	12	4	0	6	11	11	3	0	5	12	12	4	0	6

(注)合計については、実施した県市の実数である。

3.4.4 国際貢献活動経験等やグローバル社会に対応した教育経験による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							第1次検査の総合点に加点。
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県		○					
09 栃木県	○						
10 群馬県							
11 埼玉県							第1次試験の合計点に10点加点
12 千葉県		○					
13 東京都		○					
14 神奈川県	○	○					
15 新潟県							
16 富山県	○	○					
17 石川県							
18 福井県	○	○					
19 山梨県							一次検査で5点加点
20 長野県	○	○					
21 岐阜県							
22 静岡県	○	○					
23 愛知県							加点項目社会人として実施し、第1次試験の成績に加点している。
24 三重県							
25 滋賀県	○	○					
26 京都府							専門試験に5点加点
27 大阪府							民間企業等の勤務経験が5年以上ある場合、第1次選考において10点加点としているうちの勤務経験に通算可能
28 兵庫県							加点を実施している場合、20点を加点。
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県	○	○					
36 徳島県	○	○	○				小学校教諭に出願する者で、海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者は、第1次審査の総合点に加点する。
37 香川県							
38 愛媛県							上記③(イ)に100点を加点。養護教員、栄養教員志願者も加点対象。
39 高知県							平成24年4月1日から令和4年3月31日までの10年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア日系社会ボランティア」として、2年の任期を満了する派遣経験者(15点加点)
40 福岡県		○					
41 佐賀県							青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア又は在外教育施設現地採用職員としての経験が2年以上あるものに対し、一次試験で10点の加点としている。
42 長崎県	○	○					
43 熊本県		○					
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							第1次試験の専門試験の得点に20点を加点する。
48 札幌市							第1次検査の総合点に10点を加点する。
49 仙台市							
50 さいたま市	○	○					
51 千葉市		○					
52 横浜市	○	○	○				
53 川崎市	○	○					小論文
54 相模原市	○	○					
55 新潟市							

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
56 静岡市							
57 浜松市							一般教養及び教職教養 or 課題作文 のどちらか一つを選択
58 名古屋市							
59 京都市	○	○					
60 大阪市		○					
61 堺市	○	○					
62 神戸市	○	○					
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市	○	○	○				
66 福岡市	○	○					
67 熊本市		○					
68 豊能地区							
合計	19	26	3	0	0		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.4.5 国際貢献活動経験等やグローバル社会に対応した教育経験による特別選考

区分 県市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					（具体的に）	（具体的に）	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他			
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								一般教養は、教職専門を含む。
10 群馬県								
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								④(ア)は特別選考「国際貢献」の選考内容となる。選考方法・試験内容は、小論文、専門教科筆答検査、個人面接、集団面接 2次検査…教養、適性検査、個人面接。
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								2年以上の経験がある者を対象
21 岐阜県								
22 静岡県								④(ア)の免除される試験に替えて課題作文が実施される。
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								④(ア)本県では、「一般教養」と「教職教養」を合わせて「教職専門」としている。
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								免除される試験の代わりに指導案試験を実施
53 川崎市								青年海外協力隊員等経験者は、独立行政法人国際協力機構法(廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む)に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に継続して1年以上の派遣実績(派遣期間)を有し、派遣の証明書を提出できる人を、特別選考Ⅲという名称で実施
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	0	0	0	0	0	0		

(注)合計については、実施した県市の実数である。

3.5.1 民間企業等勤務経験による特別選考

区分	対象校種				試験区分	受験資格
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
県市名					対象校種・教科・科目を別々に分けて実施する。	た(一)を特別実施して活用可能
01 北海道			○	○		・高等学校の募集する教科又は特別支援学校の自立活動に関する専門的知識、技能(資格)及び一定の実務経験を有する者 ・社会的風量があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 ・教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者
02 青森県			○		高等学校の家庭、英語、水産(水産工学)において社会人特別選考を実施しており、英語については様式3の(1)に記載のとおり。家庭及び水産(水産工学)については、以下の受験資格により実施している。 【家庭】 ①出願時に、民間企業等に、正職員として、5年間以上の勤務経験を有する者。②出願時に、調理師資格を有すること。③出願時に、3年間以上の調理に関連する業務又は調理の実務経験を有すること。 【水産(水産工学)】 ①出願時に、民間企業等に、正職員として、5年間以上の勤務経験を有する者。②出願時に、三級海技士(内燃機関)又は三級海技士(機関)の海技免許を有すること。③出願時に、3年間以上の漁船又は商船の乗船履歴を有すること。 受験する教科(科目)に相当する高等学校教諭普通免許状を有しない場合は、特別免許状の取得要件及び以下の要件を満たす者とする。 【家庭】出願時に3年以上調理に関連する業務又は調理の実務経験を有すること。 【水産(水産工学)】出願時に3年以上漁船又は商船の乗船履歴を有すること	
03 岩手県			○		民間企業等の従事者で令和4年4月1日現在、同一企業等で3年以上の勤務経験があり、工業に関する高度な専門的知識や技能を有し、志願する校種、教科の教諭普通免許状所有者(取得見込み含む)又は特別免許状の取得要件を満たす者で、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者	民間企業等の従事者で令和4年4月1日現在、同一企業等で3年以上の勤務経験があり、工業に関する高度な専門的知識や技能を有し、志願する校種、教科の教諭普通免許状所有者(取得見込み含む)又は特別免許状の取得要件を満たす者で、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者
04 宮城県						
05 秋田県			○	○	高等学校教諭等 社会人特別選考(工業) 大学を卒業し、令和5年3月31日までに同一の民間企業又は官公庁等に継続して5年間以上勤務した経験がある者。工業に関する高度な専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。	高等学校教諭等 社会人特別選考(工業) 大学を卒業し、令和5年3月31日までに同一の民間企業又は官公庁等に継続して5年間以上勤務した経験がある者。工業に関する高度な専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。
06 山形県		○	○	○	令和5年4月1日時点で、それぞれの校種の有効な教諭の普通免許状を有する者(見込含む)で、令和5年3月31日時点で、志望する教科・科目に関連する実務経験を5年以上継続して有する者(見込含む)。	(高等学校看護のみ)高等学校以上の学歴及び看護師の免許証を有する者で、令和5年3月31日時点で、志望する教科・科目に関連する実務経験を5年以上継続して有する者(見込含む)。
07 福島県			○	○	民間企業等においてICT専門職もしくはこれに準じる職種に従事し、常勤で継続して2年以上勤務した経験、或いは高等学校等の教員として情報分野の指導やICTの活用、普及に従事し、常勤で継続して2年以上勤務した経験があり、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が行う、指定するいずれかの「情報処理技術者試験」に合格している者。	出願時に免許状を有する者又は取得見込みの者以外でも、上記(ア)の受験資格を満たせば出願することができる。ただし、選考の結果採用内定となった者は、年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状の交付を受けなければならない。
08 茨城県	○	○	○	○	【一部試験免除】正規職員として民間企業や官公庁で継続して3年以上の勤務経験を有する方	【社会人特別選考(高等学校教諭のみ)】 ＜水産・看護を除く教科・科目＞次の①又は②のいずれかの要件を満たす方 ① 正規職員としての民間企業や官公庁で継続して3年以上の勤務経験があり、出願する教科に関して大学卒業程度以上の高度な専門的知識又は技能を勤務経験等を通して身に付けた方 ② 志願する教科・科目に関する博士号を取得後、大学又は研究機関において3年以上連続して研究開発業務に携わった方 ＜水産＞3級海技士(航海又は機関)を保有し、水産と関連する実務経験を3年以上有する方 ＜看護＞看護師免許(保健師・助産師免許を含む。)を保有し、看護と関連する実務経験を3年以上有する方
09 栃木県			○	○	福祉…介護福祉士資格を有し、介護福祉士として5年以上の勤務実績のある者、又、看護師等の資格を有し、看護師等として5年以上の勤務実績のある者。機械…工業の教科について高度な専門的知識・技能を有し、民間企業、官公庁(教育関連機関を除く)等に常勤として7年以上の勤務実績のある者。家庭…専門調理師資格を有する者、又は、調理師資格を有する者で調理師として10年以上勤務実績のある者。情報…独立行政法人情報処理推進機構が実施する、次の情報処理技術者国家試験に合格した者のうち、情報システム開発、保守、又は運用に関する職に、3年以上の実務経験がある者。【基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークススペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士】	福祉…介護福祉士資格を有し、介護福祉士として5年以上の勤務実績のある者、又、看護師等の資格を有し、看護師等として5年以上の勤務実績のある者。機械…工業の教科について高度な専門的知識・技能を有し、民間企業、官公庁(教育関連機関を除く)等に常勤として7年以上の勤務実績のある者。家庭…専門調理師資格を有する者、又は、調理師資格を有する者で調理師として10年以上勤務実績のある者。情報…独立行政法人情報処理推進機構が実施する、次の情報処理技術者国家試験に合格した者のうち、情報システム開発、保守、又は運用に関する職に、3年以上の実務経験がある者。【基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークススペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士】
10 群馬県	○	○	○	○	現に民間企業又は官公庁等の正規職員(いずれも教育に関する事業を除く)として引き続き5年以上勤務し、出願する教科等に関する高度な専門的知識もしくは技能、又は勤務経験を有する者	高等学校教員において、教科が情報、農業、工業、商業に属する人については、特別免許状の取得条件を満たす人であれば、教育職員免許法に規定する高等学校(該当教科)教諭普通免許状を有する人という出願資格は問わない。
11 埼玉県			○	○	(看護)病院等において、常勤の看護師として5年以上の実務経験を有する者、(自立活動)病院等において、常勤の看護師として3年以上の実務経験を有する者	(看護)病院等において、常勤の看護師として5年以上の実務経験を有する者、(自立活動)病院等において、常勤の看護師として3年以上の実務経験を有する者
12 千葉県	○	○	○	○	・次の①、②のいずれかに該当する者 ① 民間企業等現職者 法人格を有する民間企業、官公庁等の正規職員(小・中・高・特別支援学校の教員を除く)として、令和4年4月1日時点で、継続して5年以上(企業・職種がかわっても通算可。休職、育児休業等の期間を除く。)勤務している者 ② 国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「日本人学校等の現地での採用」、「国際交流基金の日本語専門家」等として、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間に、2年以上の派遣実績・実務経験を有する者	
13 東京都	○	○	○	○	・民間企業、官公庁、国公私立学校等において、令和4年3月31日までに、通算して2年以上の勤務経験がある者 ・独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づく「青年海外協力隊」、「日経社会青年ボランティア」、「シニア海外ボランティア」又は「日経社会シニアボランティア」として令和4年3月31日までに、派遣経験が2年以上ある者	
14 神奈川県	○	○	○	○	法人格を有する民間企業、官公庁等(以下「企業等」という)で、平成29(2017)年4月1日から令和4(2022)年3月31日までの5年間に通算3年以上(休職、育児休業等の期間を除く)の勤務経験 ※企業等には、学校教育法第2条第2項に規定する学校を含む。「勤務経験」とは、企業等において、「週30時間以上の勤務」をしていた期間を指します。	教員普通免許状[高等学校教諭一種免許状(水産又は商船)]を所有していない人で、高等学校水産(機関)を受験する場合は、別に定める特別免許状授与に関する基準を満たす実務経験 ※令和4年3月31日現在、三級海技士(機関)の資格を有し、その資格に基づく実務経験を3年以上あり、教育職員免許法第5条第3項による特別免許状の申請が可能

区分	対象校種				試験区分	受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			
県市名					対象校種・科目を分け、募集を行っている	加(ハ)一部試験免除・考を実施している場合	
15 新潟県			○		○	研究施設、民間企業、官公庁(公立学校の農業、工業、水産の実習助手を含む)において、正規職員(任期を定めて採用された職員を除く)として、受検前過去6年間(平成28年度から令和3年度まで)で、通算3年以上(休職期間等勤務の実態がない期間は含まない)の農業、工業、水産のいずれかに関する実務経験を有し、次の要件ア及びイを満たす者。 ア 農業、工業、水産のいずれかの教科に関する専門的な知識、経験又は技能を有すること。 イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっていること。	た(ハ)一特別免許状を活用し
16 富山県	○	○	○	○	○	特別選考「社会人経験A」資格要件:受検教科(科目)の教諭普通免許状を所有するか、令和5年3月31日までに取得見込みであり、法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員または正規職員として、平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に継続して5年以上の勤務を有する者。 特別選考「社会人経験B」(家庭)高等学校卒業以上の学歴を有する者で、専門調理師資格を有する者、または調理師資格を有する者で調理師として継続して5年以上の実務経験を有する者【農業・工業・技術】ア 学士、修士又は博士の学位を授与された者で、法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、所定の期間内に継続して5年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する者【水産】高等学校卒業以上の学歴を有する者で、①3級海技士(機関)の資格を有し、かつ、令和4年3月31日までに、海技士(機関)として通算5年以上の実務経験を有し、または海技士養成機関(海洋科を設置する高等学校を含む)の専任教員(海洋科での勤務経験を有する実習助手を含む。)として通算3年以上の実務経験を有する者 ②学士、修士又は博士の学位を授与された者で、法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、所定の期間内に継続して5年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する者 【情報】学士、修士又は博士の学位を授与された者で、情報処理技術者試験(独)情報処理推進機構)に合格し、かつ、法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、所定の期間内に継続して3年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する者【福祉】高等学校卒業以上の学歴を有する者で、①介護福祉士資格を有し、令和4年3月31日までに、介護福祉士として、通算5年以上の実務経験を有する者、または通算3年以上の実務経験を有し、介護福祉士養成機関の専任教員として5年以上の勤務経験を有する者 ②看護師、助産師又は保健師の資格を有し、令和4年3月31日までに、医療機関等において医療、福祉関係の業務に従事し、通算5年以上の実務経験を有する者。	
17 石川県		○	○	○	○	一般選考の受験資格を全て満たす中学校教諭等及び高等学校教諭等、特別支援学校教諭等(中学部・高等部)の工業受験者のうち、同一の研究施設、民間企業、官公庁で正規職員として、令和4年3月31日現在、3年以上(休職、育児休業の期間を除く)の勤務経験がある者。	
18 福井県		○	○		○	民間企業等で3年以上の実務経験を有する者、または博士の学位を有する者 教科(数学、理科、農業、工業、商業、情報、福祉)に関する専門的知識や技能(資格)を有する者	民間企業等で3年以上の実務経験を有する者、または博士の学位を有する者 教科(数学、理科、農業、工業、商業、情報、福祉)に関する専門的知識や技能(資格)を有する者
19 山梨県			○		○	受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験が3年以上ある者	
20 長野県	○	○	○	○	○	民間企業、教職以外の公務員、NPO等の経験が3年以上ある者	
21 岐阜県	○	○	○	○	○	・令和5年3月31日時点において、法人格を有する民間企業(学校法人を除く)又は官公庁(国立大学法人が設置する学校、公立学校を除く)等において、常勤の職(※2)としての勤務経験が継続して5年以上(休職、育児休業等の期間は除く)ある者	
22 静岡県		○	○		○	民間企業の業務に従事し、令和4年3月31日までに、3年以上の勤務経験を有する者 工業関係の修士以上の学位の取得かつ工業関係の業務に3年以上従事(高校)	第2次選考試験合格後、教育職員検定に合格した者
23 愛知県	○	○	○		○	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭・数学・理科・工業においては、常勤の職として連続して5年以上の勤務実績を有する人を対象。 高等学校教諭・情報においては、出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職であり、常勤の職として連続して3年以上の勤務実績を有し、かつ独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において、基本情報技術者試験(FE)、応用情報技術者試験(AP)又は情報処理技術者試験要綱の試験区分に基づく高度試験のうち、いずれか1つ以上の資格を所有している人を対象。 高等学校教諭・看護においては、医療機関の常勤の看護師又は看護師養成機関の教員であり、かつ常勤の看護師として3年以上の勤務実績を有する人、または医療機関の常勤の看護師又は看護師養成機関の教員であり、かつ常勤の看護師として通算1年以上の勤務実績を有し、かつ看護師としての勤務実績と看護師養成機関の常勤の教員としての勤務実績を有し、かつ看護師として3年以上の勤務実績を有する人を対象。 高等学校教諭・福祉においては、社会福祉施設(介護福祉士又は介護福祉士養成機関)の教員であり、常勤の介護福祉士として通算3年以上の勤務実績を有する人を対象。	
24 三重県	○	○	○	○	○	社会人特別選考 高等学校教諭「看護」 (1)平成24年4月1日以降に、民間企業・官公庁等(国公立私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において教諭等として従事する場合を除く。)に継続して3年以上、正規の職員等として従事した人。ただし、系列会社等への転勤は継続期間に含まれますが、国公立私立学校の期限付または臨時雇用の実習助手、非常勤講師は該当しません。 (2)(1)の勤務経験により、看護に関する専門的な知識経験または技能を有する人 (3)看護師の資格を現に有する人(取得見込を含みません。) 高等学校教諭「福祉」 (1)平成24年4月1日以降に、民間企業・官公庁等に継続して5年以上、正規の保健師、助産師または看護師として従事した人。ただし、系列会社等への転勤は継続期間に含まれます。 (2)(1)の勤務経験により、福祉に関する専門的な知識経験または技能を有する人 (3)保健師、助産師または看護師の資格を現に有する人(取得見込を含みません。)	

区分	対象校種				試験区分		受験資格
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科・科目を分けずに行っている	対象校種・教科・科目を分けて行っている	
県市名							
25 滋賀県			○	○			<p>(1)高等学校教員 数学、理科 ①理学・農学・工学・医学系等の大学院を修了し、修士以上の学位を取得していること。②民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。</p> <p>(2)高等学校教員 英語 ①英語が母語であること、または、それと同等の英語の語学力を有していること。②教員の職務を行う上で必要とされる日本語の能力を有すること。(日本語検定3級以上を取得していることが望ましい。)③大学(同等の外国の教育機関を含む。短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。④日本国内の国公立中学校または高等学校(中等教育学校を含む。)における英語の指導に関する常勤の職(ALT、英語講師等)としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あること。(外国語としての英語指導法に関する課程(TESOLまたはCELTA)を修了していることが望ましい。)</p> <p>(3)高等学校教員 情報 ①大学(短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。②民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。(別に掲げる情報処理技術者試験(国家試験)の合格者であることが望ましい。)</p> <p>(4)高等学校教員 農業、工業 ①大学(短期大学を除く。)を卒業し、学士以上の学位を取得していること。②民間企業、官公庁、研究機関等における常勤の職としての勤務経験が、令和5年3月31日までに通算3年以上(休職期間を除く。)あり、その勤務経験により受験教科の分野における高度な専門的知識・経験または技能を有すること。</p>
26 京都府		○	○			○	次に掲げる事項のすべてに該当する方 ①民間企業、大学又は研究機関等における勤務経験が通算して5年以上ある方(国・公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における勤務経験を除く。)で、その経験により、受験教科の分野における高度な専門的知識(情報、農業、工業については「専門的知識」)・経験又は技能を有する方 ②特別免許状の授与条件を満たす方
27 大阪府	○	○	○	○			法人格を有する民間企業又は官公庁等において、常勤の職としての勤務経験が令和4年3月31日までに通算5年(休職期間を除く。)以上あること。なお、勤務経験には、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員等としての活動経験を含めることが可能(廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく活動経験を含む。)
28 兵庫県			○	○			<p>高等学校「看護」：令和5年度3月31日現在、国立および民間病院・保健所等において、「看護師」「助産師」「保健師」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者(看護学校の教官経験を含む)かつ 該当教科の教員として勤務を行うのに必要な高い専門知識・技能を有する者</p> <p>高等学校「福祉」：令和5年度3月31日現在、国立および民間病院・保健所等において、「介護福祉士」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者 かつ 該当教科の教員として勤務を行うのに必要な高い専門知識・技能を有する者</p>
29 奈良県			○	○			<p>高等学校外国語(英語)を受験する場合 次の全ての条件を満たす人 ・大学を卒業又は大学院を修了している。 ・日本語以外を母語とする国・地域の出身者で、日本の研究施設や民間企業、英語教育関係等での勤務実績がある。 ・教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有している。 ※日本国籍を有しない人を採用する場合は、任用の期限を付さない講師(常勤)とします。 ※採用後は、原則として国際高校での勤務を予定しています。</p> <p>高等学校福祉を受験する場合 次の条件を満たす人 ・看護師の免許を所有し、国立及び民間病院・保健所等において、正規職員として3年以上の勤務実績を有している。 高等学校農業、工業(建築・機械)、商業を受験する場合 次の条件を満たす人 ・高等学校、大学を卒業又は大学院を修了し、受験する教科に関わる研究施設、民間企業(教育事業を除く)、官公庁等(公立学校を除く)に、3年以上の勤務実績を有している。 高等学校のその他(英語、福祉、農業、工業、商業以外)の教科・科目を受験する場合 次の条件を満たす人 ・大学を卒業又は大学院を修了し、受験する教科に関わる研究施設、民間企業(教育事業を除く。)、官公庁等(公立学校を除く。))に、3年以上の勤務実績を有している。</p>
30 和歌山県							
31 鳥取県		○	○				普通免許状所有以外の一般選考資格に加え、志願する試験区分、教科(科目等)の普通免許状を有していないが、学士、修士又は博士の学位を授与された者で、志願する教科(科目等)について高度な専門的知識・技能を有し、平成20年4月1日以降に民間企業、官公庁(教育関係機関を除く)等に正職員として令和5年3月31日現在において7年以上(休職、育児休業等の期間は除く。)の実務経験を有する者(一部の教科(科目等)については、学歴の緩和あり)
32 島根県		○	○				高等学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験(実習助手経験を含む)・高専・短大・大学卒、大学院修了の者は概ね3年以上、高卒の者は概ね5年以上)を有する者。
33 岡山県		○	○	○			<p>「工業」と「農業」については、次の(1)と(2)のいずれか。(1)民間企業・官公庁(教職以外)で、出願する教科(科目)と関連する3年以上の勤務経験と関連する高度な専門的知識・技能を有する者。(2)公立学校の実習助手で、出願する教科(科目)と関連する7年以上の勤務経験と関連する高度な専門的知識・技能を有し、現に公立学校で勤務している者。「看護」については、看護師免許を有し、かつ看護師、保健師又は助産師として出願時に3年以上の勤務経験を有する者。「情報」については民間企業、官公庁(教職以外)において、出願する教科と関連する3年以上の勤務経験と関連する高度な専門的知識・技能を有する者。「英語」については、民間企業、官公庁(教職以外)において、出願時に日常的に英語を使用する3年以上の勤務経験を有し、かつ指定する資格を有する者。</p>
34 広島県			○	○			<p>【工業】高等学校卒業または同等以上の資格、民間企業等において正規職員として過去6年間のうち36月以上の工業に関する勤務経験のいずれも満たす者(国公立学校においての実習助手としての勤務経験も含む)</p> <p>【看護】高等学校卒業または同等以上の資格、看護師免許証の所有、病院等において正規職員として36月以上の看護に関する勤務経験のいずれも満たす者(保健師、助産師、看護学校等の教官としての勤務経験も含む)</p>
35 山口県	○	○	○	○			現に(出願時点で)同一の民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的知識又は技能を有すると認められるもの

区分	対象校種				試験区分	加(ハ)点(ア)を、実施している場合	受験資格
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			
区市名					対象校種・科目を別々に含める		た(ハ)選(ア)を、特別免許状(ハ)を、活用し合
36 徳島県	○	○	○	○		民間企業等で、令和5年3月末現在、通算して3年以上、正規社員として勤務し、その勤務経験により、出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を有する者。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。	教員免許状を有しない者であって、高等学校教諭「音楽」「美術」「英語」「家庭」「情報」「農業」「工業」「商業」「看護」「福祉」、又は中学校教諭「英語」に出願する者のうち、特別免許状の取得条件を満たす者。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。
37 香川県			○	○		民間企業等において通算3年以上の勤務経験(教育に関する職務を除く。)を有し、その勤務経験により、出願する教科・科目等に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められる者	
38 愛媛県			○	○			高等学校教員(情報、工業及び福祉の教科に限る。)を志願する者のうち、教員免許状を有しないもので、次の(ア)及び(イ)の要件を満たし、令和5年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの (ア) 次のいずれかに該当する者 a 令和4年6月8日時点で、学校教育法第1条に規定する学校又は在外教育施設等において、常勤の教員(これに準ずるものを含む。)として4か月以上の受験教科(情報、工業又は福祉)に関する授業に携わった経験を有する者 b 令和4年6月8日時点で、民間企業又は官公庁等で正規職員として3年以上(休職、育児休業等の期間は除く。)の受験教科(情報、工業又は福祉)に関する実務経験を有する者 c 受験教科(情報、工業又は福祉)に関係する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者 (イ) 社会的信望があり、かつ、教員として必要な熱意と識見を持っている者
39 高知県			○			① 高等学校教諭「農業」 令和4年3月31日現在で、「農業」と関連する企業等における勤務経験が通算3年以上ある者 ② 高等学校教諭「工業(電気・電子)」、「工業(機械)」 令和4年3月31日現在で、それぞれの受験教科と関連する企業等における勤務経験が通算3年以上ある者 ③ 高等学校教諭「水産(機関)」、「水産(航海)」 令和4年3月31日現在で、それぞれの受験教科と関連する船舶等における勤務経験が通算3年以上ある者 ④ 高等学校教諭「看護」 令和4年3月31日現在で、病院等における勤務経験が通算3年以上ある者	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、次の①から④までに掲げる校種及び教科の区分に定めるいずれか1つの要件を満たし、かつ、⑤及び⑥の要件を全て満たす人 また、この受験資格を満たす人が採用候補者名簿登録者となった場合、登録後に実施される特別免許状授与のための教育職員検定に係る審査会(免許法第5条第5項関係)において合格が適当と認められなかった場合は、採用されません。※注参照 ① 高等学校教諭「工業(機械)」 高等学校卒業後、令和4年3月31日現在で、工業(機械)と関連する企業等における勤務経験が通算3年以上ある者 ② 高等学校教諭「水産(機関)」 3級海技士(機関)以上の免許を有し、高等学校卒業後、令和4年3月31日現在で、水産(機関)と関連する船舶等における勤務経験(海技士養成機関での勤務経験を含む)が通算3年以上ある者 ③ 高等学校教諭「水産(航海)」 3級海技士(航海)以上の免許を有し、高等学校卒業後、令和4年3月31日現在で、水産(航海)と関連する船舶等における勤務経験(海技士養成機関での勤務経験を含む)が通算3年以上ある者 ④ 高等学校教諭「看護」 高等学校卒業後、令和4年3月31日現在で、看護師、助産師又は保健師のいずれかの免許を有し、病院等における勤務経験が通算3年以上ある者 ※ ①から③の勤務経験の期間には、6月以上継続して就業した期間が該当し、複数の勤務経験がある場合には通算することができます。ただし、国・公立学校及び私立学校の正規の教員(実習助手等の期間を含む。)であった期間、臨時教員(海技士養成機関での勤務経験を含まない。)、パート又はアルバイトとして雇用された期間及び休職等の期間を除きます。 ⑤ 上記①から④までの高等学校教諭の普通免許状(受験する教科等のもの)に限り、実習に関する免許状を除く。)を有しない者 ⑥ 地方公務員法(昭和25年法律第241号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者
40 福岡県		○	○	○		大学の教授・准教授等のうち、特に教育委員会が認める者又は法人格を有する民間企業等(私立学校、学習塾、予備校等を除く。)に正規職員として勤務した経験を持ち、志望する教科(科目)に関する専門分野の勤務経験(正規職員に限る。)が令和5年3月31日以前の5年以内に3年以上ある者のうち、特に教育委員会が認める者。	
41 佐賀県	○	○	○	○		民間企業等において、3年以上の勤務経験があるもの	
42 長崎県	○	○	○	○		民間企業等(国立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く)において、平成27年4月1日以降、令和4年5月31日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。	教科に関する専門分野に関して、営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね3年以上ある者。勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状が提出できること。
43 熊本県	○	○	○	○		民間企業等に5年以上正規職員としての勤務経験を有する者。	
44 大分県	○	○	○	○		民間企業、官公庁等において常勤の職(国公立学校・学習塾・予備校等の教育職を除く。)として令和4年4月1日現在3年以上継続して勤務している者	上記(ア)に加え、次の①及び②に該当する者 ① 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
45 宮崎県			○	○		民間企業(私立学校・学習塾・予備校等を除く)・官公庁等(公立学校を除く)に正規職員として継続して5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により高等学校教諭等情報(共通教科情報)・商業・工業又は特別支援学校教諭等知的他にに関する知識や技能が優れていると認められ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっている者	高等学校教諭等水産(機関及び機関)については、3級海技士(航海及び機関)の海技免許を所有し、本免許に基づく実務経験が3年以上ある者で、その実務経験により高等学校教諭等水産(機関及び漁業)に関する知識や技能が優れていると認められ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっている者
46 鹿児島県			○	○		・栄養教諭又は高等学校「家庭」の受験者で、管理栄養士又は調理師の免許証を保有している者 ・看護教諭又は高等学校「看護」の受験者で、看護師又は保健師の免許証を保有している者	次の各号のいずれかに該当する者 ア 調理師法第8条の3第1項に規定する調理技術に関する審査に合格し、同法施行規則第21条第1項の認定証書の交付を受けた者(専門調理師)。若しくは調理師の資格を持ち、調理師として5年以上の実務経験を有する者 イ 国立又は民間の医療機関で看護師(保健師、助産師、看護学校等の教官を含む。)として、5年以上の実務経験を有する者
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市	○	○	○	○		平成29年4月1日から出願時までに、法人格を有する民間企業または官公庁で正社員または正規職員として勤務した実績がある方(公立学校教員は除く。)	
50 さいたま市	○	○	○	○		民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員として、通算3年以上の勤務経験を有する	民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員として、通算3年以上の勤務経験を有する
51 千葉市	○	○	○	○		・次の①、②のいずれかに該当する者 ① 民間企業等現職者 法人格を有する民間企業、官公庁等の正規職員(小・中・高・特別支援学校の教員を除く。)として、令和4年4月1日時点で、継続して5年以上(企業・職種が変わっても通算可。休職、育児休業等の期間を除く。)勤務している者 ② 国際貢献活動経験者 「青年海外協力隊」、「日系社会青年ボランティア」、「日本人学校等の現地での採用」、「国際交流基金の日本語専門家」等として、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間に、2年以上の派遣実績・実務経験を有する者	

区分	対象校種				試験区分		受験資格	た(ハイ)考を特別免許している場合合し
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種を設けて募集・教行している区分	対象校種を設けて募集・教行している区分		
区市名								
52 横浜市	○	○	○	○	○		同一の民間企業等(法人格を有する企業・団体・官公庁等)における、日を空けない継続勤務歴が、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に3年以上(受験区分が中学校・高等学校の数学、理科、美術、技術又は家庭の場合は2年以上)ある方。※育児休業・病欠休業等により勤務しなかった期間は含みません。	
53 川崎市	○	○	○	○	○		民間企業又は官公庁等において常勤の職(国公立学校の正規教員経験を除く)として、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験(休職期間等勤務の実態がない期間を除く)を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人。	
54 相模原市		○	○		○		「民間企業(法人)」及び「官公庁等(国、地方公共団体又は学校法人が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等)」以下これらを「民間企業等」という。)で常勤の社員・職員として平成27年4月1日から令和4年3月31日までの7年間に、通算5年以上又は1つの民間企業等で継続して3年以上の勤務経験(育児休業、休職、停職等の期間を除く)を有する者。個人事業主は該当しない。	
55 新潟市	○	○	○	○	○		出願資格を満たしている者で、民間企業、官公庁、大学又は研究機関等の正規職員として、令和4年3月31日現在で1か所3年以上(休職や育児休業等の期間を除く)勤務する見込みであり、教員の職務を行うのに必要な出願種別に関する専門的な知識・技能や経験を有する者	
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市	○	○	○	○	○		平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間で、同一の法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規職員として、連続して3年以上(休職期間を除く)の勤務歴がある方(出願時の在職は問わない)。	
60 大阪市	○	○			○			
61 堺市		○			○		法人格を有する同一の民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が平成27年4月1日から令和4年3月31日までに、継続して3年以上(休職期間を除く)あること。	
62 神戸市	○	○	○	○	○		令和4年3月31日現在、「法人格を有する同一の民間企業」又は「同一の官公庁等」において、平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に、当該企業等に正規従業員・正規職員として、継続して3年以上(休職、育児休業等により勤務実態のない期間を除く)の勤務経験を有する者。ただし、上記経験のうち、国立大学法人附属学校園、公立学校園、私立学校園における教諭(任用の期限を附さない常勤講師等を含む)としての勤務経験は除く。	
63 岡山市	○	○			○		平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に、民間企業、官公庁(教職以外)大学又は研究機関等の正規職員として、出願時に1か所3年以上(休職や育児休業等の期間を除く)勤務しており、教員の職務を行うのに必要な出願区分(教科)に関するせんもてきな知識・技能や経験を有する者。	
64 広島市			○		○			【工業】高等学校卒業または同等以上の資格、民間企業等において正規職員として過去6年間のうち36月以上の工業に関する勤務経験のいずれも満たす者(国公立大学においての実習助手としての勤務経験を含む) 【看護】高等学校卒業または同等以上の資格、看護師免許の所有、病院等において正規職員として36月以上の看護に関する勤務経験のいずれも満たす者(保健師、助産師、看護学校等の教官としての勤務経験も含む)
65 北九州市	○	○	○	○	○		過去5年間(平成29年4月1日～令和4年3月31日)で、民間企業等の社員又は職員として、継続して3年以上勤務経験がある者	
66 福岡市	○	○	○	○	○		平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に、法人格を有する同一の民間企業の正社員又は同一の官公庁等の正規職員として、継続して5年以上在籍し、通算5年以上の勤務経験(休職、育児休業等の期間を除く。)がある者	
67 熊本市	○	○	○		○		以下の①又は②のいずれかの条件を満たす者 ① 法人格を有する民間企業又は官公庁等の常勤の社員・職員として、平成24年(2012年)4月1日から令和4年(2022年)4月30日までの期間内に、継続して36箇月以上の勤務経験(同一の企業等に限り、休職及び育児休業等の期間を除く。)がある者 ※「常勤の社員・職員」とは、フルタイム勤務で、月給制(年棒)を受けている社員・職員のことを指し、有期雇用(派遣社員、契約社員等)を含む。非常勤や時間給での勤務の場合は該当しない。 ※ 私立学校教員、学校栄養職員は、民間企業等勤務経験者に該当する。 ② 独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく「青年海外協力隊員」として、平成24年(2012年)4月1日から令和4年(2022年)4月30日までの期間内に、24箇月以上派遣された者	
68 豊能地区								
合計	31	39	55	29	50	8	50	33

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.5.2 民間企業等勤務経験による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県	○	○	○				
03 岩手県	○	○	○				
04 宮城県							
05 秋田県	○	○	○				
06 山形県	○	○					
07 福島県		○	○				
08 茨城県		○					
09 栃木県	○	○					
10 群馬県	○	○					
11 埼玉県	○	○	○				
12 千葉県		○					
13 東京都							教職教養、専門教養、論文に加えて、適性試験を実施する。
14 神奈川県	○	○					
15 新潟県					○	原則として、一般選考受検者と同様の検査を行うが、筆答検査Ⅱは、教科の基礎的問題とする。	
16 富山県	○	○					
17 石川県	○	○			○	総合教養(一般教養、教職教養、論文)	
18 福井県	○	○					
19 山梨県	○	○					
20 長野県	○	○					
21 岐阜県					○	一次試験の面接において、集団面接にかえて個人面接を実施	
22 静岡県	○	○					
23 愛知県							
24 三重県	○	○					
25 滋賀県	○	○					
26 京都府							
27 大阪府							第1次選考において10点加点
28 兵庫県							
29 奈良県	○	○					個人面接を実施。
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県		○	○				
34 広島県							
35 山口県	○	○					
36 徳島県	○	○					
37 香川県	○	○					
38 愛媛県							
39 高知県	○	○					
40 福岡県	○	○	○		○	英語リスニング(英語受験者のみ)	
41 佐賀県	○	○					
42 長崎県	○	○					
43 熊本県		○					
44 大分県	○	○	○				
45 宮崎県		○	○				
46 鹿児島県							6点を加点
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							社会人特別選考枠として5名程度採用。社会人特別選考で不合格となった場合、出願校種・教科(科目)の一般選考出願者として選考を行う。
50 さいたま市	○	○					
51 千葉市		○					
52 横浜市	○	○	○				
53 川崎市	○	○	○				小論文
54 相模原市	○	○					
55 新潟市	○	○					
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市	○	○					
60 大阪市		○					
61 堺市	○	○					
62 神戸市	○	○					
63 岡山市	○	○			○	集団活動	

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
64 広島市							
65 北九州市	○	○	○				
66 福岡市	○	○					
67 熊本市		○					
68 豊能地区							
合計	35	45	11	0	5		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

区分 県市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					(具体的に)	その他	(具体的に)	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他				
44 大分県	○	○	○						1次試験の筆記試験(一般教養、教職教養、専門教科)に代えて、小論文試験を実施する。 2次試験及び3次試験は一般選考と同様の試験を実施する。
45 宮崎県									書類選考試験合格者のみ試験が免除される
46 鹿児島県		○			○	家庭科における被服実技			
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市	○	○	○						特別の選考の内容は、1次試験免除である。
51 千葉市									
52 横浜市									免除される試験の代わりに指導案試験を実施
53 川崎市									特別選考Ⅲという名称で実施
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									一般・教職教養に替えて、論文試験を実施。
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									1次試験を免除し、特別面接を実施
64 広島市		○	○						
65 北九州市									対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	20	26	14	0	4		7		

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

区分	正規教員(自縣市)				正規教員(他縣市または国私立)				臨時的任用教員				非常勤講師			
	小	中	高	特支	小	中	高	特支	小	中	高	特支	小	中	高	特支
59 京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
60 大阪市	○	○			○	○			○	○			○	○		
61 堺市					○	○			○	○			○	○		
62 神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63 岡山市					○	○										
64 広島市									○	○	○	○	○	○	○	○
65 北九州市					○	○		○	○	○		○	○	○		○
66 福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
67 熊本市	○	○	○		○	○	○		○	○	○					
68 豊能地区					○	○			○	○						
合計	45	45	43	41	65	64	53	54	59	58	51	50	32	32	27	27

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.6.2(1) 教職経験による特別選考

区分	一部試験免除を実施している場合の免除される試験														
	正規教員(自県市)				正規教員(他県市または国私立)				臨時的任用教員						
	一般教養	教職教養	専門教科	面接 その他(一)具体的	一般教養	教職教養	専門教科	面接 その他(一)具体的	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他(一)具体的		
区市名															
01 北海道	○	○	○		○	○	○		○	○	○			実技検査	
02 青森県	○	○			○	○			○	○					
03 岩手県	○	○		論文	○	○		小学校の受験者は専門教科試験も免除	○	○					
04 宮城県	○	○	○		○	○	○	論文	○	○					
05 秋田県	○	○			○	○	○		○	○					
06 山形県	○	○	○	高等学校志願者については、専門教科の免除は行わない	○	○	○	高等学校志願者については、専門教科の免除は行わない	○	○					
07 福島県	○	○	○		○	○	○		○	○					
08 茨城県	○	○			○	○	○	2次試験の口述試験・実技試験	○	○				一般選考との併願者は免除なし	
09 栃木県	○	○		第1次試験免除、第2次試験の実技試験免除	○	○		第1次試験免除	○	○					
10 群馬県	○	○	○		○	○	○		○	○					
11 埼玉県	○	○	○		○	○	○		○	○					
12 千葉県	○	○			○	○	○	集団面接	○	○					
13 東京都	○	○			○	○	○		○	○					
14 神奈川県	○	○			○	○	○		○	○					
15 新潟県	○	○			○	○	○	私立は除く	○	○					
16 富山県	○	○	○		○	○	○		○	○					
17 石川県	○	○	○	・小学校教諭等、特別支援学校教諭等(小学部、中等部・高等部)：一般選考の試験内容から、筆記試験及び実技試験を免除。 ・中学校教諭等及び高等学校教諭等、実技教諭：一般選考の試験内容から筆記試験における総合教養を免除。	○	○	○	・小学校教諭等、特別支援学校教諭等(小学部、中等部・高等部)：一般選考の試験内容から、筆記試験及び実技試験を免除。 ・中学校教諭等及び高等学校教諭等、実技教諭：一般選考の試験内容から筆記試験における総合教養を免除。							
18 福井県	○	○			○	○	○		○	○	○				
19 山梨県	○	○			○	○			○	○	○			・実技(体育、美術、音楽)・通算2年以上(校長の推薦でない)の場合、専門教科は免除されない	
20 長野県	○	○		小論文・集団面接	○	○		小論文・集団面接	○	○	○			小論文・適性検査(面接と適性検査は一次選考のみ免除)	
21 岐阜県	○	○	○		○	○	○		○	○	○				
22 静岡県	○	○	○	連続3年以上勤務勤務した者に対して試験を免除	○	○		2年以上勤務勤務した者に対して試験を免除	○	○					
23 愛知県	○	○			○	○			○	○					
24 三重県	○	○			○	○			○	○					
25 滋賀県	○	○			○	○	○	高等学校は一般教養、教職教養のみ免除	○	○					
26 京都府		○				○		(受験資格) 国立、公立及び京都府内の私立学校で正規教員として、在職している方 ※国立、公立の学校で、受験校種等・教科と同一の受験校種等・教科の正規教員としての経験が令和3年度までに通算2年以上の方(休職及び休業期間は除く。)は専門教科も免除		○					
27 大阪府						○	○	実技テスト							
28 兵庫県	○	○	○		○	○	○								
29 奈良県					○	○			○	○					
30 和歌山県					○	○			○	○				小・特は一般及び専門教科を免除。他は一般を免除。	
31 鳥取県					○	○	○		○	○					
32 島根県					○	○	○	論述試験							
33 岡山県	○	○		2次試験の模擬授業・口頭試問を免除。	○	○	○		○	○					
34 広島県	○	○			○	○	○		○	○					
35 山口県					○	○	○		○	○					
36 徳島県	○	○	○		○	○	○		○	○					
37 香川県	○	○			○	○	○		○	○					
38 愛媛県	○	○			○	○	○		○	○					
39 高知県	○	○			○	○			○	○					
40 福岡県	○	○			○	○			○	○					
41 佐賀県	○	○	○	小中学校は、一次試験の免除 その他は、一般・教職教養の免除	○	○	○	小中学校は、一次試験の免除 その他は、一般・教職教養の免除	○	○				一般・教職教養試験の免除	
42 長崎県	○	○	○		○	○	○	高校は一般・教職教養のみ免除	○	○					
43 熊本県	○	○			○	○			○	○					
44 大分県					○	○	○	模擬授業もしくは場面指導							
45 宮崎県	○	○		特別選考試験書類選考合格者のみ	○	○		特別選考試験書類選考合格者のみ	○	○					
46 鹿児島県	○	○			○	○			○	○					
47 沖縄県	○	○			○	○	○		○	○					
48 札幌市					○	○	○		○	○					
49 仙台市					○	○	○		○	○					
50 さいたま市	○	○	○		○	○	○		○	○					
51 千葉市	○	○			○	○	○	集団面接							
52 横浜市	○	○	○		○	○	○		○	○	○				
53 川崎市	○	○	○		○	○	○		○	○	○				
54 相模原市	○	○			○	○	○		○	○					
55 静岡市	○	○	○	実技試験	○	○	○	実技試験	○	○	○				
56 静岡市	○	○	○		○	○	○		○	○	○				
57 浜松市	○	○			○	○	○		○	○	○				
58 名古屋市	○	○			○	○	○	小論文、実技	○	○					
59 京都市	○	○			○	○	○		○	○					
60 大阪市	○	○		思考力・判断力を測る問題	○	○	○	思考力・判断力を測る問題	○	○					
61 堺市					○	○	○		○	○					
62 神戸市	○	○	○		○	○	○		○	○					
63 岡山市	○	○			○	○		集団活動							
64 広島市															
65 北九州市					○	○	○	別日程で面接試験のみ実施	○	○	○				
66 福岡市	○	○	○	実技試験(高校のみ)	○	○	○	実技試験(高校のみ)	○	○					
67 熊本市	○	○			○	○	○		○	○					
68 豊能地区									○	○					
合計	30	44	22	1	12	46	65	43	4	26	37	55	14	1	6

(注1)合計については、実施した県市の実数である。

3.6.2(2) 教職経験による特別選考

区分	一部試験免除を実施している場合の免除される試験										
	非常勤講師					その他①					
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他(具体的)	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他(具体的)	
01 北海道											
02 青森県						正規栄養士(自県)	○				
03 岩手県		○									
04 宮城県	○	○									
05 秋田県	○	○			(自県または他県市)	○	○	○			
06 山形県											
07 福島県		○									
08 茨城県						正規任用教諭等経験者		○			
09 栃木県											
10 群馬県											
11 埼玉県											
12 千葉県		○				元教諭		○	○		
13 東京都											
14 神奈川県											
15 新潟県											
16 富山県											
17 石川県											
18 福井県	○	○	○								
19 山梨県											
20 長野県											
21 岐阜県											
22 静岡県											
23 愛知県											
24 三重県						育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭	○	○			
25 滋賀県											
26 京都府		○									
27 大阪府											
28 兵庫県											
29 奈良県											
30 和歌山県	○		○		小・特は一般及び専門教科を免除。他は一般を免除。						
31 鳥取県											
32 島根県						過去に国公立学校で正規採用		○	○		
33 岡山県											
34 広島県		○	○			正規教員(他県市または国立)		○	○		
35 山口県	○	○				正規教員(他県市または国立)	○	○			
36 徳島県	○	○									
37 香川県	○	○				他県市の現職者	○	○	○	○ 「面接」は1次の集団面接を免除	
38 愛媛県											
39 高知県											
40 福岡県		○				現職教員		○	○		
41 佐賀県	○	○			一般・教職教養試験の免除						
42 長崎県	○	○									
43 熊本県		○				正規教員(他県市)		○	○		
44 大分県											
45 宮崎県											
46 鹿児島県		○				優秀教員特別選考		○	○		
47 沖縄県	○	○									
48 札幌市											
49 仙台市											
50 さいたま市											
51 千葉市		○				元教諭		○	○		
52 横浜市	○	○	○			文部科学大臣から認定を受けている日本人学校で常勤として勤務する教員	○	○	○		
53 川崎市	○	○	○			一般任期付職員	○	○	○		
54 相模原市	○	○				任期付職員	○	○			
55 新潟市											
56 静岡市						正規教員(自県市、他県市又は国私立)	○	○			
57 浜松市	○	○	○			静岡県内教育施設の職員	○	○	○		
58 名古屋市	○	○				介護理由退職者・子育て理由対象者	○	○	○	小論文、実技	
59 京都市											
60 大阪市		○				大阪市立学校園現職講師		○		思考力・判断力を測る問題	
61 堺市	○	○									
62 神戸市	○	○									
63 岡山市											
64 広島市		○	○			正規教員(他県市または国立)		○	○		
65 北九州市	○	○	○			過去正規職員	○	○	○		
66 福岡市						2年本市講師経験者	○	○	○	実技試験(高校のみ)	
67 熊本市											
68 豊能地区											
合計	18	29	8	0	2	23	13	22	16	1	4

(注1)合計については、実施した県市の実数である。

区分 区市名		特別免許状を活用した選考・その他の特別の選考を実施													
		正規教員(自区市)			正規教員 (他区市または国私立)			臨時的任用教員			非常勤講師				
		特別免許状の活用	その他	特別の選考の内容	特別免許状の活用	その他	特別の選考の内容	特別免許状の活用	その他	特別の選考の内容	特別免許状の活用	その他	特別の選考の内容		
61	堺市														
62	神戸市														
63	岡山市														
64	広島市														
65	北九州市														
66	福岡市														
67	熊本市														
68	豊能地区														
合計		0	0	2	0	0	2	0	0	4	0	1	2		

(注1) 合計については、実施した区市の実数である。

3.6.3(2) 教職経験による特別選考

区分	特別免許状を活用した選考・その他の特別の選考を実施						備考
	その他①			その他②			
	区分等	特別免許状の活用	その他	区分等	特別免許状の活用	その他	
区市名			特別の 容 選 考 の 内			特別の 容 選 考 の 内	
01 北海道							
02 青森県							正規栄養士(自県)は、学校以外の教育機関での勤務経験者も対象としている。
03 岩手県							養護教諭も対象としている。
04 宮城県							④(ア) (a)~(d)の免除される試験において、一般教職および教職教養の内容について、宮城県では「教養」という科目で試験を行っている。
05 秋田県							
06 山形県							④(ア) 専門教科試験には実技が含まれる。
07 福島県							
08 茨城県				離職者を対象とした特別選考	○	小論文、個人面接	
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							臨時的任用教員には、任期付教員及び任期付短時間勤務職員を含む。また、臨時的任用教員については、県内公立学校での教職歴が直近3年間で7か月以上且つ、直近2年度のうちに志願区分について第1次試験を受験の上、合格している場合は専門教科も免除し、代替試験も課さない。
12 千葉県							④特別の選考の内容(c)臨時的任用講師については、講師特例A、講師特例B、小学校特例と3種類の受験区分があり、「小学校特例」については、教職教養、専門教科、集団面接を免除している。
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語は、中学校教諭・高等学校教諭共通で採用しているため、高等学校教諭を中学校教諭欄に含めている。
16 富山県							自県の正規教員(定年前離職者)を選考対象に追加
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府	実習教員・寄宿舎指導員		(第1次選考に10点加算) 実習教員又は寄宿舎指導員としての在職期間(正規職員に限る)が令和4年3月31日までに通算1年以上から5年未満の場合 (第1次選考に20点加算) 実習教員又は寄宿舎指導員としての在職期間(正規職員に限る)が令和4年3月31日までに通算5年以上ある場合				
28 兵庫県							一部試験免除を実施している場合の面接について 第1次選考試験における集団面接試験が免除になるのは、正規教員(自県市)のうち、「第1次選考試験免除」に該当する受験者のみとなる。正規教員(自県市)のうち、「現職筆記試験免除」に該当する受験者は、第1次選考試験における集団面接試験を受けなければならない。
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県	過去に国公立学校で正規採用						
33 岡山県							(a)と(b)については、1次試験の筆記試験を免除し、特別面接を実施している。 (a)~(c)については養護教諭も対象とする。
34 広島県							他県市正規教員の経験が要件となっている場合のみ別の区分による特別選考を行っている。
35 山口県							③④(b)については、私立は除く。 ④(c)(d)(e)本県では、「一般教養」と「教職教養」を合わせて「教職専門」としている。
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							④(ア)(b)の免除される試験については、小学校教員、中学校教員については前期第1次選考試験で実施する教職教養、専門教科、面接の3つを免除。養護教員、栄養教員については前期第1次選考試験で実施する教職教養のみを免除。
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							元本県・正規教員の特別選考では、子育て等の理由で教職を退いた、元本県教員の受考を促すことが目的である。 他県市・正規教員の特別選考では、就職氷河期時代に県外で教職に就いている者など、即戦力である他県現職者を確保することが目的である。
44 大分県							1次試験(一般教養、教職教養、専門教科の筆記試験)及び2次試験(模擬授業、専門性を判断する個人面接、実技)を免除する。 3次試験(人間性を判断する個人面接)のみ実施する。
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							

区分	特別免許状を活用した選考・その他の特別の選考を実施										備考
	その他①					その他②					
	区分等	特別免許状の活用	その他	特別の選考の内容	区分等	特別免許状の活用	その他	特別の選考の内容			
県市名											
49 仙台市											
50 さいたま市											特別の選考の内容は、1次試験免除である。
51 千葉市											④特別の選考の内容(c)臨時任用講師については、講師特例A、講師特例B、小学校特例と3種類の受験区分があり、「小学校特例」については、教職教養、専門教科、集団面接を免除している。
52 横浜市											
53 川崎市											正規教員経験は特別選考Ⅰ、本市の臨任、非常勤講師(週20時間以上)、一般任期付職員は特別選考Ⅱという名称で実施。
54 相模原市											
55 新潟市											
56 静岡市											・正規教員については、私立を除く。 ・臨時的任用教員については、本県内勤務の者に限る。
57 浜松市											特別の選考の内容は、受験資格の具体的な要件によって下記の通りとなる。 Aは教職・一般、教科専門免除 Bは教職・一般免除 Cは教職・一般と課題作文を選択 Dは教職・一般と課題作文を選択 Eは教職・一般、教科専門免除 Fは教職・一般と課題作文を選択
58 名古屋市											
59 京都市											
60 大阪市											第1次選考において筆答テストの免除を行っている。
61 堺市											
62 神戸市											
63 岡山市											1次試験を免除し、特別面接を実施
64 広島市											他県市正規教員の経験が要件となっている場合のみ別の区分による特別選考を行っている
65 北九州市											対象者は一次試験[筆記試験・教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
66 福岡市											・実技試験の免除については、志願する採用区分と同一の職種・教科で一定の勤務経験がある場合に限る。 ・④(ア)(イ)について、③(イ)の受験資格がある者は、一般教養・教職教養を免除。本市講師経験者のうち、採用試験実施前年度中に本市の常勤講師又は非常勤講師(週16時間以上)として同一校において通算6月以上の勤務経験(受験する採用区分と同一の職種・校種・教科)がある者については、一般教養・教職教養・専門教科を免除し、「講師等としての勤務成績」を活用しつつ、「面接試験」を行った上での採用選考を実施(対象校種は小・中・特支)。後者については、対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている。
67 熊本市											
68 豊能地区											特別の選考の内容については、正規教員(他県市または国私立)は1次・2次選考ともに面接のみ実施、臨時的任用教員は1次選考の筆答テストを免除となる。
合計	2	0	0		1	0	1				

(注1)合計については、実施した県市の実数である。

3.7.1 前年度採用試験での成績による特別選考

区分 区市名	対象校種					試験区分 対象校種・教科とは別の区分を 設けて募集を行っている	受験資格 その （ア） 他） の 一 て 特 別 試 験 免 除 の 場 合 を ・ 実 施 点 し ・ （イ） を 実 施 し て い る 場 合 に 選
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて 募集を行っている		
01 北海道	○	○	○	○	○		前年度の選考検査結果の通知時に、第1次検査において一定水準の成績を取得しているため、本年度の選考検査において、同一の受験区分、受験教科(科目)及び採用希望区分で受験する場合に限り、その第1次検査を免除する旨の通知があった者。
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県	○	○	○		○		前年度の宮城県公立学校教員採用候補者選考第2次選考において、名簿記載にならなかった総合ランク「C」の受験者は、今年度の選考に限り、第1次選考の筆記試験(専門・教養)を免除し適性検査のみとする。ただし、前年度の採用選考で受験した校種・職種・教科と同一の出願に限る。出願時に、宮城県公立学校教員採用候補者選考の「前年度の出願者名票」と「前年度の結果通知書の写し」を必要書類として提出・申請した受験者に限る。
05 秋田県	○	○	○	○	○		前年度における試験の結果通知において認められた者。
06 山形県	○	○	○	○	○		令和4年度採用選考試験を受験して不合格になった者の中で、二次試験において「次年度の第一次選考試験の受験免除の対象となる」旨の記載がある判定通知を受けた者。
07 福島県	○	○	○	○	○		前年度の一次試験に合格して、二次試験で不合格となった受験者は、前年度と同一の校種・教科・科目を志願する場合、当該年度の一次試験を免除する。
08 茨城県	○	○	○	○	○		【一部試験免除】 前年度の結果通知の際に、免除対象者であると通知され、同一校種、同一試験区分、同一教科・科目を受験する方
09 栃木県	○	○	○	○	○		令和4(2022)年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験において不合格となった者のうち第2次試験でAランクの評定を受け、令和5(2023)年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験において同じ校種、教科・科目を志望する者。
10 群馬県							
11 埼玉県	○	○	○	○	○		県内国公立学校での臨時的任用教員としての教職歴が直近3年間で7か月以上且つ、直近2年度のうちに志願区分について第1次試験を受験の上、合格
12 千葉県	○	○	○	○	○		・令和3年度又は令和4年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考における特別臨時的任用講師名簿登載者で次の①、②の両方を満たす者 ① 令和4年5月1日現在、当該校種・教科で臨時的任用講師として任用されている者 ② 当該校種・教科(養護教諭は養護教諭の選考)を志願する者※7 * 中高共通の場合、任用されている校種のみ希望となります。
13 東京都	○	○	○	○	○		前年度、前々年度採用候補者名簿登載者、前年度期限付任用教員名簿登載者
14 神奈川県	○	○	○	○	○		令和3年度実施試験の第2次試験における不合格者のうち、「不合格(前年度試験実績)」の通知を受けていること(ただし、通知を受けた校種等・教科の受験に限る)
15 新潟県	○	○	○	○	○		前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に登載されなかった者のうち、S判定であった者
16 富山県	○	○	○	○	○		以下の条件ア又はイを満たす者 ア 前年実施の検査において「補欠」と決定された者 イ 前年度または前々年度の第2次検査受験者で、本県で臨時的任用の講師又は非常勤講師等教職員(実習助手、寄宿舎指導員、養護助教諭等を含む)として勤務した者若しくは勤務をしている者 ただし、ア、イに該当する検査と同一受験種目及び同一受験教科(科目)を受験すること。また、受験種目及び受験教科(科目)の教諭普通免許状を該当する検査の当該年度末までに所有していること。
17 石川県							
18 福井県	○	○	○	○	○		【第1次選考全部免除】 県内国公立学校勤務の講師等経験者(昨年度1次合格者) ・県内国公立学校に勤務する講師等で、令和4年度教員採用選考試験(令和3年実施)において第1次選考試験の合格者 【第1次選考一部免除】 県内私立学校を含む講師等経験者(昨年度基準到達者) ・県内の学校(私立学校含む)に勤務する講師等で、令和4年度福井県公立学校教員採用選考試験(令和3年実施)において、「一般教養」と「教職専門」の両方が基準に到達していた者
19 山梨県	○	○	○	○	○		前年度採用試験での成績に応じて、同一校種、同一教科(科目)を受験する場合に限り、一次検査の免除を実施
20 長野県	○	○	○	○	○		前年度、長野県の教員採用選考で補欠合格となった者で、前年度と同一の校種・教科を志願する者
21 岐阜県	○	○	○	○	○		令和4年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験において第1次選考試験に合格し、第2次選考試験を受験した者で、出願締め切り日までに岐阜県内の公立学校で非常勤講師又は養護助教諭として勤務を開始している者
22 静岡県	○	○	○	○	○		令和4年度教員採用第2次選考試験において「補欠」となった者
23 愛知県	○	○	○	○	○		「令和4年度(2022年度)採用愛知県公立学校教員採用選考試験」を受験し、選考結果が「補欠」であった者に対して同一の受験区分・教科(科目)で受験する場合とする。

区分	対象校種					試験区分	受験資格	(イ) 考を 実施し ている 場合 した選
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている			
24 三重県	○	○	○	○	○		令和4年度三重県公立学校教員採用選考試験(昨年度実施)において、申込と同じ校種・教科等の第1次選考試験に合格し、かつ令和4年4月から第1次選考試験実施日までの期間に2月以上、以下のアまたはイの職種で任用される予定がある人。 ア 小学校、中学校、高等学校または特別支援学校教諭申込者においては常勤講師* イ 養護教諭申込者においては常勤の養護助教諭* * 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭を含む。	
25 滋賀県	○	○	○	○	○		令和4年度(令和3年実施)または令和3年度(令和2年実施)の滋賀県公立学校教員採用選考試験第一次選考に合格し、第二次選考を有効に受験し不合格となった者(補欠者を含む。)のうち、令和3年9月1日から「令和5年度(2023年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験」出願までの間に、滋賀県教育委員会により任用された臨時講師、滋賀県内の各市町教育委員会または滋賀県内の国立大学法人により任用された常勤の講師(校種・職種、教科・科目を問わない。)として通算1月以上の勤務経験を有する者。	
26 京都府	○	○	○	○	○			
27 大阪府								
28 兵庫県	○	○	○	○	○		令和3年度実施の本県教員採用候補者選考試験の第2次選考試験において、“条件付合格”と判定され採用に至らなかった者のうち、出願時点において、大学院修士課程または、教職大学院に在学、もしくは本県内の公立学校(神戸市立学校を除く)及び国公立大学法人附属学校において、常勤の臨時講師または会計年度任用職員として任用されている者 かつ、条件付合格と判定された校種・教科と同じ校種・教科を受験する者(「小学校・特別支援学校区分」および「中学校・特別支援学校区分」については、条件付合格と判定された区分および教科を第1希望として出願する場合に限る。)	
29 奈良県								
30 和歌山県	○	○	○	○	○		令和2年度又は令和3年度和歌山県教員採用選考試験の第二次選考試験を受験し、不合格と判定された人。	
31 鳥取県	○	○	○	○	○		昨年度実施「令和4年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験」の結果が「B登載者」であった者が、今年度同じ試験区分、教科(科目等)を受験する場合に限り、試験の一部を免除する。	
32 島根県	○	○	○	○	○		(1次試験全免除) ① 前年度第2次試験選考結果のうち、「面接試験・模擬授業等」の段階がAで、「令和5年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験免除について(通知)」が島根県教育委員会から送付されている者 ② 前年度試験と同一校種・職種(特別支援教育担当を含む)に出願する者 (1次試験一部免除) ① 前年度第1次試験合格者および第1次試験全免除者 ② 令和4年5月1日現在、島根県内外の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、又は共同調理場に、育休任期付教職員若しくは常勤の臨時的任用教職員(講師・養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員)として通算1年以上(休職、育児休業等の期間を除く)勤務している者 ③ 前年度試験と同一校種・職種(特別支援教育担当を含む)に出願する者	
33 岡山県	○	○	○	○	○		前年度採用試験で2次試験の受験資格を得て、かつ本県の公立学校等で講師として勤務しており所属長の推薦を得た者。ただし、前年度1次試験免除で受験した者を除く。	
34 広島県	○	○	○	○	○		前年度の一般選考及び一部の特別選考において、1次試験合格者でかつ2次試験を受験した者のうち最終選考結果が不合格であった者	
35 山口県	○	○	○	○	○		○令和4年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについて、第一次試験を免除(令和2年度と同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分(校種等)の教科(科目等)を志願する場合に限る。)	
36 徳島県	○	○	○	○	○		・小学校教諭及び小・中・高・特支養護教諭に出願する者のうち、令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の第2次審査結果通知において、特別選考⑦該当として通知を受けた者。該当者が令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査と同一の校種及び職種を受審する場合、第1次審査を免除する。 ・令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査において採用候補者名簿(B)に登載された者。該当者は、登載教科等を受審する場合において第1次審査を免除する。	
37 香川県								
38 愛媛県	○			○	○		次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たすもの (ア) 令和4年度愛媛県公立学校教員採用選考試験において、本年度志願する試験区分、教科の第1次選考試験に合格した者。ただし、第1次選考試験の全てを免除された者は除く。 (イ) 小学校教員を志願する者については、令和4年4月1日から令和4年6月8日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上の任期を定めて常勤講師、助教諭又は非常勤講師(以下「講師等」という。)として任用し、小学校又は中学校において勤務した者 (ウ) 特別支援学校教員を志願する者については、令和4年4月1日から令和4年6月8日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上の任期を定めて講師等として任用した者	

区分	対象校種				試験区分	受験資格	(イ)特別免許状を活用した場合
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校			
県市名					対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	その他の一部の特別試験免除の場合を・実施し・	
39 高知県	○	○	○	○	○	令和4年度(令和3年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の合格者で、次の①・②のいずれにも該当する者(※令和3年度実施の採用審査における第1次審査免除者は対象にはなりません。) ①令和4年度(令和3年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査で受審したものと同一校種(特別支援学校については同一部)、職種、教科(科目)の募集があり、それを受審しようとする者 ②出願時に、本県の国・公立学校臨時教員として配置されている者(出願時に要件を満たしていなかった者が、出願以降に要件が満たされた場合、令和4年5月13日(金)必着で申立書(教職員・福利課ホームページに様式を掲載)を提出することで該当する者とみなします。)	
40 福岡県	○	○	○	○	○	令和4年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験に合格した者で、かつ、合格した試験区分(校種等)、教科(科目)と同一の試験を受験する者。ただし、高等学校教員については設置者ごと、併願受験者については合格した試験区分に限る。 (※前年度において第一次試験合格者特例の対象者であった者は、対象外とする)	
41 佐賀県	○	○	○	○	○	前年度第一次試験の合格したもの	
42 長崎県	○	○	○	○	○	令和4年度採用選考試験の第2次試験結果通知において令和5年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除することが記載されていた者(高等学校・特別支援学校は区分Ⅱ合格後、名簿登録されなかった者)。ただし、令和4年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種教科・科目を受験する者に限る。	
43 熊本県	○	○	○	○	○	令和4年(2022年)5月1日において、本県公立学校(熊本市立の学校を除く。以下同じ。)の臨時的任用教員等(常勤講師、養護助教諭、非常勤講師、非常勤養護助教諭、学校栄養職員)として任用されている者で、令和3年度(2021年度)に実施した本県公立学校教員採用選考審査において、①第一次審査に合格した者(一次一部免除)、②小学校教諭等の第二次審査を受考し、不合格であった者のうち、小学校教諭等を志望する者(一次全免除)	
44 大分県	○	○	○	○	○	下記①又は②のいずれかの要件に該当する者は、希望により1次試験(一般教養、教職教養、専門教科の筆記試験)を免除する。 ①前年度採用試験で1次試験合格し、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者 ②前々年度採用試験で1次試験及び2次試験に合格し、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者	
45 宮崎県	○	○	○	○	○	令和4年度宮崎県公立学校教員採用選考試験において補欠と決定した者で、令和5年度宮崎県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験の免除を希望する者(同一の受験区分、教科等に限る)。	
46 鹿児島県	○			○	○	小学校の合格者をⅠ区分とⅡ区分に分け名簿登録を行う。名簿登録期間にⅠ区分の採用に辞退が生じた場合は、Ⅱ区分登録者の中から順にⅠ区分と同じ名簿登録期間として扱い、採用する。Ⅱ区分で名簿登録された者で名簿登録期間内に採用がなかった者については、翌年度の選考試験で同校種・職種を受験する場合に限り、1次試験を免除する。	
47 沖縄県							
48 札幌市	○	○			○	前年度実施の教員採用検査において、第2次検査で不合格となった者のうち一定の基準を満たした者が、前年度と同一の区分で受検する場合に限り、第1次検査を免除する。 該当者には、前年度実施の教員採用検査の第2次検査結果通知において、対象となる旨を通知している。	
49 仙台市	○	○	○		○	令和4年度(令和3年度実施)仙台市教員採用選考第2次選考で、総合成績ランクが★★★であった方。	
50 さいたま市	○	○	○	○	○	令和4年度採用(令和3年度実施)さいたま市立学校教員採用選考試験の結果通知において「補欠」、「臨任等採用」及び「臨任採用(高等学校)」の記載があった方については、同一校種・教科等を受験する場合に限り、令和5年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験の第1次試験を免除。	
51 千葉市	○	○	○	○	○	・令和3年度又は令和4年度千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考における特別臨時的任用講師名簿登録者で次の①、②の両方を満たす者 ① 令和4年5月1日現在、当該学校種・教科で臨時的任用講師として任用されている者 ② 当該学校種・教科(養護教諭は養護教諭の選考)を志願する者※7 * 中高共通の場合、任用されている校種のみ希望となります。	
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市	○	○			○	令和3年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において、第2次試験で不合格になった者のうち、一定の基準を満たした成績上位者。	
55 新潟市	○	○	○	○	○	①「令和4年度新潟市立学校教員採用選考検査」の結果、令和5年度特別選考Ⅳの出願資格を満たした者で、令和4年度と同一出願種別・教科の受検を希望する者 ②「令和4年度新潟市立学校教員採用選考検査」1次検査に合格し、かつ平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間、国公立学校の正規教員又は講師等の常勤の臨時職員として7ヶ月以上の勤務経験をした者で、令和4年度と同一出願種別・教科の受検を希望する者	
56 静岡市	○	○			○	前年度静岡市採用選考試験で「補欠」となった者のうち採用候補者とならなかった者	
57 浜松市	○	○			○	A.前年度補欠者→1次試験免除(適性検査のみ実施) B.前年度1次試験合格者→1次試験の教職・一般教養免除	
58 名古屋市							

区分	対象校種					試験区分	受験資格	(イ)特別免許状を活用した場合
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている			
県市名						対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	そ(ア)他(一)の特別試験免除を・実施し・	
59 京都市	○	○	○	○	○		<p>●第1次試験免除</p> <p>【令和4年度試験(令和3年度実施)の「第1次試験合格者」、「第2次試験補欠合格者」】 令和4年度京都市立学校教員採用選考試験の「第1次試験合格者(第2次試験受験辞退者及び内定辞退者を除く)」、「第2次試験補欠合格者(内定辞退者を除く)」で、令和4年度教員採用選考試験の第1次試験の合格区分と同一の受験区分のみを受験する方。</p> <p>【京都市立学校園の常勤講師「前年度不合格者のうち上位もしくは補欠合格者」の特例】 次の①～③の全ての要件を満たす方 ①令和4年度試験(令和3年度実施)及び令和5年度試験(令和4年度実施)のそれぞれの出願時において、京都市立学校園の常勤講師であること。 ②令和4年度試験(令和3年度実施)において、教職員人事課が第1次試験の全部免除を認めており、2次試験の結果が「不合格のうち上位(B-1判定)」または「補欠合格」であること。 ③令和5年度試験(令和4年度実施)の出願が、令和4年度試験(令和3年度実施)と同一の受験区分のみであること。</p>	
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市	○	○	○	○	○		令和4年度(令和3年度実施)教員採用候補者選考で、第1次選考に合格し、第2次選考を有効に受験して不合格と判定された者。ただし、前年度1次合格時と同一の選考区分・教科を受験する場合に限る。	
63 岡山市	○	○			○		令和3年度実施岡山市立学校教員採用候補者選考試験で、第1次試験の結果、第2次試験の受験資格を得た者のうち、令和4年度実施の試験を令和3年度実施の試験で受験した受験区分及び教科と同一の受験区分及び教科で受験する者。ただし、令和3年度実施岡山市立学校教員採用候補者選考試験を特別選考で受験した者は除く。	
64 広島市	○	○	○	○	○		前年度の一般選考及び一部の特別選考において、1次試験合格者でかつ2次試験を受験した者のうち、最終選考結果が不合格であった者	
65 北九州市	○	○			○		前年度、北九州市立学校教員採用候補者選考試験の第一合格者は、本年度試験の一次試験を免除。ただし、同一の試験区分及び教科で出願の場合に限る。前年度、第一次試験免除者は、対象外。	
66 福岡市	○	○	○	○	○		以下のいずれも満たす者 ・令和4年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験における第1次試験合格者(志願する採用区分と同一の区分を、一般選考又は障がい者特別選考区分で受験した者に限る。) ・令和4年5月20日時点において、福岡市立学校の常勤講師(助教諭及び養護助教諭を含む。)又は常勤の学校栄養職員として勤務している者(職種、校種、学部及び教科を問わない。)	
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	53	51	45	47	53	0	52	0

(注)合計については、実施した県市の実数である。

3.7.2 前年度採用試験での成績による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験				(具体的に)	加点・その他の特別の選考を実施している具体的内容	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接その他			
01 北海道	○	○	○				
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県	○	○	○				
05 秋田県	○	○	○				④(ア)において、一般教職および教職教養の内容について、宮城県では「教養」という科目で試験を行っている。また、専門教科の内容について、宮城県では「専門」という科目で試験を行っている。
06 山形県	○	○	○				
07 福島県	○	○	○		実技試験 (一次試験で各校種・教科・科目に課される全ての検査を免除)		④(ア) 専門教科試験には実技が含まれる。
08 茨城県		○	○	○	2次試験の口述試験・実技試験		
09 栃木県		○	○	○			
10 群馬県							第1次試験全免除
11 埼玉県	○	○	○				
12 千葉県		○	○	○	集団面接、模擬授業、適性検査		
13 東京都		○	○	○	論文、英語以外の教科は実技免除		
14 神奈川県	○	○	○				
15 新潟県	○	○	○				
16 富山県	○	○	○				・国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語は、中学校教諭・高等学校教諭共通で採用しているため、高等学校教諭を中学校教諭欄に含めている。 ・1次検査すべての免除
17 石川県							
18 福井県	○	○	○				
19 山梨県	○	○	○				
20 長野県	○	○	○	○	小論文、適性検査		
21 岐阜県	○	○	○	○			
22 静岡県	○	○	○	○	実技		(7)④免除される面接は集団面接のみ
23 愛知県		○					
24 三重県	○	○					昨年度の補欠者に対する特別選考として実施し、第1次試験の教職・教養を免除。
25 滋賀県	○	○					
26 京都府	○	○	○	○	小論文		
27 大阪府							④(ア)前年度に基準点を満たした筆記試験を免除(教職教養、専門教科、小論文)
28 兵庫県	○	○	○	○			
29 奈良県							
30 和歌山県	○						
31 鳥取県	○	○	○				
32 島根県	○	○	○	○	論述試験	1次試験一部免除者は1次試験への加点	
33 岡山県	○	○	○	○			1次試験一部免除者は、論述試験を実施
34 広島県		○	○				1次試験を免除している。 養護教諭も対象とする。
35 山口県	○	○	○	○	実技		
36 徳島県	○	○	○				④(ア) 本県では、「一般教養」と「教職教養」を合わせて「教職専門」としている。
37 香川県							
38 愛媛県		○	○	○			
39 高知県	○	○					④(ア)の免除される試験については、前期第1次選考試験で実施する教職教養、専門教科、面接の3つを免除。
40 福岡県		○	○	○	英語リスニング		
41 佐賀県	○	○	○				
42 長崎県	○	○	○	○	第1次試験の実技試験		小:前年度一次試験に合格した者は一次試験(一般教養、教職教養、専門教科)の免除 中、高、特支:前年度第一次試験の合格した者は一般・教職教養試験の免除
43 熊本県		○	○				
44 大分県	○	○	○				前年度一次審査に合格した者については、一次審査の一部(教職教養のみ)免除する。 前年度二次審査を受験し不合格であった者のうち小学校教諭等を志望する者については、一次審査(教職教養および専門教科)すべて免除する。
45 宮崎県		○	○	○	実技		一般選考受験者を対象にしたもの 第1次選考試験の免除
46 鹿児島県		○	○				
47 沖縄県							
48 札幌市	○	○	○				
49 仙台市	○	○	○				
50 さいたま市	○	○	○	○			
51 千葉市			○		集団面接、模擬授業、適性検査		特別の選考の内容は、1次試験免除である。
52 横浜市の							
53 川崎市							
54 相模原市	○	○	○				
55 新潟市	○	○	○				
56 静岡市	○	○	○	○	実技試験		
57 浜松市	○	○	○	○			
58 名古屋市							特別の選考の内容は、受験資格によって下記の通りとなる。 A.前年度補欠者→1次試験免除(適性検査のみ実施) B.前年度1次試験合格者→1次試験の教職・一般教養免除
59 京都市	○	○	○	○			
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市	○	○	○				
63 岡山市	○	○	○	○	集団活動		
64 広島市	○	○	○				1次試験を免除
65 北九州市	○	○	○	○			

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容	備考
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他			
66 福岡市	○	○	○					対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	37	50	45	10	14		1	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

3.7.3 前年度採用試験での成績による特別選考

区分 縣市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							

区分 縣市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他 (具体的に)	その他	(具体的に)
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他			
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.8.1 いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別の選考

区分 区市名	いわゆる「教師養成塾」の実施					
	養成塾名称	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	
01 北海道						
02 青森県						
03 岩手県						
04 宮城県						
05 秋田県						
06 山形県						
07 福島県						
08 茨城県	○	いばらき輝く教師塾	○	○	○	
09 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県	○	埼玉教員養成セミナー	○			
12 千葉県						
13 東京都			○		○	
14 神奈川県	○	ティーチャーズカレッジ	○	○	○	
15 新潟県						
16 富山県	○	TOYAMAていちゃーず'カレッジ				
17 石川県	○	いしかわ師範塾				
18 福井県						
19 山梨県						
20 長野県						
21 岐阜県						
22 静岡県						
23 愛知県						
24 三重県						
25 滋賀県	○	滋賀の教師塾				
26 京都府	○	京都府教師力養成講座	○	○	○	
27 大阪府						
28 兵庫県						
29 奈良県	○	次世代教員養成塾				
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県						
33 岡山県	○	「教師への道」研修	○	○	○	
34 広島県	○	広島県教師養成塾				
35 山口県	○	山口県教師力向上プログラム	○			
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県	○	えひめ教師塾				
39 高知県						
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県						
44 大分県						
45 宮崎県	○	ひなた教師塾				
46 鹿児島県						
47 沖縄県						
48 札幌市						
49 仙台市						
50 さいたま市	○	さいたま市教師塾「夢」講座	○	○	○	
51 千葉市						
52 横浜市	○	よこはま教師塾アイ・カレッジ	○	○		
53 川崎市	○	かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」				
54 相模原市	○	さがみ風つ子教師塾				
55 新潟市						
56 静岡市	○	しずおか教師塾	○			
57 浜松市						
58 名古屋市						
59 京都市	○	京都教師塾				
60 大阪市	○	大阪市教師養成講座	○	○		
61 堺市	○	堺・教師ゆめ塾セミナー	○	○		
62 神戸市						
63 岡山市						
64 広島市	○	ひろしま未来教師セミナー				
65 北九州市	○	北九州教師養成みらい塾				
66 福岡市						
67 熊本市						
68 豊能地区	○	マチカネ先生塾(豊中市)、ふくまる教志塾(池田市)、びあ・カレッジ(箕面市)				
合計	24	67	12	8	5	6

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.8.2 いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別の選考

区分	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	加（ア）一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	（イ）特別免許状を活用した選考を実施している場合
県市名								
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県	○	○	○	○	○		令和元年度までの「いばらき輝く教師塾」又は令和2～3年度「いばらき輝く教師塾Ⅱ期」を修了した方（修了証を受領した方）	
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県	○					○	第16期埼玉教員養成セミナー受講生	
12 千葉県								
13 東京都	○			○		○	令和3年11月開講の東京教師養成塾生	
14 神奈川県	○	○	○	○	○		「かながわティーチャーズカレッジ(チャレンジコース)」の令和3年度修了者	
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府	○	○	○	○	○		大学からの推薦を受け、特別選考による受験資格を得た方	
27 大阪府								
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県	○	○	○	○	○		前年度に本県教育委員会が実施した「教師への道」研修を修了した者。ただし、過去に本特別選考を受験した者を除く。	
34 広島県								
35 山口県	○				○		令和3年度山口県教師力向上プログラムを修了した者	
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市	○	○	○	○	○		令和3年度さいたま市教師塾『夢』講座修了生（A合格者）で、『夢』講座と同一の校種・教科等を受験し、さいたま市立小学校教員、中学校・高等学校・中等教育学校教員、特別支援教育担当教員を第一志望とする方を対象。	
51 千葉市								
52 横浜市	○	○			○		横浜市教育委員会が設置する令和3年度よこはま教師塾「アイ・カレッジ」を卒業見込みの方	
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市	○					○	しずおか教師塾の当年度卒業生	
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市	○	○			○		令和3年度大阪市教師養成講座を修了していること。	
61 堺市	○	○			○		堺・教師ゆめ塾セミナー生としての活動・経験が一定回数あること	
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	12	8	5	6	9	3	12	0

(注)合計については、実施した県市の実数である。

3.8.3 いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別の選考

区分 県市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加算・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							一般選考との併願として扱う
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県	○	○	○		○	適性検査	
12 千葉県							
13 東京都		○	○		○	論文、英語以外の教科は 実技免除	
14 神奈川県	○	○					
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府		○					
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県				○			
34 広島県							
35 山口県	○	○		○			
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市	○	○	○	○			
51 千葉市							
52 横浜市	○	○	○				
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							専門(国語・算数)、課題作文、適性検査、個人面接試験を実施。
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市		○		○	○	思考力・判断力を測る問題	

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加點・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他	(具体的 に)	
61 堺市							一定の経験を満たしておれば、1次試験において10点の加點。
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	5	8	4	4	3		3

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

3.8.4 いわゆる「教師養成塾」生を対象とした特別の選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					（具体的に）	その他	（具体的に）	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他				
01 北海道									
02 青森県									
03 岩手県									
04 宮城県									
05 秋田県									
06 山形県									
07 福島県									
08 茨城県									
09 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県									
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									養護教諭も対象とする。1次試験における個人面接を免除する。
34 広島県									
35 山口県									④(ア)本県では、「一般教養」と「教職教養」を合わせて「教職専門」としている。
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									特別の選考の内容は、1次試験免除である。
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									一次選考の筆答テストおよび一次選考の面接が免除となる。
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	0	0	0	0	0		0		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.9.1 大学・大学院推薦による特別選考

区分 県市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科を 分けて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を 設けて募集を行っている	そ（ア） 他）の一 部特別 試験免 除を・ 加 点し・ 実施し	（イ）特別 免許状 を活用 した場 合
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県	○				○		以下の(1)(2)の要件を満たす者のうち、指定大学等が推薦する者。 (1)秋田県の小学校教諭となることを第一希望とし、「秋田県が求める教師像」にふさわしい資質と能力を有する者。 (2)学習成績が優秀で、大学内外の諸活動の実績が顕著である者。	
06 山形県	○	○	○	○	○		山形県公立学校での勤務を第一希望とする者。令和5年度採用を希望する者。出願時に大学に在籍し、令和5年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者。山形県が求める教師像にふさわしい資質と能力を有する者。出願の前年度末までの成績において、優又はA以上が全体の60%以上ある者が望ましい。	
07 福島県								
08 茨城県	○	○	○	○	○		【一部試験免除】 (1)茨城県公立学校教員を第一希望とする方 (2)成績が優秀であるとともに、茨城県の教員として優れた実践力を発揮することが期待できる方で、茨城県教育委員会が指定する大学等の学長等が推薦する方 (3)令和5年3月31日までに、大学、大学院を卒業見込み又は修了見込みである方	
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県	○	○	○	○	○		令和5年度当初から埼玉県の教員となることを第一希望とし、埼玉県教育委員会が求める教師像にふさわしい資質と能力を有する者、在籍している大学等を令和5年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者など	
12 千葉県	○	○	○	○	○		千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会の指定する関係大学長により推薦された者	
13 東京都	○	○	○	○	○		大学推薦実施要綱による	
14 神奈川県	○	○	○	○	○		非公表	
15 新潟県	○	○	○	○	○		国内の教職大学院を令和5年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者	
16 富山県	○	○	○	○	○		以下のaまたはbに該当する者で、かつ、1、2の要件の全てをみたす者のうち、在籍する大学の学長等から推薦を受けた者 a 中学校・高等学校教諭「工業」「情報」「技術」を志願する者で、受験する種目・教科(科目)の出願に必要な教員免許状について、教諭一種免許状又は専修免許状取得のための課程認定を受けている大学に在籍している者(大学院及び教職大学院を含む) b 富山県教育委員会が指定する大学(前年度までの採用実績及び富山県と大学との就職支援協定に基づき指定)に在籍する者(大学院及び教職大学院を含む。) 【要件】1 富山県公立学校の教員となることを第一希望とし、富山県が求める教員像にふさわしい資質・能力及び適性を備えている者 2 富山県公立学校教員として、令和5年4月1日に着任できる者	
17 石川県	○	○	○			○	一般選考の受験資格を全て満たし、かつ、次の①②いずれかに該当する者 ①小学校教諭等の受験者のうち、石川県教育委員会が指定する県内大学から推薦を受けた者 ②中学校教諭等及び高等学校教諭等の工業受験者のうち、石川県教育委員会が指定する県内大学から推薦を受けた者	
18 福井県								
19 山梨県	○			○	○		山梨県教育委員会が指定する大学において小学校または特支小学部を第一希望とし、大学等が推薦する者。	
20 長野県	○	○		○	○		長野県教育委員会が依頼した大学の推薦を受けた者。	
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県		○	○	○	○		愛知県の教員として勤務することを第一希望とする人 受験区分・教科に対応する教員免許状取得のための課程許可を受けている大学(短期大学、大学院、教職大学院を含む)を卒業見込みの人で、在学する大学の学長、または学部長の推薦が得られた人	
24 三重県								
25 滋賀県	○	○	○	○	○		教育職員普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院および教職大学院を令和5年3月に卒業見込みの者または修了見込みの者で、推薦要件を満たし、学長等が推薦する者。	
26 京都府	○	○	○	○	○		大学からの推薦を受け、特別選考による受験資格を得た方	

区分	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科を募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	その他一部の特別試験の受験免除を・実施し・	(イ)特別免許状を活用した
区市名								
27 大阪府	○	○	○	○		○	<p>対象の校種等・教科(科目)の出願に必要な免許状のすべてについて、教諭一種普通免許状取得のための課程認定を受けている大学又は教諭専修普通免許状取得のための課程認定を受けている大学院若しくは教職大学院に在籍している者のうち、以下の7つの推薦要件を満たす者で、学長等が推薦する者であること。</p> <p>① 大阪府公立学校教員となることを第一志望とする者。 ② 「豊かな人間性」「実践的な専門性」「開かれた社会性」を有し、教育ボランティア等の教育活動に熱心に取り組んでいる者。 ③ 大学の区分から推薦する場合にあっては、令和5年3月31日までに卒業(出願時点においては見込み)し、かつ、推薦対象の校種等・教科(科目)の出願に必要な免許状のすべてについて、教諭一種普通免許状を現に所有する者又は令和5年4月1日までに取得(出願時点においては取得見込み)する者。ただし、小中いきいき連携に出願する者については、小学校教諭の普通免許状又は中学校教諭の普通免許状のいずれか一方が教諭二種普通免許状である場合、支援学校「幼稚部・小学部共通」に出願する者については、幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭の普通免許状のいずれか一方が教諭二種普通免許状である場合も含む。 大学院又は教職大学院の区分から推薦する場合にあっては、令和5年3月31日までに修了(出願時点においては見込み)し、かつ、推薦対象の校種等・教科(科目)の出願に必要な免許状のすべてについて、教諭専修普通免許状を現に有する者又は令和5年4月1日までに取得(出願時点においては取得見込み)する者。ただし、小中いきいき連携に出願する者については、小学校教諭の普通免許状又は中学校教諭の普通免許状のいずれか一方が教諭一種普通免許状又は教諭二種普通免許状である場合、支援学校「幼稚部・小学部共通」に出願する者については、幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭の普通免許状のいずれか一方が教諭一種普通免許状又は教諭二種普通免許状である場合も含む。 ④ 昭和47年4月2日以降に出生した者 ⑤ 公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者(学業成績が優秀な者とは、取得単位科目の評価が「優」「良」「可」のうち、「良」以上が8割以上でかつ「優」以上が5割以上であること。ただし、「優」「良」「可」の評価は、大学等において100点満点に換算し、次のとおりとする。 (優:80点以上、良:70点以上80点未満、可:60点以上70点未満) なお、大学院及び教職大学院の区分から推薦する者については、大学院及び教職大学院での取得単位科目の成績評価とし、大学での成績評価は通算しない。)。 ⑥ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと。 ⑦ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しないこと。</p>	
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県	○	○	○	○		○	<p>大学等の学長(学部長等を含む)から推薦を受けた者で、以下の要件を全て満たす者 ・大学(大学院、教職大学院を含む)が成績優秀と認めた者で、令和5年3月31日までに卒業(修了)見込である者 ・島根県公立学校教員となることを第一志望とする者</p>	
33 岡山県								
34 広島県		○				○	<p>出願時に大学、大学院又は教職大学院に在籍し、3月31日までに卒業(修了)見込であること、広島県・広島市公立学校教員を第一志望とし、4月1日から勤務可能であること、広島県・広島市の「求められる教職員像」に示す資質・能力を有する者で学業成績が優秀な者であると、在籍大学等が推薦する者であること。</p>	
35 山口県								
36 徳島県		○	○			○	<p>中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」(CEFR B2相当の能力を有すると大学・大学院が認めた者)及び高等学校教諭「情報」「福祉」に出願する者のうち、大学・大学院の推薦を受けた者。該当者は、第1次審査を免除する。</p>	
37 香川県								
38 愛媛県	○		○			○	<p>小学校教員又は高等学校教員(情報及び工業の教科に限る。)を志願する者のうち、当該試験区分に係る一種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けており、通信制の課程によらない大学、大学院及び教職大学院(以下「大学等」という。)において、推薦条件を満たし、学長が推薦する者</p>	
39 高知県	○	○		○		○	<p>次の(1)から(5)までの全ての要件を満たす者のうち、大学等の学長が推薦する者。 なお、中山間地域で勤務する小学校教諭又は中学校教諭を志望する者については(6)の要件も満たさなければならない。 (1)令和5年4月1日から高知県公立学校教員となることを第一希望とする者で、採用候補者名簿に登録された場合は、高知県公立学校教員となることを誓約する者。 (2)学業成績が優秀であるとともに、高知県が求める教員像(別紙参照)にふさわしい資質と能力を有する者。 (3)在籍している大学等(大学院に在籍している者)にあっては推薦時に在籍している課程を令和5年3月31日までに卒業見込み又は修了見込みの者。 (4)推薦の対象となる校種に応じ、次の①から③までに定める普通免許状のいずれかを有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者。 ① 小学校教諭:小学校教諭の普通免許状(一種) ② 中山間地域で勤務する小学校教諭又は中学校教諭:小学校教諭及び中学校教諭の両方の普通免許状(受審する校種については一種) ③ 特別支援学校小学部教諭、中学部教諭又は高等部教諭:次の普通免許状 ア 特別支援学校小学部教諭:小学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状(いずれについても一種) イ 特別支援学校中学部教諭:中学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状(いずれについても一種) ウ 特別支援学校高等部教諭:高等学校教諭及び特別支援学校教諭の普通免許状(いずれについても一種) (5)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者。 (6)中山間地域で勤務する小学校教諭又は中学校教諭を志望する者については、採用後最低5年間は、高知県内の中山間地域の小学校又は中学校で勤務する意欲のある者。</p>	

区分 区市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科を 設けて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を 設けて募集を行っている	そ の 他 一 部 の 特 別 試 験 場 合 を ・ 加 施 点 し ・	(イ)特別免許状を活用した 選考を実施している場合
68 豊能地区	○	○			○		(1)豊能地区(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)の公立学校教員となることを第1志望とし、豊能地区が求める人物像にふさわしい資質・能力を有する者 (2)さまざまな活動に熱心に取り組むなど、豊かな人間性を身につけ、教員として優れた実践力を発揮することが期待できる者 (3)令和4年(2022年)3月31日までに、上記3で定める大学等(以下「対象大学等」という。)が実施する教職課程を修め、対象大学等を卒業見込み若しくは修了見込みであり、推薦の対象となる校種・教科にかかる一種(専修)普通免許状を同年4月1日までに確実に取得できる見込みの者 (4)昭和46年(1971年)4月2日以降に出生した者 (5)公立学校教員としての適性を有し、学業成績が優秀な者(学業成績評価のうち「優」又は「良」に相当する評価(100点満点換算で70点以上の評価)が概ね7割以上を占めること。) (6)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者 (7)民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされている準禁治産者(心神耗弱を原因とするものを除く。)に該当しない者	
合計	36	37	21	24	36	4	40	0

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.9.2 大学・大学院推薦による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県	○	○	○				
06 山形県	○	○					
07 福島県							
08 茨城県		○	○		○	2次試験の口述試験・実技試験	
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県	○	○	○				
12 千葉県		○	○				
13 東京都		○					
14 神奈川県	○	○	○		○	論文試験	
15 新潟県	○	○					
16 富山県	○	○	○				
17 石川県	○	○	○		○	一般選考の試験内容から、筆記試験(一般教養、教職教養、専門教科)及び実技試験を免除	
18 福井県							
19 山梨県	○	○					
20 長野県	○	○		○	○	小論文	
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							加点項目大学推薦として実施し、第1次試験の成績に加点している。
24 三重県							
25 滋賀県	○	○					
26 京都府		○					
27 大阪府	○	○		○			
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							第1次試験への加点
33 岡山県							
34 広島県		○					
35 山口県							
36 徳島県	○	○	○				
37 香川県							
38 愛媛県		○	○	○			
39 高知県	○	○	○				
40 福岡県							
41 佐賀県	○	○	○				
42 長崎県	○	○	○		○	中学美術・技術・家庭の実技	
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県		○	○				
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市	○	○	○	○			
51 千葉市		○	○				
52 横浜市	○	○	○				
53 川崎市	○	○	○				小論文、推薦書
54 相模原市	○	○	○				
55 新潟市	○	○	○				
56 静岡市							
57 浜松市	○	○	○				
58 名古屋市							
59 京都市	○	○	○				第1次試験を免除し、第2次試験に加え、個人面接を実施。(個人面接は第1次試験の日程のうち指定する日に実施)
60 大阪市		○		○	○	思考力・判断力を測る問題	
61 堺市	○	○					1次合否判定を行わず全試験を受験
62 神戸市	○	○	○				
63 岡山市	○	○					
64 広島市		○					
65 北九州市	○	○	○				
66 福岡市	○	○	○				
67 熊本市							
68 豊能地区					○	第1次選考筆答テストの免除	「大学等推薦者小中チャレンジ対象の選考」においては、第1次選考での合否判定は行わず、第1次選考面接テストの点数を第2次選考実技テスト「水泳」に替えて反映(100点満点換算)
合計	27	37	24	5	7		7

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.9.3 大学・大学院推薦による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他			
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								(様式5-11に関連して)障がいの有無に関わらず、③(ア)を満たす者は出願できる。
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県								R5採用から、中学校教員(美術・家庭)を大学推薦特別選考の対象に追加。また、教職大学院在学者については全ての校種・教科を対象に実施。
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語は、中学校教諭・高等学校教諭共通で採用しているため、高等学校教諭を中学校教諭欄に含めている。
16 富山県								
17 石川県								③(ア)について ①は令和5年度採用選考より新設。②は令和4年度採用選考より新設。
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								(9)④面接は一次選考の集団面接
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								④(ア)第1次選考筆答テスト(一般教養および教職教養)、第2次選考面接テストを免除
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								④(ア)の免除される試験については、小学校教員については前期第1次選考試験で実施する教職教養、専門教科、面接の3つを免除。高等学校教員については前期第1次選考試験で実施する教職教養のみを免除。
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								書類選考に合格した者は一次試験免除
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								書類選考試験合格者のみ試験が免除される
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								特別の選考の内容は、1次試験免除である。
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								一般的な大学推薦は、教科専門試験を免除している。大学推薦による合格実績がある特定の大学と教職大学院の選考基準を満たす者には、大学推薦特別免除枠があり、第1次試験(一般教養、教職教養、専門教科)を免除している。
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								一次選考の筆答テストおよび一次選考の面接が免除となる。
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								一次試験に於いて総合教養試験を免除し、集団活動を実施。
64 広島市								
65 北九州市								対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
66 福岡市								福岡市立学校での教育実習の実習校評価及び在籍する協定締結大学から提出された推薦書に基づき書類選考を行い、書類選考に合格した受験者に対して一部試験免除を実施している。
67 熊本市								
68 豊能地区								①対象校種・教科について、「大学等推薦者対象の選考」とは別に、小学校を対象に小学校免許に加え中学校免許(全教科対象)併有者を対象にした「大学等推薦者小中チャレンジ対象の選考」を実施している。
合計	0	0	0	0	0	0		16

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	その他一部の特別試験免除・加点している場合	(イ)特別免許状を活用した選考を実施している場合
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市	○	○			○		教職大学院から推薦を受け、教職大学院推薦特別選考に合格すること。	
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市	○	○		○	○		令和5年3月31日現在において、満59歳以下で、受験する校種、職及び教科の教員普通免許状を所有する者のうち、学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者又は受験日の属する年度内に修了予定の者。	
66 福岡市	○	○	○	○	○		【区分A】学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者又は令和5年3月31日までに修了見込みの者(令和5年度採用予定者) 【区分B】学校教育法の規定に基づく教職大学院を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に修了見込みの者(令和6年度採用予定者)	
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	17	17	16	16	18	0	17	0

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

3.10.2 教職大学院修了による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験					(具体的に)	加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県	○	○					
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県	○	○					
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県		○					
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県		○					
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県		○	○	○			
22 静岡県		○					
23 愛知県		○					
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県	○	○	○				
32 島根県							第1次試験への加点
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県	○	○		○			
36 徳島県							
37 香川県	○	○					
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県		○	○		○ 英語リスニング		
41 佐賀県							
42 長崎県							第1次試験に3点加点する。
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県		○	○				
46 鹿児島県		○					
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市		○					
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市		○		○	○ 思考力・判断力を測る問題		
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市	○	○	○				
66 福岡市	○	○	○				
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	7	16	6	3	2		2

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.10.3 教職大学院修了による特別選考

区分 縣市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					(具体的に)	その他	(具体的に)	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他				
01 北海道									
02 青森県									
03 岩手県									
04 宮城県									
05 秋田県									
06 山形県									
07 福島県									
08 茨城県									
09 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県									
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県									
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県									
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									教職大学院修了見込者特別選考として実施し、第1次試験の教職・教養を免除。
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									専門教科の技能・実技試験は実施
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									④(ア)本県では、「一般教養」と「教職教養」を合わせて「教職専門」としている。
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									本県では、「教職」大学院に限らず、大学院全般を対象としている。
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									書類選考試験合格者のみ試験が免除される
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									一次選考の筆答テストおよび一次選考の面接が免除となる。
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	0	0	0	0	0		0		

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

区分	対象校種				試験区分	受験資格			
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		特別の選考による採用の内定の有無	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	対象校種・教科の区分を含めて募集を行っている	
県市名								(ア) 一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	(イ) 特別免許状を活用した選考を実施している場合
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市		○	○			○		一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれかに該当する方。 ①令和4年3月31日時点で、博士号を有し、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。 ②大学・企業又は研究機関等における、研究・開発・調査等に関する一定の勤務経験を有し、受験教科の分野において上記①に相当する高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。 ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。出願される場合は、事前に受験区分・教科の確認が必要。	一般選考の資格要件を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれかに該当する方。 ①令和4年3月31日時点で、博士号を有し、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。 ②大学・企業又は研究機関等における、研究・開発・調査等に関する一定の勤務経験を有し、受験教科の分野において上記①に相当する高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。 ※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能。出願される場合は、事前に受験区分・教科の確認が必要。
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 豊能地区									
合計	1	4	8	1	4	6	3	9	6

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

3.11.2 博士号取得による特別選考

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県	○	○	○				
04 宮城県							
05 秋田県	○	○	○				
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							【加点】博士号を取得し、受験する学校種・教科の普通免許状、又は専修免許状を有する方 20点
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県	○	○					
19 山梨県							
20 長野県	○	○	○	○	○	小論文	
21 岐阜県							
22 静岡県	○	○					
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県	○	○	○				
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県	○	○					
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他	(具体的 に)	
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市	○	○	○				
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	8	8	5	1	1		1

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.11.3 博士号取得による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県	○	○	○				
04 宮城県							
05 秋田県	○	○	○				
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県	○	○					
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県	○	○				○	教職・一般教養を課題作文に代替
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県	○	○	○				
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市	○	○	○			○	●第1次試験 一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。 ●第2次試験 一般選考と同様。
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	6	6	4	0	0	2	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.12.1 複数の教員免許状の所持による特別選考

区分 区市名	対象校種				対象校種・所持する他の免許状																
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校					中学校				高等学校				特別支援学校			
					中（英語）	中（数学）	中（理科）	中（他教科）	特支	小	中（他教科）	高	特支	中	高（情報）	高（他教科）	特支	特支以外（複数の校種）	特支以外（他教科）	特支（複数領域・自立教科等）	
01 北海道	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○		○	○		
02 青森県	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○		
03 岩手県	○	○	○		○				○		○		○		○						
04 宮城県	○	○	○		○	○	○	○	○				○			○	○				
05 秋田県	○	○	○	○					○				○		○	○	○		○		
06 山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○		○	○	
07 福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○		
08 茨城県	○	○	○	○				○	○	○	○		○		○	○		○	○		
09 栃木県	○	○	○		○	○	○	○		○				○							
10 群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○			○	○		
11 埼玉県	○	○	○		○				○		○		○			○					
12 千葉県		○									○										
13 東京都																					
14 神奈川県																					
15 新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
16 富山県	○	○	○		○				○			○	○		○		○		○		
17 石川県	○	○	○		○					○		○			○						
18 福井県	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○		○				
19 山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		○	
20 長野県	○	○			○	○	○	○		○	○	○									
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○		○	○	○	
22 静岡県	○	○	○	○					○		○		○			○	○	○	○	○	
23 愛知県	○	○							○				○								
24 三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	
25 滋賀県	○	○	○	○	○			○	○	○			○		○	○			○		
26 京都府	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○		○		○				
27 大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○		○		
28 兵庫県		○									○										
29 奈良県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○						
30 和歌山県	○	○	○		○						○					○					
31 鳥取県	○	○	○	○				○		○	○			○			○				
32 島根県	○	○	○	○					○		○			○	○	○	○		○	○	
33 岡山県																					
34 広島県																					
35 山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36 徳島県	○	○	○		○				○		○		○		○	○	○				
37 香川県	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○								
38 愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○						
39 高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			○	
40 福岡県	○				○																
41 佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			○			
42 長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
43 熊本県	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○		○		○				
44 大分県																					
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○			○	
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		
47 沖縄県	○	○	○	○	○				○				○				○	○		○	

区分 区市名	対象校種				対象校種・所持する他の免許状																
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校					中学校				高等学校				特別支援学校			
					中(英語)	中(数学)	中(理科)	中(他教科)	特支	小	中(他教科)	高	特支	中	高(情報)	高(他教科)	特支	特支以外(複数の校種)	特支以外(他教科)	特支(複数領域・自立教科等)	
48 札幌市	○	○		○	○	○	○			○	○								○	○	
49 仙台市		○	○								○						○				
50 さいたま市	○	○	○	○	○	○	○			○			○						○		
51 千葉市		○									○										
52 横浜市	○	○	○		○				○				○							○	
53 川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
54 相模原市	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○								
55 新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○	○		
56 静岡市	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○								
57 浜松市	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○								
58 名古屋市	○	○							○				○								
59 京都市																					
60 大阪市	○	○			○	○	○	○	○				○								
61 堺市	○	○			○	○	○	○	○	○			○								
62 神戸市	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○				
63 岡山市																					
64 広島市																					
65 北九州市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○						○		
66 福岡市																					
67 熊本市	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○				○			
68 豊能地区																					
合計	54	57	43	29	46	36	36	37	44	35	36	11	44	8	29	25	26	20	18	12	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.12.2 複数の教員免許状の所持による特別選考

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加點・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							第1次検査の総合点に加点。
02 青森県							複数免許状を有する受験者で、加點要件を満たす場合は、専門教科試験に加点する。 (小学校・特別支援学校小学部:15点、中学校・高等学校・特別支援学校中学部・特別支援学校高等部:5点)
03 岩手県							出願時に該当資格を有する者については、「加點申請」をすることにより、第1次選考の得点に10点を加點する。
04 宮城県							・対象校種:小→中学校の免許状取得者は5点加點 ・対象校種:小、中、高一特別支援学校の免許状取得者は5点加點 ・対象校種:高一地歴公民の両方取得者は5点加點
05 秋田県							・高等学校教諭「情報」の普通免許状取得又は専修免許状を、取得又は見込の場合、教科(科目)試験の得点に加點
06 山形県							指定する各項目において、一次試験の得点に高等学校は最大40点、それ以外は最大25点加算する。
07 福島県							教科試験において6点を加點する。
08 茨城県							【加點】全校種:英語以外の「外国語」10点、 小学校・中学校:「特別支援学校」5点・「小・中両方」5点、中学校:中学校の「複数教科」5点、 高等学校:「情報」10点、「地理歴史」と「公民」両方10点、「福祉」又は「看護」10点、「家庭」受験者で「福祉」20点、 特別支援学校:「小・中・高」の3校種10点、「小・中」又は「小・高」の2校種5点、中高の「数学」10点
09 栃木県							小学校・中学校…第1次試験の専門科目の得点に5点を加點。 高等学校…第1次試験の専門科目の得点に10点を加點。
10 群馬県							第1次選考において加點している。
11 埼玉県							第1次試験の合計点に10点加點
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							【加點ケース1】対象校種 小:中(英語)または高(英語)免許所持 → 10点加點 【加點ケース2】対象校種 小:中の(英語以外)免許所持 → 10点加點 【加點ケース3】対象校種 中、高:10点追加 ※免許に関する加點、資格に関する加點、常勤の臨時職員に関する加點 において30点加點が上限
16 富山県							以下のア～ウの場合において、該当の教員免許状を出願時に有するか、令和5年3月31日までに取得見込みの者で、出願時に加點申請した者を加點対象としている。ア 小学校志願者においては、中学校教諭(英語)、高等学校教諭(英語)、高等学校教諭(情報)、特別支援学校教諭のいずれかの教員免許状 イ 中学校・高等学校志願者においては、高等学校教諭(情報 ※)又は特別支援学校教諭の教員免許状 ウ特別支援学校志願者においては、高等学校教諭(情報 ※)の教員免許状 ※教科「情報」受験者は除く
17 石川県							総合点(400点)に加點を行う。(10点)
18 福井県							・資格対象毎に5点、あるいは10点加點する。 ・加點は対象ごとに加算し15点を上限とする。
19 山梨県							5点加點(上限10点)
20 長野県							①小学校教諭と中学校教諭の両方の普通免許状取得又は取得見込み ②中学校教諭(英語)又は高等学校教諭(英語)の普通免許状取得又は取得見込み ③複数教科の中学校教諭普通免許状取得又は取得見込み ①②③から2つまで選択。1つにつき5点を一次選考「専門教科」の得点に加點。
21 岐阜県							第一次選考において20点加點
22 静岡県							筆記試験合計点に加點する。
23 愛知県							加點項目特別支援教育として実施し、第1次試験の成績に加點している。
24 三重県							申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合は選考に際して、申込校種等に応じて加點。
25 滋賀県							出願フォームに入力の際「6 加點の申請」を「あり」とし、必要事項を入力してください。必要な書類を5月18日(水)までに持参または郵送(郵送の場合は5月18日(水)必着)にて提出することで、第一次選考試験の「専門教科・科目」の得点(100点満点)に加點をします。令和5年3月31日までに加點の対象となる教員免許状が取得できなかった場合は、加點を減じます。その結果、採用の内定を取り消す場合があります。
26 京都府							専門試験に5点加點、小中連携推進枠かつ小学校希望で英語の免許所有の受験者は10点加點
27 大阪府							・『小学校』『小中いきいき連携』『中学校』『高等学校』の出願者で、特別支援学校教諭普通免許状を所有(見込みを含む。)する者について、第1次選考に10点加點 ・『小学校』『小中いきいき連携』、支援学校(『幼稚部・小学部共通』、『小学部』)の出願者で中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状を所有(見込みを含む)する者について、第1次選考に20点加點 ・『小学校』の出願者で、中学校教諭の「国語」、「社会」、「数学」、「理科」又は「保健体育」の普通免許状を所有(見込みを含む。)する者について、第1次選考に10点加點
28 兵庫県							「音楽」「美術」「技術」「家庭」のいずれかを含む複数の中学校普通免許状を有している者(取得見込者も含む)は、「中学校・特別支援学校区分」において、希望により特別選考を受験できる。試験内容等は一般選考と同じだが、選考にあたっては一般の受験者に優先して行う。なお、特別選考で合格した場合は、①免許を所有する複数の教科を指導する場合があること、②採用地域で一定期間(9年間以上)勤務することを採用の条件とする。
29 奈良県							6点～10点の加點を行う。
30 和歌山県							中学校の志願者:技術または家庭の免許所持で一般教養または専門教科の得点に加點。それ以外の教科は、専門教科の得点に加點 情報の志願者:筆記試験の専門教科の得点に加點を実施 情報以外の高等学校の志願者:公民または情報の免許所持で、一般教養及び専門教科の得点に加點
31 鳥取県							加點の要件を満たす者には、10点の加點
32 島根県							第1次試験への加點
33 岡山県							
34 広島県							

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加點・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
35 山口県							<p>複数の学校種又は複数の教科の普通免許状を所有している場合、選考に当たって考慮する(令和5年3月31日までの取得見込みを含む)。なお、次の①～⑧のいずれかに該当する場合は、特に考慮する。</p> <p>①小学校の受験者で、中学校又は高等学校の数学、理科又は外国語(英語)の普通免許状を所有している場合</p> <p>②中学校の音楽、美術、技術及び家庭の受験者で、受験する教科以外の中学校の普通免許状を所有している場合</p> <p>③中学校の受験者で、小学校の普通免許状を所有している場合</p> <p>④高等学校の音楽及び美術の受験者で、受験する教科以外の高等学校の普通免許状を所有している場合</p> <p>⑤高等学校の家庭の受験者で、高等学校の情報又は福祉の普通免許状を所有している場合</p> <p>⑥特別支援学校以外の受験者で、特別支援学校教諭免許状又は特別支援学校教諭免許状に相当する免許状を所有している場合</p> <p>⑦特別支援学校の受験者で、五つの特別支援教育領域(視・聴・知・肢・病)の免許状又は五つの特別支援教育領域に相当する免許状を所有している場合</p>

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他	(具体的 に)	
36 徳島県							以下①～④については、第1次審査の統合点に加点する。 ①小学校教諭に出願する者で、中学校又は高等学校外国語(英語)の免許状を有する者、又は取得見込みの者 ②中学校教諭「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」に出願する者で、出願教科以外の中学校教諭免許状を有する者、又は取得見込みの者 ③高等学校教諭「地理歴史」又は「公民」に出願する者で、高等学校教諭「地理歴史」と「公民」の両方の免許状を有する者、又は取得見込みの者 ・高等学校教諭(「情報」を除く)に出願する者で、高等学校教諭「情報」の免許状を有する者、又は取得見込みの者 ・高等学校教諭「情報」に出願する者で、出願教科以外の免許状を有する者、又は取得見込みの者 ・高等学校教諭「家庭」に出願する者で、高等学校教諭「福祉」の免許状を有する者、又は取得見込みの者 ④小学校・中学校・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの免許状を有する者、又は取得見込みの者
37 香川県	○	○					
38 愛媛県							20点を加点(高等学校情報免許所有者については100点を加点)
39 高知県							小学校教諭受審者については、中学校教諭の普通免許状(英語)(20点加点)、中学校教諭の普通免許状(英語以外)(10点加点) 中学校教諭受審者については、中学校教諭の普通免許状(1つ以上の他教科)(10点加点)、小学校教諭の普通免許状(10点加点) すべての校種、教科について、特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状(10点加点)
40 福岡県							一次試験の専門教科の得点に15点を加算
41 佐賀県							・小学校教諭等、中学校教諭等の受験者で小・中学校の両方の免許状を有する者は、10点の加点 ・中学校教諭等の受験者で中学校の複数教科の免許状を有する者は、10点加点 ・小・中学校、高等学校教諭等の受験者で特別支援学校教諭等の免許を有する者は、10点加点
42 長崎県							第1次試験に3点(小学校及び中学校志願者で、志願教科以外に、中学校(音美技家)の免許状を有する又は取得見込みの者は6点)加点する。
43 熊本県							第一次審査において3点を加点
44 大分県							
45 宮崎県							対象免許状を所持し、申請があった場合、各項目毎に加点
46 鹿児島県							【15点を加点】 ・対象校種:小,特支の受験者で 中または高の英語の免許を所持する者 【12点を加点】 ・対象校種:中,高,特支 の受験者で 中の免許を複数所持する者 【9点を加点】 ・対象校種:小 の受験者で 中(数,理,国,音,美,保体,技,家)または特支を所持する者 ・対象校種:中 の受験者で 小または特支の免許を複数所持する者 ・対象校種:高 の受験者で 小および中の免許を所持する者 または 特支の免許を所持する者 ・対象校種:特支 の受験者で 小および中の免許を所持する者 【6点を加点】 ・対象校種:高 の受験者で 高(情報)の免許を所持する者
47 沖縄県							・小学校、特支小学部の受験者で、英語に係る中学校又は高等学校教諭普通免許所持については第1次試験の専門試験の得点に15点を加点する。 ・特別支援学校免許状を所持する受験者には第1次試験の専門試験の得点に15点を加点する。

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
48 札幌市							申請により、第1次検査の総合点に5点又は10点を加点する。
49 仙台市							第1次選考(筆記試験)に20点加点措置
50 さいたま市							加点
51 千葉市							
52 横浜市							【受験区分:小学校】次のいずれかの資格を満たす場合、一般選考では200点満点のうち15点、特別選考①②④では100点満点のうち8点を第一次試験の総合得点に加点する。 ・令和5年4月1日時点で有効な中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状(英語)を有する方(令和5年3月31日までに取得見込みの方を含む) ・令和5年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する方(令和5年3月31日までに取得見込みの方を含む)※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する方は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす。 【受験区分:中学校・高等学校(高等学校(商業)は除く)】次の資格を満たす場合、一般選考では200点満点のうち15点、特別選考①②④では100点満点のうち8点を第一次試験の総合得点に加点する。 ・令和5年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する方(令和5年3月31日までに取得見込みの方を含む)※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する方は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす。
53 川崎市							
54 相模原市							小学校(英語コース)では、中学校又は高等学校の英語の免許を取得、または取得見込みの場合、第1次試験で最大20点を加点している。小学校は中学校、中学校は小学校の免許を取得、または取得見込みの場合、第1次試験で最大10点を加点している。小学校と中学校で特別支援学校の免許を取得または取得見込みの場合、最大10点を加点している。小中ともに特別支援学校の免許を取得、または取得見込みの場合、第1次試験で最大10点を加点している。中学校の受験教科以外の中学校教諭の免許状を取得、または取得見込みの場合、最大6点を加点している。
55 新潟市							1次検査の合計点数に5点を加点。ただし、中および高で高(情報)を所持している場合は3点を加点。
56 静岡市							免許状による加点を申請した者には、1次試験の合計点に加点分が加算される。
57 浜松市							①小・中 …小・中免許状を両方所持→5点加点 ②小 …中(英語)免許状を所持→5点加点(①にプラスして) ③中 …中(全ての教科)免許状を複数所持→10点加点 ④中 …③の者で、受験する教科以外に、音楽・美術・技術・家庭の免許状を所持→5点加点(③にプラスして) ⑤小・中・養 …特支免許状を所持→10点加点 ※他の加点も含めて、加点の合計は「上限20点」とする。
58 名古屋市							1次試験の「総合教養」に加点。
59 京都市							
60 大阪市							【小学校】中学校又は高等学校の普通免許状、特別支援学級については、特別支援学校教諭の普通免許状所有の場合、1次選考90点、2次選考30点加点。 【中学校(特別支援学級)】特別支援学校教諭の普通免許状所有の場合、1次選考に90点、2次選考30点加点。
61 堺市							・特別支援学校の免許状を所有している(見込含む)場合は、1次試験において満点の10%にあたる得点を加点。 ・「小学校・小学部」で出願し、小学校と中学校(数学、理科、保健体育、英語のいずれか)両方の免許状を所有している(見込含む)場合は、1次試験において10%相当にあたる得点を加点、また小学校と中学校(国語、社会、音楽、美術、技術、家庭のいずれか)両方の免許状を所有している(見込含む)場合は、1次試験において7%相当にあたる得点を加点。 ・「中学校・中学部(全教科)」で出願し、小学校と中学校(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語のいずれか)両方の免許状を所有している(見込含む)場合は、1次試験において7%相当にあたる得点を加点。
62 神戸市							以下のように、第2次選考の合計点(300点満点)に一定点数を加点する。小学校区分受験者で特別支援学校教諭普通免許状所有(取得見込み)者は、3点加点する。中学校・高等学校教諭区分受験者で、小学校教諭普通免許状の所有(取得見込み)者、志願教科普通免許状に加え、音楽・美術・技術・家庭科の中学校教諭普通免許状を所有(取得見込み)者に対して、1科目につき6点加点する。また、同区分受験者で特別支援学校教諭普通免許状所有(取得見込み)者や、情報又は書道の普通免許状所有(取得見込み)者に対して、1科目につき3点加点する。
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市	○	○	○				
66 福岡市							
67 熊本市							複数の校種の免許状所有者には、第一次選考試験及び第二次選考試験の合計点にそれぞれ5点を加点する。
68 豊能地区							
合計	2	2	1	0	0		53

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.12.3 複数の教員免許状の所持による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					（具体的に）	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							対象校種：小にて、英語(高等学校)免許を持つ場合も加点となる。
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							募集人員は30名程度
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語は、中学校教諭・高等学校教諭共通で採用しているため、高等学校教諭を中学校教諭欄に含めている。ここでは、②対象校種・教科、受検資格の「高」については、所持する他の免許状「中」に含めている。
16 富山県							小学校においても、高等学校教諭(情報)免許状を所持している場合、加点の対象としている。
17 石川県							本県では中学校教諭等及び高等学校教諭等を同一の受験区分として、一括して募集を行っている。
18 福井県							「中学技術」、「高校農業」、「高校工業」、「高校商業」、「高校情報」、「高校福祉」を除く教科(国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、家庭、体育)については中・高一括で募集を行っている。
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							③(イ)「選考にあたっての考慮事項」を「加点」と読み替えたもの。
36 徳島県							
37 香川県							・小・中学校の教員が、小・中学校の免許状を有していることにより、小・中学校間での指導が柔軟に対応できるだけでなく、連携が活性化するから。さらに、複数の免許状を有していることにより、小規模の中学校で複数の教科を指導することが可能となり、より効果的な学校運営が期待できるから。また、小・中学校の志願者が特別支援学校教諭免許状を有することにより、特別支援教育についての専門的な知識を有する者を採用することにつながり、各学校において特別な配慮を要する児童生徒への適切な対応が期待できる。 ・本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、講師等(常勤、非常勤週30時間以上)としてR3.4.1～R4.5.27までに1か月以上の勤務実績がある者で、次の(A)又は(B)のいずれかに該当する者 (A)出願時に小学校、中学校又は特別支援学校の普通免許状のうち、2つ以上を有している者 (B)出願時に、複数の教科の中学校の普通免許状を有している者
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							申請があった対象者にのみ、第一次、あるいは第二次試験で加点
42 長崎県							
43 熊本県							令和4年度より、免許状取得見込者も加点の対象とした。
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							募集人員は30名程度
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							該当免許状を所持している教員を増員したいため。 教員免許状については、「取得済み」のみではなく、学生等の「取得見込み」についても認める。
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除
66 福岡市							
67 熊本市							・中高一括採用を実施。中高受験者は中学校教諭の普通免許状だけで受験できるため、高等学校教諭の普通免許状所有者及び取得見込者も加点の対象としている。
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	(ア)一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	(イ)特別免許状を活用した選考を実施している場合
区市名								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市					○			
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	2	2	2	2	3	0	2	0

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.13.2 専修免許状の所持による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県	○	○					申請があれば、対象者に10点加点(一次試験)
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							9点を加点
47 沖縄県							

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	1	1	0	0	0		2

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.13.3 専修免許状の所持による特別選考

区分 縣市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					(具体的に)	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	他（ア）の一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	（イ）特別免許状を活用している場合
48 札幌市	○	○		○	○		情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者	
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市			○		○		情報技術に係る次のいずれかの資格を保有している者であって、かつ情報システムの開発、保守、又は運用に関わる職に、3年以上の実務経験を有する者 基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者	
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市	○	○			○		ICT教育関連資格の所持。(取得済み) ・ITパスポート ・ICT支援員能力検定(上級を含む) ・教育情報化コーディネーター認定(1級～3級) ・Google認定教育者(レベル1～2、トレーナー)	
58 名古屋市	○	○	○	○	○		ICT支援員能力検定、教育情報化コーディネーター認定(1～3級)、中学校普通免許状(技術)、高等学校教諭普通免許状(情報)	
59 京都市	○	○	○	○	○		出願時点で、ITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験のいずれかに合格している方(前身の資格を含め、上記以外の資格については対象外)	
60 大阪市	○				○		ITパスポート、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験に合格していること。	
61 堺市	○	○			○		・一部試験免除については、平成21年度春季からの試験制度で、独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において、基本情報技術者試験(FE)、応用情報技術者試験(AP)又は情報処理技術者試験要綱の試験区分に基づく高度試験のうち、いずれか1つ以上の資格を所有していること。 ・加点については、上記に加え、ITパスポートと高等学校教諭普通免許状(情報)を含む。	
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	17	15	18	13	23	2	23	6

(注)合計については、実施した縣市の実数

3.14.2 情報処理技術等の資格の所持による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道			○				第1次検査の総合点に加点。
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県		○	○				
08 茨城県							【加点】応用情報処理技術者15点、基本情報技術者・情報セキュリティマネジメント10点
09 栃木県							
10 群馬県							第1次選考において加点している。
11 埼玉県							
12 千葉県		○	○				
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県	○	○					加点・・・第1次検査に限り、総合点(250点満点)に5点加算して選考を行う。
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							小学校、中学校、特別支援学校受検者の一次検査の得点に5点を加算している。
20 長野県							
21 岐阜県							・第一次選考において20点加点
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県	○	○					
26 京都府							専門試験に5点加点
27 大阪府							
28 兵庫県							IT・情報系の資格を有する者 出願時点において次のいずれかの資格を有する者 応用情報情報技術者資格(独立行政法人情報処理推進機構主催) →20点、基本情報技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催) →10点 ITパスポート試験(独立行政法人情報処理推進機構主催) →5点 ※ ただし、いずれも平成21年以後に取得したものに限り。
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							選考に当たって考慮する
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							上記のAには50点、Iには30点を加点
39 高知県							
40 福岡県							一次試験の専門教科の得点に10点を加算
41 佐賀県							
42 長崎県	○	○	○				
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							当該資格を所持し、申請があった場合、加点
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							申請により、第1次検査の総合点に10点を加点する。
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市		○	○				
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							所持している資格により最大3点の加点。
58 名古屋市							1次試験の総合教養に加点
59 京都市							個人面接点に5点を加点
60 大阪市							1次選考において20点加点。
61 堺市	○	○					ITパスポート等の所有者については、1次試験において、7%相当の得点を加点。
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	4	7	5	0	0		18

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.14.3 情報処理技術等の資格の所持による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					（具体的に）	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道			○		○	教科等指導法検査	④の(ウ)特別免許状を活用した選考について、免除される教科等指導法検査の代替として論文検査を実施。
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県		○	○				「(5)民間企業等勤務経験」に記載した内容と同様。
08 茨城県		○	○				○ 小論文、個人面接
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県	○	○					○ 特別選考「社会人経験B」選考方法・試験内容： 1次検査…小論文、専門教科筆答検査、個人面接、集団面接 2次検査…教養、適性検査、個人面接
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							○ 加点項目社会人として実施し、第1次試験の成績に加点している。
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							④(イ)「選考にあたっての考慮事項」を「加点」と読み替えたもの。
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県	○	○	○				
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	2	4	4	0	1		3

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.15.1 司書教諭任用資格の所持による特別選考

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	の（ア）他の特別試験免除・加点・その他の場合	（イ）特別免許状を活用した選考を実施している場合
01 北海道	○	○	○	○	○		学校図書館司書教諭の資格を有する者。	
02 青森県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する受験者	
03 岩手県			○		○		出願時に該当資格を有する者	
04 宮城県								
05 秋田県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する又は取得見込の者	
06 山形県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する者	
07 福島県								
08 茨城県	○	○	○	○	○		【加点】司書教諭の資格を有する方	
09 栃木県								
10 群馬県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する者	
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県	○	○			○		司書教諭の資格を所有している人。（取得見込みは不可）	
15 新潟県	○	○	○	○	○		司書教諭（文部科学省が発行している修了証書所有が条件）	
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県	○	○	○	○	○		・司書教諭資格取得済み者	
19 山梨県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する者（申請中又は取得見込み）	
20 長野県								
21 岐阜県	○	○	○	○	○		司書教諭講習修了証書所有（取得見込を含む）	
22 静岡県	○	○	○	○	○		資格取得者 司書教諭の免許取得済みの方	
23 愛知県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有している人。	
24 三重県	○	○	○	○	○		司書教諭講習修了証書所有（取得見込を含む）	
25 滋賀県	○	○	○	○	○		司書教諭講習修了証書を有する者または令和5年3月31日までに取得見込みの者	
26 京都府								
27 大阪府	○	○	○	○	○		令和5年3月31日までに学校図書館法に規定する司書教諭講習修了証書を取得（見込みを含む。）していること。	
28 兵庫県	○	○	○	○	○		司書教諭資格所有者（司書教諭資格講習修了者も含む） ※ 司書教諭資格取得に必要な単位を修得済みの者も可	
29 奈良県		○			○		司書教諭の資格（文部科学省発行の修了証書）を所有	
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県	○	○	○	○	○		学校図書館司書教諭講習の修了者 ※令和5年4月1日現在で文部科学大臣が授与した修了証書を所有していること	
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県	○	○	○	○	○		学校図書館司書教諭の講習の修了証書を所有又は取得見込みであること（見込みの場合、学校図書館司書教諭講習規定に定める10単位を修得し、申請手続きを経て令和5年3月31日までに発行された学校図書館司書教諭の講習の修了証書が取得できる者に限る。なお、その者が採用候補者名簿掲載予定者となった場合は、令和5年3月31日までに「講習の修了証書の写し」又は「単位修得証明書と修了証書交付申請書の写し」の提出が必要。）	
36 徳島県	○	○	○	○	○		小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭に出願する者で、司書教諭の資格を有する者又は取得見込の者には、第1次審査の総合点に10点加点する。	
37 香川県								
38 愛媛県	○	○	○	○	○		小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭又は特別支援学校教諭を志願する者のうち、司書教諭の資格を受験申込受付期間最終日時点で有するもの	
39 高知県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格	
40 福岡県								
41 佐賀県	○	○	○	○	○		学校図書館司書教諭の資格を有する者	
42 長崎県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する者又は取得見込みの者	
43 熊本県	○	○			○		小中学校の受考教科等の普通免許状を現に所有している者又は令和5年（2023年）3月31日までに取得見込の者。	
44 大分県								
45 宮崎県	○	○	○	○	○		司書教諭資格を所有する者	
46 鹿児島県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を保有している者	
47 沖縄県	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有していること。 出願時に司書教諭に関する修了証書の写しの提出可能であること。	

区分 区市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	(ア) 一部の試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	(イ) 特別免許状を活用した選考を実施している場合
48 札幌市	○	○		○	○		学校図書館司書教諭の資格を有する者。取得見込者は不可。	
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市	○	○			○		司書教諭の資格を取得または取得見込	
55 新潟市	○	○	○	○	○		司書教諭の資格を有する者	
56 静岡市	○	○			○		受験する校種の免許状の他、司書教諭資格取得済みであること。	
57 浜松市	○	○			○		司書教諭の資格を所持。(取得済み)	
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市	○	○			○		司書教諭資格所有者及び取得見込者	
68 豊能地区								
合計	34	35	28	28	36	0	36	0

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.15.2 司書教諭任用資格の所持による特別選考

区分 県市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他	(具体的 に)	
01 北海道							第1次検査の総合点に加点。
02 青森県							専門教科試験に加点する。 (小学校・特別支援学校小学部:10点、中学校・高等学校・特別支援学校中 学部・特別支援学校高等部:3点)
03 岩手県							「加点申請」をすることにより、第1次選考の得点に10点を加点
04 宮城県							
05 秋田県							・司書教諭の資格を有する又は取得見込の場合、教科(科目)試験の得点に 加点
06 山形県							一次試験の得点に5点を加算する。
07 福島県							
08 茨城県							【加点】司書教諭の資格を有する方5点
09 栃木県							
10 群馬県							第1次選考において加点している。
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							「小学校」及び「中学校」の全選考区分受験者を対象に第1次試験の筆記 試験に5点を加点する。
15 新潟県							1次検査に5点加点
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							5点加点
19 山梨県							小学校、中学校、高等学校、特別支援学校受験者の一次検査の得点に5点 を加算している。
20 長野県							
21 岐阜県							・第一次選考において20点加点
22 静岡県							筆記試験合計点に加点する。
23 愛知県							加点項目司書教諭として実施し、第1次試験の成績に加点している。
24 三重県							申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合は選考に際して、加点。
25 滋賀県							出願フォームに入力の際「6 加点の申請」を「あり」とし、必要事項を入力して ください。必要な書類を5月18日(水)までに持参または郵送(郵送の場合は 5月18日(水)必着)にて提出することで、第一次選考試験の「専門教科・科 目」の得点(100点満点)に加点をします。令和5年3月31日までに加点の対 象となる教員免許状が取得できなかった場合は、加点を減じます。その結 果、採用の内定を取り消す場合があります。
26 京都府							
27 大阪府							第1次選考に10点加点
28 兵庫県							(15)③(ア) →10点
29 奈良県							6点の加点を行う。
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							第1次試験への加点
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							選考に当たって考慮する
36 徳島県							小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭に出願する者 で、司書教諭の資格を有する者又は取得見込の者には、第1次審査の総合 点に10点加点する。
37 香川県							
38 愛媛県							10点を加点
39 高知県							司書教諭の資格(5点加点)
40 福岡県							
41 佐賀県							学校図書館司書教諭の資格を有する者のうち、申請した者には5点の加点 (一次試験)。
42 長崎県							第1次試験に3点加点する。
43 熊本県							第一次審査において3点を加点する。
44 大分県							
45 宮崎県							当該資格を所持し、申請があった場合、加点
46 鹿児島県							6点を加点
47 沖縄県							第1次試験の専門試験の得点に5点を加点する。

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他	(具体的 に)	
48 札幌市							申請により、第1次検査の総合点に5点を加点する。
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							司書教諭の資格を取得、または取得見込の場合、第1次試験で最大6点を加点している。
55 新潟市							1次検査の合計点数に3点を加点
56 静岡市							免許状による加点を申請した者には、1次試験の合計点に加点分が加算される。
57 浜松市							加点3点
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							第一次選考試験の合計点に5点を加点する。
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0		36

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.15.3 司書教諭任用資格の所持による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					（具体的に）	備考
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語は、中学校教諭・高等学校教諭共通で採用しているため、高等学校教諭を中学校教諭欄に含めている。
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							県内の各小中学校、高等学校、特別支援学校において、司書教諭資格保有者を安定的に確保したいため。
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							④(イ)「選考にあたっての考慮事項」を「加点」と読み替えたもの。
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	(ア) 一部の試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	(イ) 特別免許状を活用した選考を実施している場合
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市	○	○	○	○	○		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師、助産師、又は看護師のいずれかの資格を有し、その資格に基づく常勤の職として、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験(休職期間等勤務の実態がない期間を除く)を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人	
54 相模原市	○	○			○		資格を取得している者。	
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市	○	○			○		公認心理師、臨床心理士の資格を所持。(所得済み)	
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	11	11	9	11	12	1	12	1

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.16.2 臨床心理士、公認心理士等の所持による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他	(具体的 に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県	○	○					
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							申込時に申請があり、かつ臨床心理士・公認心理士の資格を現に有する場合は選考に際して加点。
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							1次選考に10点加点
28 兵庫県							(16)③(ア) →20点
29 奈良県							6点の加点
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							50点を加点
39 高知県							臨床心理士の資格(30点加点)
40 福岡県							
41 佐賀県							申請があった対象者に対して10点の加点(第一次試験)
42 長崎県							第1次試験に3点加点する。
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市	○	○					小論文
54 相模原市							第1次試験において、最大6点を加点している。
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							加点15点
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	2	2	0	0	0		11

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.16.3 臨床心理士、公認心理士等の所持による特別選考

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県		○	○				
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	1	1	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.17.1 社会福祉士、精神保健福祉士等の所持による特別選考

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分を含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	(ア) 一部の特別選考を実施・加点・その他 合	(イ) 特別免許状を活用した選考を実施している場合
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府	○	○	○	○	○		令和4年3月31日までに社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士の資格を有している者であること。	
28 兵庫県			○		○		介護福祉士または看護師の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者	
29 奈良県	○	○	○	○	○		いずれかの資格を取得	
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県				○	○		「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」の資格を有する者	
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	2	2	3	3	4	0	4	0

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.17.2 社会福祉士、精神保健福祉士等の所持による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							1次選考に10点加点
28 兵庫県							(17)③(ア) →20点
29 奈良県							6点の加点
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							第1次試験に3点加点する。
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0		4

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.17.3 社会福祉士、精神保健福祉士等の所持による特別選考

区分 縣市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					(具体的に)	その他	(具体的に)
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他			
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	0	0	0	0	0		0	

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

3.18.1 社会教育士の取得による特別選考(旧課程における社会教育主事養成の修了を含む)

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格 他(ア)の一部試験免除・加点・その 合
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県	○	○	○	○	○		※令和5年4月1日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県	○	○	○	○	○		次の①又は②のいずれかに該当していること ①社会教育主事講習を修了した者 ②社会教育主事養成課程を修了した者(大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位(24単位)を修得した者)
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	2	2	2	2	2	0	2

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.18.2 社会教育士の取得による特別選考(旧課程における社会教育主事養成の修了を含む)

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							第1次試験への加点
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							選考に当たって考慮する
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0		2

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.18.3 社会教育士の取得による特別選考(旧課程における社会教育主事養成の修了を含む)

区分 区市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.19.1 手話通訳士の所持による特別選考

区分 区市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分を含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	(ア)一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	(イ)特別免許状を活用した選考を実施している場合
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								
10 群馬県	○	○	○	○	○		手話通訳士の資格を有する者又は群馬県手話通訳者認定試験合格者	
11 埼玉県	○	○	○	○	○		手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録を行った者	
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								
28 兵庫県	○	○	○	○	○		手話通訳士の資格所有者	
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県				○			手話通訳士(厚生労働大臣認定)の資格	
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市	○	○			○		資格を有している者。	
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	4	4	3	4	4	0	5	0

(注)合計については、実施した区市の実数である。

3.19.2 手話通訳士の所持による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							第1次選考において加点している。
11 埼玉県							第1次試験の合計点に10点加点
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							(19)③(ア) →20点
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							手話通訳士(厚生労働大臣認定)の資格(15点加点)
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加點・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							第1次試験において、最大6点を加點している。
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0		5

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

3.19.3 手話通訳士の所持による特別選考

区分 県市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					(具体的に)	その他	(具体的に)
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他			
01 北海道								
02 青森県								
03 岩手県								
04 宮城県								
05 秋田県								
06 山形県								
07 福島県								
08 茨城県								
09 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	0	0	0	0	0		0	

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

3.20.1 特別支援(自立活動)による特別選考

区分 区市名	対象校種				試験区分		受験資格
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	
01 北海道				○	○		特別支援学校自立活動教諭(肢体不自由教育)の普通免許状を有しない者で、理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上の者
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県				○	○		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として、その資格に基づく職務経験が出願時に3年以上有する方
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県				○	○		看護師の資格を有する者、病院等において、常勤の看護師として3年以上の実務経験を有する者
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県				○	○		次の(1)～(3)を全て満たし、かつ(4)又は(5)のいずれかに該当する人 (1) 昭和37(1962)年4月2日以降に出生した人 (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当しない人 (3) 言語聴覚士の場合は言語聴覚士の資格、臨床心理士の場合は臨床心理士の資格を有し、その資格に基づく職務経験が出願時に3年以上ある人 (4) 特別支援学校自立活動教諭免許状を所有している人又は令和5年3月31日までに取得見込みの人 (5) 教育職員免許法第5条第3項に規定する特別免許状の申請が可能なる人
15 新潟県							
16 富山県				○	○		志願する種目の教諭普通免許状を有する者又は令和5年3月31日までに取得見込みの者で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格のいずれかを出願時に有する者
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県	○	○			○		発達障がいに関する専門の知識を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士の有資格者)で、それらの資格を生かして学校やNPOなどで当該児童生徒の教育や療育等に携わった経験が令和3年度又は令和4年度にあり、かつ、令和5年度3月31日現在で通算3年以上ある者。
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県	○	○	○	○	○		令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験(令和4年12月11日(日)実施) 次の各号のいずれにも該当する人。 (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。 (2) 昭和38年4月2日以降に生まれた人。 (3) 看護師の資格を現に有する人。(准看護師を除く。) (4) 常勤の看護師として、看護師の資格に基づく重症心身障がい児の臨床経験*1(一般的な小児病棟は不可)を通算36月以上有する人。 *1 三重県立特別支援学校における常勤講師(看護師資格をもとに医療的ケアにか かる業務を行った者に限る。)の勤務経験も可。 ※ 日本国籍を有しない人も受験できます。
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府				○	○		次のいずれかを満たしていること。 ・令和4年3月31日までに理学療法士及び作業療法士法に規定する理学療法士又は作業療法士の免許を取得している者であること。 ・令和4年3月31日までに言語聴覚士法に規定する言語聴覚士の免許を取得している者であること。
28 兵庫県	○	○	○	○	○		視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格所有者
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県				○	○		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、当該資格に基づく重症心身障害児(者)の臨床経験が、平成29年4月1日以降、令和4年5月31日までに3年以上ある者。
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							

区分	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分に含めて募集を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	その（ア）～（イ）の特別試験免除・加点している場合	（イ）特別免許状を活用した選考を実施している場合
県市名								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市	○	○	○	○	○		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師、助産師、又は看護師のいずれかの資格を有し、その資格に基づく常勤の職として、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に通算1年以上勤務した経験（休職期間等勤務の実態がない期間を除く）を有し、必要とする職歴証明書を提出できる人。	
54 相模原市	○	○			○		資格を有している者。	
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	5	5	3	10	10	2	9	6

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

3.20.2 特別支援(自立活動)による特別選考

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県	○	○	○				
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県	○	○					
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県	○	○		○	○	小論文	
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							申込時に申請があり、かつ言語聴覚士、理学療法士、作業療法士の資格を現に有する場合は選考に際して加点。
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							1次選考に10点加点
28 兵庫県							(20)③(ア) →20点
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県	○	○	○				
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市	○	○					小論文 第1次試験において、最大6点を加点している。
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	5	5	2	1	1		5

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

3.20.3 特別支援(自立活動)による特別選考

区分 県市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他		
01 北海道			○		○		教科等指導法検査
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県		○	○			○	小論文、個人面接
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県	○	○	○				
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県		○	○				
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県	○	○				○	令和5年度三重県立特別支援学校 自立活動教員採用選考試験(令和4 年12月11日(日)実施) 筆答試験、小論文、面接
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県	○	○	○				
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	3	5	5	0	1	2	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

区分 縣市名	対象校種				試験区分		受験資格	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	対象校種・教科の区分を行っている	対象校種・教科とは別の区分を設けて募集を行っている	他（ア）の一部試験免除・加点・その他の特別の選考を実施している場合	（イ）特別免許状を活用した選考を実施している場合
48 札幌市	○	○		○	○		・教育職員免許状(中学校、高等学校の英語以外の外国語)を有する者 ・日本語教育機関の告示基準第1条第1項第13号の規定に該当する者	
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市	○	○			○		日常生活や学校現場に必要なポルトガル語又はスペイン語を理解し、それぞれを母語とする人とのコミュニケーションが可能で、出願時に希望する者。	
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 熊本市								
68 豊能地区								
合計	9	9	5	6	9	0	9	0

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

3.21.2 外国語堪能(英語以外)による特別選考

区分 区市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
01 北海道							第1次検査の総合点に加点。
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							【加点】全校種 京都ポルトガル語検定センター主催「外国語としてのポルトガル語検定(APLE)」B1(初級)以上、 京都ポルトガル語検定センター主催「外国人のためのポルトガル語検定(Celpe-Bras)」中級以上、 公益財団法人日本スペイン協会主催「スペイン語技能検定(西検)」4級(中級)以上、 スペイン文部省認定証「DELE(外国語としてのスペイン語検定)」A2(初級)以上、 一般財団法人中国語検定協会主催「中国語検定」3級以上、 中国政府認定資格「HSK(漢語水平考試)」4級以上のいずれかの資格を有する方 5点
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							・異なる言語の資格を有する場合、それぞれで加点 ・同一言語で複数資格を持つ場合、高いグレードの資格で加点
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							次試験の面接試験の一部を当該外国語により行う。
22 静岡県							
23 愛知県							加点項目外国語堪能者として実施し、第1次試験において当該外国語による面接を行う。面接の結果は、第1次試験の成績に加点している。
24 三重県							申込時に申請があり、かつ教育現場に必要なポルトガル語またはスペイン語の会話能力について、面接結果により、選考に際して加点。
25 滋賀県							

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							第1次試験への加点 ポルトガル語の口頭面接
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							

区分 縣市名	一部試験免除を実施している場合の免除される試験						加点・その他の特別の 選考を実施している具体的内容
	一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	(具体的に)	
48 札幌市							申請により、第1次検査の総合点に5点を加点する
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							1次試験において、ポルトガル語又はスペイン語のバイリンガル特別面接を行う。その結果により、最大10点の加点。
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0		9

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

3.21.3 外国語堪能(英語以外)による特別選考

区分 県市名	特別免許状を活用した選考を実施した場合に免除される試験					その他	(具体的に)
	一般 教養	教職 教養	専門 教科	面接	その他		
01 北海道							
02 青森県							
03 岩手県							
04 宮城県							
05 秋田県							
06 山形県							
07 福島県							
08 茨城県							
09 栃木県							
10 群馬県							
11 埼玉県							
12 千葉県							
13 東京都							
14 神奈川県							
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県							
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県							
22 静岡県							
23 愛知県							
24 三重県							
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府							
28 兵庫県							
29 奈良県							
30 和歌山県							
31 鳥取県							
32 島根県							
33 岡山県							
34 広島県							
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県							
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県							
46 鹿児島県							
47 沖縄県							
48 札幌市							
49 仙台市							
50 さいたま市							
51 千葉市							
52 横浜市							
53 川崎市							
54 相模原市							
55 新潟市							
56 静岡市							
57 浜松市							
58 名古屋市							
59 京都市							
60 大阪市							
61 堺市							
62 神戸市							
63 岡山市							
64 広島市							
65 北九州市							
66 福岡市							
67 熊本市							
68 豊能地区							
合計	0	0	0	0	0	0	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

4.1 大学院在学者・進学者に対する次年度以降の採用選考試験における特別の選考

区分	対象校種・教科				受験資格(対象となる大学院)					特別の選考の内容					
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教職大学院のみ	専修免許状取得可能な大学院全て	国内の大学院全て	国内及び海外の大学院全て	その他	一部試験免除を実施している場合					加点・特別免許状活用した選考・その他の特別の選考
										一般教養	教職教養	専門教科	面接	その他	
各県市															
01 北海道															
02 青森県	○	○	○	○	○					○	○				
03 岩手県															
04 宮城県															
05 秋田県	○	○	○	○	○					○	○				
06 山形県															
07 福島県															
08 茨城県															
09 栃木県															
10 群馬県															
11 埼玉県															
12 千葉県															
13 東京都															
14 神奈川県															
15 新潟県	○	○	○	○			○								「大学院進学者名簿」に登録された者は、最少修了年限の年に出願することで、検査をせずに「採用候補者名簿」に登録する。
16 富山県															
17 石川県															
18 福井県	○	○	○	○		○				○	○	○		○	
19 山梨県															
20 長野県															
21 岐阜県															
22 静岡県															
23 愛知県	○	○	○	○				○						○	
24 三重県															
25 滋賀県															
26 京都府															
27 大阪府	○	○	○	○		○				○	○	○	○		
28 兵庫県															
29 奈良県															
30 和歌山県															
31 鳥取県															
32 島根県															
33 岡山県															
34 広島県															
35 山口県															
36 徳島県															
37 香川県															
38 愛媛県															
39 高知県															
40 福岡県															
41 佐賀県															
42 長崎県	○	○	○	○			○								大学院修了者又は在学中の者は第1次試験に3点加点する。
43 熊本県															
44 大分県															
45 宮崎県															
46 鹿児島県															
47 沖縄県															
48 札幌市															
49 仙台市															
50 さいたま市															
51 千葉市															
52 横浜市															
53 川崎市															
54 相模原市															
55 新潟市															
56 静岡市															
57 浜松市															
58 名古屋市	○	○						○		○	○	○		○	
59 京都市															
60 大阪市	○	○					○			○	○	○	○		
61 堺市															
62 神戸市															
63 岡山市															
64 広島市															
65 北九州市	○	○		○	○					○	○	○			
66 福岡市															
67 熊本市															
68 豊能地区															
合計	10	10	7	8	3	2	3	2	0	6	7	5	2	4	

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

4.2 大学院在学者・進学者に対する採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延長

区分 各縣市	大学院在学者・進学者に対する採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延長				資格(対象となる大学院)					備考
	対象校種・教科				教職大学院のみ	専修免許状取得可能な大学院全て	国内の大学院全て	国内及び海外の大学院全て	その他	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校						
01 北海道	○	○	○	○				○		
02 青森県	○	○	○	○	○					
03 岩手県	○	○	○	○		○				
04 宮城県	○	○	○			○				
05 秋田県	○	○	○	○			○			
06 山形県	○	○	○	○					○	
07 福島県	○	○	○	○		○				
08 茨城県	○	○	○	○		○				
09 栃木県	○	○	○	○		○				
10 群馬県	○	○	○	○		○				高等学校教員については、大学院在学者に限る。
11 埼玉県	○	○	○	○		○				
12 千葉県	○	○	○	○		○				
13 東京都	○	○	○	○	○					
14 神奈川県	○	○	○	○	○	○				
15 新潟県	○	○	○	○			○			国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語は、中学校教諭・高等学校教諭共通で採用しているため、高等学校教諭を中学校教諭欄に含めている。
16 富山県	○	○	○	○		○				
17 石川県	○	○	○	○			○			
18 福井県	○	○	○	○		○				・大学院在学者・進学者に対する次年度以降における採用試験における特別選考の内容は、(ア)適性検査(イ)個人面接(ウ)レポート。 ・大学院在学者・進学者に対する採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延長を行った者については、大学院卒業年度に特別選考を実施。
19 山梨県	○	○	○	○		○				
20 長野県	○	○	○	○		○	○			
21 岐阜県	○	○	○	○			○			
22 静岡県	○	○	○	○			○			
23 愛知県										
24 三重県	○	○	○	○	○	○				三重大学教職大学院以外の教職大学院については、「専修免許状取得可能な大学院全て」と同内容としています。
25 滋賀県	○	○	○	○		○				
26 京都府	○	○	○	○		○				
27 大阪府										(1)③(ア)第1次選考筆答テスト第2次選考面接テストおよび第3次選考筆答・実技テストを免除
28 兵庫県	○	○	○	○		○				
29 奈良県	○	○	○	○		○				
30 和歌山県	○	○	○	○		○				
31 鳥取県	○	○	○	○			○			
32 島根県	○	○	○	○		○				
33 岡山県	○	○	○	○	○		○			
34 広島県	○	○	○	○				○		
35 山口県	○	○	○	○				○		
36 徳島県	○	○	○	○			○			
37 香川県	○	○	○	○					○	
38 愛媛県	○	○	○	○		○				(2)①は養護教員、栄養教員受験者も対象に含む。
39 高知県	○	○	○	○				○		
40 福岡県	○	○	○	○		○				
41 佐賀県	○	○	○	○		○				
42 長崎県	○	○	○	○			○			
43 熊本県	○	○	○	○			○			令和4年度実施選考考査より、採用候補者名簿登載期間の延長者の対象に、特別支援学校教諭免許状の課程認定を有する大学の専攻科等への進学者を追加した。
44 大分県										
45 宮崎県	○	○	○	○		○				
46 鹿児島県	○	○	○	○			○			
47 沖縄県	○	○	○	○					○	

区分 各縣市	大学院在学者・進学者に対する採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延長				備考									
	対象校種・教科									資格(対象となる大学院)				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校						教職大学院のみ	専修免許状取得可能な大学院全て	国内の大学院	国内及び海外の大学院全て	その他
48 札幌市	○	○		○				○						
49 仙台市	○	○	○				○							
50 さいたま市	○	○	○	○			○							
51 千葉市	○	○	○	○		○								
52 横浜市	○	○	○	○				○						
53 川崎市	○	○	○	○				○						
54 相模原市	○	○			○	○								
55 新潟市	○	○	○	○		○								
56 静岡市	○	○				○								
57 浜松市	○	○					○		○					
58 名古屋市														
59 京都市	○	○	○	○		○								
60 大阪市	○	○			○					(1)次年度以降の採用選考試験における特別の選考の特別の選考の内容は2次試験の面接のみとなる。(1次の筆答テストと面接を免除し、さらに2次の筆答テストと実技を免除する。)				
61 堺市	○	○				○								
62 神戸市	○	○	○	○		○								
63 岡山市	○	○				○								
64 広島市	○	○	○	○				○						
65 北九州市	○	○		○	○					対象者は一次試験[筆記試験:教職教養(一般教養を含む)、専門教科]免除				
66 福岡市	○	○	○	○	○									
67 熊本市	○	○	○				○							
68 豊能地区														
合計	63	63	55	54	9	32	16	8	4					

(注)合計については、実施した県市の実数である。

5.1.1障害のある者を対象とした特別の選考 1/2

区分 各縣市	障害のある者を対象とした特別の選考の実施	障害のある者を対象とした特別の選考の実施 大学院推薦による特別の選考の実施	募集人員				
			一般採用に含む	採用数明示	若干名	その他	
01 北海道	○		○				
02 青森県	○		○				
03 岩手県	○				○		
04 宮城県	○		○				
05 秋田県	○		○				
06 山形県	○			○	10		
07 福島県	○						
08 茨城県	○		○			○	全校種・全職種で10名程度
09 栃木県	○			○	20		
10 群馬県	○			○	5		
11 埼玉県	○					○	
12 千葉県	○					○	6名程度
13 東京都	○		○				
14 神奈川県	○	○	○	○	約20		
15 新潟県	○			○	10		
16 富山県	○					○	
17 石川県	○					○	全ての受験区分で合わせて5人程度(採用見込数315人程度に含む)
18 福井県	○		○				
19 山梨県	○		○				
20 長野県	○	○		○	10		
21 岐阜県	○		○	○	6		
22 静岡県	○			○	10		
23 愛知県	○	○	○			○	障害者選考及び障害者大学推薦特別選考と合わせて小学校、中学校、県立学校で各10名程度。 【障害者大学推薦特別選考】 愛知県、岐阜県及び三重県内の各大学の推薦人数は、各受験区分・教科につき5名までとする。その他の都道府県の各大学の推薦人数は、各受験区分・教科につき3名とする。なお、大学院、短期大学を設置する大学においては、大学院、大学、短期大学のそれぞれから各受験区分・教科につき、愛知県、岐阜県及び三重県内の大学は5名まで、その他の都道府県の大学は3名までを推薦することができる。
24 三重県	○					○	一般採用見込数に含み、約10名
25 滋賀県	○		○				
26 京都府	○					○	
27 大阪府	○		○	○	30		
28 兵庫県	○		○				
29 奈良県	○		○				
30 和歌山県	○					○	
31 鳥取県	○			○	7		
32 島根県	○			○	3		
33 岡山県	○					○	
34 広島県	○					○	全ての校種・職種を合わせて10人程度(採用見込人員の合計に含む。)
35 山口県	○			○	9		
36 徳島県	○					○	5名程度
37 香川県	○		○				
38 愛媛県	○			○	10		
39 高知県	○			○	4		
40 福岡県	○					○	
41 佐賀県	○		○				
42 長崎県	○			○	20		
43 熊本県	○			○	8		
44 大分県	○			○	8		
45 宮崎県	○		○				
46 鹿児島県	○		○			○	
47 沖縄県	○					○	
48 札幌市	○		○				
49 仙台市	○		○				
50 さいたま市	○					○	
51 千葉市	○					○	6名程度
52 横浜市	○		○				
53 川崎市	○	○	○				
54 相模原市	○	○	○	○	2		
55 新潟市	○		○				
56 静岡市	○			○	3		
57 浜松市	○		○				
58 名古屋市	○			○	10		
59 京都市	○		○				
60 大阪市	○			○	約20		
61 堺市	○		○				
62 神戸市	○	○				○	
63 岡山市	○	○				○	
64 広島市	○					○	全ての校種・職種を合わせて10人程度(採用見込み人員の合計に含む。)
65 北九州市	○		○				
66 福岡市	○		○				
67 熊本市	○			○	5		
68 豊能地区	○		○				
合計	67	7	31	22	12	9	

(注1) 合計については、実施した県市の実数である。

(注2) 福島県は、障害のある者に限った特別選考は行わず、全ての選考において、「身体障害者手帳」等を所有する志願者の中で、合理的配慮の提供を必要とする者に、個別に提供を決定している。

5.1.1障害のある者を対象とした特別の選考 2/2

区分	受験資格				選考方法・内容	
	身体障害者手帳の交付を受けている者	療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	その他	一般的に	具体的に
各省市				具体的に	一般選考試験と同様	一定の場合に一部免除等の配慮
01 北海道	○	○	○	○		○ 申出により、障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除する。
02 青森県	○	○	○			○ 聴覚障害がある場合は筆談による面接試験を実施、障害の種類に応じて集団面接を個人面接に変更して実施など。
03 岩手県	○	○	○			○ 個別の状況に応じて判断する。
04 宮城県	○	○	○		○	
05 秋田県	○	○	○			○ 障害の種類や程度に応じて、受験方法や施設面等での配慮をするとともに、必要に応じて実技等の一部若しくは全部を免除、又はその内容を変更する。
06 山形県	○	○	○		○	
07 福島県						
08 茨城県	○	○	○	○		○ 原則として一般選考試験と同様に行いますが、障害の種類や程度に応じ、実技試験の全部又は一部を免除します。
09 栃木県	○	○	○			○ 障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。障害の種類に応じて、実技試験等を免除あるいは軽減する場合がある。
10 群馬県	○	○	○			○ 一般教養及び教職教養の免除
11 埼玉県	○		○			○ 第1次試験の免除。障害の種類や程度により、必要に応じ、第2次試験の一部を免除又は内容等を変更。
12 千葉県	○	○	○		○	
13 東京都	○			○		○ 医師の診断書等により障害の程度を客観的に判断できる者 ○ 試験時間の延長、手話通訳者の配置等
14 神奈川県	○	○	○	○		
15 新潟県	○					○ 原則として一般選考検査受検者と同様の検査を行うが、出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除する。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応する。
16 富山県	○	○	○	○		○ 第1次検査において、一般教養、教職教養を免除し、代替として小論文を課す。
17 石川県	○			○		○ 原則、一般選考の試験内容と同じとするが、申請により、障害の種類や程度に応じた配慮を行うとともに、必要に応じて実技試験等の一部又は全部を免除する。
18 福井県	○	○	○		○	
19 山梨県	○					○ ・検査時間の延長
20 長野県	○					○ 実技試験を一部免除
21 岐阜県	○	○	○		○	
22 静岡県	○	○	○			○ 教職・一般教養試験を課題作文に代替
23 愛知県	○	○	○	○		○ 選考を希望する者のうち、書類審査の結果、相当と認められた人は、第1次試験の筆記試験及び第2次試験の面接試験(一部教科について実技試験)を行い、別枠で選考する。 【障害者大学推薦特別選考】 加点を実施し、第1次試験の成績に加点している。
24 三重県				○		○ 原則として、選考方法・試験内容とも一般選考と同様。選考試験の実施にあたって、障がいの種類と程度に応じた試験項目の代替、免除等の措置を必要に応じて検討している。また、「障がい者を対象とした特別選考」以外の他の特別選考の申込資格を満たす場合は、該当する他の特別選考の試験項目により受験できる。
25 滋賀県	○	○	○			○ 第一次選考の「一般教養・教職教養」を免除する。第一次選考の「小論文」に代えて「課題作文」とする。障害の程度等に応じて、第二次選考の体育実技を体育実技指導に関する筆記試験に振り替えることがある。
26 京都府	○	○	○			○ 専門試験の基準点を配慮する
27 大阪府	○	○	○	○		○ 第1次選考の筆答テストを免除
28 兵庫県	○	○	○	○		
29 奈良県				○		○ 試験内容、日時、会場等は原則同じだが、選考にあたっては一般の受験者とは別に可否を判定する。ただし、障害の状況等により、試験の実施方法や内容を一部変更することがある。
30 和歌山県	○	○	○		○	
31 鳥取県	○	○	○			○ 障がいの程度により専門試験(技能・実技試験)内容に受験ができない項目があると思われる場合は、障がいの程度に応じて専門試験(技能・実技試験)の一部若しくは全部について、振替又は免除を行う。具体的な要望については、志願書に具体的に記入する。
32 島根県	○	○	○	○		○ 障がいの程度に応じて協議のうえ決定する。
33 岡山県	○				○	
34 広島県	○	○	○			○ 障害の程度に応じて実技試験の一部又は全ての免除を受けることができる。
35 山口県	○	○	○	○		○ 実技試験の免除、問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長等

区分	受験資格				選考方法・内容	
	身体障害者手帳の交付を受けている者	療育手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	その他	一般的に	具体的に
各 県 市						
36 徳島県	○			○	○	障がいの種類・程度に応じた配慮を行うとともに、選考を別枠で実施する。
37 香川県	○	○	○	○	○	
38 愛媛県	○	○	○	○	○	事前面談を行い障がいの程度に応じて、試験の方法及び内容について配慮し、又は試験の一部を免除することとしている。
39 高知県	○	○	○		○	特別選考としている
40 福岡県	○	○	○		○	
41 佐賀県	○				○	
42 長崎県	○	○	○		○	志願者が求めた配慮を行う。(例)座席配置など 試験免除や加点は、要件を満たす者は一般選考と同様に行う。
43 熊本県	○	○	○	○	○	一般受考者とは別の選考方法で選考を行う。審査内容は、一般受考者と同様。ただし、障がいの種類や程度に応じて配慮を行う。
44 大分県	○	○	○	○	○	所定の医師による診断書・意見書、公的機関による判定書の交付を受けている者
45 宮崎県	○	○	○		○	書類選考合格者は、第2次選考試験を受験する。
46 鹿児島県	○	○	○		○	「障害者特別選考申請書」の記載内容により、必要に応じ、1次試験、2次試験における受験上の配慮を行います。また、1次試験における教職教養試験を免除するとともに、審査の上、実技試験の免除等を行う場合もあります。
47 沖縄県	○	○	○		○	障がいの種類や程度に応じて試験時間の延長等の配慮を決定する。
48 札幌市	○	○	○	○	○	障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除する。
49 仙台市	○				○	1次試験の教職教養の筆記試験に替えて、個人面接試験を実施
50 さいたま市	○	○	○	○	○	第1次試験の筆記試験について、「一般教養及び教職科目」を免除
51 千葉市	○	○	○		○	
52 横浜市	○	○	○		○	特別選考⑥(障害者特別選考)で申込みの方は、一般選考及び特別選考①、②、③、④、⑤のうち、資格要件を満たす選考区分を選択し、選考区分に基づいた第一次試験内容を受験する。
53 川崎市	○	○	○		○	
54 相模原市	○	○	○		○	具体的な内容については受験者と相談。
55 新潟市	○	○	○		○	障がいの種類や程度に応じて、検査の一部を変更又は免除する。必要に応じて別室での受検等の対応をする。
56 静岡市	○	○	○	○	○	受験者の障がいの程度に応じて、受験上の配慮をする。なお、具体的な試験の実施方法は、「障がい者を対象とした選考申請書」の内容を踏まえて検討し、受験者本人に連絡して決定する。
57 浜松市	○	○	○		○	・試験は一般選考と同様の試験を行うが、選考は別に行う。 ・1次試験の「教職・一般教養」を「課題作文」に代えることができる。 ・具体的な試験の方法は、「障がいに配慮した選考申請書」を踏まえて検討し、障がいにより不利になることがないよう配慮する。
58 名古屋市	○	○	○		○	1次試験の総合教養、口述(集団面接)、2次試験では口述(集団面接)を実施しない。 障害の種類や程度に応じた配慮をする。
59 京都市	○	○	○	○	○	障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長、書面等での指示、受験会場・座席の配慮を可能な範囲で行う。
60 大阪市	○	○	○		○	本人からの申告があった場合につき、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行う。
61 堺市	○	○	○	○	○	障害の種類に応じ、実技試験の免除など、個々に対応する。
62 神戸市	○	○	○		○	障害の状況に応じて、実技試験の一部、またはすべてを免除する。 その他選考試験でも可能な限りの配慮をする。
63 岡山市	○				○	
64 広島市	○	○	○		○	障害の程度に応じて実技試験の一部又はすべての免除を受けることができる
65 北九州市	○	○	○		○	一般選考と同様の試験を行うが、選考は「一般選考」とは別に行う。 必要に応じて点字又は手話等の対応を行うとともに、障害の程度に応じた実技試験の実施。
66 福岡市	○	○	○		○	第1次試験(筆記試験)において、受験した試験科目のいずれも「不可とする基準」に該当しない者を、第1次試験合格者とした。
67 熊本市	○	○	○		○	
68 豊能地区	○	○	○	○	○	実技試験等が障害を事由として受験が難しい場合、面談等に振り替えて実施
合 計	65	54	55	24	15	52

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

5.1.2障害のある者の採用促進に向けた取組

区分 区市名	①教育公務員特例法第22条の5第1項に規定する協議会の活用	②教職課程を置く大学等との連携	③その他の障害のある者の採用促進に向けた取組
	具体的に	具体的に	具体的に
01 北海道		○ 障がいのある方の大学進学や教員採用に関わって、北海道内の大学を対象とした調査を実施し、大学、校長、市町村教育委員会の代表等で構成する教員採用に関する協議会において調査結果をフィードバックし、障がいがある方の採用促進に努めている。	
02 青森県			○ 大学訪問や県教育委員会ホームページにおいて、障害者特別選考の周知を行い、受験者の確保に努めている。
03 岩手県			
04 宮城県			○ 教員採用選考の広報活動において、必ず説明している
05 秋田県			
06 山形県			
07 福島県		○ 福島県教育委員会と福島大学による連携協議会において、障がい者雇用の促進について協議を行っている。	○ ・教員採用候補者選考試験実施要領公表とともに、障がいがあり、現場で活躍する教員からのメッセージ動画をホームページに公開している。 ・障がいのある受験者に対し、合理的配慮を提供している。
08 茨城県			
09 栃木県			○ 関係機関に「障害のある方を対象とした選考」の実施について、リーフレット等で周知。
10 群馬県			○ 教員業務支援員を障害者雇用の一環として任用している。
11 埼玉県			○ 教員採用案内(パンフレット)に障害者特別選考で合格した若手教員のページを設け、教員を目指す障害のある方へのメッセージを紹介。また、教員募集説明会で参加者や大学の就職担当者に作成したパンフレットを配付し説明している。またホームページにも障害者特別選考に係るページを設け、周知。
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県		○	
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県	○ 教員採用選考試験検討会議の中で障害のある者の採用促進に向けて検討している。		○ 教職の魅力紹介パンフレットに、障害のある方を含めて掲載している。募集要項に、障害のある方の教員採用に積極的に取り組んでること及び障害のあることが選考において不利になることはないことを明記している。また、採用選考試験実施にあたっては障害に応じて、点字試験、試験問題の拡大、試験時間の延長、別室受験、手話通訳等の受験補助員の配置等を行うなど引き続き障害者が受験しやすい環境の整備を行っている。
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			○ 大学訪問等において教員採用試験における障害者特別選考についてや受験に際しての配慮事項等の説明をするとともに、教員募集パンフレットにおいて障害者特別選考採用の教員を紹介している。
29 奈良県			○ ※全国障害学生支援ならネットに登録し、参加している学生は、一般教養試験と集団面接(討議)を免除
30 和歌山県			
31 鳥取県			○ ・一般選考と切り離し、別枠で選考 ・採用予定数は、小・中・高・養護・栄養教諭で合計5名程度、特支教諭で2人程度。
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			○ 県身体障害者連合会(を通して県内障害者団体)や県内労働局、ハローワークに実施要項、パンフレット、ポスターを配付し協力を依頼。高等学校等の校長会を通して進路決定期にある生徒への周知にも取り組む。
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			

区分 区市名	①教育公務員特例法第22条の5第1項に規定する協議会の活用	②教職課程を置く大学等との連携	③その他の障害のある者の採用促進に向けた取組
	具体的に	具体的に	具体的に
41 佐賀県			
42 長崎県			○ 障害者特別採用選考の周知や広報活動を行う。
43 熊本県		○ 大学訪問を行い説明会を実施する中で、障がいのある者を対象とした特別選考について周知している。	
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県		○ ・ 大学等関係機関との連携をとり、大学においても、障害者の積極的な受け入れや障害のある学生の教員免許状取得の促進について依頼 ・ 教員免許取得可能な九州内の大学、短大に障害者雇用推進ポスターの掲示を依頼	○ ・ 県内のすべてのハローワークに障害者雇用推進ポスターの掲示を依頼
47 沖縄県			
48 札幌市			○ 公式ホームページにおいて、障がい者特別選考の内容について、積極的に周知している。
49 仙台市			
50 さいたま市			
51 千葉市			
52 横浜市	障害の有無を区別せずに実施	障害の有無を区別せずに実施	
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市	○ 新潟市教職員育成協議会での情報交換・情報共有	○ 新潟大学、上越教育大学との連携協議会での情報交換・情報共有	
56 静岡市			
57 浜松市			
58 名古屋市		○ 説明会で声掛けをしている。	○ ・ 募集要項を別にしている。 ・ 近隣大学において、障害のある学生への呼びかけ
59 京都市			
60 大阪市			
61 堺市			○ ハローワーク等の機関に募集案内(点字含む)を別途送付する。
62 神戸市			
63 岡山市			
64 広島市			
65 北九州市		○ 大学訪問を実施し、教員採用試験や講師登録の説明会を行っている。 大学と協定を締結し、市立学校において学生ボランティアの受け入れを行っている。	○ 採用後は、障害の種類や程度を勘案した配置を行い、安心して働くことができる環境づくりに努めている。
66 福岡市			
67 熊本市			○ 障がい保健福祉課と連携し、教員採用選考試験のパンフレット等を障がい者サポートセンターへ配付
68 豊能地区			
合計	2	8	18

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

5.2.1試験時における配慮の有無、障害のある者への配慮の周知方法

区分 区市名	試験時に何らかの 配慮をしている	配慮の周知方法					具体的に
		募集要項等	パンフレット	ホームページ	受験説明会	その他	
01 北海道	○	○		○	○		
02 青森県	○	○					
03 岩手県	○	○	○	○	○		
04 宮城県	○	○	○		○		
05 秋田県	○	○					
06 山形県	○	○					
07 福島県	○	○		○			
08 茨城県	○	○					
09 栃木県	○	○	○	○	○		
10 群馬県	○	○			○		
11 埼玉県	○	○	○	○	○		
12 千葉県	○	○			○		
13 東京都	○	○	○	○	○		
14 神奈川県	○	○	○	○	○		
15 新潟県	○	○		○	○	○	電子申請システムに検査時における配慮事項欄を設けている
16 富山県	○	○	○	○	○		
17 石川県	○	○		○	○	○	出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
18 福井県	○	○		○			
19 山梨県	○	○	○				
20 長野県	○			○			
21 岐阜県	○	○		○			
22 静岡県	○	○					
23 愛知県	○	○	○	○			
24 三重県	○	○		○	○	○	ラジオ等での広報、大学訪問時の説明、全国の地域障害者職業センターに要項を送付し、利用者への周知を依頼
25 滋賀県	○	○					
26 京都府	○	○					
27 大阪府	○	○	○	○	○	○	電子申請画面に記載
28 兵庫県	○	○				○	
29 奈良県	○	○		○	○		
30 和歌山県	○	○	○	○	○		
31 鳥取県	○	○		○	○		
32 島根県	○	○	○				
33 岡山県	○	○		○	○		
34 広島県	○	○	○	○	○		
35 山口県	○	○	○	○	○	○	県身体障害者連合会(を通して県内障害者団体)や県内労働局、ハローワークに実施要項、パンフレット、ポスターを配付し協力を依頼。高等学校等の校長会を通して進路決定期にある生徒への周知にも取り組む。
36 徳島県	○	○			○		
37 香川県	○	○			○		
38 愛媛県	○	○					
39 高知県	○	○	○				
40 福岡県	○	○					
41 佐賀県	○	○					
42 長崎県	○	○		○			
43 熊本県	○	○	○	○	○		
44 大分県	○	○					
45 宮崎県	○	○					
46 鹿児島県	○	○			○		
47 沖縄県	○	○			○		
48 札幌市	○	○		○	○		
49 仙台市	○	○			○		
50 さいたま市	○	○		○			
51 千葉市	○	○			○		
52 横浜市	○	○		○	○		
53 川崎市	○	○					
54 相模原市	○	○					
55 新潟市	○	○		○	○		
56 静岡市	○	○		○	○		
57 浜松市	○						
58 名古屋市	○	○	○	○	○		
59 京都市	○	○	○	○	○		
60 大阪市	○	○		○			
61 堺市	○	○		○	○		
62 神戸市	○	○					
63 岡山市	○	○	○	○	○		
64 広島市	○	○	○	○	○		
65 北九州市		○			○		
66 福岡市	○	○					
67 熊本市	○	○	○	○			
68 豊能地区	○	○					
合計	67	66	21	36	37	6	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.2筆記試験における配慮【視覚障害のある者】

区分 区市名	点字受験	文字・用紙の拡大	ライトの使用	拡大鏡の使用	試験時間の延長	点字補助員配置	介添者配置	ワープロ等使用	音声回答	別室受験	受験者の希望に対応	その他	
													具体的に
01 北海道	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
02 青森県											○		
03 岩手県	○	○		○	○						○		
04 宮城県	○	○		○	○			○			○		
05 秋田県											○		
06 山形県											○		
07 福島県	○	○		○	○						○		
08 茨城県	○	○		○	○			○			○		
09 栃木県	○	○		○	○			○			○		
10 群馬県		○									○		
11 埼玉県	○	○	○	○	○			○			○		
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
14 神奈川県												○	配慮の内容については、本人・家族等から障がいの詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。
15 新潟県	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
16 富山県												○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○	○		○	○			○	○	○	○		
18 福井県	○	○		○	○	○		○			○		
19 山梨県												○	検査時間の延長
20 長野県	○	○		○	○		○	○	○	○	○		
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
22 静岡県		○		○	○						○		
23 愛知県	○	○	○	○	○	○		○			○		
24 三重県	○	○	○	○	○			○			○		
25 滋賀県		○		○	○		○	○	○	○	○		
26 京都府	○	○	○	○	○			○			○		
27 大阪府	○	○		○	○			○			○		○ 会場内の誘導、試験会場の配慮
28 兵庫県		○		○	○		○				○		
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30 和歌山県	○	○	○	○	○		○				○		○ 問題の読み上げ対応
31 鳥取県	○	○		○	○						○		
32 島根県	○	○		○	○						○		
33 岡山県		○		○	○						○		
34 広島県	○	○		○	○		○	○			○		
35 山口県												○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県	○	○		○							○		
37 香川県		○		○	○		○	○			○		
38 愛媛県													
39 高知県											○		
40 福岡県											○		
41 佐賀県												○	受験者の配慮事項の申出に応じて可能な限り対応
42 長崎県												○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
44 大分県	○										○		
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
46 鹿児島県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
47 沖縄県	○	○	○	○	○		○				○		
48 札幌市	○	○		○	○			○			○		
49 仙台市	○	○	○	○	○		○				○		
50 さいたま市	○	○		○	○			○			○		
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
52 横浜市	○	○		○	○		○				○		
53 川崎市		○	○	○	○		○				○		
54 相模原市	○	○		○							○		
55 新潟市												○	
56 静岡市		○		○								○	
57 浜松市		○			○		○				○		
58 名古屋市	○	○		○	○		○				○		
59 京都市												○	
60 大阪市	○	○	○	○							○		
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
62 神戸市		○			○						○		
63 岡山市													
64 広島市	○	○		○	○		○	○			○		
65 北九州市	○	○	○	○								○	
66 福岡市		○	○	○		○	○				○		
67 熊本市	○	○		○	○						○		
68 豊能地区	○	○		○	○			○			○		
合計	42	52	22	48	42	11	24	28	12	46	59	8	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.3筆記試験における配慮【聴覚障害のある者】

区分 区市名	手話通訳	補聴器使用	要約筆記	書面・筆談による指示	介添員配置	前列・希望する席に配置	ハンドマイク使用	別室受験	受験者の希望に対応	その他	
											具体的に
01 北海道	○	○		○		○		○	○		
02 青森県									○		
03 岩手県	○			○		○			○		
04 宮城県		○		○		○			○		
05 秋田県									○		
06 山形県									○		
07 福島県	○	○		○		○		○	○		
08 茨城県	○	○		○		○		○	○		
09 栃木県	○	○		○	○	○		○	○		
10 群馬県	○			○	○	○		○	○		
11 埼玉県	○	○	○	○		○		○			
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14 神奈川県										○	配慮の内容については、本人・家族等から障がいの詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。
15 新潟県	○	○		○	○	○		○	○		
16 富山県										○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○		○	○	○	○		○	○	○	出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
18 福井県		○						○	○		
19 山梨県										○	検査時間の延長
20 長野県	○	○	○	○	○	○		○	○		
21 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22 静岡県	○	○				○		○	○		
23 愛知県	○	○	○	○		○			○		
24 三重県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
25 滋賀県	○	○		○		○	○	○	○		
26 京都府	○	○		○					○		
27 大阪府	○	○	○	○		○			○	○	開始、終了の合図
28 兵庫県		○		○	○	○		○	○		当日の流れを紙で説明
29 奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30 和歌山県	○	○		○	○	○		○	○		
31 鳥取県	○	○	○	○		○			○		
32 島根県		○		○		○			○		
33 岡山県	○	○		○		○		○	○		
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35 山口県										○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県	○	○	○	○		○		○	○		
37 香川県	○	○		○		○			○		
38 愛媛県	○	○		○		○		○	○		
39 高知県									○		
40 福岡県									○		
41 佐賀県										○	受験者の配慮事項の申出に応じて可能な限り対応
42 長崎県	○	○		○	○	○				○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
44 大分県						○		○	○		
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	○			○		
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○		○	○		
48 札幌市	○	○		○		○		○	○		
49 仙台市	○	○		○	○	○	○	○	○		
50 さいたま市		○				○		○	○		
51 千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
52 横浜市	○	○		○		○		○	○		
53 川崎市	○	○		○	○	○		○	○		
54 相模原市		○		○		○		○	○		
55 新潟市									○		
56 静岡市											
57 浜松市		○			○	○		○	○		
58 名古屋市	○	○		○	○	○		○	○		
59 京都市									○		
60 大阪市	○	○	○	○		○		○	○		
61 堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
62 神戸市				○		○		○	○		
63 岡山市											
64 広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
65 北九州市		○							○		
66 福岡市	○	○		○	○	○	○	○	○		
67 熊本市	○					○			○		
68 豊能地区	○	○		○		○		○	○		
合計	44	48	21	47	25	51	14	42	59	9	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.4筆記試験における配慮【肢体不自由のある者】

区市名	区分	試験時間の延長	解答方法の変更	ワープロ等使用	用紙拡大	別室受験	試験会場・機等の配慮	受験者の希望に対応	その他	
									具体的に	
01	北海道	○	○		○	○	○	○		
02	青森県							○		
03	岩手県						○	○		
04	宮城県							○		
05	秋田県							○		
06	山形県							○		
07	福島県				○	○	○	○	○	障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定する。
08	茨城県	○		○	○	○	○	○		
09	栃木県					○	○	○		
10	群馬県				○	○		○		
11	埼玉県	○	○	○	○	○	○			
12	千葉県	○	○	○	○	○	○	○		
13	東京都	○	○	○	○	○	○	○		
14	神奈川県								○	配慮の内容については、本人・家族等から障がいの詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。
15	新潟県	○	○	○	○	○	○	○		
16	富山県								○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17	石川県						○		○	出願後に、配慮を行う旨を口頭(聴覚障害者にはFAX)で周知
18	福井県			○		○	○	○		
19	山梨県								○	検査時間の延長
20	長野県	○			○	○		○		
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○	○		
22	静岡県	○			○	○	○	○		
23	愛知県	○			○	○	○	○	○	車椅子の使用についての配慮
24	三重県	○	○	○	○	○	○	○		
25	滋賀県	○		○	○	○	○	○		
26	京都府	○		○	○	○	○	○		
27	大阪府	○	○		○	○	○	○		
28	兵庫県	○			○	○	○	○	○	車椅子を利用する受験者に介助員を配置
29	奈良県	○	○	○	○	○	○	○		
30	和歌山県	○			○	○	○	○		
31	鳥取県					○	○	○		
32	島根県	○				○		○		
33	岡山県	○			○	○	○	○		
34	広島県	○	○	○	○	○	○	○		
35	山口県								○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36	徳島県				○	○	○	○		
37	香川県					○	○	○	○	・肢体不自由のある者には、受験者の希望に対応できるよう監督者を追加して配置。 ・読み書き障害を有する受験者に対して、筆記試験の時間を1.3倍にする。
38	愛媛県									
39	高知県							○		
40	福岡県					○		○		
41	佐賀県								○	受験者の配慮事項の申出に応じて可能な限り対応
42	長崎県						○		○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43	熊本県	○	○	○	○	○	○	○		
44	大分県					○	○	○		
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○		
46	鹿児島県					○	○	○		
47	沖縄県	○			○	○	○	○		
48	札幌市	○		○	○	○	○	○		
49	仙台市	○			○	○	○	○		
50	さいたま市		○	○	○	○	○	○		
51	千葉市	○	○	○	○	○	○	○		
52	横浜市						○	○		
53	川崎市	○			○	○	○	○		
54	相模原市				○	○	○	○		
55	新潟市							○		
56	静岡市									
57	浜松市	○			○	○	○	○		
58	名古屋市	○	○	○		○	○	○		
59	京都市							○		
60	大阪市				○	○	○	○		
61	堺市	○	○	○	○	○	○	○		
62	神戸市					○	○	○		
63	岡山市									
64	広島市	○	○	○	○	○	○	○		
65	北九州市							○		
66	福岡市				○	○	○	○		
67	熊本市							○		
68	豊能地区	○		○	○	○	○	○		
合計		32	17	21	37	47	47	57	11	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.5実技試験・面接試験時の配慮

区分 県市名	実技		面接	
	具体的に		具体的に	
01 北海道	○	手話通訳者や補助員の配置、検査時間の延長など	○	手話通訳者や補助員の配置、検査員の発言が聞き取りやすいような配席など
02 青森県	○	【肢体不自由のある者】:小音楽、小体育試験において、障害の程度に応じ試験内容を変更して実施した。	○	令和5年度試験における該当者なし
03 岩手県	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
04 宮城県	○	【身体障害】:着用する水着の配慮 【肢体不自由】:エレベーターの使用	○	【難聴】:補聴器の装用、文字情報での説明、手話通訳の配置、ノートテイクの配置 【肢体不自由】:エレベーターの使用
05 秋田県	○			
06 山形県	○	志願書に「受験に際して配慮を希望すること」の記載欄を設け、個別に聞き取り等を行いながら配慮を行う。	○	志願書に「受験に際して配慮を希望すること」の記載欄を設け、個別に聞き取り等を行いながら配慮を行う。
07 福島県	○	手話通訳士等手話のできる者の配置、補聴器装用可など障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定している。	○	手話通訳士等手話のできる者の配置、補聴器装用可など障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定している。
08 茨城県	○	障害の種類や程度に応じ、実技試験の全部又は一部を免除		
09 栃木県	○	受験者の希望に対応。	○	受験者の希望に対応。
10 群馬県				
11 埼玉県	○	【精神障害のある者】座席を希望の位置に指定、【視覚障害のある者】会場内の誘導、課題を読み取る時間の延長	○	【聴覚障害のある者】手話通訳者の配置及び注意事項等の文書による伝達、面接試験員のフェイスシールド着用、受験者全員のマウスシールドの着用(同一グループ)、補聴器の使用、座席を前列に指定、【視覚障害のある者】点字盤の持込許可、試験時間の延長、【発達障害(吃音)のある者】面接試験員への障害の周知、【発達障害のある者】ゆっくり質問するよう面接員に伝達
12 千葉県	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。	○	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。
13 東京都	○	【保健体育(聴覚障害者)】 ダンス時は手拍子でリズムを伝える	○	・補聴器使用 ・手話通訳者配置 ・杖の持ち込み ・内履き用装具の使用(内履きへの履き替えが必要な会場のため)
14 神奈川県	○	配慮の内容については、本人・家族等から障がいの詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。	○	配慮の内容については、本人・家族等から障がいの詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。
15 新潟県	○	原則として一般選考受験者と同様の検査を行うが、出願種別や教科等、障害の程度により、実技検査の一部を変更又は免除する。	○	原則として一般選考受験者と同様の検査を行うが、出願種別や教科等、障害の程度により、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応する。 【聴覚障害のある者への実際の対応】 ・手話通訳者を配置し、面接員の質問を受験者に手話で伝えた。 ・受験者の回答はホワイトボードへの筆記もできるよう準備した。 ・受付では指示や連絡を書いた紙を受験者に配付した。 ・回答をホワイトボードに記述する時間が必要となるため、面接時間の延長を検討した。
16 富山県	○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。	○	受験者の要望に応じて、可能な配慮を行う。 令和4年度実施の第1次検査では、聴覚障害のある受験者に集団面接検査を課す際、受験上の諸注意を書面で示し、手話通訳者2名を同席させた。
17 石川県	○	受験者の希望に対応。 【肢体不自由のある者】:水泳実技の免除を認めた。	○	受験者の希望に対応。
18 福井県				
19 山梨県				
20 長野県	○	受験者と事前に相談の上、配慮する。(例:手話通訳者・介助者の配置、実技の一部または全部を免除、専任の担当者をつける)	○	・聴覚障がいのある者に対して、希望により手話通訳者、要約筆記者を配置する。 ・視覚障がいのある者に対して、希望により点字による場面提示や専任担当者を配置する。
21 岐阜県	○	受験者の障がいの様子や試験内容から、事前に配慮事項を明らかにして、本人に通知し安心感を持たせている。面接試験の実施時間や試験会場の配慮	○	面接試験の実施時間や検査会場での配慮
22 静岡県			○	面接時間の延長、ホワイトボードの使用
23 愛知県	○	視覚障害者に対して、問題の拡大、点字受験、時間延長などを実施している。 聴覚障害者に対して、手話通訳を介して指示を伝えている。	○	視覚障害者に対して、受験会場内での付き添いや案内を行っている。 聴覚障害者に対して、口述試験(面接)を手話通訳により実施している。 肢体不自由者に対して、動線等を考慮して座席を配置している。
24 三重県	○	申込内容及び「障がい者を対象とした特別選考申請書」の記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。	○	申込内容及び「障がい者を対象とした特別選考申請書」の記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
25 滋賀県	○	第二次選考の体育実技について、体育実技指導に関する筆記試験にかえることがある。	○	・面接員との距離を近くする。 ・手話通訳をつける。
26 京都府	○	受験者から、聞き取った内容について、検討し、配慮する。	○	聴覚障害者:手話通訳の配置、試験時間の延長、面接会場の椅子の位置を変更(面接官との距離を詰める)、口頭説明事項をメモで説明を行った。
27 大阪府	○	【視覚障がいのある者】:英語試験においてリスニング試験時間を延長、点字により出題 【聴覚障がいのある者】:水泳試験においてスタート時に手を上げて合図する	○	【視覚障がいのある者】:会場内の誘導、試験会場の配慮、提出書類の代筆可 【肢体不自由のある者】:提出書類のPC作成または代筆可、杖の持込許可、試験会場の配慮 【聴覚障がいのある者】:手話通訳者又は筆談者の配置、注意事項等を記載した書類を配付
28 兵庫県	○	【肢体不自由のある者】実技試験を口頭試問に変更した。	○	【聴覚障害のある者】手話通訳者及び要約筆記者を配置した。面接官の口元が見えるようにフェイスシールドに対応した。
29 奈良県	○	実技実施時に、受験者が希望する安全配慮上の補助員を配置した。当日試験内容の説明を他の受験者と同様に受けた後、実施できるかを判断した。実施不可能な場合は、他の項目を提示し実技試験に代えた。その他にも、受験者が希望する配慮事項についてはできる限り対応する方針である。	○	座席位置等の配慮を行った(聞こえやすい位置を考慮)。その他にも、受験者が希望する配慮事項についてはできる限り対応する方針である。
30 和歌山県	○	体育等の実技が不可能な場合は、口頭試問に代えて実施可能。 希望に応じて、待機場所から試験会場への往来等の移動時には介助員が誘導し、安全を確保する。	○	希望に応じて、待機場所から試験会場への往来等の移動時には介助員が誘導し、安全を確保する。
31 鳥取県			○	【聴覚障がいのある者】 ・試験官及び集団面接の同じグループの受験者はマスクの代わりにフェイスシールドを着用。 【肢体不自由障がいのある者】 ・控室・会場のある階まで階段昇降機で移動。
32 鳥根県	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
33 岡山県	○	なし	○	個人面接、模擬授業・口頭試問については、口語と筆談によって実施。手話通訳をつけて実施したこともある。
34 広島県	○	点字資料の利用。介添員配置。	○	手話通訳者の配置。面接時間延長。要約筆記者の配置。筆談ボード利用。
35 山口県	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。		志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県			○	聴覚障がいのある受験者の対応 ①監督者はマスクを外してフェイスシールドを着用して発言する。(口元が見えることでより確かな理解に結び付くため) ②監督者の指示内容は用紙に記載し、監督者の発言に合わせて、受験者に提示する。 ③個人面接では、手話通訳の方に面接官の質問を手話通訳してもらう。
37 香川県			○	【視覚障害のある者】:試験会場内の移動の介助を行う。 【聴覚障害のある者】:手話通訳を配置することで対応したり、集団面接で討議内容が聞き取れるように座席の配慮を行う対応をする。 【肢体不自由のある者】:試験会場内の移動についてエレベーターの使用を可とする。面接室の出入りがしやすいように、集団面接時の座席の配慮を行う対応をする。
38 愛媛県	○	該当なし	○	書面、筆談、パソコンを使用している面接、要約筆記者を同席しての面接、手話通訳士を同席しての面接
39 高知県	○	受験者の希望に対応	○	受験者の希望に対応
40 福岡県	○	実技に際して配慮を必要とする場合、障がいの程度に応じて対応する。(今年度は該当者なし)	○	聴覚障がい者に対して、手話通訳者の配置を行った。
41 佐賀県				
42 長崎県	○	内容は一般受験と同じ	○	本人の障害の程度や障害の状況に応じた配慮を行う。
43 熊本県	○	受考者本人がどのような配慮を望んでいるか把握し、検討したうえで、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。	○	受考者本人がどのような配慮を望んでいるか把握し、検討したうえで、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
44 大分県				
45 宮崎県	○	受験者との相談の上、配慮の内容を決定する。	○	視覚障がいのある者は点字による問題提示を行うなど、受験者との相談の上、配慮の内容を決定する。
46 鹿児島県	○	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。	○	本人からの申請書の内容に応じて適切に対応している。
47 沖縄県	○	受験者の希望に対応	○	・聴覚障がいのある受験者に対しては、面接時の手話通訳者の配置、書面・筆談による注意事項伝達、試験時間の延長等の配慮 ・視覚障がいのある受験者に対しては、試験会場内における介添員の常時配置

区分 県市名	実技		面接	
	具体的に		具体的に	
48 札幌市	<input type="checkbox"/>	手話通訳者や補助員を配置するなど。	<input type="checkbox"/>	手話通訳者や補助員を配置するとともに、検査員等の発言が聞き取りやすいような席の配置など。
49 仙台市	<input type="checkbox"/>	障害の程度により、一部実技試験の免除を行う。	<input type="checkbox"/>	第1次選考筆記試験において、教職教養に替えて個人面接を実施する。
50 さいたま市				
51 千葉市	<input type="checkbox"/>	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。	<input type="checkbox"/>	聴覚に障害のある者に対し、手話通訳者を配置した。
52 横浜市	<input type="checkbox"/>	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している。	<input type="checkbox"/>	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している。
53 川崎市	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応
54 相模原市	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応
55 新潟市				
56 静岡市				
57 浜松市	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に可能な限り対応。	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に可能な限り対応。
58 名古屋市	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応
59 京都市	<input type="checkbox"/>	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する。	<input type="checkbox"/>	事前に受験者に対して聞き取りを行ったうえで、受験者の障害の程度や希望に応じて配慮する。
60 大阪市	<input type="checkbox"/>	面談や電話相談により、実技試験の方法を決める。	<input type="checkbox"/>	聴覚障がい者には、希望により手話通訳を配置する。
61 堺市	<input type="checkbox"/>	これまでの実績はなし。	<input type="checkbox"/>	聴覚障害者の方について、面接時に面接官とは別に担当を1名配置し、面接官からの質問をモニターに提示するとともに、試験時間を延長した。
62 神戸市	<input type="checkbox"/>	受験者から配慮の申し出があった際には、障害の状況に応じて、実技試験の一部、または全ての免除をする。		
63 岡山市				
64 広島市	<input type="checkbox"/>	点字資料の利用。介添員配置。	<input type="checkbox"/>	手話通訳者の配置。面接時間延長。要約筆記者の配置。筆談ボード利用。
65 北九州市	<input type="checkbox"/>	受験者の障害の内容・程度により個別対応	<input type="checkbox"/>	受験者の障害の内容・程度により個別対応
66 福岡市			<input type="checkbox"/>	【聴覚障がいのある者】 ・補聴器の使用を認める。 ・面接評定員は、大きな声で質問を行う。
67 熊本市	<input type="checkbox"/>	受験者の障がいの程度や希望に対応	<input type="checkbox"/>	受験者の障がいの程度や希望に対応
68 豊能地区	<input type="checkbox"/>	実技試験の受験が困難な場合、面談等に振替	<input type="checkbox"/>	受験者の希望に対応(筆談での面接など)
合計	47		55	

(注) 合計については、実施した県市の実数である。

5.2.6筆記試験・実技試験・面接試験以外の配慮

区分 区市名	筆記試験・実技試験・面接試験以外	
		具体的に
01 北海道	○	受検者の希望に応じて可能な配慮をする
02 青森県	○	令和5年度試験における該当者なし
03 岩手県	○	受検者の希望に対応
04 宮城県		
05 秋田県		
06 山形県	○	志願書に「受験に際して配慮を希望すること」の記載欄を設け、個別に聞き取り等を行いながら配慮を行う。
07 福島県	○	障がいの状況やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定している。
08 茨城県		
09 栃木県	○	受検者の希望に対応。
10 群馬県	○	会場移動の際のエレベーター等の利用
11 埼玉県		
12 千葉県	○	肢体不自由者のために、会場駐車場の確保
13 東京都		
14 神奈川県	○	配慮の内容については、本人・家族等から障がいの詳しい状況や採用試験時に希望する配慮などを聞き取り、個別に判断する。
15 新潟県	○	メールによる連絡、電話対応ボランティアを介しての連絡、自家用車の検査会場への乗り入れ許可
16 富山県	○	受検者の要望に応じて、可能な配慮を行う。
17 石川県	○	【肢体不自由のある者】：自動車での来場を禁じているが、家族による送迎を認めた。
18 福井県		
19 山梨県		
20 長野県	○	試験当日の受付時から、手話通訳者、専任担当者をつける等の対応をする。
21 岐阜県	○	必要に応じて介助員を付けるなど、安心して受験できるように、また、障がいによって不利にならないように配慮
22 静岡県		
23 愛知県	○	受検者と電話等で配慮事項の確認をする。
24 三重県	○	申込内容及び「障がい者を対象とした特別選考申請書」の記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
25 滋賀県	○	実施要項の点字版を作成。
26 京都府	○	視覚障害者の対応(筆記・面接試験会場にて) ・会場教室までの手引き誘導 ・帰路手引き誘導
27 大阪府	○	試験会場内の誘導等、個々の事情に応じて合理的配慮を実施。
28 兵庫県	○	【肢体不自由のある者】自動車での送迎を許可した。
29 奈良県	○	送迎が必要な者については事前に打ち合わせを行い、試験会場まで利用する交通手段の配慮をした。試験当日までに事前打ち合わせを実施し、受検者が希望する配慮事項の詳細な把握に努め、できる限り対応する方針である。
30 和歌山県	○	特になし。
31 鳥取県		
32 島根県	○	受検者の希望に対応
33 岡山県	○	視覚障害のある者については、掲示板を目の高さ以下に掲示し、試験室までの案内を行ったことがある。グループワークにおいて、歩行に困難がある者に対して、他の者に先行して試験室へ誘導したことがある。
34 広島県	○	手話通訳者の配置。筆談ボード利用。パソコン利用(音声読み上げ等)。試験時間延長。拡大鏡の利用。タブレット機器による文字拡大等。音声点字携帯情報端末利用。解読式時計利用。点字盤利用。
35 山口県	○	志願者と個別に話し合いを行い、必要かつ合理的な範囲で可能となる配慮の内容を決定する。
36 徳島県		
37 香川県	○	・肢体不自由のある者には、事前に連絡し、配慮事項を丁寧に確認した。
38 愛媛県	○	適性検査について別室で個別に対応
39 高知県	○	受検者の希望に対応
40 福岡県		
41 佐賀県		
42 長崎県	○	配慮及び免除に関して希望することを出願時に書類に記載して提出を求めている。
43 熊本県	○	受検者本人がどのような配慮を望んでいるか把握し、検討したうえで、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。
44 大分県		
45 宮崎県	○	受験に際しての注意事項などを、視覚障がいのある者には点字で示したり、聴覚障がいのある者には手話通訳をしたりするなど、受検者との相談の上、配慮の内容を決定する。
46 鹿児島県		
47 沖縄県	○	・模擬授業についても、聴覚障害者に対して、手話通訳の配置準備 ・緊急対応員の配置(AED・介助員 等)
48 札幌市	○	受検者の希望に応じて可能な配慮を行う。
49 仙台市	○	自家用車での来場を認めたり、視覚障害者へ試験会場内への誘導のため、担当者を付けたりする。
50 さいたま市	○	入り口から近い部屋を控室にする。
51 千葉市	○	肢体不自由者のために、会場駐車場の確保
52 横浜市	○	障害の内容・程度と本人の申出内容をもとに、試験の公平性を担保した上で、具体的な配慮を決定している。
53 川崎市	○	受検者の希望に対応
54 相模原市	○	試験以外の説明や案内、配付文書等も受検者の要望に対応
55 新潟市		
56 静岡市		
57 浜松市	○	受検者の希望に可能な限り対応。
58 名古屋市		
59 京都市	○	事前に受検者に対して聞き取りを行ったうえで、受検者の障害の程度や希望に応じて配慮する。
60 大阪市		
61 堺市	○	試験までに個別に連絡をとり、会場内でのエレベーターの使用や、別室対応の有無などを確認
62 神戸市	○	志願書の中に身体障害等で配慮が必要なることを記載できる欄を設け、可能な限り対応した。
63 岡山市		
64 広島市	○	手話通訳者の配置。筆談ボード利用。パソコン利用(音声読み上げ等)。試験時間延長。拡大鏡の利用。タブレット機器による文字拡大等。音声点字携帯情報端末利用。解読式時計利用。点字盤利用。
65 北九州市		
66 福岡市	○	【聴覚障がいのある者】 ・補聴器の使用を認める。 【肢体不自由のある者】 ・試験会場におけるエレベーターの使用を認める。(一般受検者は使用不可)
67 熊本市	○	受検者の障がいの程度や希望に対応
68 豊能地区	○	連絡事項の伝達を個別にメールで行うなど受検者の希望に対応
合計	48	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

5.2.7備考

区分 縣市名	備考
01 北海道	
02 青森県	
03 岩手県	
04 宮城県	
05 秋田県	
06 山形県	
07 福島県	
08 茨城県	
09 栃木県	
10 群馬県	
11 埼玉県	
12 千葉県	
13 東京都	
14 神奈川県	
15 新潟県	
16 富山県	
17 石川県	
18 福井県	・できる限り受験者の希望に対応（合理的配慮の提供に努める）
19 山梨県	
20 長野県	
21 岐阜県	特になし
22 静岡県	
23 愛知県	障害者の受験に際しては、それぞれの障害種についての見識を有する試験委員（面接官等）を配置している。
24 三重県	
25 滋賀県	
26 京都府	
27 大阪府	
28 兵庫県	
29 奈良県	
30 和歌山県	
31 鳥取県	
32 島根県	
33 岡山県	配慮については障害に応じて個別に検討する。
34 広島県	
35 山口県	
36 徳島県	
37 香川県	
38 愛媛県	
39 高知県	
40 福岡県	
41 佐賀県	
42 長崎県	
43 熊本県	
44 大分県	
45 宮崎県	
46 鹿児島県	
47 沖縄県	
48 札幌市	
49 仙台市	
50 さいたま市	
51 千葉市	
52 横浜市	
53 川崎市	受験者の希望により、都度検討対応している。
54 相模原市	
55 新潟市	
56 静岡市	
57 浜松市	
58 名古屋市	
59 京都市	
60 大阪市	
61 堺市	
62 神戸市	
63 岡山市	配慮事項の内容を見て合理的配慮を行うこととしているが、本年度該当者なし。
64 広島市	
65 北九州市	
66 福岡市	
67 熊本市	
68 豊能地区	

6 年齢制限

区分		制限なし	51 ～ 59 歳	41 ～ 50 歳	36 ～ 40 歳	具 体 的 な 年 齢	備 考
縣市名							
1	北海道	○					
2	青森県	○					
3	岩手県	○					
4	宮城県	○					
5	秋田県	○					
6	山形県	○					
7	福島県	○					昭和38年4月2日以降に生まれた者（令和5年4月1日現在の年齢が60歳未満の者）
8	茨城県	○					
9	栃木県	○					
10	群馬県	○					
11	埼玉県	○					
12	千葉県	○					
13	東京都				○	39	
14	神奈川県	○					
15	新潟県	○					
16	富山県	○					
17	石川県			○		49	
18	福井県	○					
19	山梨県	○					
20	長野県	○					
21	岐阜県	○					
22	静岡県	○					
23	愛知県	○					
24	三重県	○					
25	滋賀県			○		49	
26	京都府	○					
27	大阪府			○		45	昭和47年4月2日以降に生まれた者 満50歳以下 ・支援学校「幼稚部・小学部共通、小学部、中学部、高等部」の出願者 【一般選考＜一般対象者＞】 社会人経験者、英語資格所有者、理科教育経験者、司書教諭資格所有者、看護師免許所有者、柔道整復師免許所有者、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士免許所有者、社会福祉士・公認心理師・臨床心理士資格所有者 【一般選考＜大学等推薦者＞】、【現職教諭対象の選考】、【大学院進（在）学者対象の選考】 昭和38年4月2日以降に生まれた者 満59歳以下 【一般選考＜一般対象者＞】 教職経験者（常勤講師経験者・実習教員・寄宿舎指導員） 【障がい者対象の選考】
28	兵庫県	○					
29	奈良県				○	39	
30	和歌山県	○					
31	鳥取県	○					
32	島根県	○					
33	岡山県	○					
34	広島県	○					
35	山口県	○					
36	徳島県	○					
37	香川県			○		49	
38	愛媛県	○					
39	高知県			○		49	
40	福岡県	○					
41	佐賀県	○					
42	長崎県	○					
43	熊本県	○					
44	大分県	○					
45	宮崎県	○					
46	鹿児島県		○			54	
47	沖縄県			○		45	
合計		38	1	6	2		

6 年齢制限

区分 区市名	制限なし	51 ～ 59 歳	41 ～ 50 歳	36 ～ 40 歳	具 体 的 な 年 齢	備 考
48 札幌市	○					
49 仙台市	○					
50 さいたま市		○			58	
51 千葉市	○					
52 横浜市		○			59	
53 川崎市	○				59	
54 相模原市	○					
55 新潟市	○					
56 静岡市	○					
57 浜松市	○					
58 名古屋市			○		49	
59 京都市		○			59	
60 大阪市			○		45	教職経験者や障害のある者、大阪市教師養成講座を修了した者、及び教職大学院推薦特別選考特例で出願する者については、昭和36年4月2日以降に生まれた者
61 堺市	○					
62 神戸市	○					
63 岡山市			○		44	教職経験者を対とした特別選考についてのみ50歳未満の者（昭和48年4月2日以降に生まれた者）
64 広島市	○					
65 北九州市	○					
66 福岡市			○		50	選考区分Ⅱ「正規教員・講師等経験者」については、昭和38年4月2日以降に出生した者
67 熊本市	○					
68 豊能地区			○		45	
合計	51	4	11	2		

(注1) 年齢は令和4年度末時点である。

(注2) 「制限なし」は令和5年4月1日現在で満59歳以下の者を対象
(昭和38年4月2日以降に生まれた者)

7.1 試験問題、解答、配点の公表

区分 区市名	(1)試験問題の公表				(2)解答の公表				(3)配点の公表						
	公表方法				公表方法				公表方法						
	公表する	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	具体的に	公表する	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	具体的に	公表する	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	具体的に
01 北海道	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	情報公開請求者に開示
02 青森県	○	○		○	行政文書開示請求により閲覧可能	○	○	○			○	○	○		
03 岩手県	○	○				○	○	○			○	○	○		
04 宮城県	○	○				○	○	○			○	○	○		
05 秋田県	○	○				○	○				○	○			
06 山形県	○	○				○	○				○	○			
07 福島県	○	○				○	○				○	○	○		
08 茨城県	○	○				○	○				○	○			
09 栃木県	○	○				○	○				○	○			
10 群馬県	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
11 埼玉県	○	○				○	○				○	○			
12 千葉県	○	○				○	○	○			○	○	○		
13 東京都	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
14 神奈川県	○	○				○	○				○	○			
15 新潟県	○	○				○	○								
16 富山県	○	○				○	○				○	○			
17 石川県	○	○		○	問題の持ち帰りが可能	○	○				○	○	○		
18 福井県	○	○				○	○	○			○	○	○		
19 山梨県	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
20 長野県	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
21 岐阜県	○	○	○			○	○	○			○		○		
22 静岡県	○	○				○	○				○	○			
23 愛知県	○	○		○	問題の持ち帰りが可能	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	情報公開請求者に開示
24 三重県	○			○	情報公開請求者に開示、問題の持ち帰りが可能	○		○	○	情報公開請求者に開示	○		○	○	情報公開請求者に開示
25 滋賀県	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	問題中に記載。情報公開請求者に開示。
26 京都府	○	○				○	○				○	○			
27 大阪府	○	○	○			○	○	○			○			○	受験案内に記載
28 兵庫県	○	○	○	○	県民情報センター及び県立図書館への配架	○	○	○	○	県民情報センター及び県立図書館への配架					
29 奈良県	○	○				○	○				○	○			
30 和歌山県	○	○				○	○				○	○			
31 鳥取県				○	公文書開示請求があった際に開示。一般には公表していない。	○	○	○			○	○	○		
32 島根県	○	○	○	○	持ち帰り可、情報公開請求に開示	○	○	○			○	○	○		
33 岡山県	○	○				○	○				○	○			
34 広島県	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
35 山口県	○	○				○	○				○	○			
36 徳島県	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
37 香川県	○	○				○	○				○	○			
38 愛媛県	○			○	公文書公開請求による	○			○	公文書公開請求による	○			○	公文書公開請求による
39 高知県	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
40 福岡県	○	○				○	○				○	○			
41 佐賀県	○	○				○	○				○	○			
42 長崎県	○	○				○	○				○	○			
43 熊本県	○	○				○	○				○	○			
44 大分県	○	○		○	受験者が使用した試験問題の持ち帰り	○	○	○			○	○	○		
45 宮崎県	○	○				○	○				○	○			
46 鹿児島県	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	情報公開請求者に開示	○	○		○	情報公開請求者に開示
47 沖縄県	○	○	○			○	○				○	○	○		
48 札幌市	○	○				○	○				○	○	○		
49 仙台市	○	○				○	○	○			○	○	○		

区分 縣市名	(1)試験問題の公表				(2)解答の公表				(3)配点の公表						
	公表方法				公表方法				公表方法						
	公表する	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	具体的に	公表する	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	具体的に	公表する	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	具体的に
50 さいたま市	○	○	○			○	○				○	○	○		
51 千葉市	○	○				○	○	○			○	○	○		
52 横浜市	○	○		○	試験問題の持ち帰りが可能	○	○				○	○			
53 川崎市	○	○				○	○				○	○			
54 相模原市	○	○				○	○								
55 新潟市	○	○				○	○				○	○			
56 静岡市	○	○				○	○				○	○			
57 浜松市	○	○				○	○				○	○		○	情報公開請求者に開示
58 名古屋市	○	○				○	○				○			○	情報公開請求者に開示
59 京都市	○	○				○	○				○	○		○	受験案内に記載
60 大阪市	○	○	○			○		○			○		○		
61 堺市	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
62 神戸市	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
63 岡山市	○	○				○	○				○	○			
64 広島市	○	○	○			○	○	○			○	○	○		
65 北九州市	○	○				○	○				○	○	○		
66 福岡市	○	○				○	○				○	○			
67 熊本市	○	○				○	○				○	○			
68 豊能地区	○	○	○			○	○	○			○			○	受験案内に配点(筆答・面接・実技)を記載
合計	67	65	18	13		68	65	26	7		65	58	29	11	

(注)合計については、実施した縣市の実数である。

区分 県市名	公表範囲			公表時期		公表方法							公表事項						
	全て公表	一部を除き公表	全く公表しない	選考前	選考後	募集要項等で公表	一般閲覧可能	情報公開請求者に開示	ホームページ掲載	その他	具体的に	筆記試験の配点	面接（個人・集団）の判定基準	実技試験の判定基準	論文・作文の判定基準	模擬授業の判定基準	総合判定基準	その他	具体的に
52 横浜市	○				○				○	○		○					○	○	評定方法と配点比率
53 川崎市	○				○				○			○	○	○	○		○		
54 相模原市		○		○					○				○			○	○		
55 新潟市	○			○		○			○				○	○	○	○	○		
56 静岡市	○				○			○				○	○	○	○	○	○		
57 浜松市	○				○			○				○	○	○	○	○	○		
58 名古屋市	○				○			○				○	○	○	○	○	○		
59 京都市		○			○		○	○				○	○	○	○	○	○		
60 大阪市	○			○		○			○			○	○	○			○		
61 堺市		○		○	○	○		○	○	結果通知書で通知		○	○	○			○		
62 神戸市		○		○		○	○		○			○	○						
63 岡山市			○																
64 広島市		○		○		○		○				○	○	○		○			
65 北九州市		○			○	○	○					○							
66 福岡市	○				○				○			○	○	○	○	○	○		
67 熊本市		○		○		○			○			○							
68 豊能地区		○		○		○						○	○	○					
合計	31	35	2	46	29	34	23	26	37	7		64	55	50	37	31	38	6	

(注1) 合計については、実施した県市の実数である。

7.3 成績の本人への開示(1次試験)

区分 区市名	1次試験															
	開示方法						開示内容									
	開示する	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求 その他	具体的に	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定 その他	具体的に
01 北海道	○				○					○						
02 青森県	○	○						○		○				○		一般・教職教養試験及び専門教科試験それぞれのランク
03 岩手県	○	○								○						
04 宮城県	○	○						○		○						
05 秋田県	○	○						○		○	○					
06 山形県	○	○						○		○					○	実技試験、面接及び小論文の得点
07 福島県	○				○					○		○	○			
08 茨城県	○			○	○				○	○	○				○	合格最低点
09 栃木県	○			○	○			○		○		○				
10 群馬県	○				○	○		○						○		
11 埼玉県	○	○						○			○	○				
12 千葉県	○				○			○			○	○				
13 東京都	○				○	○		○			○					
14 神奈川県	○	○								○						
15 新潟県	○			○				○		○						
16 富山県	○			○					○	○	○				○	面接(個人・集団)の得点、実技検査の得点、小論文の得点
17 石川県	○				○						○	○	○	○	○	
18 福井県	○			○	○			○		○	○				○	筆記試験と実技試験の両方がある受験教科は合計点数
19 山梨県	○				○				○	○	○		○			
20 長野県	○	○						○			○	○	○			
21 岐阜県	○			○				○		○	○				○	面接試験の得点
22 静岡県	○		○		○			○		○	○	○	○			
23 愛知県	○	○								○				○		受験者本人記載の解答用紙(OCRシート)及び小論文試験用紙
24 三重県	○	○			○					○				○		加点の合計点数、各試験項目の平均点
25 滋賀県	○	○								○	○	○		○		総合判定の合格最低点
26 京都府	○	○									○	○		○		
27 大阪府	○			○						○	○	○				
28 兵庫県	○			○	○					○	○					
29 奈良県	○			○	○					○	○	○	○			
30 和歌山県	○				○						○			○		筆記試験のランク
31 鳥取県	○		○		○					○	○	○			○	一次試験結果、適性検査の判定(開示請求の場合)
32 島根県	○			○											○	筆記試験得点の段階
33 岡山県	○			○							○	○				
34 広島県	○	○			○			○		○	○					
35 山口県	○			○	○			○		○	○	○			○	筆記試験、実技試験、面接の評価ランク
36 徳島県	○				○					○	○	○		○		
37 香川県	○		○		○			○			○				○	面接試験の得点。実技試験得点は筆記試験得点に含まれている。
38 愛媛県	○				○					○	○	○		○	○	加点
39 高知県	○				○						○					
40 福岡県	○			○	○			○	○	○	○		○			
41 佐賀県	○				○			○		○						
42 長崎県	○		○		○			○		○		○				
43 熊本県	○			○						○	○				○	実技考査の得点
44 大分県	○	○								○	○			○		
45 宮崎県	○			○				○		○	○		○			
46 鹿児島県	○				○			○		○	○		○			
47 沖縄県	○		○							○	○					

区分 区市名	1次試験																		
	開示方法							開示内容											
	開示する	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他	具体的に	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他	具体的に	
48 札幌市	○					○					○								
49 仙台市	○	○							○		○		○						
50 さいたま市	○	○							○		○	○							
51 千葉市						○			○		○	○							
52 横浜市	○	○								○	○	○					○	同受験区分、選考区分における合格者数及び合格必要得点	
53 川崎市	○			○		○			○		○	○			○				
54 相模原市	○					○					○								
55 新潟市	○			○							○		○						
56 静岡市	○					○					○	○	○	○					
57 浜松市	○				○	○			○		○	○	○	○					
58 名古屋市	○			○		○			○		○			○					
59 京都市	○	○				○			○		○	○	○	○					
60 大阪市	○			○		○				○	○	○					○	面接得点	
61 堺市	○	○									○	○	○				○	不合格者には順位を開示	
62 神戸市	○			○		○				○		○	○				○	不合格者全員に、不合格者中の順位を通知。	
63 岡山市	○			○							○	○							
64 広島市	○	○				○			○		○	○							
65 北九州市	○					○				○	○	○							
66 福岡市	○			○					○		○	○		○					
67 熊本市	○			○							○	○							
68 豊能地区	○			○							○	○					○	面接試験の得点	
合計	67	20	5	24	4	37			31	16	30	64	20	18	19	1	21		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

7.4 成績の本人への開示(2次試験)

区分 区市名	2次試験																		
	開示方法						開示内容												
	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他	具体的に	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他	具体的に		
01 北海道					○			○				○	○	○		○	教科等指導法検査の判定、適性検査の判定		
02 青森県	○							○					○	○	○				
03 岩手県	○							○								○	第2次選考(面接、模擬授業及び実技試験)全体の判定		
04 宮城県	○							○				○	○						
05 秋田県	○							○				○	○	○					
06 山形県	○							○								○	面接、作文及び実技試験の得点		
07 福島県					○						○			○	○	○	身体検査の適否		
08 茨城県			○		○				○	○							○	合格最低点	
09 栃木県			○		○			○				○	○	○					
10 群馬県				○	○			○				○	○						
11 埼玉県	○							○				○	○	○					
12 千葉県					○			○				○					○		
13 東京都					○			○											
14 神奈川県	○											○	○	○	○				
15 新潟県			○					○		○									
16 富山県	○								○	○	○						○	面接(個人)の得点	
17 石川県																			
18 福井県			○		○			○		○	○	○	○	○	○				
19 山梨県						○	選考後に本人の(簡易)開示請求に基づき開示(希望者)		○	○	○	○	○	○	○	○			
20 長野県	○							○				○							
21 岐阜県			○					○		○							○	面接試験の得点、論文の得点、模擬授業の得点、実技試験の得点	
22 静岡県					○					○	○	○	○	○	○				
23 愛知県	○											○					○	実技試験の得点、口述試験の評定	
24 三重県	○				○							○	○	○			○	各試験項目の平均点	
25 滋賀県	○									○		○	○		○		○	総合判定の合格最低点	
26 京都府	○									○	○	○	○				○		
27 大阪府			○							○	○							○	面接試験の得点
28 兵庫県			○		○					○	○								
29 奈良県	○				○					○	○		○	○					
30 和歌山県					○							○	○	○					
31 鳥取県	○				○				○	○		○	○				○	合否、適性検査の判定、各面接官の得点等(開示請求の場合)	
32 島根県			○									○	○						
33 岡山県	○											○	○	○	○	○			
34 広島県			○					○				○	○		○				
35 山口県			○		○			○		○		○	○	○			○	小論文、実技試験、面接の評価ランク	
36 徳島県					○				○	○		○	○	○	○				
37 香川県		○			○			○									○	模擬授業の得点、面接の得点	
38 愛媛県					○				○	○	○	○	○	○			○	加点	
39 高知県					○							○	○				○		
40 福岡県			○		○			○	○	○		○	○				○		
41 佐賀県					○			○				○	○	○	○				
42 長崎県		○			○			○				○	○						
43 熊本県			○						○								○	論述、模擬授業、実技考査、個人面接の得点	
44 大分県	○									○		○	○		○				
45 宮崎県			○					○		○		○					○		
46 鹿児島県					○			○		○			○						
47 沖縄県		○							○	○									
48 札幌市					○			○				○	○				○	教科等指導法検査の判定	
49 仙台市	○							○				○							
50 さいたま市	○							○									○	個人・集団面接の得点、実技試験の得点、論文試験の得点	
51 千葉市					○			○											
52 横浜市	○								○	○		○	○	○	○	○	○	同受験区分における合格者数及び合格必要点数	
53 川崎市			○		○			○		○		○		○					
54 相模原市			○							○		○	○		○				
55 新潟市			○									○							
56 静岡市					○							○							
57 浜松市					○			○				○		○	○				
58 名古屋市			○		○			○				○	○						
59 京都市	○				○			○				○	○	○	○				
60 大阪市			○						○	○	○						○	実技得点、面接得点	

区分 区市名	2次試験																
	開示方法						開示内容										
	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他	具体的に	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他	具体的に
61 堺市	○								○	○	○					○	不合格者には順位を開示
62 神戸市			○	○				○			○	○	○			○	不合格者全員に、不合格者中の順位を通知。
63 岡山市	○										○	○	○		○		
64 広島市			○					○				○	○		○		
65 北九州市				○					○	○		○	○		○		
66 福岡市			○					○			○	○	○	○	○		
67 熊本市			○	○						○							
68 豊能地区			○								○					○	面接試験、実技試験の得点
合計	23	3	23	3	32	1		33	16	28	12	50	38	23	23	23	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

7.5 成績の本人への開示(3次試験・備考)

区分 区市名	3次試験													試験全般について	
	開示方法			開示内容										備考	
	受験者全員	不合格者 のうち事前希望者	開示請求 その他	総合判定 ランク	総合判定 順位	筆記 得点	面接 判定	実技 判定	論文・作文 判定	模擬授業 判定	その他	具体的に			
01 北海道															
02 青森県															
03 岩手県															
04 宮城県															
05 秋田県															
06 山形県															
07 福島県															
08 茨城県															(3) 配点、(4) 選考基準の公表については、実施要項(HPに掲載)に各校種・教科・出願区分ごとに行われる試験・面接ごとの配点・評価基準を掲載 第1次試験合格者全員に、第1次試験結果通知書において、総合得点による合格区分(3ランク表示)をお知らせします。
09 栃木県															
10 群馬県															
11 埼玉県															
12 千葉県															
13 東京都															
14 神奈川県															
15 新潟県															
16 富山県															
17 石川県															石川県が求める教師像 1 児童生徒に対する教育的愛情を有する人 2 責任感と使命感を有する人 3 豊かな教養と専門的知識を有する人 4 広く豊かな体験を持ち、指導力・実践力を有する人 5 向上心を持ち、明るさ、積極性に富む人
18 福井県															
19 山梨県															
20 長野県															
21 岐阜県															
22 静岡県															
23 愛知県															実技試験の評価の観点等を公開するなど、受験案内に選考の方法等について掲載。 本県では、平成4年度から不合格者の総合成績ランク(上位よりA~Dの3段階)の簡易表示を実施。平成7年度からは簡易表示の総合成績ランクを3段階からA~Eの5段階にした。平成25年度からは簡易表示に代えて通知書を出すこととした。平成28年度からは不合格者の試験結果の総合成績ランク(不合格者の中で、上位よりA~Eの5段階)を削除した。
24 三重県															
25 滋賀県															
26 京都府															
27 大阪府		○			○	○	○					○	面接・実技試験の得点		
28 兵庫県															
29 奈良県															
30 和歌山県															
31 鳥取県															
32 島根県															
33 岡山県															
34 広島県															令和5年度採用選考では、第2次試験での小論文を中止したため、試験結果の開示を行っていない。
35 山口県															不合格者全員に通知しているものは下記記載のランクのみ。 1次試験 総合判定のランク、筆記試験、実技試験、面接の評価ランク 2次試験 総合判定のランク、小論文、実技試験、面接の評価ランク これ以外のものは、本人の開示請求に基づき開示している。
36 徳島県															
37 香川県															
38 愛媛県															
39 高知県															
40 福岡県															
41 佐賀県															
42 長崎県															
43 熊本県															問題・解答等の公表時期は、一次考査、二次考査ともに合格発表後に行う。約2週間後から約1ヶ月半後。筆記・実技等の配点及び各考査内容の基準点については、実施要項及びホームページへの掲載で、選考前に公表。第二次考査の論議の判定基準については、選考後に一般閲覧が可能。模擬授業等・面接の判定基準については、情報公開請求者に開示する。
44 大分県	○					○	○					○	2次試験の得点(模擬授業、個人面接、実技)		
45 宮崎県															
46 鹿児島県															
47 沖縄県															
48 札幌市															
49 仙台市															
50 さいたま市															
51 千葉市															
52 横浜市															
53 川崎市															筆記試験のみ一般閲覧。集団面接、小論文テーマについてはホームページにて公開。 実技試験では判定を開示している。
54 相模原市															
55 新潟市															
56 静岡市															上記は簡易開示請求。 別途、1次、2次試験ともに、不合格者全員へ、不合格者内でのランクを通知。
57 浜松市															
58 名古屋市															
59 京都市															●1次試験 ・受験者全員に通知：総合判定のランク ・選考後に本人の開示請求に基づき開示：総合判定、筆記試験の得点、面接の得点、実技試験の得点、論文の得点 ●2次試験 ・受験者全員に通知：総合判定のランク ・選考後に本人の開示請求に基づき開示：総合判定、面接の得点、実技試験の得点、論文の得点、模擬授業の得点
60 大阪市															
61 堺市															
62 神戸市															
63 岡山市															
64 広島市															
65 北九州市															
66 福岡市															
67 熊本市															
68 豊能地区															選考後に開示請求に基づき開示する場合には、請求内容により、面接試験・実技試験の判定内容等を開示する場合もある。
合計	1	1				1	2	1	1				2		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

8.1 提出書類等

区分 区市名	最終卒業学校における 成績証明書	卒業（見込）証明書	最終卒業学校長の推薦書 （人物証明書含む）	勤務先所属長の推薦書 （人物証明書含む）	教育実習成績の報告書	教員免許状の写し 又は取得見込証明書	健康診断書	自己推薦・アピール、 自己評価・申告書	その他	具体的に
01 北海道		○				○		○	○	結果通知用封筒、特別の選考の受験資格を確認する書類（職歴証明書、資格証明書等）
02 青森県						○				
03 岩手県	○	○				○				
04 宮城県		○				○	○	○		
05 秋田県		○				○	○	○		
06 山形県	○			○		○	○	○	○	推薦書
07 福島県	○	○				○	○		○	職歴
08 茨城県								○	○	講師等経験者特別選考勤務実績証明書、勤務実績証明書、派遣実績証明書、スポーツの実績一覧、加点申請に係る資格や実績に関する証明書等
09 栃木県		○				○	○			
10 群馬県						○		○		
11 埼玉県			○	○						
12 千葉県	○	○				○	○	○		
13 東京都		○				○	○	○		
14 神奈川県								○	○	職歴等申告書
15 新潟県		○				○		○	○	第1次検査の免除希望者や加点申請者は、必要な書類（身体障害者手帳や成績を証明する書類等）
16 富山県		○				○	○	○		
17 石川県						○	○	○		
18 福井県								○		
19 山梨県								○		
20 長野県	○	○		○		○		○		
21 岐阜県		○				○				
22 静岡県						○		○		
23 愛知県		○	○	○		○	○	○		
24 三重県								○		
25 滋賀県	○	○				○				
26 京都府									○	スペシャリスト特別選考については、実績報告書・論文の提出を求めている。
27 大阪府		○				○	○	○		
28 兵庫県										
29 奈良県						○		○		
30 和歌山県						○	○	○		
31 鳥取県								○	○	・障がいのある者を対象とした選考 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者職業センターなどの公的判定機関で交付された判定書の写し ・スポーツ・芸能の分野に秀でた者を対象とした選考 実績の内容が客観的に分かる書類（表彰状、新聞記事、雑誌記事、認定証等）の写し ・現職教諭を対象とした選考 小論文 ・教職大学院修了者を対象とした選考 専修免許状授与証明書、又は教職大学院修了見込証明書及び志願する試験区分・教科（科目等）に関する専修免許状取得見込証明書 ・英語に関する資格の所有者として志願する者 英語の資格を証明できる書類の写し ・複数免許状所有者として志願する者 要件を満たすことを示す免許状授与証明書 免許状の写し
32 島根県		○	○			○		○		
33 岡山県	○	○		○		○	○	○		
34 広島県								○		
35 山口県	○					○	○	○		
36 徳島県			○	○		○				
37 香川県	○	○		○		○	○	○		
38 愛媛県	○					○		○		
39 高知県		○				○	○	○	○	実技調書（小学校及び特別支援学校小学部受審者のみ提出）
40 福岡県									○	在職証明書等教職経験を証明する書類（講師等経験者特例）、前年度の合格通知書（一次試験合格者特例）、競技大会の成績を証明する書類（スポーツ成績優秀者特別選考）、修了証明書（大学院修了者特別選考）、障がい者手帳（障害のある人を対象とした特別選考）
41 佐賀県						○		○		
42 長崎県						○				
43 熊本県		○				○	○	○		
44 大分県		○				○	○		○	欠格事由該当照会書、意向調査書、履歴書、写真、勤務証明書
45 宮崎県		○				○		○		
46 鹿児島県	○	○				○				
47 沖縄県						○		○		

区分 縣市名	最終卒業学校における 成績証明書	卒業（見込）証明書	最終卒業学校長の推薦書 （人物証明書含む）	勤務先所属長の推薦書 （人物証明書含む）	教育実習成績の報告書	教員免許状の写し 又は取得見込証明書	健康診断書	自己推薦・アピール、 自己評価・申告書	その他	具体的に
48 札幌市						○		○		
49 仙台市		○				○		○		
50 さいたま市				○				○		
51 千葉市	○	○				○	○	○		
52 横浜市						○	○			
53 川崎市								○		
54 相模原市		○				○		○	○	加点や特別選考に係る免許状、証明書等、実務に関する証明書等
55 新潟市	○	○				○		○		
56 静岡市						○				
57 浜松市		○		○		○	○	○		
58 名古屋市		○				○		○	○	
59 京都市								○		
60 大阪市		○				○	○	○		
61 堺市								○		
62 神戸市	○	○				○	○	○		
63 岡山市	○	○		○		○	○	○		
64 広島市								○		
65 北九州市		○				○	○	○	○	履歴書、在職証明書、顔写真
66 福岡市								○		
67 熊本市	○	○				○	○	○		
68 豊能地区								○		
合計	16	34	4	10		50	26	52	14	

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

8.2 志願書や自己アピール等の提出書類において記載を求める社会体験等

区分 縣市名	クラブ活動、部活動等の 実施状況	ボランティア活動等の 実施状況	海外・外国居住・ 留学の経験	各種検定試験等の成績	教育実習の実施状況	介護等体験の 実施状況報告書	得意分野・ 重点履修分野	その他	具体的に
01 北海道	○	○	○	○	○	○	○	○	学校における教育実習以外の体験実習・インターンシップ
02 青森県	○	○		○			○		
03 岩手県	○	○		○			○		
04 宮城県	○	○					○	○	長所や短所, 教職に関する意欲, 部活動指導可能分野等
05 秋田県	○	○		○			○		
06 山形県				○			○		
07 福島県	○	○		○			○	○	司書教諭資格の有無
08 茨城県	○	○		○					
09 栃木県	○	○	○	○			○		
10 群馬県	○	○		○			○	○	本県志願の動機
11 埼玉県	○	○		○			○		
12 千葉県	○	○		○					
13 東京都	○	○		○	○	○	○		
14 神奈川県	○	○		○	○		○		
15 新潟県	○	○	○		○			○	志望理由、運動や音楽の技能、指導できる部活動等、職歴、保有する英語の資格や教員免許状
16 富山県	○	○	○	○			○		
17 石川県	○	○	○	○	○	○	○		
18 福井県	○	○	○	○					
19 山梨県	○	○					○		
20 長野県	○	○	○	○			○		
21 岐阜県	○	○		○	○		○		
22 静岡県	○	○		○	○		○		
23 愛知県	○	○	○	○			○		
24 三重県	○	○		○					
25 滋賀県	○	○			○		○		
26 京都府				○					
27 大阪府	○	○		○	○				
28 兵庫県	○						○	○	国際貢献活動経験
29 奈良県	○	○		○					
30 和歌山県	○	○	○	○			○		
31 鳥取県	○	○		○			○		
32 島根県	○	○		○			○		
33 岡山県	○	○	○	○			○		
34 広島県								○	これまで力を入れて取り組んだことや自己アピール、教員になって特に実践したい事柄
35 山口県		○	○				○		
36 徳島県	○	○	○	○			○		
37 香川県	○	○		○			○		
38 愛媛県	○	○							
39 高知県	○	○		○					
40 福岡県	○	○							
41 佐賀県								○	各自、課題に応じて、実績と思われる事項を選び、自由記述
42 長崎県	○	○							
43 熊本県	○	○					○		
44 大分県									
45 宮崎県	○	○					○		
46 鹿児島県	○	○		○					
47 沖縄県	○	○		○			○		
48 札幌市	○	○	○	○	○		○		
49 仙台市	○			○			○		
50 さいたま市	○	○		○				○	教員経験を含む社会人経験、国際貢献活動、卒業論文や研究など
51 千葉市	○	○		○					
52 横浜市	○	○	○	○	○		○		
53 川崎市	○	○	○	○			○		
54 相模原市	○	○		○			○	○	趣味等、長所・短所、指導できるクラブ・部活、小学校のみ正しい書き順の使用の有無と水泳の25mが泳げるかの可否
55 新潟市	○	○		○	○		○		
56 静岡市	○	○		○			○	○	教職員経験年数
57 浜松市	○	○	○	○	○		○		
58 名古屋市	○	○		○			○		
59 京都市	○	○		○			○	○	職歴
60 大阪市	○	○		○					
61 堺市	○	○	○	○	○				
62 神戸市	○	○		○					
63 岡山市	○	○		○	○		○		
64 広島市								○	これまで力を入れて取り組んだことや自己アピール、教員になって特に実践したい事柄
65 北九州市	○	○		○			○	○	学歴、職歴、教職員経験等
66 福岡市							○	○	学生サポーターや部活動指導員としての活動の有無
67 熊本市	○	○		○			○		
68 豊能地区		○			○		○		
合計	59	59	17	51	16	3	46	15	

(注) 合計については、実施した縣市の実数である。

8.3 願書等における賞罰の記載、備考

区分 区市名	願書等における 賞罰の記載有	記載内容			具体的に
		時期	賞罰の内容	その他	
01 北海道	○	○	○		
02 青森県	○	○	○		
03 岩手県	○	○	○		
04 宮城県	○	○	○		
05 秋田県	○	○	○		
06 山形県	○	○	○		
07 福島県	○		○		
08 茨城県	○	○	○		
09 栃木県	○	○	○		
10 群馬県	○	○	○	○	発令先
11 埼玉県	○	○	○	○	処分の理由、発令者
12 千葉県	○	○	○		
13 東京都	○	○	○		
14 神奈川県					
15 新潟県	○	○	○	○	刑罰・処分歴のみ回答
16 富山県					
17 石川県	○	○	○		
18 福井県	○	○	○		
19 山梨県	○	○	○		
20 長野県					
21 岐阜県	○	○	○		
22 静岡県	○	○	○		
23 愛知県	○	○	○		
24 三重県	○	○	○		
25 滋賀県					
26 京都府	○	○	○		
27 大阪府	○	○	○	○	理由
28 兵庫県	○	○	○		
29 奈良県	○		○		
30 和歌山県	○	○	○		
31 鳥取県	○	○	○		
32 島根県	○	○	○		
33 岡山県	○	○	○		
34 広島県	○	○	○		
35 山口県	○	○	○		
36 徳島県	○	○	○		
37 香川県					
38 愛媛県	○	○	○		
39 高知県	○	○	○		
40 福岡県	○	○	○		
41 佐賀県	○	○	○		
42 長崎県	○	○	○		
43 熊本県	○	○	○		
44 大分県	○	○	○		
45 宮崎県					
46 鹿児島県	○	○	○		
47 沖縄県					
48 札幌市	○	○	○		
49 仙台市	○	○	○		
50 さいたま市	○	○	○		
51 千葉市	○	○	○		
52 横浜市					
53 川崎市					
54 相模原市					
55 新潟市	○	○	○		
56 静岡市	○	○	○		
57 浜松市	○	○	○		
58 名古屋市					
59 京都市	○	○	○	○	理由
60 大阪市	○	○	○		
61 堺市	○	○	○		
62 神戸市	○		○		
63 岡山市	○	○	○		
64 広島市	○	○	○		
65 北九州市	○	○	○		
66 福岡市	○	○	○		
67 熊本市	○	○	○		
68 豊能地区	○	○	○		
合計	57	54	57	5	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

8.4 願書等における懲戒処分歴の記載

区分	区市名	願書等における賞罰の記載有	記載内容			具体的に	備考
			時期	賞罰の内容	その他		
01	北海道	○	○	○			
02	青森県	○	○	○			
03	岩手県	○	○	○			
04	宮城県					提出書類のうち、健康診断書は採用者が配置校等に持参。それ以外は第二次選考受験者が受験日受付時に提出 記載項目は、その他以外は出願願書に記載	
05	秋田県	○	○	○			
06	山形県	○	○	○		(1)の「勤務先所属長の推薦書(人物証明書含む)」については、現職教員特別選考受験者のみ提出。 「その他」の「推薦書」は大学推薦特別選考受験者のみの提出である。作成者は「大学等」としており、学校長に限らないため「その他」と回答している。	
07	福島県	○		○			
08	茨城県	○	○	○			
09	栃木県	○	○	○			
10	群馬県						
11	埼玉県	○	○	○	○	処分の理由、発令者	
12	千葉県	○	○	○			
13	東京都	○	○	○			
14	神奈川県	○	○		○	懲戒の種類等と発令者	
15	新潟県	○			○	学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当の有無	
16	富山県						
17	石川県	○	○	○		外国居住・海外留学の経験は、各種「活動歴」に含んで記載。各種検定試験時の成績は、「免許・特技・資格」に含んで記載。 ・(1)は出願時に必要な提出書類	
18	福井県	○		○			
19	山梨県	○	○	○			
20	長野県	○	○	○			
21	岐阜県	○	○	○			
22	静岡県	○	○	○			
23	愛知県	○	○	○		企業研修やボランティア活動等の実施状況、各種検定試験等の成績、得意分野・重点履修分野等については、特記事項に記載するよう指示している。また、志願書には、自己アピール欄を設けており、自己PRや特に力を入れて取り組んだことなどを自由に記載できるようになっている。	
24	三重県	○	○	○		「教職経験者等を対象とした特別選考[Ⅱ]」を受験する常勤講師等のみ勤務先所属長の人物証明書を提出。加点申請をした者は免許状の写し等を提出。	
25	滋賀県	○	○	○		(1)提出書類中の、最終卒業学校における成績証明書の提出は、高等学校教員、特別支援学校教員のみ。	
26	京都府	○	○	○			
27	大阪府	○	○	○	○	理由	
28	兵庫県	○	○	○			
29	奈良県						
30	和歌山県	○	○	○			
31	鳥取県	○	○	○			
32	島根県	○	○	○			
33	岡山県	○	○	○		(1)の勤務先所属長の推薦書は特別選考①及び②(講師経験者を対象とした選考)の出願者のみ	
34	広島県	○	○	○		懲戒処分歴がある場合、賞罰欄に必ず記入するようにしている。	
35	山口県	○	○	○			
36	徳島県					(1)最終卒業学校の推薦書<大学・大学院推薦による特別選考に係る者のみ>・勤務先所属長の推薦書<社会人を対象又は特別免許状授与を前提とした特別選考に係る者のみ>・教員免許状の写し又は取得見込証明書<加点申請をする際、関連する免許状取得状況の確認が必要な者のみ>	
37	香川県						
38	愛媛県	○	○	○			
39	高知県	○	○	○			
40	福岡県	○	○	○			
41	佐賀県	○	○	○			
42	長崎県	○	○	○		(1)提出書類について、特別採用選考で受験する場合は、各選考で求める書類を別途提出する必要あり。	
43	熊本県	○	○	○			
44	大分県	○	○	○		(3)及び(4)について、3次試験時に提出する「自己紹介書」に刑罰・処分歴の記載欄あり。	
45	宮崎県	○	○	○			
46	鹿児島県	○	○	○			
47	沖縄県	○	○	○			
48	札幌市	○	○	○			
49	仙台市						
50	さいたま市	○	○	○			
51	千葉市	○	○	○			
52	横浜市	○	○	○			
53	川崎市						
54	相模原市	○	○	○	○	発令者	
55	新潟市	○	○	○			
56	静岡市					・加点申請をする者で、加点該当免許状取得済の者についてはその免許状の写しの提出を求めている。	
57	浜松市	○	○	○			
58	名古屋	○	○	○			
59	京都市	○	○	○	○	理由	
60	大阪市	○	○	○		賞罰については、罰金刑以上(道路交通法違反を除く)の刑罰について記載させることとしており、その他に分限処分の内容も記載させることとしている。	
61	堺市	○	○	○		(1)提出書類については、大学等推薦者対象選考のみ、レポート、成績等の提出を求めているため○としている。他区分については提出を必要としているものは特になし。	
62	神戸市	○	○	○			
63	岡山市	○	○	○			
64	広島市	○	○	○		懲戒処分歴がある場合、賞罰欄に必ず記入するようにしている	
65	北九州市	○	○	○		(1)については、「教職経験者特別選考」志願者は在職証明書、「障害者特別選考」志願者は障害者手帳等の写し、「大学等推薦特別選考」志願者は成績証明書及び学校長推薦書、英語有資格者の特例を希望する志願者は資格証明書の写しを合わせて提出。	
66	福岡市	○	○	○			
67	熊本市	○	○	○			
68	豊能地区	○	○	○			
合計		59	55	57	6		

(注 合計については、実施した区市の実数である。)

9.1 問題作成、面接、採点、データ入力、集計等の業務段階ごとのチェック体制

区分 区市名	複数者でチェックする体制	独立した委員会等で実施 業務段階ごとに	情報技術による セキュリティ確保	その他	具体的に
01 北海道	○		○		
02 青森県	○	○	○		
03 岩手県	○				
04 宮城県	○				
05 秋田県	○	○			
06 山形県	○		○		
07 福島県	○		○		
08 茨城県	○				
09 栃木県	○		○		
10 群馬県	○				
11 埼玉県	○				
12 千葉県	○	○	○		
13 東京都	○	○	○		
14 神奈川県	○				
15 新潟県	○				
16 富山県	○				
17 石川県	○		○		
18 福井県	○		○		
19 山梨県	○				
20 長野県	○		○		
21 岐阜県	○		○		
22 静岡県	○	○	○		
23 愛知県	○	○	○	○	1次試験の採点は、数字で記入された解答用紙OCR(光学式文字読取装置)で読取り、データ化したものを電算処理している。
24 三重県	○		○		
25 滋賀県	○		○		
26 京都府	○		○		
27 大阪府	○		○		
28 兵庫県	○				
29 奈良県	○		○		
30 和歌山県	○	○	○		
31 鳥取県	○		○	○	選考業務担当課以外の教育事務局職員による、採点手続きの点検、答案の得点・評価表との評価と選考資料の突合。選考業務担当者以外の教育委員会事務局職員による採点の点検。
32 島根県	○		○		
33 岡山県	○	○	○		
34 広島県	○		○	○	各プロセスにおける県・市教育委員会による相互チェックの実施
35 山口県	○	○	○		
36 徳島県	○	○			
37 香川県	○				
38 愛媛県	○				
39 高知県	○	○			
40 福岡県	○				
41 佐賀県	○			○	選考資料の保管について、人事委員会の協力を得ている。
42 長崎県	○		○		
43 熊本県	○		○		
44 大分県	○	○	○		
45 宮崎県	○	○	○		
46 鹿児島県	○		○		
47 沖縄県	○				
48 札幌市	○		○		
49 仙台市	○			○	専用ネットワーク内でデータ入力などの処理を行っている。
50 さいたま市	○				
51 千葉市	○	○	○		

区分 区市名	複数者でチェックする体制	独立した業務段階ごとに 委員会等で実施	情報技術による セキュリティ確保	その他	
					具体的に
52 横浜市	○	○			
53 川崎市	○				
54 相模原市	○				
55 新潟市	○	○	○		
56 静岡市	○	○	○		
57 浜松市	○	○	○		
58 名古屋市	○				
59 京都市	○		○		
60 大阪市	○		○		
61 堺市	○				
62 神戸市	○				
63 岡山市	○				
64 広島市	○		○	○	各プロセスにおける県・市教育委員会による相互チェックの実施
65 北九州市	○		○		
66 福岡市	○		○		
67 熊本市	○		○		
68 豊能地区	○				
合計	68	18	40	6	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

9.2 各受験者の筆記試験の答案や面接の判定等の元データと選考後の確定データとの突合チェック

区分 区市名	行う	事務局 教育委員 会で行う	事務局 以外で 行う 教育委員 会	その他	具体的に
01 北海道	○	○			
02 青森県	○	○			
03 岩手県	○	○			
04 宮城県	○	○			
05 秋田県	○	○			
06 山形県	○	○			
07 福島県	○	○			
08 茨城県	○	○			
09 栃木県	○	○			
10 群馬県	○	○			
11 埼玉県	○	○			
12 千葉県	○	○			
13 東京都	○	○	○		
14 神奈川県	○	○			
15 新潟県	○		○		
16 富山県	○	○	○		
17 石川県	○	○			
18 福井県	○	○		○	民間の方による選考過程の点検
19 山梨県	○	○			
20 長野県	○	○			
21 岐阜県	○	○			
22 静岡県	○	○			
23 愛知県	○	○			
24 三重県	○	○			
25 滋賀県	○	○			
26 京都府	○	○		○	
27 大阪府	○	○			
28 兵庫県	○	○			
29 奈良県	○	○			
30 和歌山県	○	○			
31 鳥取県	○	○			
32 島根県	○	○			
33 岡山県	○	○			
34 広島県	○	○			
35 山口県	○	○			
36 徳島県	○	○			
37 香川県	○	○			
38 愛媛県	○	○			
39 高知県	○	○			
40 福岡県	○	○			
41 佐賀県	○			○	人事委員会に保管してもらった資料を選考後に事務局で突合チェックをしている。
42 長崎県	○	○		○	選考資料は教育委員による突合チェックを行う。
43 熊本県	○	○			
44 大分県	○		○		
45 宮崎県	○	○			
46 鹿児島県	○	○			
47 沖縄県	○	○			
48 札幌市	○	○			
49 仙台市	○	○			
50 さいたま市	○	○			
51 千葉市	○	○			
52 横浜市	○	○			
53 川崎市	○	○			
54 相模原市	○	○			
55 新潟市	○	○			
56 静岡市	○	○			
57 浜松市	○	○			
58 名古屋市	○	○			
59 京都市	○	○			
60 大阪市	○	○			
61 堺市	○	○			
62 神戸市	○	○			
63 岡山市	○	○			
64 広島市	○	○			
65 北九州市	○	○			
66 福岡市	○	○			
67 熊本市	○	○			
68 豊能地区	○	○			
合計	68	65	4	4	

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

9.3 業務における受験者の匿名化

区分 区市名	採点者に氏名・受験番号 が分からないように配慮	置き換えるなど受験者を 特定できないようにして いる	集計時等に受験番号を整理 番号に	その他	
					具体的に
01 北海道	○				
02 青森県	○				
03 岩手県				○	採点者に受験者名が分からないように配慮している
04 宮城県		○		○	採点はマークシート式のため、採点機器で実施している
05 秋田県	○				
06 山形県	○				
07 福島県	○	○		○	解答用紙には、受験番号のみを記入させ、選考会議でも個人が特定できないようにしている。
08 茨城県	○				
09 栃木県		○			
10 群馬県	○				
11 埼玉県	○	○			
12 千葉県	○				
13 東京都	○				
14 神奈川県	○				
15 新潟県	○	○			
16 富山県	○	○			
17 石川県	○				
18 福井県	○	○			
19 山梨県	○	○			
20 長野県	○	○			
21 岐阜県				○	採点者に受験者名が分からないようにしているが、受験番号を置き換えることは事務上のミスにつながりやすいため行っていない。
22 静岡県	○				
23 愛知県				○	採点者に受験者名が分からないように配慮している。
24 三重県	○	○		○	筆答試験はマークシート方式で、採点を外部委託している。
25 滋賀県	○				
26 京都府	○	○		○	判定用データ作成に教職員人事課が関与しない。マークシートの活用(教職教養、面接試験)。採点者が直接データ入力(専門教科、実技試験)
27 大阪府	○				
28 兵庫県	○				
29 奈良県	○	○			
30 和歌山県	○	○			
31 鳥取県		○		○	採点者に受験者名が分からないようにするため、解答用紙には受験番号のみを記載することとしている。
32 島根県	○	○			
33 岡山県	○				
34 広島県	○			○	合否の審議に当たって、受験者の氏名を伏せて行う。
35 山口県	○	○			
36 徳島県	○				
37 香川県	○				
38 愛媛県	○				
39 高知県	○			○	筆記審査の採点を業者へ委託している
40 福岡県					
41 佐賀県	○				
42 長崎県	○				
43 熊本県	○	○			
44 大分県	○	○			
45 宮崎県	○	○			
46 鹿児島県	○				
47 沖縄県	○				
48 札幌市	○				
49 仙台市		○			
50 さいたま市	○				
51 千葉市	○				
52 横浜市	○			○	得点及び順位に基づいて合否判定を行っており、受験者の氏名は使用しない
53 川崎市				○	採点段階では匿名化は行っていないが、各判定会議時に匿名化を行っている。
54 相模原市					
55 新潟市	○	○			

区分 区市名	採点者に氏名・受験番号 分らないように配慮	置き換えるなど受験者を 特定できないようにして いる	集計時等に受験番号を整理 番号に	その他	
					具体的に
56 静岡市	○				
57 浜松市	○				
58 名古屋市	○	○			
59 京都市	○				
60 大阪市	○				
61 堺市	○				
62 神戸市	○				
63 岡山市					
64 広島市	○		○	合否の審議にあたって、受験者の指名を伏せて行う。	
65 北九州市	○				
66 福岡市	○				
67 熊本市	○				
68 豊能地区	○				
合計	57	22	13		

(注) 合計については、実施した区市の実数である。

9.4 公正な面接試験の確保

区分	利害関係者が面接しない	不要な情報を求めない	面接委員に民間人や保護者等を起用	その他	
					具体的に
県市名					
01 北海道	○	○	○		
02 青森県	○	○			
03 岩手県	○	○	○		
04 宮城県	○				
05 秋田県	○				
06 山形県	○	○	○		
07 福島県	○	○		○	面接官に受験者名が分からないようにしている。
08 茨城県	○		○		
09 栃木県	○	○	○		
10 群馬県	○				
11 埼玉県	○	○	○		
12 千葉県	○	○	○	○	採用選考の趣旨や面接官としての心得等を2回の研修を通して確認。
13 東京都	○	○		○	面接委員には、民間企業管理職等を含む様々な分野に依頼しており、あらかじめどの受験者がどの面接委員に当たるかわからない仕組みになっている。
14 神奈川県				○	受験者と利害関係がある場合は面接官を変更している。
15 新潟県	○	○	○		
16 富山県	○	○	○	○	どの受験者を面接するかは、当日まで面接委員には知らせない。
17 石川県	○	○			
18 福井県	○	○	○		
19 山梨県	○	○			
20 長野県	○	○	○	○	受験者の出身校がわからないように配慮
21 岐阜県	○	○	○		
22 静岡県	○	○	○		
23 愛知県	○	○	○	○	面接委員研修会を実施し、面接官の資質向上と面接方法の習得を図っている。
24 三重県	○	○		○	面接の直前まで、面接官に面接会場教室や担当する受験者を知らせていない。
25 滋賀県	○	○			
26 京都府	○	○			
27 大阪府	○	○		○	どの受験者を面接するかは、直前まで面接員にわからないようにしている。
28 兵庫県	○	○		○	面接委員に対して面接技法講習を実施している。
29 奈良県	○	○	○		
30 和歌山県	○	○			
31 鳥取県	○	○		○	同一教科は、同一面接官で面接を行う。教育職のみでなく、行政職も面接官となる。
32 島根県	○	○	○		
33 岡山県	○	○			
34 広島県	○	○			
35 山口県	○	○	○		事前に志願書の履歴欄から受験者の臨探勤務校を確認し、該当受験者の面接グループの面接委員に勤務校関係者を充てないようにしている。面接試験及び実技試験において、面接官及び評定者に受験者名が分からないようにして実施している。
36 徳島県	○	○	○		
37 香川県	○	○	○		
38 愛媛県	○		○		
39 高知県	○	○	○		
40 福岡県	○		○		
41 佐賀県	○	○	○		
42 長崎県	○	○	○		
43 熊本県	○	○	○	○	試験員説明会で、公正な面接試験実施に向けて注意喚起を行っている。
44 大分県	○	○	○		
45 宮崎県	○	○	○		
46 鹿児島県	○	○	○		
47 沖縄県	○	○	○		
48 札幌市	○	○	○		
49 仙台市	○		○		
50 さいたま市	○		○		
51 千葉市	○	○	○	○	採用選考の趣旨や面接官としての心得等を2回の研修を通して確認。
52 横浜市	○	○		○	面接官を対象に事前研修を実施し、公平・公正な試験運営に向けた意識付けを行っている
53 川崎市	○	○	○		
54 相模原市	○	○	○		
55 新潟市	○	○	○		
56 静岡市	○	○			
57 浜松市	○			○	面接委員に渡す資料は、受験者の氏名・住所等が分からないようにしている。
58 名古屋市	○	○			
59 京都市	○	○		○	複数の面接官により、面接試験を実施。
60 大阪市	○	○			
61 堺市	○	○			
62 神戸市	○				
63 岡山市	○	○			
64 広島市	○	○			
65 北九州市	○	○		○	教職関係者の他、行政関係者を面接官等に登用している。
66 福岡市	○	○			
67 熊本市	○	○			
68 豊能地区	○	○			
合計	67	57	35	17	

(注)合計については、実施した県市の実数である。

9.5 教員免許状の有効性等の確認(免許状所持者のみ)

区分	失効・取上げの状況		教員免許状の有効性		その他	具体的に
	官報情報検索ツールを用いて確認している	官報により確認している	授与証明書により確認している	原本、更新講習修了証明書により確認している		
区市名						
01 北海道	○		○			
02 青森県	○			○		
03 岩手県	○		○	○		
04 宮城県	○		○			
05 秋田県	○		○	○		
06 山形県	○		○	○		
07 福島県			○	○		
08 茨城県	○				○	教員免許状の写し(原本証明付)を提出
09 栃木県	○					
10 群馬県	○		○	○		
11 埼玉県	○		○	○	○	教員免許状の失効・取上げの状況を他の都道府県からの通知により確認している。
12 千葉県	○			○		
13 東京都	○	○	○	○		
14 神奈川県	○		○	○		
15 新潟県	○	○	○	○		
16 富山県	○				○	教員免許状の有効性について、更新講習受講履歴のデータベース検索及び電話での詳細な聞き取りにより確認する。
17 石川県		○		○		
18 福井県	○	○		○		
19 山梨県	○		○	○		
20 長野県	○				○	教員免許状のコピー又は取得見込み証明書の提出
21 岐阜県	○			○		
22 静岡県	○			○		
23 愛知県	○				○	教員免許状の更新については、任用書類提出時に教員免許状の写しの提出とともに、自己申告により確認している。
24 三重県	○					
25 滋賀県	○			○		
26 京都府	○		○	○		
27 大阪府	○		○	○		
28 兵庫県	○	○				
29 奈良県	○		○	○		
30 和歌山県	○			○		
31 鳥取県	○		○	○		
32 島根県	○		○	○		
33 岡山県					○	採用候補者名簿登録者対象の面談の際に、原本確認をしている。
34 広島県	○					
35 山口県	○					
36 徳島県	○		○			
37 香川県	○					
38 愛媛県	○			○		
39 高知県				○		
40 福岡県	○			○		
41 佐賀県	○	○	○	○		
42 長崎県	○					
43 熊本県	○				○	第三次提出書類として免許状の写し及び更新講習修了確認証明書の提出を求め、辞令交付の際に原本との照合を行う。
44 大分県	○			○		
45 宮崎県	○		○	○		
46 鹿児島県	○			○		
47 沖縄県	○				○	免許状の写しの提出と有効期間、終了確認期限の確認
48 札幌市	○		○			
49 仙台市	○		○	○		
50 さいたま市	○		○	○		
51 千葉市	○			○		
52 横浜市	○		○	○		
53 川崎市	○		○	○		
54 相模原市	○		○	○		
55 新潟市	○		○	○		
56 静岡市	○	○	○	○		
57 浜松市	○	○	○	○		
58 名古屋市	○	○	○	○	○	教員免許状の写しを提出させて確認している
59 京都市	○		○	○		
60 大阪市				○		
61 堺市	○	○				
62 神戸市	○			○		
63 岡山市				○		
64 広島市	○					
65 北九州市	○		○	○		
66 福岡市	○			○		
67 熊本市	○	○		○		
68 豊能地区	○					
合計	61	11	32	47	9	

(注)合計については、実施した区市の実数である。

9.6 その他不正防止のための措置

区分 県市名	選考に係る不正についての 通報等の窓口設置	教育委員による採用プロセスの 点検・見直し	教育委員会以外から採用プロセスの 点検・見直しの助言等を受ける	関係職員への倫理研修等の実施	その他	特段の対応を行っていない
01 北海道	○		○		○ ・守秘義務に関するリーフレットを作成し、検査員に配付するとともに、事前説明会で注意喚起している。 ・検査員への配付資料に通し番号をつけ台帳管理するとともに、検査業務終了時に配付資料を回収し、資料管理を徹底している。	
02 青森県	○					
03 岩手県				○		
04 宮城県	○					
05 秋田県	○	○			○ 三親等以内に受験予定者がいる場合、採用試験に係る業務から一切外している。	
06 山形県				○		
07 福島県					○ 選考試験を担当していない管理主事や行政系の職員による点検を実施している。	
08 茨城県					○ 面接技法講習会を開催し、面接員の資質能力の向上を図り、的確な判定に努めている。	
09 栃木県		○	○	○		
10 群馬県		○				
11 埼玉県	○	○	○	○		
12 千葉県	○		○	○	○ ①選考に関わる資料全てにナンバリング及び記名をし、配付・回収の管理を徹底。 ②親族に受験者がいる場合、全ての採用選考業務に関与させない。	
13 東京都		○			○ 1 問題作成の部署と選考実施の担当部署が、別組織となっている。 2 面接選考は、面接委員の規模及び起用する分野が広範囲となっており、不正が生じない仕組みとしている。 3 選考実施後のデータの集計・管理は、外部機関へ委託している。合否の判定は、委託機関が作成したデータ表を使って行っており、仮に修正等を都から委託機関へ指示する場合は書面によることになっており、委託機関において全ての修正履歴が残るよう措置を講じている。 4 データに関わる事務は行政系職員が行っており、担当する職員は2～3年で人事異動により職場が変わることになっている。	
14 神奈川県				○		
15 新潟県		○		○		
16 富山県	○		○		○ 1次検査後及び2次検査後に、採点から選考まで過程で不正がないか、外部有識者による外部チェックを行っている。	
17 石川県	○			○		
18 福井県		○	○			
19 山梨県						○
20 長野県	○		○	○		
21 岐阜県		○				
22 静岡県		○	○	○		
23 愛知県	○	○	○	○	○ 教員採用に関する適正な選考基準及び方法や選考試験の実施状況を協議するための事務局長の諮問機関として、一般有識者9名、公立学校関係者4名で構成する検討会議を設置し、1次試験、2次試験の合否通知前に開催し公正を期している。	
24 三重県				○	○ 複数の者が確認しながら入力した後、他者が点検している。集計は専用ソフトで行われ、集計結果もパスワードで管理された専用サーバーに保存されている。入力作業に携わらなかった者が、選考試験判定資料と元データの突合作業を行い、ミスや不正がないことを確認している。判定会議は、選考に必要な項目のみを整理番号でまとめた資料を用いて行っている。	
25 滋賀県		○		○	○ 第一次選考の一般教養・教職教養試験の採点については、外部委託。	
26 京都府				○		
27 大阪府				○		
28 兵庫県			○	○		
29 奈良県		○		○		
30 和歌山県		○	○	○		
31 鳥取県	○	○		○	○ 試験実施や選考に関与しない課(教育行政監察)によるチェックや指摘を受けている。	
32 島根県		○	○	○		
33 岡山県	○	○		○		
34 広島県				○	○ 各プロセスにおける県・市教育委員会による相互チェックの実施	
35 山口県	○	○	○	○		
36 徳島県				○		
37 香川県	○					
38 愛媛県	○	○				
39 高知県						○
40 福岡県		○				
41 佐賀県	○		○	○		
42 長崎県		○				
43 熊本県	○			○		
44 大分県					○ 教育委員会外で、答案保管及び成績処理を行っている。	
45 宮崎県						○
46 鹿児島県	○					
47 沖縄県	○	○				

区分 区市名	選考に係る不正についての 通報等の窓口設置	教育委員による採用プロセスの 点検・見直し	教育委員会以外から採用プロセスの 点検・見直しの助言等を受ける	関係職員への倫理研修等の実施	その他	具体的に	特段の対応を行っていない
48 札幌市	○	○		○			
49 仙台市							○
50 さいたま市	○						
51 千葉市	○		○	○	○	①選考に関わる資料全てにナンバリング及び記名をし、配付・回収の管理を徹底。 ②親族に受験者がいる場合、全ての採用選考業務に関与させない。	
52 横浜市	○			○	○	①「要望記録・公表制度」「不正防止内部通報制度」等の全市の不正防止制度が導入されている ②面接官を対象に事前研修を実施し、公平・公正な試験運営に向けた意識付けを行っている	
53 川崎市					○	複数の管理職による管理・運営・実施を行っている。	
54 相模原市				○			
55 新潟市		○					
56 静岡市							○
57 浜松市		○		○			
58 名古屋市			○	○			
59 京都市	○	○		○			
60 大阪市		○			○	「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、市政に係る全般的な不正に関して通報又は投書等の窓口を、平成18年から設置している。また、「口利き行為」等の不正な働きかけがあった場合、同条例に基づき、厳正に対応することがルール化されている。	
61 堺市							○
62 神戸市							○
63 岡山市		○					
64 広島市				○	○	各プロセスにおける県・市教育委員会による相互チェックの実施	
65 北九州市				○			
66 福岡市		○		○			
67 熊本市					○	・三親等以内に受験者がいる場合は、選考業務から除外している。 ・採用に関する文書ファイルには、関係者以外アクセスできないように管理している。 ・結果集計は、複数で行っている。	
68 豊能地区					○	面接員に対して研修を実施し、公平・公正な選考を行うよう注意喚起している	
合計	24	28	16	36	20		7

(注)合計については、実施した区市の実数である。